

**新潟市の広域合併における
市民への効果・影響に関する調査報告**

平成18年9月

新潟市企画財政局企画部企画課

本調査報告について

新潟市は、政令指定都市の実現を目指し、平成17年3月21日に新津市・白根市・豊栄市・小須戸町・横越町・亀田町・岩室村・西川町・味方村・潟東村・月潟村・中之口村と合併し、更に同年10月10日には巻町と合併を果たしました。

この広域合併により、面積約726km²、人口約81万人を有する高次都市機能と緑豊かな自然環境が調和・共存した都市となりました。

この調査は、広域合併から約1年を経過して、住民生活に密接に関わる制度について、合併後の状況や住民意識調査を踏まえ、この合併によりどのような効果や影響があったのかを検証し、今後の新しいまちづくりに活用していきたいと考えています。

目 次

■ 合併による効果・影響に関する調査についての総括 ■

- I 合併後の各種事務事業について
- II 経費削減・効率化について
- III 市民アンケートについて
- IV まとめ

■ 調査結果 データ編 ■

- I 旧新潟地域住民への効果・影響
 - 事務事業一覧表…………… 1
 - 合併検証調査票…………… 2
- II 編入市町村への効果・影響
 - 事務事業一覧表…………… 5
 - 合併検証調査票
 - (保健福祉分野)…………… 11
 - (住民生活分野)…………… 102
 - (教育・文化分野)…………… 150
 - (産業分野)…………… 183
 - (都市整備分野)…………… 213
- III 経費削減・効率化について
 - 事務事業一覧表…………… 235
 - 合併検証調査票…………… 236
- IV 市民アンケート実施結果について
 - 市民アンケート実施結果について…………… 241
 - 回答者の構成について…………… 243
 - 問1の回答結果について…………… 244
 - 問2の市民から寄せられた具体的な意見・要望について… 245

■ 合併による効果・影響に関する調査についての総括 ■

【調査目的】

本調査は、新潟市と近隣13市町村による広域合併から約1年を経過したことから、合併後の住民生活に密接に関わる各種事務事業の状況や住民意識を調査し、市民にどのような効果や影響があったのかを検証することを主な目的としたものである。

【調査方法】

◆ 合併後の各種事務事業及び経費削減・効率化について

主に合併協議会で協議された住民生活に密接に関わる各種事務事業をベースに調査対象事業を抽出し、市の所管課等に対して合併後の状況調査を行った。

また、経費削減・効率化が図られた各種事務事業等についても同様の調査を実施した。なお、効果・影響を数値化できるものは数値データで示した。

◆ 市民アンケートについて

市報にいがた、ホームページ等において周知し、平成18年4月26日から同年5月23日まで市役所本庁舎、地区事務所、連絡所及び各支所にアンケート用紙及び投函箱を設置し、市民を対象にアンケート調査を行った。

【調査結果】

I 合併後の各種事務事業について

◆ 合併協議会における各種事務事業の調整過程について

合併協議会において住民生活に密接に関わる各種事務事業を比較したところ、その半数以上において旧新潟市のサービス水準が高く、低いものは1割以下の結果となった。これにより、合併後の各種事務事業は、原則的に旧新潟市の制度に統一することとした方針が承認され、これに基づき事務事業調整作業が進められた。

＜ 各種事務事業調整の原則（抜粋）＞

- 1 原則として新潟市の制度に統一する。
- 2 関係市町村の制度のうち、合併後ただちに統一することで住民生活に非常に大きな影響をもたらすものについては、一定の期間、激変緩和措置を設ける。
- 3 関係市町村の独自の施策については、「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、調整に努める。合併後、一定の段階で改めて調整するものとする。

◆ 合併後の各種事務事業の調査結果について

現時点での効果・影響について旧市町村別にデータとして取りまとめたものであり、主な調査結果は、次のとおりである。

1 旧新潟地域住民への効果・影響

証明書等の交付窓口の増加や旧市町村単位で使用していた各種施設の相互利用が可能となったこと、また、編入市町村で行っていた水準の高い事業についても一部新潟市の事業として制度化されるなどの効果が認められる。

- ① 各種証明書等の交付窓口の増加
- ② 障害者紙おむつ支給事業の実施
- ③ 行政出張講座開催事業の実施
- ④ 緑化活動補助事業の実施

2 編入市町村への効果・影響

「各種事務事業調整の原則」に基づき旧新潟市の制度等に合わせた調整を行ったことから全般的にサービス水準が高くなっている。

(1) 保健福祉分野

- ① 保育園の相互利用化
- ② ひとり親家庭に係る各種事務事業の充実
- ③ 重度心身障害者福祉手当制度の実施
- ④ 斎場利用料の無料化
- ⑤ 給地区分変更による生活保護基準額の増額
- ⑥ 低所得世帯における見舞金品や入学・卒業祝品の支給事業の実施

(2) 住民生活分野

- ① 交通遺児等に対する交通災害共済加入金助成事業の実施
- ② 集会所用地取得に係る資金利子補給等補助事業の実施
- ③ 消防出動体制の強化や消防車両、機材等の充実・強化
- ④ 市税や上下水道料金等の収納窓口の増加

(3) 教育・文化分野

- ① 全小中学校に図書館司書を配置
- ② 自転車通学者に対するヘルメット支給事業の実施
- ③ 児童生徒を対象に市の施設利用が減免となる「サタデーパスポート」の配布
- ④ 保育園・幼稚園・小中学校などの教育活動による入館料減免制度の適用
- ⑤ 新潟市水族館の入館料の市民割引の適用

(4) 産業分野

- 環境、商工面における助成制度の拡大

(5) 都市整備分野

- 建築確認申請の確認済証交付の迅速化

***** (参考) 廃止した各種事務事業 *****

本調査では、住民生活に密接に関わる各種事務事業の合併後の状況を把握することを目的としているため、合併協議により廃止となった事業は調査の対象外としている。

廃止した主な事務事業及びその理由は、次のとおりである。

・チャイルドシート普及事業（豊栄，横越，亀田，岩室，西川，味方，渦東，月渦，中之口及び巻地区）

（理由）道路交通法の改正による設置義務化から数年が経過し，チャイルドシートが住民生活に既に定着しており，また，安価に購入可能となったため。

・環境美化条例（新津，白根，小須戸，岩室，西川，味方，渦東，月渦，中之口及び巻地区）

（理由）「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」に同種の内容が規定されており，同条例を適用することにより目的を達成できるため。

・介護住宅改修費等貸付事業（豊栄地区）

（理由）旧新潟市において制度がなく，豊栄地区においても制度の利用者が著しく少なかったため。

II 経費削減・効率化について

組織の統廃合や，事務事業の効率化等により大幅な経費の削減が図られた主なものは，次のとおりである。

削減額は，合併前と合併後の単年度の予算等の比較によるものである。

- | | |
|---------------------|-------------|
| ① 職員人件費の削減 | (約2,021百万円) |
| ② 特別職等の削減 | (約 728百万円) |
| ③ 議会関係経費の削減 | (約 816百万円) |
| ④ 編入市町村の各種附属機関等の廃止 | (約 22百万円) |
| ⑤ 一部事務組合の廃止 | (約 13百万円) |
| ⑥ 電算システムの統合による経費の削減 | (約 182百万円) |

Ⅲ 市民アンケートについて

◆ 市民アンケート実施結果

問1 『合併前と比べて、現在新潟市の行っている行政サービスについて、全体的にどのように感じますか。』

市民全体

選択肢	人数	割合
良くなった	2人	1.4%
やや良くなった	16人	11.0%
変わらない	57人	39.0%
やや低下した	20人	13.7%
低下した	26人	17.8%
分からない	24人	16.4%
未回答	1人	0.7%
合計	146人	100.0%

旧新潟市域住民

選択肢	割合
良くなった	1.4%
やや良くなった	11.4%
変わらない	52.9%
やや低下した	5.7%
低下した	5.7%
分からない	21.4%
未回答	1.4%
合計	100.0%

旧新潟市域以外住民

選択肢	割合
良くなった	1.4%
やや良くなった	11.0%
変わらない	24.7%
やや低下した	21.9%
低下した	30.1%
分からない	11.0%
未回答	0.0%
合計	100.0%

問2 『問1で答えていただいた内容について、なぜそのように感じられるのか具体的な事例がありましたら「良くなった点」、「悪くなった点」それぞれについてご記入ください。』

(主な意見内容)

1 合併を評価した意見等

- ・ 交付窓口の増加や職員対応の向上
- ・ 観光資源や特産品が増加
- ・ 新潟市の都市イメージの向上
- ・ 利用可能施設の拡大
- ・ 各種広報・広聴の充実

2 説明を要する意見等

具体的な意見・要望については「調査結果データ編」において、寄せられた意見等に対する説明・対応を記載した。大別した主な意見等は、次のとおりである。

(1) 合併による問題・課題を指摘した意見

- ・地名、住所の変更により旧市町村各地域の特定が困難
- ・組織の拡大に伴う申請窓口の複雑化、手続の煩雑化
- ・事務が支所で完結せず、本庁に確認するなど事務処理の所要時間が増加
- ・地元意見の埋没化への懸念
- ・税・利用料等の負担増に対する不満

(2) 誤解や認識の相違による意見

- ・行政制度・事業の変更等をすべて合併によるものと誤解
- ・合併前後の事務取扱方法の相違
- ・法令解釈等の相違

※ 回答者データ

① 地域別構成比

地域	人数	割合
旧新潟市	70人	47.9%
旧新潟市以外	73人	50.0%
未回答	3人	2.1%
合計	146人	100.0%

② 男女別構成比

性別	人数	割合
男	110人	75.3%
女	32人	21.9%
未回答	4人	2.7%
合計	146人	100.0%

③ 年齢別構成比

年齢	人数	割合	年齢	人数	割合
20代	10人	6.8%	70代	5人	3.4%
30代	29人	19.9%	80代以上	1人	0.7%
40代	37人	25.3%	未回答	1人	0.7%
50代	38人	26.0%	合計	146人	100.0%
60代	25人	17.1%			

(注) 端数処理のため、各項目の足し上げが合計数値に一致しないことがあります。

IV まとめ

1 各種事務事業

旧新潟市においては、利用施設や行政窓口が増加し利便性が向上しただけでなく、従来のサービスに加えて編入市町村で行われていた進んだ取組みを新たに新潟市においても制度化したり、あるいは合併を契機として制度化に向けた検討を行っているなど、サービスの向上が図られている。

一方、編入市町村においては、各種事務事業調整の原則に基づき、基本的に、制度がなかったり、水準が低かった事業を新潟市の制度水準に合わせたことからサービスの向上が図られている。

事業あるいは地域によっては水準が低くなったものも見られるが、総体的に見た場合には合併後の水準が高くなっていることが確認できた。

しかし、充実が図られた事業で利用実績の少ない事例も見受けられることから、今後は制度の周知にも課題が残されている。

2 経費削減・効率化

地方財政を取り巻く環境が今後更に厳しさを増すことが予想される中で、多様化した市民ニーズに対応するため、合併による経費削減・効率化は、行財政基盤の強化を図る有効な手段である。

合併によって職員や特別職の人件費削減、議会関係経費の削減、電算システムの統合などにより大きな経費削減・効率化が図られた。これらの削減・効率化した経費をより効果的に事業施策や更なるサービス強化に向けることが可能となった。

3 市民アンケート

全体では、「良くなった」と「やや良くなった」を合わせて12%、「低下した」と「やや低下した」を合わせて32%となっており、一方で過半数の住民が「変わらない」や「分からない」と回答している。

旧新潟市住民の回答状況では、「良くなった」と「やや良くなった」を合わせて13%で全体での結果とほぼ同様であるが、「低下した」と「やや低下した」も合わせて11%であり賛否が均衡している状況である。その分「変わらない」や「分からない」の比率が75%を占めている。

編入市町村住民の回答状況では、「良くなった」と「やや良くなった」を合わせて12%で全体での結果と同様であるが、「低下した」と「やや低下した」が合わせて52%と過半数に達している。また、「変わらない」や「分からない」は36%である。

「良くなった」あるいは「低下した」といった評価の理由となった具体的な事例を尋ねた問いに対しては、未記入であったり、回答内容との整合性がとれていないものも見受けられた。

「良くなった」など評価した意見では、窓口対応や施設利用、広報広聴に関するものなど市民と直接接する分野での意見のほか、都市イメージの向上や地域の魅力の増加などに期待を込めた意見も寄せられており、政令指定都市「にいがた」を今後更に全国に発信していく必要がある。

「低下した」との意見では、誤解や認識の違い、合併とは直接関係のない事例も多く見受けられ、行政サービスや合併のメリットについて更なる周知、説明が必要である。

また、「変わらない」、「分からない」といった意見が全体の過半数を占めており、合併後の行政サービスについては、基本的に大きな影響があったとは受け止めていない人が多く見られる。これは、合併して日も浅く判断を留保したり、今は過渡期で今後の政令指定都市の大きな変化を見て判断しようとする人が少なくないものと考えられる。

■ 調査結果 データ編 ■

(参考：第3回新潟地域合併問題協議会において承認された各種事務事業調整の原則)

各種事務事業調整の原則について

1 原則として新潟市の制度に統一する。

理由 12市町村の各種事務事業を評価すると、新潟市のサービス水準が上回っているものが52.0%を占め、逆に低いものは8.4%であることから、新潟市の制度に統一することで住民サービスの向上が図られる。

また、この場合においても、新潟市のサービス水準が他市町村より低いものを一定水準に引き上げることや、新潟市以外の制度で新市全体として取り組むべきと思われる制度についても十分検討する必要がある。

12 市町村各種事務事業評価概要

新潟市のサービス水準が他市町村より低いもの	19件	8.4%
新潟市と他市町村のサービス水準が同等のもの	50件	22.0%
新潟市のサービス水準が他市町村を上回っているもの	118件	52.0%
新潟市と他市町村のサービス水準で上下が混在するもの等	40件	17.6%
	227件	100.0%

2 関係市町村の制度のうち、合併後ただちに統一することで住民生活に非常に大きな影響をもたらすものについては、一定の期間、激変緩和措置を設ける。

理由 関係市町村の制度で、新潟市の制度にただちに統一すると住民生活や利用者負担に急激な変化をもたらすものについては、経過措置を設けることでその影響を緩和する必要がある。

3 関係市町村の独自の施策については、「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、調整に努める。合併後、一定の段階で改めて調整するものとする。

理由 関係市町村においては伝統や文化、あるいは地域コミュニティに基づいて独自に推し進めてきた事務事業があり、それらは地域に定着したものであることから「政令指定都市の実現を目指す決議」を尊重し、将来の区制も念頭に置きながら存続について十分に検討する必要がある。

また、地域に限定して存続とした場合、合併後、政令指定都市への移行の状況などを見ながらその内容について検討していく必要がある。

I 旧新潟地域住民への効果・影響

【事務事業一覧表】

番号	分野	事務事業名	担当課名
1	保健福祉	障害者紙おむつ支給事業	障害福祉課
2	保健福祉	人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	障害福祉課
3	保健福祉	保育の状況(休日保育)	こども課
4	保健福祉	ファミリーサポートセンター運営事業	こども課
5	保健福祉	歯科保健事業	保健予防課
6	住民生活	住民票・印鑑証明・印鑑登録等の窓口増加	市民課
7	住民生活	電話予約による住民票の写しの送付	市民課
8	住民生活	行政出張講座開催事業(市政さわやかトーク宅配便)	市民相談室
9	教育・文化	海外都市間交流	国際課
10	教育・文化	奨学金事業	学務課
11	教育・文化	小・中学校遠征費補助事業	学校指導課
12	産業	緑化活動補助事業	公園水辺課
13	産業	排水路改良工事等助成事業	下水道管理センター

旧新潟地域住民への効果・影響

番号	1	事務事業名等	障害者紙おむつ支給事業	
		所管課名	障害福祉課	
旧市町村名		合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新潟市		合併時まで、新たな制度を検討する。	3歳以上64歳以下で、身体障害者手帳1・2級または療育手帳A所持者のうち、常時紙おむつが必要な在宅の障害者に、紙おむつを支給できるようになった。	旧新潟地域実績 16年度 114名 2,610千円 17年度 145名 3,723千円

番号	2	事務事業名等	人工透析・在宅酸素等移送費助成事業	
		所管課名	障害福祉課	
旧市町村名		合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新潟市		制度なし。ただし、合併年度とそれに続く3か年度経過までに、新たな制度を検討する。	制度なし。今年度、策定する「新潟市障害者計画」にあわせて、方針を決定したい。	旧新潟地域 (18年4月1日現在) 身体障害者手帳所持者数 16,225人 のうち じん臓機能障害 1,032人

番号	3	事務事業名等	保育の状況(休日保育)	
		所管課名	こども課	
旧市町村名		合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新潟市		制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	制度なし。導入にあたっては体制整備及び予算措置が必要となることから今後検討を進める。	

番号	4	事務事業名等	ファミリーサポートセンター運営事業	
		所管課名	こども課	
旧市町村名		合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新潟市		制度なし。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	制度なし。旧市域においては従来から社会福祉協議会による「まごころヘルプ」が展開されていたため現在まで導入されていない。政令指定都市移行に伴う検討は今後行っていく。	

番号	5	事務事業名等	歯科保健事業	
		所管課名	保健予防課	
旧市町村名		合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新潟市		フッ素塗布事業については、集団、施設併用方式で実施する。	合併前は地域保健福祉センター会場で、健康診査日等の決められた日に実施していたが、委託歯科医療機関においても実施が可能となったので、市民の利便性の向上が図られた。	H16年度 集団 17,769人 H17年度 集団 15,877人 施設 877人

旧新潟地域住民への効果・影響

番号	6	事務事業名等	住民票・印鑑証明・印鑑登録等の窓口増加	
		所管課名	市民課	
旧市町村名		合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新潟市		-	印鑑登録及び住民票・印鑑証明などの各種証明交付が市内全域でできるようになったため、利便性が高まった。成年被後見人事務については、新潟市市民課集中管理としたため、効率的に処理できている。	各支所で旧新潟地域住民が証明の交付等を受けた件数(電話予約含む) 住民票9,596件、印鑑証明5,193件 印鑑登録715件 ※H17.3.21～H18.3.31まで 旧巻町分はH17.10.10～H18.3.31まで

番号	7	事務事業名等	電話予約による住民票の写しの交付	
		所管課名	市民課	
旧市町村名		合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新潟市		予約対象に印鑑登録証明書を加え、新潟市の制度を拡大する。	平日の夜間及び休日での住民票の写し・印鑑証明書の発行が、合併により市内で広域な範囲に拡大し、一層利便性が向上した。	各支所で旧新潟地域住民が、電話予約により住民票及び印鑑証明書の交付を受けた件数 住民票23件 印鑑証明書13件 ※H17.3.21～H18.3.31まで 旧巻町分はH17.10.10～H18.3.31まで

番号	8	事務事業名等	行政出張講座開催事業(市政さわやかトーク宅配便)	
		所管課名	市民相談室	
旧市町村名		合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新潟市		制度なし。ただし合併後、全市展開を含めて、その内容について検討していく。	平成16年度より事業開始。合併後は全市を事業対象としている。	H16 申込件数 110件 参加者数 3,126人 H17 申込件数 157件 参加者数 5,293人

番号	9	事務事業名等	海外都市間交流	
		所管課名	国際課	
旧市町村名		合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新潟市		新潟市は豊栄市の姉妹都市(国外)を引き継ぐ。	旧豊栄市の姉妹都市であるロシア・ビロビジャン市と姉妹都市関係を引き継いだ。	姉妹・友好都市数 4→5

番号	10	事務事業名等	奨学金事業	
		所管課名	学務課	
旧市町村名		合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新潟市		制度なし。ただし、合併後新たな制度として検討する。	新潟市奨学金制度検討委員会を設置し、新潟市全域を対象とした奨学金制度の検討を行っている。	平成19年4月より、新たな奨学金制度を実施する。

旧新潟地域住民への効果・影響

番号	11	事務事業名等	小・中学校遠征費補助事業	
		所管課名	学校指導課	
旧市町村名	合併時の調整方針		合併後の状況	数値データ等
新潟市	体育の市内大会については、新しい大会の開催方法等を見ながら、新たな支給基準について検討する。		政令市移行後の行政区を基に、平成18年の市内大会から東西2ブロックに分けてを開催することとし、学校数の均衡化(東:29校, 西:32校)、ブロック内の移動距離の近距離化が図られる結果となった。 新支給基準については、引き続き検討中	<旧地区大会以上支給基準> 参加費 …………… 全額 交通費, 宿泊費 … 2/3 <新支給基準> 現在検討中

番号	12	事務事業名等	緑化活動補助事業	
		所管課名	公園水辺課	
旧市町村名	合併時の調整方針		合併後の状況	数値データ等
新潟市	新市の制度として取り組むことについて検討する。		<ul style="list-style-type: none"> ・目的 公園など公共施設の緑化を行う団体に対して花苗などの原材料を支給し、緑化活動団体の育成と緑豊かな街並みづくりを推進する。 ・助成対象 自治会や任意の団体等 ・助成内容 花苗, 苗木, 配合土, 肥料などの原材料(1団体20万円の上限) 	平成17年4月1日 要綱制定 実施団体数 50団体(自治会, 任意のグループ) 実施箇所数 74箇所(主に公園)

番号	13	事務事業名等	排水路改良工事等助成事業	
		所管課名	下水道管理センター	
旧市町村名	合併時の調整方針		合併後の状況	数値データ等
新潟市	助成対象をおおむね5戸以上とする。		合併調整方針の公表により助成事業の周知が浸透してきていると思われます。 予算の範囲内での助成事業の執行の為、要望があっても次年度以降まで待ってもらう事例が増えています。	平成17年度 5件 平成18年度5月現在(前年度含む) 6件

Ⅱ 編入市町村への効果・影響

【事務事業一覧表】

番号	分野	事務事業名	担当課名
1	保健福祉	斎場使用料	保健福祉総務課
2	保健福祉	総合福祉会館	保健福祉総務課
3	保健福祉	保育の状況(保育時間)	こども課
4	保健福祉	保育の状況(乳児保育)	こども課
5	保健福祉	保育の状況(一時保育)	こども課
6	保健福祉	保育料の状況	こども課
7	保健福祉	放課後児童健全育成事業	こども課
8	保健福祉	地域子育て支援事業	こども課
9	保健福祉	母子生活支援施設運営事業	こども課
10	保健福祉	ひとり親家庭小中学校入学等祝品支給事業	こども課
11	保健福祉	ひとり親家庭交通災害共済加入金助成事業	こども課
12	保健福祉	ひとり親家庭公衆浴場無料入浴券支給事業	こども課
13	保健福祉	妊産婦・幼児医療費助成事業	こども課
14	保健福祉	こども発達相談事業	こども企画課
15	保健福祉	身体障害者手帳交付事業	障害福祉課
16	保健福祉	心身障害者扶養共済掛金制度補助事業	障害福祉課
17	保健福祉	更生医療給付事業	障害福祉課
18	保健福祉	補装具給付事業	障害福祉課
19	保健福祉	重度障害者(児)日常生活用具給付事業	障害福祉課
20	保健福祉	障害者訪問入浴サービス事業	障害福祉課
21	保健福祉	障害者ホームヘルパー派遣事業	障害福祉課
22	保健福祉	手話奉仕員および要約筆記奉仕員派遣事業	障害福祉課
23	保健福祉	障害者ガイドヘルパー派遣事業	障害福祉課
24	保健福祉	身体障害者用自動車改造等助成事業	障害福祉課
25	保健福祉	知的障害者授産施設通所経費助成事業	障害福祉課
26	保健福祉	心身障害者福祉タクシー利用料金等助成事業	障害福祉課
27	保健福祉	障害者住宅整備資金融資事業	障害福祉課
28	保健福祉	障害者住宅リフォーム助成事業	障害福祉課
29	保健福祉	在宅障害者デイサービス事業	障害福祉課
30	保健福祉	重度障害者短期入所事業	障害福祉課
31	保健福祉	身体障害者スポーツ振興事業	障害福祉課
32	保健福祉	精神保健福祉事業	障害福祉課
33	保健福祉	精神障害者医療費助成事業	障害福祉課
34	保健福祉	精神障害者ホームヘルパー派遣事業	障害福祉課

番号	分野	事務事業名	担当課名
35	保健福祉	精神障害者短期入所事業	障害福祉課
36	保健福祉	精神障害者通所作業所等補助事業	障害福祉課
37	保健福祉	リフト付タクシー利用券	障害福祉課
38	保健福祉	自動車燃料費助成	障害福祉課
39	保健福祉	新潟市重度心身障害者福祉手当	障害福祉課
40	保健福祉	車いす障害者健康診査	障害福祉課
41	保健福祉	級地区分等の状況	厚生福祉課
42	保健福祉	低所得世帯年末見舞金品支給事業	厚生福祉課
43	保健福祉	低所得世帯夏期見舞金品支給事業	厚生福祉課
44	保健福祉	低所得世帯小中学校入学祝品支給事業	厚生福祉課
45	保健福祉	低所得世帯中学校卒業祝品支給事業	厚生福祉課
46	保健福祉	低所得世帯高校入学祝金支給事業	厚生福祉課
47	保健福祉	民生委員・児童委員の状況	厚生福祉課
48	保健福祉	高齢者在宅介護支援センター運営事業	高齢者福祉課
49	保健福祉	高齢者介護予防・生活支援事業	高齢者福祉課
50	保健福祉	高齢者紙おむつ支給事業	高齢者福祉課
51	保健福祉	寝たきり老人寝具乾燥事業	高齢者福祉課
52	保健福祉	高齢者訪問散髪サービス事業	高齢者福祉課
53	保健福祉	在宅寝たきり老人等介護手当支給事業	高齢者福祉課
54	保健福祉	高齢者生活支援ヘルパー派遣事業	高齢者福祉課
55	保健福祉	高齢者ショートステイ事業	高齢者福祉課
56	保健福祉	高齢者デイサービス事業	高齢者福祉課
57	保健福祉	高齢者福祉電話等貸与事業	高齢者福祉課
58	保健福祉	高齢者配食サービス事業	高齢者福祉課
59	保健福祉	高齢者公衆浴場入浴券支給事業	高齢者福祉課
60	保健福祉	ホームヘルパー養成研修助成事業	高齢者福祉課
61	保健福祉	高齢者居室等整備資金貸付事業	高齢者福祉課
62	保健福祉	高齢者住宅リフォーム助成事業	高齢者福祉課
63	保健福祉	生きがいデイサービス事業	高齢者福祉課
64	保健福祉	敬老祝金贈呈事業	高齢者福祉課
65	保健福祉	高齢者等福祉バス運行事業	高齢者福祉課
66	保健福祉	高齢者生きがい対策事業	高齢者福祉課
67	保健福祉	介護保険料・納期等の状況	介護保険課
68	保健福祉	高額介護サービス費貸付等事業	介護保険課
69	保健福祉	救急医療の体制	保健所総務課
70	保健福祉	ねずみ・衛生害虫駆除事業	環境衛生課
71	保健福祉	妊婦保健指導事業および妊婦の委託健康診査事業	保健予防課
72	保健福祉	妊産婦・乳幼児等健康教室開催事業	保健予防課

番号	分野	事務事業名	担当課名
73	保健福祉	乳幼児発達相談事業	保健予防課
74	保健福祉	乳幼児健康診査事業	保健予防課
75	保健福祉	妊産婦・新生児家庭訪問事業	保健予防課
76	保健福祉	育児等相談事業	保健予防課
77	保健福祉	健康診査・がん検診事業	保健予防課
78	保健福祉	予防接種事業	保健予防課
79	保健福祉	1歳6か月児健康診査案内の個人通知	保健予防課
80	保健福祉	多胎児支援講習会	保健予防課
81	保健福祉	骨粗しょう症予防事業	健康増進課
82	保健福祉	健康教育事業	健康増進課
83	保健福祉	健康相談事業	健康増進課
84	保健福祉	療養者訪問指導事業	健康増進課
85	保健福祉	機能訓練事業	健康増進課
86	保健福祉	健康づくり啓発普及事業	健康増進課
87	保健福祉	高齢者健康づくり事業	健康増進課
88	保健福祉	難病対策事業	健康増進課
89	保健福祉	保健師家庭訪問事業	健康増進課
90	保健福祉	国民健康保険料率・納期等の状況	国民健康保険課
91	保健福祉	国民健康保険給付事業	国民健康保険課
92	住民生活	家庭系ごみ収集及び処理事業	廃棄物政策課
93	住民生活	粗大ごみの収集	廃棄物政策課
94	住民生活	集団資源回収運動事業	廃棄物対策課
95	住民生活	生ごみ処理容器普及事業	廃棄物対策課
96	住民生活	拠点回収事業	廃棄物対策課
97	住民生活	し尿収集事業	廃棄物対策課
98	住民生活	環境美化条例	廃棄物対策課
99	住民生活	合併処理浄化槽設置補助事業	環境対策課
100	住民生活	環境教育・啓発事業	環境対策課
101	住民生活	自主防災組織育成事業	危機管理・防災課
102	住民生活	防災気象情報システム整備事業	危機管理・防災課
103	住民生活	防災情報整備事業	危機管理・防災課
104	住民生活	防災行政無線整備事業	危機管理・防災課
105	住民生活	災害時情報システム整備事業	危機管理・防災課
106	住民生活	災害時備蓄対策事業	危機管理・防災課
107	住民生活	災害見舞金支給事業	危機管理・防災課
108	住民生活	行政懇談会開催事業	市民相談室
109	住民生活	動く行政教室開催事業	市民相談室
110	住民生活	市町村長への提言・要望事業	市民相談室

番号	分野	事務事業名	担当課名
111	住民生活	行政モニター設置事業	市民相談室
112	住民生活	行政世論調査事業	市民相談室
113	住民生活	行政評価委員会設置事業	市民相談室
114	住民生活	住民相談事業	市民相談室
115	住民生活	弁護士による無料法律相談	市民相談室
116	住民生活	広報事業	広報課
117	住民生活	男女共同参画推進事業	男女共同参画課
118	住民生活	廃止路線代替バス運行費補助事業	都市交通政策課
119	住民生活	交通遺児等交通災害共済加入金助成事業	自治振興課
120	住民生活	防犯灯設置等助成事業	自治振興課
121	住民生活	コミュニティ活動推進事業	自治振興課
122	住民生活	集会所建設費補助事業	自治振興課
123	住民生活	集会所用地取得資金利子補給等補助事業	自治振興課
124	住民生活	自治会への事務委託の状況	自治振興課
125	住民生活	地域活動等傷害見舞金支給事業	自治振興課
126	住民生活	消費者情報提供事業	自治振興課
127	住民生活	消費生活相談事業	自治振興課
128	住民生活	消防局の体制	消防局総務課
129	住民生活	消防団の体制	消防局警防課
130	住民生活	火災出動の状況	消防局警防課
131	住民生活	救急出動の状況	消防局救急救助課
132	住民生活	救助出動	消防局救急救助課
133	住民生活	応急手当普及啓発事業	消防局救急救助課
134	住民生活	消防緊急通信指令システムの状況	消防局指令課
135	住民生活	NTT発信地表示システムの設置	消防局指令課
136	住民生活	住宅防火診断事業	消防局予防課
137	住民生活	高齢者家庭等の防火指導事業	消防局予防課
138	住民生活	市税収納窓口等の増加	納税課
139	住民生活	水道・下水道料金収納窓口等の増加	水道局業務課
140	教育・文化	特別支援学級介助員配置事業	教育委員会総務課
141	教育・文化	小中学校に図書館司書配置	教育委員会総務課
142	教育・文化	私立幼稚園父母負担軽減補助事業	こども課
143	教育・文化	私立高等学校学費助成事業	こども課
144	教育・文化	幼稚園就園奨励事業(私立分)	こども課
145	教育・文化	幼稚園就園奨励事業(市立分)	学務課
146	教育・文化	就学奨励援助事業	学務課
147	教育・文化	通学区域の状況	学務課
148	教育・文化	体育施設の利用状況	体育課

番号	分野	事務事業名	担当課名
149	教育・文化	自転車通学者ヘルメット支給事業	学校指導課
150	教育・文化	教育相談事業	学校指導課
151	教育・文化	部活動外部指導者派遣事業	学校指導課
152	教育・文化	こどもコンサート	学校指導課
153	教育・文化	学校給食事業	保健給食課
154	教育・文化	精密検査の実施	保健給食課
155	教育・文化	児童・生徒の生活習慣病予防対策事業	保健給食課
156	教育・文化	国際交流施設運営事業	国際課
157	教育・文化	図書館の状況	沼垂図書館
158	教育・文化	図書館サービスの拡大	沼垂図書館
159	教育・文化	学校開放事業	生涯学習課 地域と学校ふれあい推進室
160	教育・文化	学校週5日制対応事業	生涯学習課 地域と学校ふれあい推進室
161	教育・文化	青少年育成員設置事業	生涯学習課青少年室
162	教育・文化	サタデーパスポート	生涯学習課青少年室
163	教育・文化	地区スポーツ振興会支援事業	体育課
164	教育・文化	各種スポーツ大会の状況	体育課
165	教育・文化	スポーツの全国大会等出場者激励金支給事業	体育課
166	教育・文化	公民館の状況	中央公民館
167	教育・文化	公民館事業の充実	中央公民館
168	教育・文化	美術展覧会開催事業	文化振興課
169	教育・文化	文芸誌発刊事業	文化振興課
170	教育・文化	水族館の市民割引適用	文化振興課
171	教育・文化	教育活動に伴う施設の入館料減免制度	文化振興課・歴史文化課
172	教育・文化	学校教育田	食と花の推進課
173	産業	市民農園等の状況	食と花の推進課
174	産業	認定農業者の育成・確保事業	農業振興課
175	産業	農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業	農業振興課
176	産業	農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業	農業振興課
177	産業	農業金融対策事業	農業振興課
178	産業	水田農業経営確立対策事業	農業振興課
179	産業	家畜防疫対策事業	農業振興課
180	産業	市町村営農業土木事業	農地課
181	産業	国庫補助団体営土地改良事業	農地課
182	産業	県単団体営土地改良事業	農地課
183	産業	土地改良事業補助金交付要綱	農地課
184	産業	市町村営土地改良事業	農地課
185	産業	農村排水等整備事業	農地課
186	産業	新潟市公害防止施設資金貸付事業	環境対策課

番号	分野	事務事業名	担当課名
187	産業	新潟市公害防止施設資金利子補給金交付事業	環境対策課
188	産業	観光イベントの状況	観光物産課
189	産業	勤労者等住宅建設資金貸付事業	建築指導課
190	産業	産業活性化研究開発支援事業	産業企画課
191	産業	人材育成助成事業	商工振興課
192	産業	商店街環境整備事業費補助事業	商工振興課
193	産業	商店街組織化事業費補助事業	商工振興課
194	産業	商店街活性化事業費補助事業	商工振興課
195	産業	商店街空き店舗等対策事業	商工振興課
196	産業	中小企業向け融資事業	商工振興課
197	産業	工場用地取得助成事業	商工振興課
198	産業	工場周辺環境整備促進助成事業	商工振興課
199	産業	工場建設促進助成事業	商工振興課
200	産業	工場集団化等促進助成事業	商工振興課
201	産業	雇用促進助成事業	商工振興課
202	産業	障害者雇用促進援助事業	商工振興課
203	都市整備	土地区画整理助成事業	都市開発課
204	都市整備	市町村営住宅の状況	住宅課
205	都市整備	まちづくり勉強会支援事業	街づくり推進課
206	都市整備	都市景観形成推進事業	街づくり推進課
207	都市整備	建築確認申請事務等の状況	建築指導課
208	都市整備	市町村道認定事業	土木総務課
209	都市整備	市町村道除雪事業	土木総務課
210	都市整備	側溝清掃補助事業	土木総務課
211	都市整備	私道整備費助成事業	土木総務課
212	都市整備	放置自転車対策事業	土木企画課
213	都市整備	生垣設置等助成事業	公園水辺課
214	都市整備	広場等整備事業	公園水辺課
215	都市整備	入札制度の状況	契約課
216	都市整備	水道工事検査手数料・加入金の状況	水道局給水装置課
217	都市整備	水道料金の状況	水道局業務課
218	都市整備	下水道事業受益者負担金の状況	下水道業務課
219	都市整備	下水道使用料金の状況	下水道業務課
220	都市整備	私道公共下水道設置事業	下水道業務課
221	都市整備	排水設備設置資金融資事業	下水道業務課
222	都市整備	水洗便所改造助成事業	下水道業務課
223	都市整備	雨水流出抑制施設設置助成事業	下水道業務課ほか

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	1	事務事業名等	斎場使用料
		所管課名	保健福祉総務課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、式場使用料については、当分の間現行のとおりとする。	新津市斎場の火葬場使用料が無料だったが、合併後はその他の市内火葬場使用料も無料となった。	平成17年度新津地域死亡者数637人 (住民基本台帳による)
白根市	新潟市の制度に統一する。また、白根地域広域事務組合は、合併の前日の終了を持って解散し、財産、事務及び職員はすべて新潟市に引き継ぐ。	白根地域広域事務組合火葬場使用料が無料だったが、合併後はその他の市内火葬場使用料も無料となった。	平成17年度白根地域死亡者数354人 (住民基本台帳による)
豊栄市	合併の前日をもって阿賀北広域事務組合を脱退し、新潟市がその地位を承継する。	阿賀北斎場の火葬場使用料15,000円(うち10,000円補給あり)だったが、合併後は市内火葬場使用料が無料、阿賀北斎場使用料について本人負担をなくし市から事務組合に使用料を補給する事となった。	平成17年度豊栄地域死亡者数385人 (住民基本台帳による)
小須戸町	新潟市の制度に統一する。また、白根地域広域事務組合は、合併の前日の終了を持って解散し、財産、事務及び職員はすべて新潟市に引き継ぐ。	白根地域広域事務組合火葬場使用料が無料だったが、合併後はその他の市内火葬場使用料も無料となった。	平成17年度小須戸地域死亡者数119人 (住民基本台帳による)
横越町	新潟市の制度に統一する。	横越町に公営斎場は無く、斎場の火葬場使用料は町民の個人負担であったが、市内火葬場使用料が無料となった。	平成17年度横越地域死亡者数79人 (住民基本台帳による)
亀田町		亀田斎場の火葬場使用料が無料だったが、合併後はその他の市内火葬場使用料も無料となった。	平成17年度亀田地域死亡者数291人 (住民基本台帳による)
岩室村	合併の前日を持って巻町外三ヶ町村衛生組合を脱退し、新潟市がその地位を承継する。	妙有院の火葬場使用料5,000円だったが、13市合併後は市内火葬場使用料が無料、妙有院使用料を実費補給となり、巻町合併後は妙有院が新潟市施設となったため使用料が無料となった。	平成17年度岩室地域死亡者数98人 (住民基本台帳による)
西川町			平成17年度西川地域死亡者数108人 (住民基本台帳による)
味方村	新潟市の制度に統一する。また、白根地域広域事務組合は、合併の前日の終了を持って解散し、財産、事務及び職員はすべて新潟市に引き継ぐ。	白根地域広域事務組合火葬場使用料が無料だったが、合併後はその他の市内火葬場使用料も無料となった。	平成17年度味方地域死亡者数52人 (住民基本台帳による)
潟東村	合併の前日を持って巻町外三ヶ町村衛生組合を脱退し、新潟市がその地位を承継する。	妙有院の火葬場使用料5,000円だったが、13市合併後は市内火葬場使用料が無料、妙有院使用料を実費補給となり、巻町合併後は妙有院が新潟市施設となったため使用料が無料となった。	平成17年度味方地域死亡者数69人 (住民基本台帳による)
月潟村	新潟市の制度に統一する。また、白根地域広域事務組合は、合併の前日の終了を持って解散し、財産、事務及び職員はすべて新潟市に引き継ぐ。	白根地域広域事務組合火葬場使用料が無料だったが、合併後はその他の市内火葬場使用料も無料となった。	平成17年度月潟地域死亡者数25人 (住民基本台帳による)
中之口村			平成17年度中之口地域死亡者数8人 (住民基本台帳による)
巻町	合併の前日をもって巻・新潟衛生組合を脱退し、新潟市がその地位を承継する。	妙有院の火葬場使用料5,000円だったが、合併後は使用料が無料となった。	平成17年10月10日～平成18年3月31日 巻地域死亡者数141人 (住民基本台帳による)

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	2	事務事業名等	総合福祉会館
		所管課名	保健福祉総務課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	該当施設なし。	編入市町村住民も総合福祉会館の持つ機能訓練プール、障害者用デイサービスセンター、総合相談窓口などの利用が可能となった。	障害者支援センター相談 H17年度 新津地区住民 2件(住所確認分)	
白根市			障害者支援センター相談 H17年度 白根地区住民 2件(住所確認分)	
豊栄市			障害者支援センター相談 H17年度豊栄地区住民 利用なし	
小須戸町			障害者支援センター相談 H17年度小須戸地区住民 利用なし	
横越町			障害者支援センター相談 H17年度横越地区住民 利用なし	
亀田町			障害者支援センター相談 H17年度 亀田地区住民 20件(住所確認分)	
岩室村			障害者支援センター相談 H17年度岩室地区住民 利用なし	
西川町			現行のとおりとする。 (西川町社協センター)	障害者支援センター相談 H17年度西川地区住民 利用なし
味方村			該当施設なし。	障害者支援センター相談 H17年度味方地区住民 利用なし
潟東村				障害者支援センター相談 H17年度潟東地区住民 利用なし
月潟村	障害者支援センター相談 H17年度月潟地区住民 利用なし			
中之口村	障害者支援センター相談 H17年度中之口地区住民 利用なし			
巻町	障害者支援センター相談 H17年10月10日～H18年3月31日 巻地区住民15件(住所確認分)			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	3	事務事業名等	保育の状況(保育時間)
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併による変更なし。	開園時間(平日):(公立)7:30 5園 (私立)7:00 5園 7:30 4園 閉園時間(平日):(公立) 18:30 4園 19:00 1園 (私立) 18:45 4園 19:00 2園 19:30 1園 20:00 2園 開園時間(土曜日):(公立)7:30 5園 (私立)7:00 3園 7:30 6園 閉園時間(土曜日):(公立) 13:00 4園 18:00 1園 (私立) 14:00 3園 18:00 1園 19:00 5園
白根市		通常保育開所時間が拡大し、保護者の利便性が向上した。	開園時間 : (公立) 7:00 9園 7:30 3園 (私立) 7:00 3園 閉園時間(平日):(公立) 18:00 3園 19:00 9園 (私立) 19:00 3園 閉園時間(土曜日):(公立) 15:00 9園 18:00 3園 (私立) 18:00 1園 19:00 2園
豊栄市		保護者の保育ニーズ(乳児保育・延長保育)に応えるため、開閉園時間の拡大を図った。	開園時間 : (公立) 7:00 6園 7:30 4園 (私立) 7:00 4園 7:20 1園 閉園時間(平日):(公立) 18:00 4園 19:00 6園 (私立) 19:00 4園 19:20 1園 閉園時間(土曜日):(公立) 13:00 3園 18:00 7園 (私立) 19:00 4園 19:20 1園
小須戸町		矢代田保育園については変更なしであるが、小須戸保育園については30分延長した。	開園時間 : (公立) 7:30 2園 閉園時間(平日):(公立) 18:00 1園 18:30 1園 閉園時間(土曜日):(公立) 13:00 2園
横越町		合併による急激な変化を緩和するため、平成16年度から旧新潟市と合わせた。これにより、保育時間が延長され、利便性が向上した。	開園時間 : (公立) 7:30 3園 (私立) 7:00 1園 閉園時間(平日):(公立) 18:30 1園 19:00 2園 (私立) 19:00 1園 閉園時間(土曜日):(公立) 18:00 3園 (私立) 18:00 1園
亀田町		亀田地区公立保育園で、土曜保育の保育時間が拡大され、利便性が向上した。	開園時間(平日):(公立)7:30 5園 (私立)7:00 2園 7:30 4園 閉園時間(平日):(公立)18:00 5園 (私立)18:00 1園 18:30 1園 18:45 1園 19:00 3園 開園時間(土曜日):(公立)7:30 5園 (私立)7:00 2園 7:30 3園 8:00 1園 閉園時間(土曜日):(公立)15:00 5園 (私立)11:30 2園 16:00 1園 18:00 2園 19:00 1園
岩室村		合併による変更なし。	開園時間(平日):(公立) 7:15 2園 8:00 2園 閉園時間(平日):(公立) 17:15 2園 18:45 2園 開園時間(土曜日):(公立) 7:30 2園 8:00 2園 閉園時間(土曜日):(公立) 12:00 2園 17:30 2園
西川町		合併による変更なし。	開園時間 : (私立) 7:00 1園 7:15 2園 7:20 1園 閉園時間(平日):(私立) 19:00 3園 19:30 1園 閉園時間(土曜日):(私立) 16:30 1園 17:30 2園 19:00 1園
味方村		土曜日の保育時間が午後3時まで拡大され、利便性が向上した。	開園時間 : (公立) 7:30 2園 閉園時間(平日):(公立) 18:30 2園 閉園時間(土曜日):(公立) 15:00 2園
潟東村		合併による変更なし	開園時間 : (私立) 7:30 1園 閉園時間(平日):(私立) 19:30 1園 閉園時間(土曜日):(私立) 17:00 1園
月潟村		第2・第4土曜日の保育時間が正午までから午後3時まで延長された。	開園時間 : (公立) 7:30 1園 閉園時間(平日):(公立) 18:00 1園 閉園時間(土曜日):(公立) 15:00 1園
中之口村		中之口地区の土曜日の保育時間が午後3時まで拡大され、利便性が向上した。	開園時間 : (公立) 7:30 1園 閉園時間(平日):(公立) 18:30 1園 閉園時間(土曜日):(公立) 15:00 1園
巻町		合併前では園長保育園児をセンター園に送迎することにより公立8園一律閉園時間が同じ19時だったが、合併後、一部異なる時間になった。	開園時間 : (公立) 7:30 8園 (私立) 7:00 3園 閉園時間(平日):(公立) 18:00 2園 18:30 1園 19:00 5園 (私立) 19:30 3園 閉園時間(土曜日):(公立) 15:00 2園 16:00 1園 17:00 1園 18:00 4園 (私立) 18:00 3園

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	4	事務事業名等	保育の状況(乳児保育)
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	私立保育園については、従来より実施し影響はないが、公立保育園についてはニーズに応じ今後対応する。	H17実績：公立 実施なし 私立 9園実施
白根市		市域の拡大により受入園の利用範囲が広がった。	H17実績：公立 4園実施 私立 3園実施
豊栄市		市域の拡大に伴う受入園の利用範囲の増加の他、保護者のニーズに応えるため、実施園及び保育時間の拡大を図った。	H17実績：公立 6園実施 私立 5園実施
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	受入れ園の利用範囲の増加の他、H18年4月から生後10ヶ月からの受入れを小須戸保育園で実施した。	H17実績：公立 実施なし
横越町	新潟市の制度に統一する。	受入れ園の利用範囲の増加の他、合併前は私立1園のみ2ヶ月から受け入れていたが、H18年4月から公立1園で10ヶ月から受入れを開始した。これにより利便性が向上した。	H17実績：公立 実施なし 私立 1園実施
亀田町		受入れ園の利用範囲の増加の他、亀田地区公立保育園の受入開始年齢が引き下げられ、利便性が向上した。	H17実績：公立 5園実施 私立 6園実施
岩室村			H17実績：公立 4園実施
西川町		市域の拡大により受入園の利用範囲が広がった。	H17実績：私立 4園実施
味方村			H17実績：公立 2園実施
潟東村		私立保育園での乳児の受入月齢については、変更がなかった。	H17実績：私立 1園実施
月潟村		市域の拡大により受入園の利用範囲が広がった。	H17実績：公立 1園実施
中之口村		受入れ園の利用範囲の増加の他、中之口地区保育園では、生後6ヶ月から新たに2ヶ月から預かることができるようになった。	H17実績：公立 1園実施
巻町		市域の拡大により受入園の利用範囲が広がった。	H17実績：公立 1園実施 私立 3園実施

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	5	事務事業名等	保育の状況(一時保育)
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併前は1施設のみで実施していたが、合併により全保育園を対象に一時保育が可能となり保育サービスの向上が図れた。	H17延べ利用人数 692人
白根市		緊急一時保育について全園対応となり利便性が向上した。一時保育については、合併前と同様1園での対応となった。	H17延べ利用人数 426人
豊栄市		利用日数が1月あたり5日から7日に拡大されるとともに、利用料金が4時間以内の利用で100円、4時間以上で200円安く利用できるようになり、利用者の利便性と利用料金の軽減が図られた。	H17延べ利用人数 481人
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	小須戸、矢代田の両保育園で実施した。両園で受入れが難しい場合は他の保育園を紹介している。	H17延べ利用人数 7人
横越町		急に保育に欠けるケースでも対応できる状況になり、利便性が大きく向上した。	H17延べ利用人数 94人
亀田町	新潟市の制度に統一する。	亀田地区住民が利用できる保育園が増えて利便性が向上した。その反面、亀田地区保育園は、拠点保育園でないため、緊急一時保育に限っての利用となった。	H17延べ利用人数 621人
岩室村		合併前(緊急)一時保育は1園のみ実施だったが、合併後他3園でも(緊急)一時保育を実施するようになりサービスが向上した。	H17延べ利用人数 46人
西川町		市域の拡大により受入園の利用範囲が広まった。西川地区については、合併前から実施しており、継続して実施している。(西川地区 4園)	H17延べ利用人数 410人
味方村		合併による変更なし	H17延べ利用人数 0人
潟東村		緊急一時保育事業で、保護者の疾病、就労や育児疲れなどの場合に、児童を一時的に月7日まで預けられる。	H17延べ利用人数 82人
月潟村	新潟市の制度を適用する。	月潟地区住民も、やむをえない事情での保育困難や育児負担軽減等の場合に、児童を一時的に預けられるようになった。(月潟地区 1園)	H17延べ利用人数 72人
中之口村	新潟市の制度に統一する。	中之口地区保育園は、従前より保育困難や、育児負担軽減等の場合に、一時的に保育を行っており、利用も高まった。	H17延べ利用人数 41人
巻町		合併前、公立保育園は(緊急)一時保育制度がなかったが、合併後、公立保育園(8園)全て利用できるようになった。	H17延べ利用人数 12人

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	6	事務事業名等	保育料の状況
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	合併の翌年度から新潟市の保育料に統一する。ただし、新潟市の保育料が高い階層については、合併の翌年度から3か年度かけて、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整する。	合併により児童3人目が無料、また所得税非課税世帯の児童2人目から無料に保育料が改定された。	H17.4 平均保育料 20,411円 H18.4 平均保育料 21,378円 ※H18.4は税額調査前の数字
白根市		新潟市の保育料に統一し、特に低所得者に有利となった。負担増となる保護者についても段階的調整措置により急激な負担増の軽減を図った。	H17.4 平均保育料 21,844円 H18.4 平均保育料 21,440円 ※H18.4は税額調査前の数字
豊栄市		17年度から3か年の間、新潟市の保育料が高い階層について、保育料の差を1/3ずつ段階的に調整している。	H17.4 平均保育料 20,787円 H18.4 平均保育料 19,911円 ※H18.4は税額調査前の数字
小須戸町		合併後3か年で段階的に保育料の調整をすることによって、保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。	H17.4 平均保育料 19,988円 H18.4 平均保育料 21,067円 ※H18.4は税額調査前の数字
横越町			H17.4 平均保育料 21,024円 H18.4 平均保育料 22,897円 ※H18.4は税額調査前の数字
亀田町		各階層の料金比較では、若干の負担増になる。ただし、二人以上在園の場合、軽減率が拡大されたことにより負担減となる。(2人目1/2から1/4へ、3人目1/10から無料へ)	H17.4 平均保育料 21,602円 H18.4 平均保育料 21,863円 ※H18.4は税額調査前の数字
岩室村		旧新潟市からの転居者や転入者等は新潟市の保育料で算定するため、岩室地区調整保育料と2種類の料金表を使用している。	H17.4 平均保育料 19,607円 H18.4 平均保育料 21,004円 ※H18.4は税額調査前の数字
西川町		合併後3か年で段階的に保育料の調整をすることによって、保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。	H17.4 平均保育料 21,866円 H18.4 平均保育料 22,560円 ※H18.4は税額調査前の数字
味方村		保育料基準表が7階層から14階層となり税額によりきめ細かく設定された。	H17.4 平均保育料 20,042円 H18.4 平均保育料 21,581円 ※H18.4は税額調査前の数字
潟東村		合併後3か年で段階的に保育料の調整をすることによって、保護者の経済的負担の軽減を図ることができた。	H17.4 平均保育料 21,420円 H18.4 平均保育料 22,112円 ※H18.4は税額調査前の数字
月潟村		3歳以上児はD5～D10階層、3歳未満時はD6～D10階層で新潟市の保育料が高く、調整対象となっている。その他の階層では、合併前より保育料が安くなった。	H17.4 平均保育料 22,268円 H18.4 平均保育料 22,960円 ※H18.4は税額調査前の数字
中之口村		保育料基準表が7階層から14階層となり税額によりきめ細かく設定された。障害者・母子家庭への軽減が受けられるようになった。	H17.4 平均保育料 21,529円 H18.4 平均保育料 26,237円 ※H18.4は税額調査前の数字
巻町	調整1か年目。旧新潟市からの転居者や転入者等は新潟市の保育料を算定するため、2種類の料金表が使用されている。	H17.4 平均保育料 20,376円 H18.4 平均保育料 18,933円 ※H18.4は税額調査前の数字	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	7	事務事業名等	放課後児童健全育成事業
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、新津市域に限定して、現行のとおりとする。	運営形態： 5施設の内、こどもクラブ・なかよしクラブは公設民営(福祉公社委託)となり、残りの3施設はこれまでと同様(民設民営)で特に影響はない。	H17年度入会者数 225人 H18年度入会者数 275人
白根市	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、白根市域に限定して、現行のとおりとする。	開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用について従来そのまま利用できて、利用料については新潟市に統一となり、利用者の負担軽減につながった。	H17年度入会者数 101人 H18年度入会者数 115人
豊栄市	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。	クラブは直営から、新潟市社会福祉協議会に委託・運営されている。 また、利用料は新潟市に統一され、おやつも別途実費徴収となり、保護者の負担が増えている。 なお、旧豊栄市域に限定されたクラブの利用形態については、従前どおり実施している。 【開設時間】学校の平常授業期間：放課後から午後6時30分 土曜日及び学校の長期休業期間：午前8時から午後6時30分まで	H17年度入会者数 265人 H18年度入会者数 295人
小須戸町	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会については、小須戸町域に限定して、現行のとおりとする。	利用登録をしていれば小6年生まで利用でき、利用日数で利用料を変えていたのを、対象児童を3年生までとし利用料も月額とした。	H17年度入会者数 40人 H18年度入会者数 47人
横越町	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会については、横越町域に限定して、現行のとおりとする。	利用料が統一され、生活保護世帯など低所得世帯の利用者負担が軽減された。	H17年度入会者数 48人 H18年度入会者数 65人
亀田町	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、亀田町域に限定して、現行のとおりとする。	入会要件が緩和され入会児童数及び待機児童が著しく増加した。利用料が高くなった。	H17年度入会者数 202人 H18年度入会者数 200人
岩室村	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、岩室村域に限定して、現行のとおりとする。	・減免対象が拡大され利用者の負担が軽減された。(合併前は兄弟姉妹利用の2人目から) ・毎週土曜日開所によりサービスが拡大された。	H17年度入会者数 26人 H18年度入会者数 38人
西川町	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、西川町域に限定して、現行のとおりとする。	西川地区については、公立にすることにより新たに利用料が軽減され、減免制度を受けられるようになった。(西川地区 3クラブ)	H17年度入会者数 77人 H18年度入会者数 81人
味方村	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会については、味方村域に限定して、現行のとおりとする。	新潟市社会福祉協議会に委託されたことにより、指導員の配置などの運営内容など充実した。	H17年度入会者数 23人 H18年度入会者数 23人
潟東村	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会については、潟東村域に限定して、現行のとおりとする。	運営は、新潟市社会福祉協議会に委託となり、利用料は月額6,900円と増額となったが、市民税額により減免制度の適用がある。 また、長期休業期間のみの入会については、今までどおり実施。	H17年度入会者数 14人 H18年度入会者数 20人
月潟村	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、月潟村域に限定して、現行のとおりとする。	合併前は実利用日数に応じた利用料金が月額に変更になった。開設時間は変更なし。	H17年度入会者数 19人 H18年度入会者数 18人
中之口村	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、一日単位の利用については、中之口村域に限定して、現行のとおりとする。	新潟市社会福祉協議会に委託されたことにより、指導員の配置などの運営内容など充実し、中之口地区の開設時間・一日単位の利用もできるようになった。	H17年度入会者数 56人 H18年度入会者数 20人
巻町	運営形態、対象児童、利用料については、新潟市の制度に統一する。開設時間、長期休業期間のみの入会、一日単位の利用については、巻町域に限定して、現行のとおりとする。	・市民税課税世帯も減免対象(従前は、非課税世帯又は2人以上利用の世帯が対象)となる等、利用者負担の軽減が図られた。 ・土曜日の終了時間が延長され、サービスが拡大した。 ・指導員数が減少となったクラブがあり、指導員一人当たりの児童数が増大した(平成18年度～)。	H17年度入会者数 84人 H18年度入会者数 91人

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	8	事務事業名等	地域子育て支援事業
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新津市域に限定して、現行のとおりとする。ただし、合併後、一定の段階で検討する。	国の補助金ベースの事業でなく、新津市と同様の予算ベースで多様な事業を展開し、積極的に情報発信した結果、多くの市民が利用し、また子育ての相談件数も増加した。	H17実績： 延べ利用者数 21,381人 H16実績： 延べ利用者数 18,950人
白根市	新潟市の制度に統一する。	公立については開設日を拡大(第3土曜日のみ開所)し、利用者の利便性が拡大した。私立については、従来どおりの事業実施を行っている。	H17実績： 延べ利用者数 17,800人 H16実績： 延べ利用者数 15,682人
豊栄市		実施日時について、土曜日の午前中を新たに実施日に加えるとともに、月曜日～金曜日の終了時間を16時から17時に延長し、利用者の利便性が図られた。(公立分)	H17実績： 延べ利用者数 14,014人 H16実績： 延べ利用者数 12,430人
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	合併による変化なし。	
横越町			
亀田町	新潟市の制度に統一する。	亀田地区住民が利用できる地域子育て支援センターが増えて利便性が向上した。	H17実績： 延べ利用者数 477人 H16実績： 延べ利用者数 486人
岩室村		1園で週1回、施設の開放を実施していたが合併後は月曜日から土曜日までの開放となりサービスが拡大された。	H17実績： 延べ利用者数 972人 H16実績： 延べ利用者数 1,090人
西川町		合併による変化なし。(実施保育園 4園)	H17実績： 延べ利用者数 4,627人 H16実績： 延べ利用者数 3,194人
味方村	新潟市の制度を適用する。	合併による変化なし。	H17実績： 延べ利用者数 7,202人 H16実績： 延べ利用者数 3,972人
潟東村	新潟市の制度に統一する。		
月潟村			
中之口村	新潟市の制度に統一する。	中之口地区でもH15年度から子育て支援事業を実施しており、より内容を充実し、保護者の利用が高まった。	H17実績： 延べ利用者数 1,642人 H16実績： 延べ利用者数 1,460人
巻町		合併による変化なし。	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	9	事務事業名等	母子生活支援施設運営事業
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	合併前も広域入所を行っていたため合併の影響なし。	H18.4入所世帯数(市内2施設) 19世帯
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町	新潟市の制度に統一する。		
岩室村	新潟市の制度を適用する。		
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	10	事務事業名等	ひとり親家庭小中学校入学等祝品支給事業
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	小学校入学時に図書券3,000円を給付。	全市支給実績 H16 275件→H17 471件
白根市	新潟市の制度に統一する。		
豊栄市	新潟市の制度を適用する。		
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	11	事務事業名等	ひとり親家庭交通災害共済加入金助成事業
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度を適用する。	新津地区でも新たに、ひとり親家庭等が、県交通災害共済組合加入金(500円)の助成を受けられるようになった。	H17 36件 18,000円	
白根市		合併により、新たにひとり親家庭等が県交通災害共済組合加入金(500円)の助成を受けられるようになった。(申請時期の関係で実際にはH18からの適用)	H18 17件 8,500円	
豊栄市		豊栄地区でも新たに、ひとり親家庭等が、県交通災害共済組合加入金(500円)の助成を受けられるようになった。	H18 52件 26,000円	
小須戸町		ひとり親家庭等が県交通災害共済組合加入金(500円)の助成を受けられるようになった。	H18 7件 3,500円	
横越町			H18 3件 1,500円	
亀田町		当該地区でも新たに、ひとり親家庭等が、県交通災害共済組合加入金(500円)の助成を受けられるようになった。	H18 12件 6,000円	
岩室村			H18 6件 3,000円	
西川町			H18 7件 3,500円	
味方村			H18 0件 0円	
潟東村			H18 7件 3,500円	
月潟村		新潟市の制度に統一する。		H18 2件 1,000円
中之口村				H18 12件 6,000円
巻町				巻地区でもひとり親の対象家庭に交通災害共済加入金が助成されるようになった。

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	12	事務事業名等	ひとり親家庭公衆浴場無料入浴券支給事業
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに、ひとり親家庭等が公衆浴場無料入浴券の助成を受けられるようになった。	H17実績なし
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町	新潟市の制度に統一する。	入浴設備のない、ひとり親家庭等が新潟市公衆浴場協同組合に加盟している浴場で使用できる無料入浴券を交付されることになった。	
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新たに、入浴施設の無いひとり親家庭等が、新潟市公衆浴場協同組合に加盟している浴場で使用できる無料入浴券の支給を受けられるようになった。	
西川町		新たに、ひとり親家庭等が公衆浴場無料入浴券の助成を受けられるようになった。	
味方村		新たに、入浴設備のないひとり親家庭一人につき入浴券各月4枚の助成を受けられるようになった。	
潟東村		新たに、ひとり親家庭等が公衆浴場無料入浴券の助成を受けられるようになった。	
月潟村		新たに、ひとり親家庭が公衆浴場の入浴料が無料で利用できるようになった。	
中之口村		新たに、入浴設備のないひとり親家庭一人につき入浴券各月4枚の助成を受けられるようになった。	
巻町		新たにひとり親の対象家庭に、月4枚の入浴無料券が交付されるようになった。	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	13	事務事業名等	妊産婦・幼児医療費助成事業
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併により、新津地区以外から転入してきた場合、妊産婦医療費の助成が受けられなくなった。 新潟市の制度が厳しく、該当者がいない。	H17全市実績： 妊産婦医療対象者 238名 6,804,713円 幼児医療対象者 30,643名 909,934,534円
白根市		新たに妊産婦が助成対象になった。幼児は旧白根市制度と同じため、合併による影響なし。なお申請窓口の拡大により、利便性が向上した。	
豊栄市		・妊産婦医療費助成が新設された ・幼児医療費助成の対象者が拡大された ①通院拡大該当3歳から6歳まで ②入院拡大該当4歳から6歳まで	
小須戸町		制度に変化はなく、影響はなかった。	
横越町		妊産婦については、合併により対象が狭まったため、新制度での認定者が今のところいない状況。(ただし、支所受付分) 乳幼児に関しては特に合併後も変わらない。	
亀田町		申請手続きが亀田地区以外でもできるように利便性が向上し、所得制限はあるが、幼児医療費の通院対象年齢が就学前までと拡充された。	
岩室村		岩室地区でも新たに、妊産婦の医療費の助成と単幼の通院の助成を受けられるようになった。	
西川町		西川地区においても、新たに妊産婦の医療費助成が受けられるようになった。 幼児医療における通院の対象年齢が拡大されたため、より多くの住民が助成を受けられるようになった。	
味方村		妊産婦医療費助成は新設となった。幼児医療は所得の制限がなかったため、非該当者がでた。	
潟東村		申請を受付する会場が増え、利便性が向上した。	
月潟村		幼児医療費助成事業は、所得制限はあるものの、通院は対象年齢が6歳児就学前と拡大され支給期間が延びた。 入院1～3歳児：県単事業(所得制限超：村単独事業) 4～6歳児就学前：村単独事業 通院1～2歳児：県単事業(所得制限超：村単独事業)	
中之口村		対象年齢が3歳児から6歳就学前までに拡充され保護者の経済的負担の軽減になった。	
巻町	妊産婦助成：新たな制度として設けられた。 幼児助成：通院助成の受給期間拡大により、受給対象者が増加した。		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	14	事務事業名等	こども発達相談事業
		所管課名	こども企画課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	H17. 4に施行された発達障害者支援法に基づく発達障害者支援センターの機能や方針などを踏まえながら、全市的な事業の方向性について検討中。	こども相談センターでの相談受理件数 H17年度 8件
白根市			こども相談センターでの相談受理件数 H17年度 4件
豊栄市	新潟市の制度を適用する。		こども相談センターでの相談受理件数 H17年度 1件
小須戸町			こども相談センターでの相談受理件数 H17年度 2件
横越町	新潟市の制度に統一する。		こども相談センターでの相談受理件数 H17年度 2件
亀田町			
岩室村	新潟市の制度を適用する。		こども相談センターでの相談受理件数 H17年度 1件
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村		こども相談センターでの相談受理件数 H17年度 1件	
中之口村	新潟市の制度に統一する。		
巻町		こども相談センターでの相談受理件数 H17年度 3件	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	15	事務事業名等	身体障害者手帳交付事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	手帳交付が県への経由事務から市の事務になったため、申請から交付までの日数短縮が図られ、福祉サービスが早く受けられるようになった。	<p>新津地区</p> <p>16年度 新規交付 235件, 再交付 49件</p> <p>17年度 新規交付 263件, 再交付 63件</p>
白根市		手帳交付案内文書に各種制度申請に必要な書類が記載され、手帳交付と同時にサービスの申請を受け付ける際に手続きが円滑に行えるようになった。	<p>白根地区</p> <p>16年度 新規交付 84件, 再交付 21件</p> <p>17年度 新規交付 136件, 再交付 15件</p>
豊栄市		手帳交付が県への経由事務から市の事務になったため、申請から交付までの日数短縮が図られ、福祉サービスが早く受けられるようになった。	<p>豊栄地区</p> <p>16年度 新規交付 128件, 再交付 35件</p> <p>17年度 新規交付 134件, 再交付 31件</p>
小須戸町			<p>小須戸地区</p> <p>16年度 新規交付 29件, 再交付 3件</p> <p>17年度 新規交付 45件, 再交付 3件</p>
横越町		手帳交付が県への経由事務から市の事務になったため、申請から交付までの日数短縮が図られ、福祉サービスが早く受けられるようになった。旧横越町以外の市民からの申請・交付を受け付けた。	<p>横越地区</p> <p>16年度 新規交付 23件, 再交付 5件</p> <p>17年度 新規交付 30件, 再交付 6件</p> <p>(旧横越町以外の申請・交付件数:約10件)</p>
亀田町		手帳交付が県への経由事務から市の事務になったため、申請から交付までの日数短縮が図られ、福祉サービスが早く受けられるようになった。	<p>亀田地区</p> <p>16年度 新規交付 96件, 再交付 29件</p> <p>17年度 新規交付 100件, 再交付 26件</p>
岩室村			<p>岩室地区</p> <p>16年度 新規交付 17件, 再交付 7件</p> <p>17年度 新規交付 34件, 再交付 11件</p>
西川町			<p>西川地区</p> <p>16年度 新規交付 31件, 再交付 10件</p> <p>17年度 新規交付 19件, 再交付 9件</p>
味方村			<p>味方地区</p> <p>16年度 新規交付 9件, 再交付 6件</p> <p>17年度 新規交付 9件, 再交付 5件</p>
潟東村			<p>潟東地区</p> <p>16年度 新規交付 33件, 再交付 8件</p> <p>17年度 新規交付 18件, 再交付 10件</p>
月潟村			<p>月潟地区</p> <p>16年度 新規交付 8件, 再交付 5件</p> <p>17年度 新規交付 9件, 再交付 4件</p>
中之口村			<p>中之口地区</p> <p>16年度 新規交付 18件, 再交付 0件</p> <p>17年度 新規交付 22件, 再交付 1件</p>
巻町	<p>巻地区</p> <p>16年度 新規交付 95件, 再交付 24件</p> <p>17年度 新規交付 78件, 再交付 37件</p>		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	16	事務事業名等	心身障害者扶養共済掛金制度補助事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	新規加入者については、助成額が減少するが、合併時の利用者については、現行のとおりとなっているため、影響は少ない。	新津地区 合併時加入者 24人 合併後新規加入者 1人
白根市		合併前加入者については経過措置として現行どおり助成しているが、合併後の加入者については県減免制度対象者に限り、減免後の額の2分の1を助成する。	白根地区 合併時加入者 24人 合併後新規加入者 0人
豊栄市		掛金が口座引き落としになり、加入者の負担が軽減された。合併前加入者については経過措置として現行どおり助成しているが、合併後の加入者については県減免制度対象者に限り、減免後の額の2分の1を助成する。	豊栄地区 合併時加入者 27人 合併後新規加入者 0人
小須戸町		合併前加入者については経過措置として現行どおり助成しているが、合併後の加入者については県減免制度対象者に限り、減免後の額の2分の1を助成する。	小須戸地区 合併時加入者 6人 合併後新規加入者 0人
横越町		合併前利用者については、経過措置により助成対象となっているので、特に問題は無い。合併後利用者については、新潟市での制度で理解いただいている。	横越地区 合併時加入者 3人 合併後新規加入者 1人
亀田町		合併時の利用者については変わらないが、合併後の新規利用者については対象者及び対象となる掛金の範囲が狭まり、サービスが低下した。	亀田地区 合併時加入者 24人 合併後新規加入者 4人
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新たに、扶養共済掛金制度の助成を受けられるようになった。	岩室地区 合併時加入者 3人 合併後新規加入者 0人
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	合併前は加入者全員に掛金の3分の1を助成し、合併後も経過措置として現行どおり助成する。合併後の加入者は県の減免制度適用者に限り、減免後の額の2分の1を助成する。	西川地区 合併時加入者 7人 合併後新規加入者 0人
味方村		合併前加入者については経過措置として現行どおり助成しているが、合併後の加入者については県減免制度対象者に限り、減免後の額の2分の1を助成する。	味方地区 合併時加入者 6人 合併後新規加入者 1人
潟東村		合併前加入者については経過措置として現行どおり助成しているが、合併後の加入者については県減免制度対象者に限り、減免後の額の2分の1を助成する。	潟東地区 合併時加入者 2人 合併後新規加入者 0人
月潟村	新潟市の制度を適用する。	月潟地区でも新たに、心身障害者扶養共済制度加入者で、県の減免制度の対象となっている方の掛金が、減免後の額の2分の1の助成も受けられるようになった。	月潟地区 合併時加入者 2人 合併後新規加入者 0人
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の利用者については、現行のとおりとする。	合併前加入者については経過措置として現行どおり助成しているが、合併後の加入者については県減免制度対象者に限り、減免後の額の2分の1を助成する。	中之口地区 合併時加入者 6人 合併後新規加入者 2人
巻町	新潟市の制度を適用する。	県の減免制度対象者の掛金を減免後の額の2分の1を助成する「上乘せ制度」の適用により、掛金が軽減された。	巻地区 合併時加入者 33人 合併後新規加入者 0人

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	17	事務事業名等	更生医療給付事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	国の基準どおりの制度であり、合併による影響はない。	新津地区 17年度受給者数 141人	
白根市		期間延長申請と負担額決定が同時に行えるようになり、手続きの簡素化が図られた。	白根地区 17年度受給者数 85人	
豊栄市			豊栄地区 17年度受給者数 71人	
小須戸町			小須戸地区 17年度受給者数 24人	
横越町			国の基準どおりの制度であり、合併による影響はない。	横越地区 17年度受給者数 14人
亀田町			亀田地区 17年度受給者数 58人	
岩室村		岩室地区 17年度受給者数 22人		
西川町		国の基準どおりの制度であり、合併による影響はない。ただし、届出を行う行政窓口が増加したことにより、利用者の利便性が高まった。	西川地区 17年度受給者数 21人	
味方村			味方地区 17年度受給者数 13人	
潟東村			潟東地区 17年度受給者数 19人	
月潟村			国の基準どおりの制度であり、合併による影響はない。	月潟地区 17年度受給者数 7人
中之口村			月潟地区 17年度受給者数 8人	
巻町			巻地区 17年度受給者数 68人	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	18	事務事業名等	補装具給付事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	新潟市に合わせ、ストマ用装具等自己負担額の助成が受けられるようになった。	17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 660件, 障害児 83件 助成額 823千円	
白根市			17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 486件, 障害児 86件 助成額 574千円	
豊栄市			17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 732件, 障害児 36件 助成額 865千円	
小須戸町			17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 78件, 障害児 14件 助成額 128千円	
横越町			17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 157件, 障害児 10件 助成額 255千円	
亀田町			17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 484件, 障害児 14件 助成額 558千円	
岩室村			17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 111件, 障害児 10件 助成額 168千円	
西川町			新潟市に合わせ、ストマ用装具等自己負担額の助成が受けられるようになった。また、届出を行う行政窓口が増加したことにより、利用者の利便性が高まった。	17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 62件, 障害児 20件 助成額 51千円
味方村			新潟市に合わせ、ストマ用装具等自己負担額の助成が受けられるようになった。	17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 42件, 障害児 12件 助成額 85千円
潟東村				17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 36件, 障害児 48件 助成額 89千円
月潟村				17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 58件, 障害児 24件 助成額 87千円
中之口村				17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 68件, 障害児 12件 助成額 158千円
巻町				17年度ストマ用装具等決定件数 障害者 405件, 障害児 30件 助成額 231千円

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	19	事務事業名等	重度障害者(児)日常生活用具給付事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。		17年度実績 障害者 件数 52件, 公費負担 3,055千円 障害児 件数 2件, 公費負担 215千円	
白根市			17年度実績 障害者 件数 19件, 公費負担 1,280千円 障害児 件数 2件, 公費負担 109千円	
豊栄市			17年度実績 障害者 件数 27件, 公費負担 1,439千円 障害児 件数 1件, 公費負担 55千円	
小須戸町			国の基準どおりの制度であり, 合併による影響はない。	17年度実績 障害者 件数 2件, 公費負担 257千円 障害児 件数 3件, 公費負担 224千円
横越町				17年度実績 障害者 件数 10件, 公費負担 590千円 障害児 件数 0件, 公費負担 0千円
亀田町				17年度実績 障害者 件数 21件, 公費負担 1,632千円 障害児 件数 0件, 公費負担 0千円
岩室村				17年度実績 障害者 件数 1件, 公費負担 77千円 障害児 件数 2件, 公費負担 107千円
西川町			国の基準どおりの制度であり, 合併による影響はない。ただし, 届出を行う行政窓口が増加したことにより, 利用者の利便性が高まった。	17年度実績 障害者 件数 6件, 公費負担 687千円 障害児 件数 0件, 公費負担 0千円
味方村				17年度実績 障害者 件数 4件, 公費負担 106千円 障害児 件数 1件, 公費負担 28千円
潟東村				17年度実績 障害者 件数 1件, 公費負担 54千円 障害児 件数 2件, 公費負担 88千円
月潟村			国の基準どおりの制度であり, 合併による影響はない。	17年度実績 障害者 件数 4件, 公費負担 449千円 障害児 件数 2件, 公費負担 85千円
中之口村				17年度実績 障害者 件数 4件, 公費負担 278千円 障害児 件数 0件, 公費負担 0千円
巻 町		17年度実績 障害者 件数 14件, 公費負担 1,057千円 障害児 件数 1件, 公費負担 23千円		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	20	事務事業名等	障害者訪問入浴サービス事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併後も同基準の制度のため、変わりはない。	17年度 利用者 0人
白根市	新潟市の制度を適用する。	白根地区でも新たに、訪問入浴サービスが受けられるようになった。	
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	利用料が定額になり、1回の入浴に時間のかかる人の負担が減った。	17年度 利用者 3人
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	小須戸地区でも、新たに訪問入浴サービスが受けられるようになった。	17年度 利用者 0人
横越町		相談・申請ともに1件程度。	17年度 利用者 1人
亀田町		亀田地区でも新たに、障害者が、訪問入浴サービスを受けられるようになった。	17年度 利用者 0人
岩室村		新たに、重度身体障害者が訪問入浴車の家庭訪問を受けられるようになった。	
西川町	西川地区でも新たに、訪問入浴の助成を受けられるようになった。		
味方村	新潟市の制度に統一する。	合併後も同制度(国基準)のため変わらない。	16, 17年度 利用者 0人
潟東村	新潟市の制度を適用する。	潟東地区でも新たに障害者訪問入浴サービスが受けられるようになった。	17年度 利用者 1人 3回利用
月潟村		月潟地区でも新たに、重度心身障害者で自宅での入浴が困難な方に、訪問入浴車を派遣し、自宅での入浴サービスが利用できるようになった。	17年度 利用者 0人
中之口村		中之口地区でも、重度身体障害者が訪問入浴車の派遣を受けられるようになった。	17年度 利用者 1人(延べ9人)
巻町	新潟市の制度に統一する。	利用回数の制限が設定された。ただし合併前の利用者については継続された。現在基準回数以上の利用希望はない。	合併前 制限なし(最高で週3回) 合併後 週2回

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	21	事務事業名等	障害者ホームヘルパー派遣事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	国の制度であり、合併により変わりはない。平成18年度からは、利用者負担金の2割助成制度が始まった。	
白根市		ヘルパー派遣支援費として支給決定する。支給決定にあたり、明確な支給決定基準を示すことができるようになった。	H17年度 利用延べ人数 161人 25,211千円
豊栄市		変更なし。	H17年度利用者 身体障害者26人 知的障害者 6人 障害児 0人
小須戸町		合併前から同じ制度であるため効果・影響なし。	
横越町		合併前との制度に差がないため、変わりなし。	H17年度 利用者 2人
亀田町		変わりなし。	
岩室村		合併前と変更なし。	H17年度 利用者 0人
西川町		利用できる事業所が増加した。西川・新潟地区相互の利用が可能となった。	H17年度 利用者 3人 1,350千円
味方村		国の基準どおりのため、変更がなかった。	H17年度 利用者(16年度) 利用者6人 延べ59人 1,364千円 (利用者4人 延べ37人 498千円)
潟東村		同様の制度のため変化なし。	H17年度 153千円
月潟村		事業内容が合併前と変わらないため効果・影響は特になし。	H17年度 利用者 0人
中之口村		国の基準どおりのため、変更がなかった。	H17年度 利用者2人(延べ20人) 1,389千円
巻町		制度の変更なし、影響なし。	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	22	事務事業名等	手話奉仕員および要約筆記奉仕員派遣事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新津地域に限定し、現行のとおりとするため、(奉仕員の派遣単価については、新潟市の単価に合わせる)利用者にとっては、サービスに変わりはない。	17年度派遣実績 88件
白根市	新潟市の制度を適用する。	白根地区でも新たに、奉仕員の派遣が受けられるようになった。	17年度利用申請 0件
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	変更なし。	17年度派遣実績 29件
小須戸町		合併前と同じく新津支所経由での派遣であるため影響はしたが、派遣対象は拡大した。	17年度利用申請 1件
横越町		相談、申請ともになし。	17年度利用申請 0件
亀田町		亀田地区でも新たに、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者が、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の派遣を受けられるようになった。	17年度利用者数 不明
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新たに、聴覚障害者等が奉仕員の派遣を受けられるようになった。	17年度利用申請 0件
西川町		西川地区でも新たに、手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の派遣を受けることができるようになった。	17年度利用申請 1件
味方村		味方地区でも、日常生活を営む上で参加が必要とされる事業等に手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の派遣を受けられるようになった。	17年度利用者 0件
潟東村		潟東地区でも新たにサービスを受けられるようになった。	
月潟村		月潟地区でも新たに、聴覚障害者及び音声・言語機能障害者が日常生活を営むうえで参加が必要とされる事業に対し、奉仕員を派遣することができるようになった。	17年度利用申請 0件
中之口村		中之口地区でも、日常生活を営む上で参加が必要とされる事業等に手話奉仕員及び要約筆記奉仕員の派遣を受けられるようになった。	17年度利用者 0件
巻町		合併により新規に実施することとなった事業。 障害者・関係団体から要望のあった事業。	17年度利用申請 0件

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	23	事務事業名等	障害者ガイドヘルパー派遣事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	国の制度であり、合併により変わりはない。平成18年度からは、利用者負担金の2割助成制度が始まった。	
白根市		ヘルパー派遣支援費として支給決定する。支給決定にあたり、支給決定基準を示すことができるようになった。	17年度利用延べ人数 124人 3,881千円
豊栄市		変更なし。	17年度利用者 身体障害者 8人 知的障害者 3人 障害児 17人
小須戸町		合併前から同じ制度であるため効果・影響なし。	
横越町		合併前との制度に差がないため、変わりなし。	17年度 利用者 5人
亀田町		変わりなし。	
岩室村		合併前と変更なし。	17年度 利用者 0人
西川町		西川地区でも新たに、障害者が外出時などに、ガイドのためのヘルパーの派遣を受けられるようになった。	17年度 利用人数 1人 66千円
味方村		新たに味方地区でも、重度身体障害者が、外出時などにヘルパーの派遣を受けられるようになった。	17年度 利用者 0人
潟東村		同様の制度のため変化なし。	
月潟村		事業内容が合併前と変わらないため効果・影響は特になし。	
中之口村		中之口地区でも、重度身体障害者が、外出時などにヘルパーの派遣を受けられるようになった。	
巻町	制度の変更なし、影響なし。		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	24	事務事業名等	身体障害者用自動車改造等助成事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	県基準どおりの制度であるため、合併による影響なし。	17年度助成件数 4件, 助成額 759千円
白根市			17年度助成件数 4件, 助成額 903千円
豊栄市			17年度助成件数 6件, 助成額 733千円
小須戸町			17年度助成件数 0件, 助成額 0千円
横越町			
亀田町	新潟市の制度を適用する。	新たに、自動車改造に要する費用の一部助成を受けられるようになった。	17年度助成件数 2件, 助成額 371千円
岩室村			17年度助成件数 0件, 助成額 0千円
西川町	新潟市の制度に統一する。	県基準どおりの制度であるため、合併による影響なし。ただし、届出を行う行政窓口が増加したことにより、利用者の利便性が高まった。	17年度助成件数 1件, 助成額 303千円
味方村			17年度助成件数 0件, 助成額 0千円
潟東村			
月潟村			17年度助成件数 2件, 助成額 267千円
中之口村			17年度助成件数 1件, 助成額 100千円
巻町			17年度助成件数 4件, 助成額 382千円

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	25	事務事業名等	知的障害者授産施設通所経費助成事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新津地域でも新たに、障害者施設等に通所する心身障害者に交通費の一部の助成が受けられるようになった。	助成対象者 34人
白根市		白根地区でも新たに、通所経費の助成が受けられるようになった。	助成対象者 25人
豊栄市		通所に係る交通費を助成することにより、通所者の負担が軽減された。	助成対象者 5人
小須戸町		小須戸地区でも施設等に通所している方たちが通所経費の助成が受けられるようになった。	助成対象者 13人
横越町	新潟市の制度に統一する。	合併前との制度に差がないため、変わりなし。	助成対象者 2人
亀田町		亀田地区でも新たに、自家用車、タクシーを利用して通所する障害者も助成を受けられるようになった。	助成対象者 25人
岩室村		新潟市に合わせ、助成額が月額1,500円からバス定期料換算の2分の1までに増額となった。	助成対象者 2人
西川町		新潟市にあわせ、通所経費の助成対象が拡大した。	助成対象者 7人
味方村		味方地区では、上限4,000円であったが、バス定期料換算の1/2まで助成を受けられるようになった。	助成対象者 1人
潟東村		施設のバスを利用して3名が助成を受けられなくなった。	助成対象者なし
月潟村		月潟地区では、通所費助成の要件が変更し、月の半分以上通所という要件がなくなり、利用した通所費用の額の2分の1助成では、合併前上限額3,000円から上限額なしで助成を受けられるようになった。	助成対象者 1人
中之口村		新潟市の制度を適用する。	中之口地区では、上限1,500円であったが、バス定期料換算の1/2まで助成を受けられるようになった。
巻町	新潟市の制度に統一する。	麦っ子ワークスの移転増築に伴う通所費の補助で、対象者は麦っ子ワークスの通所者のみだった。合併により公的機関を利用している人も対象となった。	助成対象者 24人

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	26	事務事業名等	心身障害者福祉タクシー利用料金等助成事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新潟市に合わせ、福祉タクシー助成券配布枚数が増加した。(年間24枚→48枚) 合併後、燃料費助成を選択できるため、福祉タクシー助成件数が減少した。	16年度助成件数 961件 17年度助成件数 869件
白根市		新潟市に合わせ、福祉タクシー助成券配布枚数が増加した。(年間24枚→48枚)	16年度助成件数 199件 17年度助成件数 169件
豊栄市			16年度助成件数 335件 17年度助成件数 287件
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	合併前に助成対象であった下肢障害4級の方が助成を受けられなくなった。	16年度は社会福祉協議会が実施 合併前の下肢障害4級での対象者…15名 17年度助成件数 73件
横越町		合併により横越地区でも新たに、障害者が福祉タクシー助成を受けられるようになった。 旧横越町以外の市民からも申請窓口としての利用があった。	17年度助成件数 36件
亀田町	新潟市の制度に統一する。	亀田地区でも新たに脳原性運動(移動)障害、内部障害3級の身体障害者も助成を受けられるようになった。新潟市に合わせ、福祉タクシー助成券配布枚数が増加した。(年間24枚→48枚) 合併後、燃料費助成を選択できるため、福祉タクシー助成件数が減少した。	16年度助成件数 391件 17年度助成件数 290件
岩室村		新潟市に合わせ、福祉タクシー助成額が増加した。(年間最大24,000円→25,920円)	16年度助成件数 42件 17年度助成件数 59件
西川町		新潟市に合わせ、福祉タクシー助成券配布枚数が増加した。(年間24枚→48枚)	16年度助成件数 104件 17年度助成件数 92件
味方村	新潟市の制度を適用する。	味方地区でも障害者の社会参加を促進するため、福祉タクシー助成券を配布することができた。	17年度助成件数 29件
潟東村	新潟市の制度に統一する。	対象者の範囲が広がり、利用者の幅が広がった。助成額も増加した。 (年間最大12,000円→25,920円)	16年度助成件数 35件 17年度助成件数 16件
月潟村		月潟地区では、タクシー利用料金の助成額が合併前より減額となったが、通院等に限定されず利用の目的範囲が拡大され利用しやすくなった。(年間最大29,280円→25,920円)	16年度助成件数 16件 17年度助成件数 21件
中之口村		新潟市に合わせ、福祉タクシー助成券配布枚数が増加した。(年間24枚→48枚)	16年度助成件数 0件 17年度助成件数 22件
巻町		助成金額が増額となるが、1回の利用金額が1,080円(助成券2枚)と制限され、郊外の医療機関受診者は自己負担が多くなり、利用回数の少ない方は、助成券が残る。また、年度当初個別案内をしなくなったため、申請件数が少ない。	16年度助成件数 239件 17年度助成件数 214件

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	27	事務事業名等	障害者住宅整備資金融資事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新潟市に合わせ、貸付限度額が増額になった。(貸付限度額 250万円→410万円)	16年度融資決定件数 0件 17年度融資決定件数 0件
白根市	新潟市の制度を適用する。	新たに、障害者住宅整備資金の融資が受けられるようになった。	17年度融資決定件数 0件
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	対象者が身体障害者手帳3・4級所持者までに拡大されたほか、貸付限度額が増額になった。(貸付限度額 250万円→410万円)	16年度融資決定件数 0件 17年度融資決定件数 0件
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	新たに、障害者住宅整備資金の融資が受けられるようになった。	17年度融資決定件数 0件
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村	新潟市の制度に統一する。	新潟市に合わせ、貸付限度額が増額になった。(貸付限度額 250万円→410万円)	16年度融資決定件数 0件 17年度融資決定件数 0件
月潟村	新潟市の制度を適用する。	新たに、障害者住宅整備資金の融資が受けられるようになった。	17年度融資決定件数 0件
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	28	事務事業名等	障害者住宅リフォーム助成事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに重度心身障害者の居住する住宅改造費用の助成を受けられるようになった。	17年度助成件数 7件, 助成額 2,822千円
白根市	新潟市の制度に統一する。	合併前から新潟市と同じ制度であったため、合併による影響なし。	16年度助成件数 0件, 助成額 0千円 17年度助成件数 8件, 助成額 3,552千円
豊栄市		新潟市に合わせ、助成限度額が引き上げられ、利用者の負担が軽減された。	16年度助成件数 0件, 助成額 0千円 17年度助成件数 4件, 助成額 1,374千円
小須戸町		新潟市に合わせ、助成限度額が引き上げられた。	16年度助成件数 0件, 助成額 0千円 17年度助成件数 2件, 助成額 671千円
横越町	新潟市の制度を適用する。	新たに重度心身障害者の居住する住宅改造費用の助成を受けられるようになった。	17年度助成件数 3件, 助成額 161千円
亀田町	新潟市の制度に統一する。	新潟市に合わせ、助成限度額の引き上げと複数回利用が可能になりサービスが向上した。ただし、合併後は増築が助成対象外となった。	16年度助成件数 0件, 助成額 0千円 17年度助成件数 1件, 助成額 500千円
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新たに重度心身障害者の居住する住宅改造費用の助成を受けられるようになった。	17年度助成件数 0件, 助成額 0千円
西川町	新潟市の制度に統一する。	合併前から新潟市と同じ制度であったが、届出を行う行政窓口が増加したことにより、利用者の利便性が高まった。	16年度助成件数 0件, 助成額 0千円 17年度助成件数 1件, 助成額 303千円
味方村		合併前から新潟市と同じ制度であったため、合併による影響なし。	16年度助成件数 0件, 助成額 0千円 17年度助成件数 0件, 助成額 0千円
潟東村			
月潟村	新潟市の制度を適用する。	新たに重度心身障害者の居住する住宅改造費用の助成を受けられるようになった。	17年度助成件数 0件, 助成額 0千円
中之口村			
巻 町	新潟市の制度に統一する。	新潟市に合わせ、助成限度額が引き上げられた。	16年度助成件数 1件, 助成額 131千円 17年度助成件数 3件, 助成額 421千円

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	29	事務事業名等	在宅障害者デイサービス事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	国の制度であり、合併により変わりはない。平成18年度からは、利用者負担金の2割助成制度が始まった。	
白根市		支援費制度として支給決定。合併の前後で特に変化なし。	17年度 利用延べ人数 173人 6,103千円
豊栄市		変更なし。	17年度 利用者 身体障害者9人 知的障害者5人 障害児16人
小須戸町		合併前から同じ制度であるため効果・影響なし。	
横越町		合併前との制度に差がないため、変わりなし。	17年度 利用者 3人
亀田町		変わりなし。	
岩室村		合併前と変更なし。	17年度 利用者 0人
西川町		利用できる事業所が増加した。西川・新潟地区相互の利用が可能となった。	17年度 利用者 1人 192千円
味方村		国の基準どおりのため、変更がなかった。	17年度(16年度) 利用者 3人 延べ26人 1,855千円 (1人 延べ10人 1,083千円)
潟東村		同様の制度のため変化なし。	17年度実績 783千円
月潟村		事業内容が合併前と変わらないため効果・影響は特になし。	17年度 利用者 1人
中之口村		国の基準どおりのため、変更がなかった。	17年度 利用者3人(延べ36人) 733千円
巻町		手続きは変更ないが、利用回数に基準回数が設定された。合併時の利用者は引き続き利用可能だったので、影響はなかったが、障害者の日中活動の場が整備されていないため、週1回では少ない。	合併前 週2回から3回 合併後 週1回

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	30	事務事業名等	重度障害者短期入所事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	国の制度であり、合併により変わりはない。平成18年度からは、利用者負担金の2割助成制度が始まった。	
白根市		支援費制度として支給決定。合併の前後で特に変化なし。	17年度 利用延べ人数 108人 2,255千円
豊栄市		変更なし。	17年度 利用者 身体障害者4人 知的障害者10人 障害児18人
小須戸町		合併前から同じ制度であるため効果・影響なし。	
横越町		合併前との制度に差がないため、変わりなし。	17年度 利用者 10人
亀田町		変わりなし。	
岩室村		合併前と変更なし。	17年度 利用者 0人
西川町		利用できる事業所が増加した。西川・新潟地区相互の利用が可能となった。	17年度 利用者 7人 3,180千円
味方村		国の基準どおりのため、変更がなかった。	17年度(16年度) 利用者4人 延べ21人 2,140千円 (3人 延べ8人 1,006千円)
潟東村		同様の制度のため変化なし。	17年度実績 身体障害者 121,980円, 知的障害者 571,040円, 児童 803,500円
月潟村		事業内容が合併前と変わらないため効果・影響は特になし。	17年度 利用者 3人
中之口村		国の基準どおりのため、変更がなかった。	17年度 利用者2人(延べ23人) 1,012千円
巻町		手続きは変更ないが、利用回数に基準回数が設定された。合併時の利用者は引き続き利用可能だったので、影響はなかった。	合併前 制限なし(状況により判定) 合併後 月7日

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	31	事務事業名等	身体障害者スポーツ振興事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	年1回の運動会に参加することで、障害者同士だけでなく、一般市民とも親睦・交流を深める機会ができた。	
白根市		白根地区でも新たに、障害者大運動会に参加できるようになった。	
豊栄市		年1回の運動会に参加することで、障害者同士だけでなく、一般市民とも親睦・交流を深める機会ができた。	
小須戸町		小須戸地区でも新たにこの事業に参加できるようになったが、送迎バス等がなかったため参加者はなかった。	
横越町		合併後からの新規事業であるが、相談・参加希望はなかった。	
亀田町		亀田地区住民も、新潟市障害者大運動会に参加できるようになった。	
岩室村		新たに、障害者・市民が運動会へ参加できるようになった。	
西川町		新潟市にあわせ、障害者が市で開催するスポーツ大会への参加ができるようになった。	
味方村		陸上競技場で開催される新潟市障害者大運動会に親睦と交流を深めるため、新たに参加できるようになった。	
潟東村		新たに、市が開催する障害者大運動会に参加できるようになった。	
月潟村			
中之口村		陸上競技場で開催される新潟市障害者大運動会に親睦と交流を深めるため、参加できるようになった。	
巻町	合併により新たに実施した事業合併後未開催のため効果・影響は不明。		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	32	事務事業名等	精神保健福祉事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	医師による精神保健福祉相談は新津市域で2回実施され、他に新潟市域会場も利用可能となった。医師による精神保健福祉相談(月2回)、酒害相談、生活支援相談、家族教室、社会復帰講座、交流会は新潟市域会場の利用可能となった。	17年度医師による精神保健相談 新津会場:4人 新潟市域会場:4人(3会場)
白根市		「ボランティア講座」が4年目となり、合併により白根地区以外の参加者も多く、他地区の情報を知り、活動にいかすことができた。	17年度ボランティア講座受講 実14人 延65人
豊栄市		豊栄地区でも精神保健福祉相談事業の医師相談を開催することができるようになった。	17年度医師による精神保健相談 豊栄会場:2回 5人
小須戸町		医師相談については、影響なし。各種教室、講座への利用が増えた。	17年度医師による精神保健相談 1人
横越町		特に合併したことによる、影響、効果はありません。各種教室、講座への利用が増えた。	17年度医師による精神保健相談 横越会場:1人
亀田町		各種相談事業の開催回数が増え、また新たに障害者や障害者家族を対象にした教室、講座が開催されるようになり、利用できる機会が増えた。	17年度医師による精神保健相談 亀田会場:3人
岩室村		デイケア・家族教室(すぎな会)・精神保健相談を継続して実施することで、精神障害者の社会復帰を促進し・地域で生活する精神障害者の社会参加につながった。	デイケア年13回(出席延べ数 86人)・家族教室年10回(出席延べ数 58人)・精神保健相談会一医師(年1回)及び精神保健福祉相談員(年8回)・随時個別相談・家庭訪問実施
西川町		精神保健相談は、合併前より年1回実施。精神科医、精神保健福祉相談員保健師各1人で行っている。会場や従事者等は従前の通り。	17年度医師による精神保健相談 2人
味方村		味方地区で実施している事業の他、新潟地区で行っている事業の対象地区が拡大され、受講できるようになった。	17年度精神保健福祉ボランティア講座 味方、潟東、月潟、中之口合同実施 8人
潟東村		潟東地区で実施している事業の他に、他地区の事業にも参加可能になった。	17年度精神保健福祉ボランティア講座 味方、潟東、月潟、中之口合同実施 4人
月潟村		月潟地区で実施している事業の他に、他の地区で実施している事業にも参加出来る様になった。しかし近隣で開催されていても交通の便が悪く、免許を持っていない者の参加が困難な状況である。	17年度精神保健福祉ボランティア講座 味方、潟東、月潟、中之口合同実施 7人
中之口村		中之口地区で実施している事業の他、新潟地区で行っている事業の対象地区が拡大され、受講できるようになった。	17年度精神保健福祉ボランティア講座 味方、潟東、月潟、中之口合同実施 8人
巻町		旧新潟市域の各種講座の参加が可能になった。	17年度合併後の各種講座 0人

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	33	事務事業名等	精神障害者医療費助成事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新津市の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	旧新津市制度はH18年度まで継続。新規申請者からは新潟市制度(入院医療費助成制度)を適用。	旧新津市制度分 16年度:313人 25,891千円 17年度:281人 22,475千円 新潟市制度分 17年度:4人 220千円
白根市	新潟市の制度に統一する。	入院費助成は、H16年度から新潟市の制度に足並みを揃えた改正をしたため、合併後の利用者数は、ほぼ同じである。通院費助成は、白根市の制度を廃止し、新潟市の制度に統一した。	16年度 178人 4,251千円 (内入院 33人 3,090千円) 17年度 32人 2,670千円
豊栄市	新潟市の制度を適用する。	豊栄地区の精神障害者も入院費の助成を受けられるようになった。	17年度助成決定者12人
小須戸町	小須戸町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	合併前より助成制度(入院、通院助成)利用している方については旧小須戸町制度、新規申請の方については新潟市制度を適用する。	旧小須戸町制度24人 新潟市制度0人 (18年4月現在)
横越町	横越町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	H17年度は現行制度を継続したため、大きな変化はないが、制度利用者からは、今後制度統一が行われ、助成率が狭まった場合の不安感をいただいている等の意見を耳にする。	扶助費 16年度 124件 2,074千円 17年度 117件 1,866千円
亀田町	亀田町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	合併後の新規申請者については、新潟市制度を適用。合併時の旧亀田町制度受給者については現行を維持。	亀田地区助成件数(延件数) 16年度 旧亀田町制度 373件5,775千円 17年度 旧亀田町制度 313件4,544千円 新潟市制度 10件 100千円
岩室村	岩室村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	両者の医療費制度を利用することにより、適切な治療が継続されると同時に、本人及び家族にとって経済的負担が軽減されている。	17年度助成額 1,120千円 新潟市制度利用者1人・旧岩室制度 11人
西川町	西川町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	旧西川町の制度については、旧利用者に限り現行のとおり実施している。	利用者数(実数)16年度13人、17年度13人 助成額 H16 1,188千円 H17 1,033千円
味方村	味方村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	旧制度で助成しているため特に影響はない。	17年度 ・旧味方制度利用 3人 24件 77千円 ・新潟市制度利用 1人 100千円
潟東村	潟東村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	旧制度を利用しているため変化なし、新規申請者はいないが、非課税世帯については助成額が増えるようになる。	17年度利用者 13人 新規なし
月潟村	新潟市の制度に統一する。	月潟村の制度を廃止し、新潟市制度において、精神障害者が精神科での入院治療に必要な医療費の一部を助成することができるようになった。	月潟地区住民 17年度 利用者 0人
中之口村	中之口村の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	中之口村の制度を利用している方について、当分の間現行どおり新規申請者について新潟市の制度を利用する。	17年度 ・旧中之口制度利用 36件 840千円 ・新潟市制度利用 0人
巻町	巻町の制度については、当分の間、現行のとおりとするが、今後、速やかに制度統一に向け検討する。	合併前からの旧巻町制度利用者はH18年度末まで適用。	旧巻町制度利用者 17年度 200件 1,807千円 新潟市制度利用者 17年度 8件 80千円

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	34	事務事業名等	精神障害者ホームヘルパー派遣事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	派遣時間帯が拡大され利便性が向上した。 (合併前)8:30~17:15 (合併後)7:00~18:00	利用実績 16年度:8人 17年度:8人 *拡大時間帯の利用はなし	
白根市			16年度 利用者 7人 2,455,135円 17年度 利用者 8人 支所再配当なし	
豊栄市		合併前から新潟市の制度とほぼ同じ取扱いであったため、合併後の利用者数も、大きな増減は見受けられなかった。	17年度利用者 9人	
小須戸町			17年度利用者1人(他に合併前から利用登録1人有り。ただし利用実績なし)	
横越町		合併後、徐々にではあるが、制度について周知され始めてきたところである。	17年度利用者0人	
亀田町		派遣時間が短縮されたが、今まで派遣できなかった休日のホームヘルパーの派遣が可能になり利用しやすくなった。	17年度利用者5人(新規 3人 継続2人)	
岩室村		新潟市に合わせ、精神障害者がホームヘルパーの利用できる時間帯が拡大された(8:30~17:15→7:00~18:00)。	17年度利用者1人	
西川町		旧西川町では制度はあったが利用はなかった。合併により周知が行き届き、1件利用開始した。	17年度利用者1人(家事援助週2回)	
味方村			17年度利用者0人	
潟東村			17年度利用者1人	
月潟村		国の基準による制度のため変更なし。	17年度利用者0人	
中之口村		新潟市の制度を適用する。		
巻町		新潟市の制度に統一する。		17年度利用者1人

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	35	事務事業名等	精神障害者短期入所事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	・利用期間は変わらないが、日帰り利用が可能になった。 ・実施施設が3カ所(8床)追加された。	16年度利用者0人 17年度利用者0人
白根市		合併前も事業はあったが、利用者がいなかった。 合併後、冠婚葬祭のため1名利用があった。	17年度利用者1人 5日間
豊栄市		指定施設が増え、利用場所の選択肢が広がった。(1箇所→3箇所)	17年度利用者1人
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	新潟市制度を適用する。しかしながら相談等これまで1件もない。	17年度利用者1人
横越町		合併後、徐々にではあるが、制度について周知され始めてきたところである。	17年度利用者0人
亀田町		新たに在宅の精神障害者がショートステイを利用できるようになった。	
岩室村	新潟市の制度に統一する。	精神障害者が、短期入所を利用する場合の自己負担額の助成は、合併前と変化なし。	17年度利用者0人
西川町	新潟市の制度を適用する。	西川地区でも新たに、短期入所事業を利用できるようになった。	
味方村			
潟東村	新潟市の制度に統一する。		
月潟村	新潟市の制度を適用する。	国の基準による制度のため変更なし。	
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	36	事務事業名等	精神障害者通所作業所等補助事業
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	通所作業訓練施設、生活支援施設を設置し民間に運営委託してきた。H17年度よりその設置主体を民間団体に変更し新潟市の各補助金制度に基づき補助金を交付した。通所作業所・通所授産施設利用者は新潟市制度の交通費助成を受けることが可能となった。	通所作業所補助金：H16 6,580千円(県補助金・近隣市町の負担金含む)・*新津市分2,699千円) H17 3,543千円 生活支援施設補助金：H16 1,487千円 H17 2,728千円 通所授産施設運営補助金：H16 3,872千円 H17 7,806千円(新津・白根・小須戸・横越・亀田)
白根市		合併により、補助金の額が増額され、指導員の賃金等待遇改善、指導体制充実ができ、作業所定員15名から17名に増員し、通所者にも十分な指導ができるようになった。	16年度委託金4,580千円 17年度補助金4,696千円(16年度実績) 週5日、延239日開所 通所者 実17人 延2,589人 (17年度実績) 週5日、延236日開所 通所者 実18人 延2,823人
豊栄市		新潟市の制度が適用となり、精神障害者通所作業訓練事業補助金が増額された。	豊栄地区 ひしもの家 2,725千円(16年度) → 5,878千円(17年度)
小須戸町		交通費助成制度が適用され、利用者サービスが向上した。	17年度利用者 1人
横越町		作業所利用者1人当りの補助額が増加した。また、従来の利用者に応じた負担から、本庁での一括補助となった。	17年度利用者 1人(いしづえ作業所)
亀田町			17年度利用者 20人
岩室村		通所作業所・授産施設・生活支援センター等については、合併により利用施設・相談窓口が多くなり利用しやすくなった。	・精神障害者家族会(すぎな会)開催時(年12回)・精神保健福祉相談会(年1回)・個別相談時に、利用可能な施設の紹介を行っている。 通所作業所利用者0人
西川町		西川地区に通所作業所はないが、合併により巻・白根地区などの作業所が身近になった。また、交通費の助成があるため、通所の負担が軽減する。	17年度利用者 0人
味方村		該当制度なし	
潟東村		市の制度によって交通費の2分の1の額を助成することで助成額が増えた。	17年度利用者 2人
月潟村		月潟村の制度を廃止し、新潟市制度において、精神障害者施設・作業所への通所者に対し、通所に要する交通費の2分の1の額を助成することができるようになった。	17年度利用者 0人
中之口村		該当制度なし	
巻町		17年度利用者 1人	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	37	事務事業名等	リフト付タクシー利用券
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新津地区で助成していたと違う形の助成が受けられるようになった。(730円券24枚交付→リフト付タクシーと小型タクシーの料金の差額を助成。枚数に制限なし。)	17年度助成件数 236件, 冊数 422冊
白根市	新潟市の制度を適用する。	白根地区でも新たに, 障害者が, リフト付タクシーと小型タクシーの料金差額の助成を受けられるようになった。	17年度助成件数 8件, 冊数 20冊
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	券の利用により, リフト付きタクシーと小型タクシーの料金差額の助成をその場で受けられるようになった。	17年度助成件数 45件, 冊数 161冊
小須戸町		合併前は, 助成券1枚でリフト付きも兼用していたタクシー券を発行していた。合併後は, リフト付タクシーと小型タクシーの料金の差額を助成する。(枚数に制限なし)	17年度助成件数 7件, 冊数 21冊
横越町	新潟市の制度を適用する。	合併後新規事業であったが, タクシー券ほどの申請件数はなかった。	17年度助成件数 5件, 冊数 12冊
亀田町	新潟市の制度に統一する。	同様の制度であったため, 合併による影響なし。	17年度助成件数 91件, 冊数 212冊
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新たに, 障害者がリフト付タクシーと小型タクシーの料金差額の助成が受けられるようになった。	17年度助成件数 31件, 冊数 73冊
西川町		西川地区でも新たに, 障害者がリフト付タクシーと小型タクシーの料金差額を受けられるようになった。	17年度助成件数 4件, 冊数 11冊
味方村		新たにリフト付きタクシーと小型タクシーの料金の差額の助成が受けられるようになった。	17年度助成件数 1件, 冊数 1冊
潟東村		潟東地区でも新たに助成を受けられるようになった。	17年度助成件数 2件, 冊数 7冊
月潟村		月潟地区でも新たに, 常時車いす等を利用している障害者がリフト付タクシーと小型タクシーの料金差額の助成を受けられるようになった。	17年度助成件数 2件, 冊数 6冊
中之口村		リフト付きタクシーと小型タクシーの料金の差額の助成が受けられるようになった。	17年度助成件数 9件, 冊数 20冊
巻町		合併によりリフト付きタクシーと小型タクシーの料金差額の助成が受けられるようになった。	17年度助成件数 53件, 冊数 53冊

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	38	事務事業名等	自動車燃料費助成
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	合併により新津地区でも新たに、障害者が自動車燃料費の助成を受けられるようになった。	17年度 助成件数 328人、助成金額 7,665千円
白根市	新潟市の制度に統一する。	新潟市に合わせ、自動車燃料費助成額が増加した。(年額 7,500円→25,920円)	17年度 助成件数 178人、助成金額 4,029千円
豊栄市		新潟市に合わせ、自動車燃料費助成額が増加し、利用者の負担軽減になった。(年額 7,200円→25,920円)	17年度 助成件数 428人、助成金額 10,473千円
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	合併により小須戸地区でも新たに、障害者が自動車燃料費の助成を受けられるようになった。	17年度 助成件数 63人、助成金額 1,282千円
横越町		合併により横越地区でも新たに、障害者が自動車燃料費の助成を受けられるようになった。旧横越町以外の市民からも申請窓口としての利用があった。	17年度 助成件数 60件、助成金額 1,388千円
亀田町			17年度 助成件数 235件、助成金額 5,171千円
岩室村			17年度 助成件数 34件、助成金額 785千円
西川町		合併により新たに、障害者が自動車燃料費の助成を受けられるようになった。	17年度 助成件数 103件、助成金額 2,485千円
味方村			17年度 助成件数 32件、助成金額 785千円
潟東村			17年度 助成件数 81件、助成金額 1,699千円
月潟村		新潟市の制度に統一する。	新潟市に合わせ、燃料費の助成上限額が合併前より減額となったが、通院等に限定されず利用の目的範囲が拡大され利用しやすくなった。
中之口村	新潟市の制度を適用する。	合併により中之口地区でも新たに、障害者が自動車燃料費の助成を受けられるようになった。	17年度 助成件数 13件、助成金額 266千円
巻町	新潟市の制度に統一する。	助成額が増加し、すべてのガソリンスタンドで利用した分が対象となった。合併により年度当初個別案内をしなくなったため、申請件数が減少。	17年度 助成件数 325件、助成金額 3,872千円

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	39	事務事業名等	新潟市重度心身障害者福祉手当
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	合併により新たに、重度心身障害者が、福祉手当の支給を受けられるようになった。	17年度受給者数 7人, 受給額 106千円
白根市			17年度受給者数 6名, 受給額 26千円
豊栄市			17年度受給者数 2名, 受給額 18千円
小須戸町			17年度受給者数 0名
横越町			17年度受給者数 0名
亀田町			17年度受給者数 2名, 受給額 40千円
岩室村			17年度受給者数 1名, 受給額 12千円
西川町			17年度受給者数 0名
味方村			17年度受給者数 0名
潟東村			17年度受給者数 0名
月潟村	新潟市の制度に統一する。	新潟市に合わせ、重度心身障害者に福祉手当を支給する。	
中之口村	新潟市の制度を適用する。	合併により新たに、重度心身障害者が、福祉手当の支給を受けられるようになった。	
巻町			17年度受給者数 4名, 受給額 8千円

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	40	事務事業名等	車いす障害者健康診査
		所管課名	障害福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	合併により新たに、在宅で常時車いすを使用する身体障害者が、健康診査を受けられるようになった。	17年度受診者数 5人
白根市			17年度受診者数 1人
豊栄市			17年度受診者数 10人
小須戸町			17年度受診者数 2人
横越町			17年度受診者数 2人
亀田町			17年度受診者数 3人
岩室村			17年度受診者数 2人
西川町			17年度受診者数 4人
味方村			17年度受診者数 0人
潟東村			17年度受診者数 2人
月潟村			17年度受診者数 1人
中之口村			17年度受診者数 0人
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	41	事務事業名等	級地区分等の状況
		所管課名	厚生福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	3級地-1から2級地-1に変更され生活保護基準額が増額された。 標準3人世帯の平成18年3月の保護費(生活扶助+住宅扶助)比較(3級地-1)194,820円, (2級地-1)221,460円	平成18年3月31日現在 155世帯	
白根市			平成18年3月31日現在 82世帯	
豊栄市			平成18年3月31日現在 298世帯	
小須戸町		3級地-2から2級地-1に変更され生活保護基準額が増額された。 標準3人世帯の平成18年3月の保護費(生活扶助+住宅扶助)比較(3級地-2)186,400円, (2級地-1)221,460円	平成18年3月31日現在 27世帯	
横越町			平成18年3月31日現在 17世帯	
亀田町		3級地-1から2級地-1に変更され生活保護基準額が増額された。 標準3人世帯の平成18年3月の保護費(生活扶助+住宅扶助)比較(3級地-1)194,820円, (2級地-1)221,460円	平成18年3月31日現在 127世帯	
岩室村			平成18年3月31日現在 14世帯	
西川町			平成18年3月31日現在 35世帯	
味方村			平成18年3月31日現在 1世帯	
潟東村			3級地-2から2級地-1に変更され生活保護基準額が増額された。 標準3人世帯の平成18年3月の保護費(生活扶助+住宅扶助)比較(3級地-2)186,400円, (2級地-1)221,460円	平成18年3月31日現在 5世帯
月潟村			平成18年3月31日現在 1世帯	
中之口村			平成18年3月31日現在 2世帯	
巻町	平成18年3月31日現在 72世帯			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	42	事務事業名等	低所得世帯年末見舞金品支給事業
		所管課名	厚生福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに、生活保護世帯に対して、見舞金及び見舞品引換券を支給。(基準日12月1日)	平成17年度 122世帯 見舞金 976,000円 見舞品 2,619,800円
白根市			平成17年度 70世帯 見舞金 560,000円 見舞品 1,462,800円
豊栄市			平成17年度 251世帯 見舞金 2,008,000円 見舞品 5,426,200円
小須戸町			平成17年度 25世帯 見舞金 200,000円 見舞品 553,200円
横越町			平成17年度 6世帯 見舞金 48,000円 見舞品 124,100円
亀田町			平成17年度 132世帯 見舞金 1,056,000円 見舞品 2,938,400円
岩室村			平成17年度 12世帯 見舞金 96,000円 見舞品 242,900円
西川町			平成17年度 22世帯 見舞金 176,000円 見舞品 446,200円
味方村			平成17年度 1世帯 見舞金 8,000円 見舞品 19,800円
潟東村			平成17年度 0世帯 見舞金 0円 見舞品 0円
月潟村			平成17年度 1世帯 見舞金 8,000円 見舞品 25,100円
中之口村			平成17年度 2世帯 見舞金 16,000円 見舞品 50,200円
巻町	平成17年度 63世帯 見舞金 504,000円 見舞品 1,334,800円		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	43	事務事業名等	低所得世帯夏期見舞金品支給事業
		所管課名	厚生福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに、生活保護世帯に対して、見舞金及び見舞品引換券を支給。(基準日8月1日) 見舞金 1世帯8,000円 見舞品 1人世帯2,400円 2・3人世帯4,500円 4・5人世帯10,000円 6人以上世帯11,100円	平成17年度 206世帯 見舞金 1,648,000円 見舞品 701,900円
白根市			平成17年度 233世帯 見舞金 1,864,000円 見舞品 831,800円
豊栄市			平成17年度 240世帯 見舞金 1,920,000円 見舞品 803,800円
小須戸町			平成17年度 22世帯 見舞金 176,000円 見舞品 80,600円
横越町			平成17年度 6世帯 見舞金 48,000円 見舞品 16,500円
亀田町			平成17年度 136世帯 見舞金 1,088,000円 見舞品 528,700円
岩室村			平成17年度 10世帯 見舞金 80,000円 見舞品 26,100円
西川町			平成17年度 24世帯 見舞金 192,000円 見舞品 61,800円
味方村			平成17年度 1世帯 見舞金 8,000円 見舞品 2,400円
潟東村			平成17年度 0世帯 見舞金 0円 見舞品 0円
月潟村			平成17年度 1世帯 見舞金 8,000円 見舞品 4,500円
中之口村			平成17年度 2世帯 見舞金 16,000円 見舞品 9,000円
巻町	平成17年度 合併前が基準日のため該当者なし		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	44	事務事業名等	低所得世帯小中学校入学祝品支給事業
		所管課名	厚生福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに、小・中学校入学者のいる生活保護世帯に対して、祝品を支給。(基準日2月1日) 文具券 5,000円	平成17年度 小学校 2件 中学校 3件
白根市			平成17年度 小学校 0件 中学校 1件
豊栄市			平成17年度 小学校 2件 中学校 6件
小須戸町			平成17年度 小学校 0件 中学校 0件
横越町			
亀田町			平成17年度 小学校 1件 中学校 5件
岩室村			平成17年度 小学校 0件 中学校 0件
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	45	事務事業名等	低所得世帯中学校卒業祝品支給事業
		所管課名	厚生福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに、中学校卒業者のいる生活保護世帯に対して、祝品を支給。但し、高校入学者は除く。(基準日2月1日) 文具券 5,000円	平成17年度 1件
白根市			平成17年度 2件
豊栄市			平成17年度 0件
小須戸町			平成17年度 1件
横越町			平成17年度 0件
亀田町			平成17年度 2件
岩室村			平成17年度 0件
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	46	事務事業名等	低所得世帯高校入学祝金支給事業
		所管課名	厚生福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに、中学校を卒業し、高校へ進学する生徒のいる生活保護世帯に対して、祝金を支給。(基準日2月1日) 祝金 30,000円	平成17年度 3件
白根市			平成17年度 0件
豊栄市			平成17年度 10件
小須戸町			平成17年度 0件
横越町			
亀田町			平成17年度 5件
岩室村			
西川町			
味方村			平成17年度 0件
潟東村			
月潟村			
中之口村			平成17年度 1件
巻町			平成17年度 0件

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	47	事務事業名等	民生委員・児童委員の状況
		所管課名	厚生福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	単位民児協数、委員数に変更はないが、推薦会を廃止し、推薦準備会を単位民児協区ごとに新設した。また、推薦会事務、活動費等の取扱い事務を本庁に集約した。	民生委員・児童委員数 112人 うち主任児童委員 8人 単位民児協数 7 活動費 10,499,506円(平成17年度)
白根市			民生委員・児童委員数 59人 うち主任児童委員 6人 単位民児協数 3 活動費 5,499,002円(平成17年度)
豊栄市			民生委員・児童委員数 71人 うち主任児童委員 8人 単位民児協数 4 活動費 6,428,668円(平成17年度)
小須戸町			民生委員・児童委員数 19人 うち主任児童委員 1人 単位民児協数 1 活動費 1,730,922円(平成17年度)
横越町			民生委員・児童委員数 21人 うち主任児童委員 2人 単位民児協数 1 活動費 1,889,918円(平成17年度)
亀田町			民生委員・児童委員数 53人 うち主任児童委員 3人 単位民児協数 1 活動費 4,444,754円(平成17年度)
岩室村			民生委員・児童委員数 20人 うち主任児童委員 1人 単位民児協数 1 活動費 1,856,210円(平成17年度)
西川町			民生委員・児童委員数 28人 うち主任児童委員 2人 単位民児協数 1 活動費 2,475,514円(平成17年度)
味方村			民生委員・児童委員数 9人 うち主任児童委員 1人 単位民児協数 1 活動費 916,042円(平成17年度)
潟東村			民生委員・児童委員数 13人 うち主任児童委員 1人 単位民児協数 1 活動費 1,251,354円(平成17年度)
月潟村			民生委員・児童委員数 8人 うち主任児童委員 1人 単位民児協数 1 活動費 834,554円(平成17年度)
中之口村			民生委員・児童委員数 13人 うち主任児童委員 1人 単位民児協数 1 活動費 1,235,754円(平成17年度)
巻町	民生委員・児童委員数 57人 うち主任児童委員 2人 単位民児協数 1 活動費 2,239,620円(平成17年度、合併後の額)		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	48	事務事業名等	高齢者在宅介護支援センター運営事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併以前から設置されていた在会センターをそのまま支所の所管で従来どおり事業運営する。	H17年度 実態把握件数 2,300件 予防プラン件数 99件
白根市	新潟市の制度に統一する。 ただし、一定期間は現行のとおりとする。		H17年度 実態把握件数 1,594件 予防プラン件数 364件
豊栄市			H17年度 実態把握件数 1,704件 予防プラン件数 427件
小須戸町	新潟市の制度に統一する。		H17年度 実態把握件数 197件 予防プラン件数 4件
横越町			H17年度 実態把握件数 495件 予防プラン件数 0件
亀田町			H17年度 実態把握件数 728件 予防プラン件数 69件
岩室村			H17年度 実態把握件数 102件 予防プラン件数 2件
西川町			H17年度 実態把握件数 90件 予防プラン件数 0件
味方村			H17年度 実態把握件数 51件 予防プラン件数 0件
潟東村			H17年度 実態把握件数 152件 予防プラン件数 28件
月潟村			H17年度 実態把握件数 25件 予防プラン件数 19件
中之口村			H17年度 実態把握件数 229件 予防プラン件数 33件
巻町			H17年度 実態把握件数 593件 予防プラン件数 86件

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	49	事務事業名等	高齢者介護予防・生活支援事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新津地区でも、新たに在宅介護支援センターの主催による家族介護教室を開催。	H17年度 開催回数 25回 参加人数 493人
白根市		在宅介護支援センターに委託し、センター主催による家族介護教室を実施。	H17年度 開催回数 10回 参加人数 185人
豊栄市		地域に密着した在宅介護支援センターが実施する介護予防教室のため高齢者も参加しやすくなった。	H17年度 開催回数 26回 参加人数 392人
小須戸町		在宅介護支援センターに委託し、センター主催による家族介護教室を実施。	H17年度 開催回数 4回 参加人数 71人
横越町		町、社協、在宅介護支援センターで協力して年3回開催していたが、在宅介護支援センターに委託し、センター主催により年4回実施。	H17年度 開催回数 4回 参加人数 81人
亀田町		亀田町で転倒骨折予防教室として実施していたが、「さわやか健康づくり事業」に移行した。回数も増加し、自主グループ化された。	H17年度 開催回数10回 参加人数230人
岩室村		在宅介護支援センターに委託し、センター主催による家族介護教室を実施。	H17年度 開催回数 4回 参加人数 37人
西川町		西川地区でも、新たに在宅介護支援センターの主催による家族介護教室を開催。	H17年度 開催回数 11回 参加人数 172人
味方村		在宅介護支援センターに委託し、センター主催による家族介護教室を実施。	H17年度 開催回数 2回 参加人数 46人
潟東村		潟東地区でも、新たに在宅介護支援センターの主催による家族介護教室を開催。	H17年度 開催回数 4回 参加人数 131人
月潟村		家族介護支援事業として「男性のための介護教室」4回、「介護者の集い」毎月実施。	H17年度 開催回数 16回 参加人数 120人
中之口村		中ノ口地区でも、新たに在宅介護支援センターの主催による家族介護教室を開催。	H17年度 開催回数 9回 参加人数 46人
巻 町		平成18年度から事業実施。	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	50	事務事業名等	高齢者紙おむつ支給事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	保険料段階7の方が対象外となったが、市民税非課税世帯の方の支給枚数が月100枚から月200枚と増えた。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 8,233人 合併後制度利用者延べ人数 1,484人
白根市	新潟市の制度に統一する。	保険料段階7の方は対象外となったが、6ヶ月以上寝たきりという要件が緩和された。月2,000円助成券支給から、保険料段階により支給枚数が異なる現物配達となり、便利になった。	平成17年度 経過措置制度廃止 合併後制度利用者延べ人数 3,096人
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	保険料段階7の方は対象外となったが、1ヵ月当り5,000円助成券の交付を受けて店舗で購入する形から、引換券の交付を受けて宅配で紙おむつを受け取る形となり便利になった。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 579人 合併後制度利用者延べ人数 789人
小須戸町		合併後制度と旧小須戸町制度の支給されるオムツ(枚数)等に格差が生じている。また、引き換え方法が契約店4社での引換えから、1社からの配達となり、利用者からは数社から、また現品を見て交換したいとの要望がある。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 1,066人 合併後制度利用者延べ人数 379人
横越町		保険料段階7の方が対象外となった。1ヵ月当り4,000円以内の現物支給から、保険料段階により支給枚数が異なる形となった。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 821人 合併後制度利用者延べ人数 333人
亀田町		要介護3以上の方となっていた対象要件が、介護要介護1以上となった。保険料段階7の方は対象外となったが、6ヶ月以上寝たきりという要件が緩和された。月2,000円助成券支給から、保険料段階により支給枚数が異なる現物配達となり、便利になった。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 1,340人 合併後制度利用者延べ人数 1,206人
岩室村		保険料段階7の方、自立・要支援1の方が対象外となった。月5,250円助成券支給から、保険料段階により支給枚数が異なる現物配達となり、便利になった。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 746人 合併後制度利用者延べ人数 234人
西川町		保険料段階7の方、自立・要支援1の方が対象外となった。月5,000円もしくは月10,000円助成券支給から、保険料段階により支給枚数が異なる現物配達となり、便利になった。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 1,617人 合併後制度利用者延べ人数 89人
味方村		保険料段階7の方が対象外となった。月5,000円の助成券支給から、保険料段階により支給枚数が異なる現物配達となり、便利になった。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 319人 合併後制度利用者延べ人数 91人
潟東村		保険料段階7の方が対象外となったが、要支援2、要介護1の方も対象になり、対象が拡大した。月5,000円現金助成から、保険料段階により支給枚数が異なる現物配達となり、便利になった。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 301人 合併後制度利用者延べ人数 501人
月潟村		保険料段階7の方が対象外となったが、要支援2、要介護1の方も対象になり、対象が拡大した。月5,000円の引き換え券から保険料段階により支給枚数が異なる現物配達となり、便利になった。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 312人 合併後制度利用者延べ人数 136人
中之口村		保険料段階7の方が対象外となったが、要支援2、要介護1の方も対象になり、対象が拡大した。月3,000円の現金助成から保険料段階により支給枚数が異なる現物配達となり、便利になった。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 187人 合併後制度利用者延べ人数 331人
巻町	1. 支給方法が引き取りから配達に変わり、便利になった。2. 新たに所得制限の要件が加わったが、「6ヶ月以上寝たきりか痴呆度Ⅲ以上対象」要件がなくなり、対象が拡大した。	平成17年度 経過措置利用者延べ人数 1,266人 合併後制度利用者延べ人数 566人	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	51	事務事業名等	寝たきり老人寝具乾燥事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	実施回数が年12回から年2回に減少したが、実態把握と申請が容易になり、利用者が増加した。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 97回 (内丸洗い14回) 合併後制度利用者延べ回数 78回	
白根市		実施回数が年18回から年2回に減少したが、独居又は高齢者のみ世帯の方から自立度B～Cの方で在宅の方が対象となり対象が広がった。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 171回 合併後制度利用者延べ回数 27回	
豊栄市		合併前の制度では65歳以上で3か月以上寝たきりの方が対象。合併後は調査員把握自立度B～Cの方が対象となった。年2回の回数は変わらないが、寝具丸洗い乾燥が殺菌乾燥を選択できるようになり、サービスが向上した。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 0回 合併後制度利用者延べ回数 12回	
小須戸町		新潟市の制度を適用する。	制度が無かったが、利用できるようになった。	平成17年度 経過措置制度なし 合併後制度利用者延べ回数 31回
横越町		実施回数が年12回から年2回に減少したが、6ヶ月以上寝たきりという要件が必要無くなり、対象が拡大した。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 23回 合併後制度利用者延べ回数 4回	
亀田町		実施回数が年12回から年2回に減少したが、独居又は高齢者のみ世帯の方から自立度B～Cの方で在宅の方が対象となり対象が広がった。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 120回 合併後制度利用者延べ回数 15回	
岩室村		実施回数が年4回から年2回に減少したが、担当民生委員の意見聴取が不要となり申請・調査が簡易になった。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 0回 合併後制度利用者延べ回数 0回	
西川町		実施回数が年13回から年2回に減少した。要介護2以上の方が独居又は高齢者のみ世帯の方から自立度B～Cの方で在宅の方が対象となった。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 405回 合併後制度利用者延べ回数 2回	
味方村		実施回数が年4回から年2回に減少し、独居・高齢者のみ世帯の方、要介護1以上の方から自立度B～Cランクの方が対象となったが、利用料金が1,000円/回から無料となった。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 41回 合併後制度利用者延べ回数 6回	
潟東村		独居・高齢者のみ世帯の方、要介護1以上の方から自立度B～Cランクの方が対象となった。利用料金が1,000円/回から無料となった。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 8回 合併後制度利用者延べ回数 19回	
月潟村	要介護1以上の方から自立度B～Cランクの方が対象となったが、利用料金が1,000円/回から無料となった。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 3回 合併後制度利用者延べ回数 2回		
中之口村	独居・高齢者のみ世帯の方、要介護1以上の方から自立度B～Cランクの方が対象となったが、特定月の年2回の利用が、希望する月に年2回利用できるようになり便利になった。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 0回 合併後制度利用者延べ回数 6回		
巻町	要介護1以上の方から自立度B～Cランクの方が対象となったが、利用料金(丸洗い1回:600円乾燥1回:300円)が無料になった。単身または高齢者のみ世帯でなくても利用できるようになり、対象が拡大した。	平成17年度 経過措置利用者延べ回数 14回 合併後制度利用者延べ回数 5回		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	52	事務事業名等	高齢者訪問散髪サービス事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新津地区でも、新たに理髪店や美容院に出向くことが困難な高齢者の方を対象に、居宅を訪問して理美容のサービスを提供できるようになった。	平成17年度利用実績件数 81件(理容)
白根市		対象者要件に変更はあったが、合併前と変わらずサービス利用ができた。	平成17年度利用実績件数 70件(理容)
豊栄市		1回1,500円×最大年4回から1回1,000円×最大年6回に変更となり、要件が要支援2以上という明確な基準となった。 また身近なケアマネージャーを通して申請を行えるようになった。	平成17年度利用実績件数 8件(理容)
小須戸町		小須戸町の制度では要介護認定3以上だったが、制度統一後は要介護1以上が対象となり、要介護1、2の方もサービスを受けられるようになった。しかし、合併前に利用できていた事業者と契約が出来ずに利用出来なくなった。	理容組合・美容組合なし
横越町		制度の内容は新潟市に同じ。	平成17年度利用実績件数 0件
亀田町		亀田町でも町内事業者のみで実施していたが、新たに新潟市全域の事業者も利用できるようになり、利便性が向上した。	平成17年度利用実績件数 103件(理容)
岩室村		岩室地区でも新たに高齢者訪問散髪サービスが受けられるようになった。	平成17年度利用実績件数 0件
西川町		自力で理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者に対して、出張に要する費用1,000円が助成対象になった。	平成17年度利用実績件数 3件(理容)
味方村		新潟市の制度に統一する。ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりとする。	対象者が要介護3以上⇒要介護1以上になった。 年2回訪問理美容代として3,600円を助成⇒出張料1,000円助成
潟東村	新潟市の制度に統一する。	新潟市制度により、要介護度1、2の方も対象になった。助成金額が1,000円となる。	平成17年度利用実績件数 0件
月潟村		月潟地区でも新たに高齢者訪問散髪サービスが受けられるようになった。 (月潟社会福祉協議会で同様な制度があった。)	
中之口村		要介護3以上から要支援2以上の対象者になったことにより、多くの認定者がサービスを受けられるようになった。	
巻町		巻地区でも新たに高齢者訪問散髪サービスが受けられるようになった。	

※ただし、実績件数は組合別実績件数である。

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	53	事務事業名等	在宅寝たきり老人等介護手当支給事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新津地区でも、新たに在宅の寝たきり高齢者等を介護している方が、介護手当てを受けられるようになった。	
白根市		対象者要件に変更があった。 在宅日数15日⇒20日以上 所得要件が加わった。 支給額が月額2,000円⇒5,000円に増額。	
豊栄市		旧豊栄市の介護手当金支給条件が「介護予防・地域支えあい事業」に基づき実施していたため対象者がいなかった。合併後新潟市の制度を適応したためより多くの在宅で生活をしている介護3から5までの方が支給を受けている。	
小須戸町	新潟市の制度に統一する。 ただし、合併時の現制度受給者については現行のとおりにする。	新潟市の制度が適用され、新たに要介護3の方も対象となったが、保険料段階区分の要件も増えたため、旧小須戸町制度の受給者との間で格差が生じている。	平成17年度 旧小須戸町制度受給者 41名 支給金額 2,225千円 支給回数 1回/年(50,000+見舞金5,000)
横越町		対象要件に変更があった。 所得要件が加わった。 支給額が月額30,000円が60,000円に増額になった。	平成17年度 旧横越町制度受給者 47名 支給金額 1,410千円 支給回数 1回/年(30,000)
亀田町		亀田町では要介護4・5のみで、年2回に各20,000円ずつ支給。新たに、所得要件はあるものの要介護3も該当になり対象者が拡大し、金額も月額5,000円に増額された。	平成17年度 旧亀田町制度延受給者 193名 支給金額 3,860千円 支給回数 2回/年(20,000×2)
岩室村		対象要件に変更があった。 所得要件が加わった。 支給額が月額10,000円が5,000円に減額になった。	平成17年度 旧岩室村受給者 22名 支給金額 3,360千円 支給回数 4回/年(10,000/月)
西川町		対象者要件に変更があった。 要介護度2以上⇒3以上 所得要件が加わった。 支給額が月額12万円⇒6万円に減額。(要介護度4・5の場合)	平成17年度 旧西川町延受給者 1,016名 支給金額 10,156千円 支給回数 毎月(10,000)
味方村		対象要件に変更があった。 所得要件が加わった。 支給額が月額10,000円が5,000円に減額になった。	平成17年度 旧味方村受給者 16人 支給金額 1,234千円 支給回数 4回/年 (要介護2 7,000 要介護3以上10,000/月)
潟東村		対象者の身体要件は変わらないが、所得要件で介護保険料段階区分第1段階～第3段階となった。月額10,000円から5,000円に減額。	平成17年度 旧潟東村延受給者 89人 支給金額 2,480千円 支給回数 4回/年(10,000/月)
月潟村		対象要件に変更があった。 所得要件が加わった。 支給額が月額10,000円が5,000円に減額になった。	平成17年度 旧月潟村受給者 13人 支給金額 1,320千円 支給回数 4回/年(10,000/月)
中之口村		助成金額が月額10,000円から5,000円と引き下げられ、なおかつ、保険料の段階別があることにより、対象者が縮小された。	平成17年度 旧中之口村延受給者 166人 支給金額 3,710千円 支給回数 4回/年(10,000/月)
巻町		月額10,000円から月額5,000円に金額が下がった。 所得要件が新たに加わった。 月に15日以上から20日以上在宅になった。	平成17年度 旧巻町受給者 129人 支給金額 10,630千円 支給回数 3回/年(10,000/月)

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	54	事務事業名等	高齢者生活支援ヘルパー派遣事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新津地区においても生活支援ヘルパー派遣事業を開始した。	H17利用実績 利用人員 1名 利用回数 24回(1時間)
白根市	新潟市の制度に統一する。	利用料金は利用者が事業者へ直接支払う。減免世帯に該当する場合は減免を実施。	H17利用実績 利用人員 8人 利用回数 540回(1時間:473回, 2時間:67回)
豊栄市			H17利用実績 利用人員 6人 利用回数 233回(1時間:159回, 2時間:74回)
小須戸町		利用料金は利用者が事業者へ直接支払う。減免世帯に該当する場合は減免を実施する。「軽度生活援助事業」で同種のサービスを利用するケースが多い。	利用実績 H17 0人
横越町		利用料金は利用者が事業者へ直接支払う。減免世帯に該当する場合は減免を実施。	
亀田町		65才以下の方でも当該サービスを利用する事が出来るようになった。減免世帯に該当する場合は減免を実施。「生活援助」のみのサービスに変更された。	H17利用実績 利用人員: 3名 利用回数: 124回(1時間:72回, 2時間:52回)
岩室村		利用時間が週1時間から週2時間までに拡大された。利用料金は利用者が事業者へ直接支払う。減免世帯に該当する場合は減免を実施。	利用実績 H17 0人
西川町		利用料金は利用者が事業者へ直接支払う。減免世帯に該当する場合は減免を実施。利用料が介護保険の2割負担から1割負担に準じた額に変更された。	
味方村			
潟東村		利用料金は利用者が事業者へ直接支払う。減免世帯に該当する場合は減免を実施。	
月潟村			H17利用実績 利用人員4人 利用回数147回(1時間147回)
中之口村		派遣時間が拡大された。(午前8時30分→午後5時が午前8時→午後6時) 減免世帯に該当する場合は減免を実施。	利用実績 H17 0人
巻町		利用料金は利用者が事業者へ直接支払う。減免世帯に該当する場合は減免を実施。介護保険の1割負担に準じた利用料に変更された。	H17利用実績 利用人員 3人 利用回数139回(1時間:139回)

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	55	事務事業名等	高齢者ショートステイ事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	介護認定が自立でかつ虚弱や生活不安などにより短期入所の必要性が認められた場合、利用できる回数が増えた。 (7日/年→7日/6ヶ月)	H17利用申請者なし	
白根市	新潟市の制度を適用する。	要介護認定者を受けた方から自立の方に対象がかわった。		
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	対象要件は変わらないが、利用料が入所先施設料金の1割負担から381円/日となり軽減された。		
小須戸町		要介護認定で「自立」と認定された方という要件が必要となったものの、利用料は1,900円/日から381円/日となり軽減された。		
横越町		要介護認定で「自立」と認定された方という要件が必要となったものの、利用料は要支援料金の2割負担から381円/日となり軽減された。		
亀田町		「自立又は要支援以上」と定めていた対象要件の一つが、合併後「自立」のみ該当となった事もあり利用者が減少したが、利用料は施設利用料の1割負担から381円/日となり軽減された。		
岩室村		要支援、要介護認定者の利用ができなくなったが、利用料は施設利用料の1割負担から381円/日となり軽減された。		
西川町		要支援、要介護認定者の利用ができなくなったが、利用料は施設利用料の2割負担から381円/日となり軽減された。		
味方村		利用料が2,391円/日から381円/日となり軽減された。		
潟東村		要支援、要介護認定者の利用ができなくなったが、利用料は2,391円/日から381円/日となり軽減された。		
月潟村		要支援、要介護1.2の方から自立の方に対象がかわった。利用料が2,390円/日から381円/日となり軽減された。		
中之口村				
巻町			合併前は要支援、介護認定者で介護保険上乘せ分も対象としていたが合併後は対象ではなくなったが、利用料が2,250円/日から381円/日となり軽減された。	H17合併前利用者 2人

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	56	事務事業名等	高齢者デイサービス事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	H11年度末でのデイサービス利用者で介護保険対象外となった者が必要と認められる場合にデイサービスを利用できるようになったが、対象者がいなかった。	平成17年度利用者0人
白根市			
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	新潟市と同じ制度だが、対象者がいなかった。	
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	H11年度末でのデイサービス利用者で介護保険対象外となった者が必要と認められる場合にデイサービスを利用できるようになったが、対象者がいなかった。	
横越町			
亀田町	新潟市の制度に統一する。	亀田町では月7回以内の利用が可能だったが、合併後は週1回となり利用可能回数が減少した。 ※ただし、亀田地区の制度対象者(1名)がH16年度中に介護保険へ移行したためH17年度以降は対象者なしとなった。	
岩室村	新潟市の制度を適用する。	H11年度末でのデイサービス利用者で介護保険対象外となった者が必要と認められる場合にデイサービスを利用できるようになったが、対象者がいなかった。	
西川町	新潟市の制度に統一する。	介護保険制度以前のデイサービス利用者(保険適用外となった人)の利用料が1,328円/回から585円/回と利用料が軽減された。	
味方村	新潟市の制度を適用する。	H11年度末でのデイサービス利用者で介護保険対象外となった者が必要と認められる場合にデイサービスを利用できるようになったが、対象者がいなかった。	
潟東村	新潟市の制度に統一する。	新潟市と同じ制度だが、対象者がいなかった。利用料金が1260円/日から585円/日に軽減された。	
月潟村	新潟市の制度を適用する。	H11年度末でのデイサービス利用者で介護保険対象外となった者が必要と認められる場合にデイサービスを利用できるようになったが、対象者がいなかった。	
中之口村			
巻町	新潟市の制度に統一する。	合併後は介護保険自立者、要支援要介護認定者の介護保険上乗せのデイサービスを利用できなくなったが、利用料金が2,250円/日から585円/日に軽減された。	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	57	事務事業名等	高齢者福祉電話等貸与事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	(福祉電話)基本料金、通話料金の負担軽減。 (緊急通報装置)非課税者のみだった対象者が課税者も対象となり対象者が増えた。週1回の安否確認が追加。	(福祉電話)17年度新規設置台数 1台 (緊急通報装置)17年度新規設置台数48台
白根市		(福祉電話)対象者要件に変更あり。 (緊急通報装置)手続きが簡素化。	(福祉電話)17年度新規設置台数 2台 (緊急通報装置)17年度新規設置台数17台
豊栄市		(福祉電話)使用料・通話料等の補助が増えた。週1回の安否確認が追加。 (緊急通報装置)週1回の安否確認・相談が追加。	(福祉電話)平成17年度設置台数 1台 (緊急通報装置)17年度設置台数 17台
小須戸町		(福祉電話)通話料が補助された。 (緊急通報装置)所得税額に応じて自己負担が増えた。週1回の安否確認が追加。	(福祉電話)17年度設置台数 なし (緊急通報装置)17年度設置台数 6台
横越町	新潟市の制度を適用する。	(福祉電話)新規追加事業。 (緊急通報装置)料金制度が変更。自己負担が増えた。	(福祉電話)17年度設置台数 なし (緊急通報装置)17年度設置台数 5台
亀田町	新潟市の制度に統一する。	(福祉電話)基本料金、通話料金が補助された。週1回の安否確認が追加。 (緊急通報装置)週1回の安否確認が追加。	(福祉電話)17年度設置台数 1台 (緊急通報装置)17年度設置台数 19台
岩室村		(福祉電話)福祉電話の貸与が可となった。 (緊急通報装置)所得税額に応じて自己負担が増えた。週1回の安否確認が追加。	(福祉電話)17年度設置台数 なし (緊急通報装置)17年度設置台数 2台
西川町		(福祉電話)通話料は利用者負担だったが300円補助されるようになった。 (緊急通報装置)所得税額に応じて自己負担が増えた。週1回の安否確認が追加。	(福祉電話)17年度設置台数 1台 (緊急通報装置)17年度設置台数 なし
味方村		(福祉電話)通話料は利用者負担だったが300円補助されるようになった。 (緊急通報装置)安否確認が月1回から週1回に増えた。	(福祉電話)17年度設置台数 なし (緊急通報装置)17年度設置台数 なし
潟東村		(福祉電話)新規追加事業。 (緊急通報装置)週1回の安否確認が増えた。利用者負担が13ヶ月目から無料になった。	(福祉電話)17年度設置台数 なし (緊急通報装置)17年度設置台数 4台
月潟村		(福祉電話)全世帯に電話ありのため利用なし。 (緊急通報装置)週1回の安否確認が増えた。所得税額に応じて自己負担が増えた。	(福祉電話)17年度設置台数 なし (緊急通報装置)17年度設置台数 1台
中之口村		(福祉電話)福祉電話の貸与が可となった。 (緊急通報装置)所得税額に応じて自己負担が増えた。週1回の安否確認が追加。	(福祉電話)17年度設置台数 なし (緊急通報装置)17年度設置台数 7台
巻町		(福祉電話)所得税非課税世帯に限定された。週1回の安否確認が追加。 (緊急通報装置)自己負担が増えた。週1回の安否確認が追加。	(福祉電話)17年度設置台数 なし (緊急通報装置)17年度設置台数 7台

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	58	事務事業名等	高齢者配食サービス事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新津市域に限定して現行のとおりとする。	合併後も合併前の制度のまま事業を実施している。	H17年度 実利用者数 141名 延配食数 16,136食
白根市	新潟市の制度を適用する。ただし、実施方法については今後検討する。		H17年度 実利用者数 10人 延配食数 314食
豊栄市	豊栄市域に限定して現行のとおりとする。		H17年度 実利用者数 211人 延配食数 6,044食
小須戸町	小須戸町域に限定して現行のとおりとする。		平成17年度 実利用者数 29名 延配食数 3,397食
横越町	新潟市の制度を適用する。ただし、実施方法については今後検討する。	サービスが拡大し、2人の利用があった。	平成17年度 実利用者数 2名 延配食数 146食
亀田町	亀田町域に限定して現行のとおりとする。	合併後も合併前の制度のまま事業を実施している。	平成17年度 実利用者数 84名 延配食数 7,314食
岩室村	岩室村域に限定して現行のとおりとする。		平成17年度 実利用者数 41名 延配食数 3,406食
西川町	新潟市の制度を適用する。ただし、実施方法については今後検討する。		平成17年度 実利用者数 72名 延配食数 2,225食
味方村	味方村域に限定して現行のとおりとする。		平成17年度 実利用者数 16名 延配食数 483食
潟東村	潟東村域に限定して現行のとおりとする。		平成17年度 実利用者数 21名 延配食数 1,107食
月潟村	月潟村域に限定して現行のとおりとする。		平成17年度 実利用者数 17名 延配食数 1,079食
中之口村	中之口村域に限定して現行のとおりとする。		平成17年度 実利用者数 13名 延配食数 480食
巻町	巻町域に限定して現行のとおりとする。		平成17年度 実利用者数 101名 延配食数 4,701食

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	59	事務事業名等	高齢者公衆浴場入浴券支給事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに、65歳以上の自宅に入浴設備がある高齢者は助成券(月2枚)、入浴施設がない高齢者は無料券(月4枚)の交付を受けられるようになった。	新津地区 H17年度実績:188件 2,712枚 745,480円
白根市			白根地区 H17年度実績:3件 44枚 11,880円
豊栄市			豊栄地区 H17年度実績:51件 647枚 174,690円
小須戸町			小須戸地区 H17年度実績:5件 65枚 17,550円
横越町			横越地区 H17年度実績:19件 300枚 81,000円
亀田町	新潟市の制度に統一する。	旧亀田町では、65歳以上の自宅に入浴設備がない高齢者のみ世帯の者に対し、入浴券(無料券、月6枚)の交付を行っていたが、H17年度より65歳以上の自宅に入浴設備がある高齢者は助成券(月2枚)、入浴施設がない高齢者は無料券(月4枚)の交付を受けられるようになった。	亀田地区 H17年度実績:284件 4,773枚 1,338,990円
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新たに、65歳以上の自宅に入浴設備がある高齢者は助成券(月2枚)、入浴施設がない高齢者は無料券(月4枚)の交付を受けられるようになった。	岩室地区 H17年度実績:2件 20枚 5,400円
西川町			西川地区 H17年度実績:1件 17枚 4,590円
味方村			味方地区 H17年度実績:0件 0枚 0円
潟東村			潟東地区 H17年度実績:5件 85枚 22,950円
月潟村			月潟地区 H17年度実績:2件 34枚 9,180円
中之口村			中之口・巻地区 H17年度実績:0件 0枚 0円
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	60	事務事業名等	ホームヘルパー養成研修助成事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たにヘルパー研修受講に対する助成を受けられるようになった。	H17年度新津地区申請件数 7件
白根市			H17年度白根地区申請件数 5件
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	高齢者を介護しているか又は介護していた家族が、訪問介護員研修2級又は3級過程を受講した場合に受講料の一部を助成する。(変更なし)	H17年度豊栄地区申請件数 9件
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	新たにヘルパー研修受講に対する助成を受けられるようになった。	H17年度小須戸地区申請件数 1件
横越町			H17年度横越地区申請件数 2件
亀田町			H17年度亀田地区申請件数 19件
岩室村			H17年度岩室地区申請件数 0件
西川町			H17年度西川地区申請件数 1件
味方村			H17年度申請件数 0件
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	61	事務事業名等	高齢者居室等整備資金貸付事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	貸付限度額が250万円から410万円へ上がった。 年利が上がった。(無利子または1.0%→1.8%)	H17実績: 新規貸付なし (0件・0円)
白根市	新潟市の制度を適用する。	新たに融資制度を利用できるようになった。	
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	貸付限度額が250万円から410万円へ上がった。 年利が下がった。(3.0%→1.8%)	
小須戸町		貸付限度額が250万円から410万円へ上がった。 年利が下がった。(3.2%→1.8%)	
横越町	新潟市の制度を適用する。	新たに融資制度を利用できるようになった。	
亀田町	新潟市の制度に統一する。	貸付限度額が300万円から410万円へ上がった。 年利が下がった。(2.1%→1.8%)	
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新たに融資制度を利用できるようになった。	
西川町			
味方村			
潟東村	新潟市の制度に統一する。	貸付限度額が250万円から410万円へ上がった。 年利が上がった。(0.9%→1.8%)	
月潟村	新潟市の制度を適用する。	新たに融資制度を利用できるようになった。	
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	62	事務事業名等	高齢者住宅リフォーム助成事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに助成を受けられるようになった。	H17実績: 12件 ・ 助成金額 5,247,000円
白根市	新潟市の制度に統一する。	助成率・助成限度額等、合併前と同額で助成している。 助成限度額が上がった。 生活保護 300千円→700千円 所得税非課税 22.5千円→525千円 所得税課税 150千円→350千円	H17実績: 1件 ・ 助成金額 203,000円
豊栄市			H17実績: 3件 ・ 助成金額 1,400,000円
小須戸町			H17実績: 2件 ・ 助成金額 875,000円
横越町	新潟市の制度を適用する。	新たに助成を受けられるようになった。	H17実績: 0件
亀田町	新潟市の制度に統一する。	増改築が対象外となった。対象が介護保険認定者で40歳以上者だったものが65歳以上者になった。同一世帯の高齢者ごとに助成していたが、世帯1回のみ助成となった。介護予防リフォーム助成を新たに受けられるようになった。	H17実績: 6件 ・ 助成金額 2,007,000円
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新たに助成を受けられるようになった。	H17実績: 0件
西川町	新潟市の制度に統一する。	助成限度額が上がった。 生活保護 300千円→700千円 所得税非課税 22.5千円→525千円 所得税課税 150千円→350千円	H17実績: 3件 ・ 助成金額 961,000円
味方村			H17実績: 1件 ・ 助成金額 377,000円
潟東村			
月潟村	新潟市の制度を適用する。	新たに助成を受けられるようになった。	H17実績: 0件
中之口村			
巻町	新潟市の制度に統一する。	助成限度額が上がった。 生活保護 300千円→700千円 所得税非課税 22.5千円→525千円 所得税課税 150千円→350千円	H17実績:(合併前) 1件 ・ 225,000円 (合併後) 0件

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	63	事務事業名等	生きがいデイサービス事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新津市域に限定して、現行のとおりとする。	合併前と同じ内容でサービスを実施している。	H17実績：生きがいデイサービス(3ヶ所) 延べ利用 3,201人・実利用 48人 延べ利用日数 730日 ほかコミュニティホーム1ヶ所あり
白根市	白根市域に限定して、現行のとおりとする。	合併前と同じ内容でサービスを実施できる。	H17実績： なし
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。	合併前と同じ内容でサービスを実施している。	H17実績：延べ利用 1,931人・実利用 33人 延べ利用日数 240日
小須戸町	小須戸町域に限定して、現行のとおりとする。	「閉じこもり予防事業」については変更なし 「コミュニティホーム事業」は17年度より廃止した。	H17実績：延べ利用 1,406人・実利用 54人 延べ利用日数 43日
横越町	新潟市の制度に統一する。	合併前と同じ内容でサービスを実施している。	H17実績：延べ利用 108人・実利用 3人 延べ利用日数 108日
亀田町	新潟市の制度を適用する。	「コミュニティホーム事業」については変更なし	H17実績：延べ利用 1,781人・実利用 25人 延べ利用日数 225日
岩室村	新潟市の制度に統一する。	変更なし(生きがいデイサービス・地域の茶の間)	H17実績：(間瀬いくまか家)延べ利用 1,200人 開催回数 46回 (地域の茶の間)10グループ・延べ利用4,900人 開催回数 201回
西川町	西川町域に限定して、現行のとおりとする。	合併前と同じ内容でサービスを実施している。	H17実績：延べ利用 2,549人・実利用 51人 延べ利用日数 242日
味方村		新市域の事業に参加できるようになった。	H17実績： なし
潟東村	新潟市の制度に統一する。	週5回開催を週3回開催に変更。利用料が300円から200円になった。	H17実績：延べ利用 1,149人・実利用 30人 延べ利用日数 144日
月潟村		新市域の事業に参加できるようになった。	H17実績： なし
中之口村	中之口村域に限定して、現行のとおりとする。	合併前と同じ内容でサービスを実施している。	H17実績：延べ利用 2,252人・実利用 38人 延べ利用日数 240日
巻町	巻町域に限定して、現行のとおりとする。		H17実績：延べ利用 4,956人・実利用 80人 延べ利用日数 533日

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	64	事務事業名等	敬老祝金贈呈事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	～H16年度 敬老祝金贈呈対象者の年齢・金額 88歳、95歳(祝金@3,000円) 100歳(祝金@50,000円) 101歳以上(祝金@10,000円, 祝品@5,000円) 右記のとおり祝金の贈呈を受けられるようになった。	新津地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 769人 3,845,000円 88歳(@10,000円) 208人 2,080,000円 100歳(@100,000円) 6人 600,000円
白根市		白根地区でも新たに、右記のとおり敬老祝金の贈呈を受けられるようになった。	白根地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 391人 1,955,000円 88歳(@10,000円) 105人 1,050,000円 100歳(@100,000円) 7人 700,000円
豊栄市		～H16年度 敬老祝金贈呈対象者の年齢・金額 100歳(祝品@100,000円) 101歳以上(祝品@10,000円) 右記のとおり祝金の贈呈を受けられるようになった。	豊栄地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 438人 2,190,000円 88歳(@10,000円) 114人 1,140,000円 100歳(@100,000円) 3人 300,000円
小須戸町		小須戸地区でも新たに、右記のとおり敬老祝金の贈呈を受けられるようになった。	小須戸地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 116人 580,000円 88歳(@10,000円) 41人 410,000円 100歳(@100,000円) 1人 100,000円
横越町		～H16年度 敬老祝金贈呈対象者の年齢・金額 100歳(祝金@100,000円) 右記のとおり祝金の贈呈を受けられるようになった。	横越地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 97人 485,000円 88歳(@10,000円) 33人 330,000円 100歳(@100,000円) 4人 400,000円
亀田町		～H16年度 敬老祝金贈呈対象者の年齢・金額 85～87歳(祝金@3,000円) 88～94歳(祝金@5,000円) 95歳～99歳, 100歳以上(祝金@10,000円) 100歳(祝金@100,000円) 右記のとおり祝金の贈呈を受けられるようになった。	亀田地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 294人 1,470,000円 88歳(@10,000円) 90人 900,000円 100歳(@100,000円) 3人 300,000円
岩室村		～H16年度 敬老祝金贈呈対象者の年齢・金額 88歳(祝品@6,000円) 90歳(祝品@8,000円) 100歳(祝品@15,000円) 右記のとおり祝金の贈呈を受けられるようになった。	岩室地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 86人 430,000円 88歳(@10,000円) 37人 370,000円 100歳(@100,000円) 1人 100,000円
西川町		～H16年度 敬老祝金贈呈対象者の年齢・金額 77歳(祝金@10,000円) 88歳(祝金@20,000円) 95歳(祝金@100,000円) 100歳(祝金@500,000円) 右記のとおり祝金の贈呈を受けられるようになった。	西川地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 123人 615,000円 88歳(@10,000円) 46人 460,000円 100歳(@100,000円) 0人 0円
味方村		～H16年度 敬老祝金贈呈対象者の年齢・金額 90歳以上(祝金@10,000円) 右記のとおり祝金の贈呈を受けられるようになった。	味方地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 43人 215,000円 88歳(@10,000円) 17人 170,000円 100歳(@100,000円) 0人 0円
潟東村		～H16年度 敬老祝金贈呈対象者の年齢・金額 100歳(祝金@100,000円) 右記のとおり祝金の贈呈を受けられるようになった。	潟東地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 56人 280,000円 88歳(@10,000円) 24人 240,000円 100歳(@100,000円) 4人 400,000円
月潟村		月潟地区でも新たに、右記のとおり敬老祝金の贈呈を受けられるようになった。	月潟地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 47人 235,000円 88歳(@10,000円) 12人 120,000円 100歳(@100,000円) 1人 100,000円
中之口村		～H16年度 敬老祝金贈呈対象者の年齢・金額 88歳, 90歳(祝品@4,000円) 100歳(祝品@10,000円) 右記のとおり祝金の贈呈を受けられるようになった。	中之口地区 H17年度実績 77歳(@5,000円) 75人 375,000円 88歳(@10,000円) 24人 240,000円 100歳(@100,000円) 0人 0円
巻町	～H17年度 敬老祝金贈呈対象者の年齢・金額 90歳, 95歳(祝品@5,000円) 100歳(祝金@200,000円) 100歳以上(祝品@5,000円) H18年度より、右記のとおり祝金の贈呈を受けられるようになった。	巻地区 H18年度予算 77歳(@5,000円) 281人 1,405,000円 88歳(@10,000円) 136人 1,380,000円 100歳(@100,000円) 9人 900,000円	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	65	事務事業名等	高齢者等福祉バス運行事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度を適用する。	合併後利用出来るようになった。	H17実績 0件	
白根市	新潟市の制度に統一する。	合併前と同様に、白寿荘の送迎用等に運行している。 高齢者等の利用が無料になった。	H17実績 老人クラブ関係 253回 障害者関係 4回	
豊栄市		合併前と同様に、老人福祉センターの送迎用に運行している。	H17実績 運行日数 92日 利用者数 1,162人	
小須戸町		合併前と同様に、老人福祉センターの送迎用等に運行している。	H17実績 送迎用 運行日数 289日 利用者数 2,624人 保険福祉課関係分 56回	
横越町		合併前と同様に、横雲荘の送迎用に運行している。	H17実績 運行日数 93日 利用者数 1,440人	
亀田町		合併前と同様に、福寿荘の送迎用等に運行している。	H17実績 福寿荘送迎運行日数 50日 団体等運行回数 85回	
岩室村		バス貸出については、サービスに変化なし。 合併前と同様に、岩室地区福祉巡回バスを運行している。	H17実績 巡回バス バス貸出し 0件 運行日数 91日 運行便数(1日) 2便 利用者数 1,248人	
西川町		合併前と同様に、町内(福祉)巡回バスを運行している。	H17実績 運行日数 208日 運行便数(1日) 8便 利用者数 13,194人	
味方村		合併前と同様に、楽友荘の送迎用に運行している。	H17実績 運行日数 144日	
潟東村		潟東村域に限定して、現行のとおりとする。	合併前と同様に、福祉バスを運行している。	H17実績 運行日数 149日 運行便数(1日) 6便 利用者数 9,884人
月潟村		新潟市の制度に統一する。	合併前と同様に、月寿荘の送迎用に運行している。	H17実績 運行日数 24日 利用者数 320人
中之口村	合併前と同様に、老人福祉センターの送迎用に運行している。		H17実績 運行日数 97日 利用者数 4,176人	
巻町	新潟市の制度を適用する。	合併後利用出来るようになった。	H17実績 0件	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	66	事務事業名等	高齢者生きがい対策事業
		所管課名	高齢者福祉課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新市域の事業に参加できるようになった。	H17実施事業なし
白根市	新潟市の制度に統一する。	合併前の事業は、公民館事業として継続実施している。	H17利用実績等 健康・防犯教室 68人 白寿大学 147人 健康づくり等 47人
豊栄市	新潟市の制度を適用する。	「岡方老人健康農園運営」については、変更なし。	H17利用実績等 野菜の苗5,100本(トマトほか) 花の苗8,200本(日々草ほか) 延べ作業従事者360人
小須戸町		新市域の事業に参加できるようになった。	H17実施事業なし
横越町			
亀田町	新潟市の制度に統一する。	合併前と同じ内容で事業を実施している。	H17利用実績： 利用団体 15団体 登録者数 637人
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新市域の事業に参加できるようになった。	H17実施事業なし
西川町	新潟市の制度に統一する。	合併前と同じ内容で事業を実施している。	H17実績： ダンス講師謝金 60,000円 ふれあい芸能文化祭謝金210,000円 花いっぱい運動苗代 110,930円
味方村			H17実績：地区社協事業委託料 884,331円
潟東村	新潟市の制度を適用する。	「生きがいルーム・ゲートホール場運営」については、合併前と同様に実施している。	H17生きがいルーム利用者数 752人
月潟村		新市域の事業に参加できるようになった。	H17実施事業なし
中之口村		「生きがいルーム運営」については、合併前と同様に実施している。	H17生きがいルーム利用者数 510人
巻町			H17利用実績： (生きがいルーム楽焼) 会員23人 (健康農園)利用者21人

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	67	事務事業名等	介護保険料・納期等の状況
		所管課名	介護保険課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。	平成17年度は旧新津市保険料賦課。18年度より新潟市保険料に統一したことにより、保険料段階が5段階から7段階へ細分化。(18年度新潟市保険料は介護保険事業計画の見直しにより、17年度に比べ基準額で約12.1%増額。)新潟市独自減免制度の適用。	保険料統一により基準額3,400円が4,260円へ増額。増加率約25.3%(保険料改定分含む) 17年度新潟市独自減免承認1名。(減免額合計5,100円) (H18年5月現在)
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、平成17年度まで現行のとおりとし、平成18年度から新潟市の減免制度を適用する。	平成17年度は旧白根市保険料賦課。18年度より新潟市保険料に統一したことにより、保険料段階が5段階から7段階へ細分化。(18年度新潟市保険料は介護保険事業計画の見直しにより、17年度に比べ基準額で約12.1%増額。)普通徴収の納期が10期から12期へ細分化されたことにより、1期あたりの負担額が減少。17年度のみ旧白根市独自減免制度を適用し、18年度以降新潟市独自減免制度を適用する。	保険料統一により基準額3,267円が4,260円へ増額。増加率約30.4%(保険料改定分含む) 17年度旧白根市独自減免承認2名。(減免額合計29,400円) (H18年5月現在)
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、介護保険料額は、平成17年度まで各市町村の定める保険料額とし、平成18年度以降は新保険料額に統一する。また、介護保険料独自減免制度は、新潟市の減免制度を適用する。	平成17年度は旧豊栄市保険料賦課。18年度より新潟市保険料に統一したことにより、保険料段階が5段階から7段階へ細分化。(18年度新潟市保険料は介護保険事業計画の見直しにより、17年度に比べ基準額で約12.1%増額。)新潟市独自減免制度の適用。	保険料統一により基準額3,400円が4,260円へ増額。増加率約25.3%(保険料改定分含む) (H18年5月現在)
小須戸町		平成17年度は旧町保険料賦課。18年度より新潟市保険料に統一したことにより、保険料段階が5段階から7段階へ細分化。(18年度新潟市保険料は介護保険事業計画の見直しにより、17年度に比べ基準額で約12.1%増額。)	保険料統一により基準額3,700円が4,260円へ増額。増加率約15.1%(保険料改定分含む) (H18年5月現在)
横越町		普通徴収の納期が6期から12期へ細分化されたことにより、1期あたりの負担額が減少。新潟市独自減免制度の適用。	保険料統一により基準額3,467円が4,260円へ増額。増加率約22.9%(保険料改定分含む) (H18年5月現在)
亀田町		平成17年度は旧町村保険料賦課。18年度より新潟市保険料に統一したことにより、保険料段階が5段階から7段階へ細分化。(18年度新潟市保険料は介護保険事業計画の見直しにより、17年度に比べ基準額で約12.1%増額。)	保険料統一により基準額3,942円が4,260円へ増額。増加率約8.1%(保険料改定分含む) (H18年5月現在)
岩室村		平成17年度は旧町村保険料賦課。18年度より新潟市保険料に統一したことにより、保険料段階が5段階から7段階へ細分化。(18年度新潟市保険料は介護保険事業計画の見直しにより、17年度に比べ基準額で約12.1%増額。)	保険料統一により基準額3,917円が4,260円へ増額。増加率約8.8%(保険料改定分含む) 17年度新潟市独自減免承認1名。(減免額合計11,700円) (H18年5月現在)
西川町		新潟市独自減免制度の適用。	保険料統一により基準額3,742円が4,260円へ増額。増加率約13.9%(保険料改定分含む) (H18年5月現在)
味方村		平成17年度は旧村保険料賦課。18年度より新潟市保険料に統一したことにより、保険料段階が5段階から7段階へ細分化。(18年度新潟市保険料は介護保険事業計画の見直しにより、17年度に比べ基準額で約12.1%増額。)	保険料統一により基準額3,358円が4,260円へ増額。増加率約26.8%(保険料改定分含む) (H18年5月現在)
潟東村		普通徴収の納期が6期から12期へ細分化されたことにより、1期あたりの負担額が減少。新潟市独自減免制度の適用。	保険料統一により基準額2,800円が4,260円へ増額。増加率約52.1%(保険料改定分含む) (H18年5月現在)
月潟村		平成17年度は旧巻町保険料賦課。18年度より新潟市保険料に統一したことにより、保険料段階が5段階から7段階へ細分化。(18年度新潟市保険料は介護保険事業計画の見直しにより、17年度に比べ基準額で約12.1%増額。)	保険料統一により基準額3,200円が4,260円へ増額。増加率約33.1%(保険料改定分含む) (H18年5月現在)
中之口村		普通徴収の納期が10期から12期へ細分化されたことにより、1期あたりの負担額が減少。新潟市独自減免制度の適用。	保険料統一により基準額3,500円が4,260円へ増額。増加率約21.7%(保険料改定分含む) (H18年5月現在)
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	68	事務事業名等	高額介護サービス費貸付等事業
		所管課名	介護保険課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	<p>新たに高額介護サービス費受領委任払いを実施することにより、被保険者の自己負担費用の一時的軽減が図られた。</p>	<p>平成16年度 受領委任実績 25,269件 平成17年度 受領委任実績 42,206件 (旧新潟市を含む市全体分)</p>
白根市	新潟市の制度に統一する。		
豊栄市			
小須戸町			
横越町	新潟市の制度を適用する。		
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	69	事務事業名等	救急医療の体制
		所管課名	保健所総務課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	合併後、当分の間は現行どおりとするが、新市全体の医療供給バランスを考慮しながら救急医療体制を新たに整備する。	新潟市急患診療センターを核に休日急患センターについて「市報にいがた」やTV放映の「すこやか新潟」でのPR。また、保健所のホームページからアクセス可能とし、ポスター&リーフレットを市内の一般の診療所や地区事務所、支所、保健福祉センター等の窓口で掲示・配布する等PRに努める。	新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 1,060人 平成17年度利用患者数 ⇒ 1,045人
白根市			新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 743人 平成17年度利用患者数 ⇒ 909人
豊栄市			新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 620人 平成17年度利用患者数 ⇒ 692人
小須戸町			新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 96人 平成17年度利用患者数 ⇒ 120人
横越町			新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 399人 平成17年度利用患者数 ⇒ 394人
亀田町			新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 845人 平成17年度利用患者数 ⇒ 898人
岩室村			新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 9人 平成17年度利用患者数 ⇒ 31人
西川町			新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 190人 平成17年度利用患者数 ⇒ 183人
味方村			新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 82人 平成17年度利用患者数 ⇒ 74人
潟東村			新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 24人 平成17年度利用患者数 ⇒ 43人
月潟村			新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 27人 平成17年度利用患者数 ⇒ 22人
中之口村			新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 12人 平成17年度利用患者数 ⇒ 37人
巻町	新潟市急患診療センター利用実績 平成16年度利用患者数 ⇒ 190人 平成17年度利用患者数 ⇒ 220人		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	70	事務事業名等	ねずみ・衛生害虫駆除事業
		所管課名	環境衛生課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	<ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫駆除用薬剤の補助率が40%から50%に変更された。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:52件 ②補助金申請件数:5件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:61人
白根市		<ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫駆除用薬剤が全額補助から50%補助に変更された。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:7件 ②補助金申請件数:36件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:27人
豊栄市		<ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫駆除用薬剤は無償配布から補助金制度に変更した。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:28件 ②補助金申請件数:36件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:58人
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	<ul style="list-style-type: none"> 合併前に薬剤補助制度がなく、新しく提供できるようになった。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:10件 ②補助金申請件数:0件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:43人
横越町	新潟市の制度に統一する。	<ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫駆除用薬剤の補助率が75%から50%に変更された。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:8件 ②補助金申請件数:21件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:47人
亀田町		<ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫駆除用機具及び薬剤の補助率に変更はないが、対象が限定された。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:4件 ②補助金申請件数:17件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:11人
岩室村	新潟市の制度を適用する。	<ul style="list-style-type: none"> 合併前に薬剤補助制度がなく、新しく提供できるようになった。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:13件 ②補助金申請件数:6件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:36人
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度に続く3か年度は現行どおりとする。	<ul style="list-style-type: none"> 旧西川町の衛生害虫駆除事業が継続されるため、機具・薬剤の補助制度は適用されない。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:2件 ②補助金申請件数:制度なし ③ねずみ駆除講習会参加者数:10人
味方村	新潟市の制度に統一する。	<ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫駆除用薬剤補助制度に変更はない。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:1件 ②補助金申請件数:16件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:7人
潟東村		<ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫駆除用薬剤は無償配布から補助金制度に変更した。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:2件 ②補助金申請件数:1件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:17人
月潟村		<ul style="list-style-type: none"> 害虫駆除に係る補助制度が変更された。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:1件 ②補助金申請件数:7件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:13人
中之口村		<ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫駆除用薬剤補助制度に大きな変更はない。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:0件 ②補助金申請件数:15件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:16人
巻町		<ul style="list-style-type: none"> 衛生害虫駆除用薬剤の補助率が30%から50%に変更された。 ねずみ駆除講習会や害虫相談等が新しく追加された。 	(H17年度実績) ①相談件数:0件 ②補助金申請件数:0件 ③ねずみ駆除講習会参加者数:24人

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	71	事務事業名等	妊婦保健指導事業および妊婦の委託健康診査事業
		所管課名	保健予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	母子健康手帳の交付が、当該地区以外でも受けられるように利便性が向上し、合わせて妊婦歯科健診が受けられるようになった。	17年度地区住民母子健康手帳交付状況 521件中 他地区での交付数 56件 妊婦歯科健診受診率 16年度 18.2% → 17年度 44.6%
白根市			17年度地区住民母子健康手帳交付状況 292件中 他地区での交付数 69件 妊婦歯科健診受診率 16年度 44.1% → 17年度 49.0%
豊栄市		母子健康手帳の交付が、豊栄地区以外でも受けられるように利便性が向上した。	17年度地区住民母子健康手帳交付状況 461件中 他地区での交付数 70件 妊婦歯科健診受診率 16年度 26.7% → 17年度 53.6%
小須戸町		母子健康手帳の交付が、小須戸地区以外でも受けられるように利便性が向上し、合わせて妊婦歯科健診が受けられるようになった。	17年度地区住民母子健康手帳交付状況 66件中 他地区での交付数 37件 妊婦歯科健診受診率 16年度 実施なし → 17年度 38.7%
横越町		母子健康手帳の集団交付回数が月1回から2か月に1回に減ったが、横越地区以外でも受けられるようになった。	17年度地区住民母子健康手帳交付状況 122件中 他地区での交付数 46件 妊婦歯科健診受診率 16年度 53.0% → 17年度 48.4%
亀田町			17年度地区住民母子健康手帳交付状況 323件中 他地区での交付数 91件 妊婦歯科健診受診率 16年度 37.4% → 17年度 56.1%
岩室村			17年度地区住民母子健康手帳交付状況 60件中 他地区での交付数 13件 妊婦歯科健診受診率 16年度 実施なし → 17年度 13.8%
西川町			17年度地区住民母子健康手帳交付状況 86件中 他地区での交付数 23件 妊婦歯科健診受診率 16年度 45.2% → 17年度 51.8%
味方村		母子健康手帳の交付が、当該地区以外でも受けられるように利便性が向上し、合わせて妊婦歯科健診が受けられるようになった。	17年度地区住民母子健康手帳交付状況 29件中 他地区での交付数 14件 妊婦歯科健診受診率 16年度 33.3% → 17年度 34.5%
潟東村			17年度地区住民母子健康手帳交付状況 42件中 他地区での交付数 19件 妊婦歯科健診受診率 16年度 実施なし → 17年度 40.5%
月潟村			17年度地区住民母子健康手帳交付状況 27件中 他地区での交付数 9件 妊婦歯科健診受診率 16年度 実施なし → 17年度 25.9%
中之口村			17年度地区住民母子健康手帳交付状況 44件中 他地区での交付数 16件 妊婦歯科健診受診率 16年度 実施なし → 17年度 32.6%
巻町		母子健康手帳の交付が、巻地区以外でも受けられるようになった。	17年度地区住民母子健康手帳交付状況 211件中 他地区での交付数 26件 妊婦歯科健診受診率 16年度 24.0% → 17年度(合併後) 9.4%

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	72	事務事業名等	妊産婦・乳幼児等健康教室開催事業
		所管課名	保健予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	当該地区以外で実施される教室にも参加可能となり、受講の機会が拡大した。	妊婦対象教室実施状況 16年度 6コース24回(内、夜間6回) → 17年度 6コース24回(内、夜間6回)、 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
白根市			妊婦対象教室実施状況 16年度 3コース6回(夜間3回) → 17年度 3コース9回(内、夜間3回)、 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
豊栄市	新潟市の制度に統一する。 ただし、合併年度に続く3か年度、現行のとおりとする。	豊栄地区以外で実施される教室にも参加可能となり、受講の機会が拡大した。また、従来の3か月児の両親教室も継続実施している。	妊婦対象教室実施状況 16年度 6コース12回 → 17年度 4コース17回 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
小須戸町	新潟市の制度に統一する。	当該地区以外で実施される教室にも参加可能となり、受講の機会が拡大した。	妊婦対象教室実施状況 16年度 2回(2回とも夜間) → 17年度 拠点会場案内 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
横越町			妊婦対象教室実施状況 16年度 6回(他事業と組み合わせて実施) → 17年度 10回(他事業と組み合わせて実施) 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
亀田町			妊婦対象教室実施状況 16年度 12コース48回(内、夜間12回) → 17年度 6コース23回(内、夜間6回) 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
岩室村			妊婦対象教室実施状況 16年度 2回 → 17年度 拠点会場案内 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
西川町			妊婦対象教室実施状況 16年度 3コース6回 → 17年度 3コース12回 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
味方村			妊婦対象教室実施状況 16年度 実施なし → 17年度 拠点会場案内 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
潟東村			妊婦対象教室実施状況 16年度 2コース4回 → 17年度 拠点会場案内 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
月潟村			妊婦対象教室実施状況 16年度 3コース6回 → 17年度 拠点会場案内 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
中之口村			妊婦対象教室実施状況 16年度 実施なし → 17年度 拠点会場案内 全市11会場66コース201回(内、夜間休日38回)
巻町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	73	事務事業名等	乳幼児発達相談事業
		所管課名	保健予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。		16年度 新津保健所による療育相談11回開催 → 17年度 すくすく健診5回, 専門医による相談会6回実施
白根市	新潟市の制度を適用する。	拠点会場として, 県保健所事業「専門医による相談会」の継続実施と, 新たに経過観察児対象の「すくすく健診」を実施することにより, 相談窓口が拡充された。	16年度 新津保健所による療育相談11回開催 → 17年度 すくすく健診6回, 専門医による相談会3回実施
豊栄市	新潟市の制度に統一する。		16年度 新発田保健所による療育相談6回開催 → 17年度 すくすく健診5回, 専門医による相談会4回実施
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	新津地区を拠点会場とする県事業継続実施の「専門医による相談会」と, 新たに経過観察児対象の「すくすく健診」の利用が可能となり, 相談窓口が拡充された。	
横越町	新潟市の制度に統一する。	新津地区を拠点会場とする県事業継続実施の「専門医による相談会」と, 新たに経過観察児対象の「すくすく健診」の利用が可能となり, 相談窓口が従来どおり確保された。	16年度 新津保健所による療育相談11回開催 → 17年度 拠点会場(新津)にて実施
亀田町		新津地区を拠点会場とする県事業継続実施の「専門医による相談会」と, 新たに経過観察児対象の「すくすく健診」の利用が可能となり, 相談窓口の拡充された。	
岩室村	新潟市の制度を適用する。	巻地区を拠点会場とする県事業継続実施の「専門医による相談会」と, 新たに経過観察児対象の「すくすく健診」の利用が可能となり, 相談窓口が拡充された。	16年度 巻保健所による療育相談11回開催 → 17年度 拠点会場(白根)にて実施 ※ 18年度 拠点会場(巻)にて実施予定
西川町			
味方村		白根地区を拠点会場として県事業継続実施の「専門医による相談会」と, 新たに経過観察児対象の「すくすく健診」の利用が可能となり, 相談窓口が拡充された。	16年度 巻保健所による療育相談11回開催 → 17年度 拠点会場(白根)にて実施
潟東村		巻地区を拠点会場として県事業継続実施の「専門医による相談会」と, 新たに経過観察児対象の「すくすく健診」の利用が可能となり, 相談窓口が拡充された。	16年度 巻保健所による療育相談11回開催 → 17年度 拠点会場(白根)にて実施 ※ 18年度 拠点会場(巻)にて実施予定
月潟村		白根地区を拠点会場とする県事業継続実施の「専門医による相談会」と, 新たに経過観察児対象の「すくすく健診」の利用が可能となり, 相談窓口が拡充された。	16年度 巻保健所による療育相談11回開催 → 17年度 拠点会場(白根)にて実施
中之口村		巻地区を拠点会場とする県事業継続実施の「専門医による相談会」と, 新たに経過観察児対象の「すくすく健診」の利用が可能となり, 相談窓口が拡充された。	16年度 巻保健所による療育相談11回開催 → 17年度 拠点会場(白根)にて実施 ※ 18年度 拠点会場(巻)にて実施予定
巻町		拠点として, 県保健所事業「専門医による相談会」の継続実施と, 新たに経過観察児対象の「すくすく健診」を実施することにより, 相談窓口が拡充された。	16年度 巻保健所による療育相談11回開催 → 17年度 拠点会場(白根)にて実施 ※ 18年度 拠点会場としてすくすく健診6回, 専門医による相談会6回実施予定

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	74	事務事業名等	乳幼児健康診査事業
		所管課名	保健予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、1歳6か月児、3歳児健診では、心理相談員・栄養士による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 1,045件→17年度 1,705件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 24人/546人中(11人/357人中) 1歳6か月児(3歳児)健診での心理相談数 3件(11件) 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 79件(55件)
白根市		乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、3歳児健診では、心理相談員による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 564件→17年度 1,304件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 19人/322人中(7人/198人中) 1歳6か月児(3歳児)健診での心理相談数 21件(11件) 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 53件(28件)
豊栄市		乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、3歳児健診では、心理相談員による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 693件→17年度 1,190件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 7人/355人中(9人/298人中) 1歳6か月児(3歳児)健診での心理相談数 59件(39件) 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 58件(18件)
小須戸町		乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、1歳6か月児、3歳児健診では、心理相談員・栄養士による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 126件→17年度 132件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 0人/57人中(9人/45人中) 1歳6か月児(3歳児)健診での心理相談数 1件(5件) 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 6件(6件)
横越町		乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、1歳6か月児、3歳児健診では、栄養士による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 409件→17年度 215件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 15人/115人中(7人/60人中) 1歳6か月児(3歳児)健診での心理相談数 4件(6件) 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 3件(3件)
亀田町		乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、1歳6か月児、3歳児健診では、言語聴覚士による相談を心理相談として継続実施および栄養士による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 476件→17年度 522件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 18人/242人中(14人/185人中) 1歳6か月児(3歳児)健診での心理相談数 19件(16件) 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 28件(9件)
岩室村		乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、1歳6か月児、3歳児健診では、心理相談員・栄養士による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 200件→17年度 127件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 2人/64人中(0人/71人中) 1歳6か月児(3歳児)健診での心理相談数 1件(2件) 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 5件(0件)
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度に続く3か年度、現行のとおりとする。	乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、1歳6か月児、3歳児健診では、心理相談員による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 193件→17年度 204件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 1人/72人中(1人/74人中) 1歳6か月児(3歳児)健診での心理相談数 2件(4件) 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 55件(50件)
味方村	新潟市の制度に統一する。	乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、1歳6か月児、3歳児健診では、心理相談員による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 89件→17年度 49件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 3人/31人中(14人/14人中) 1歳6か月児(3歳児)健診での心理相談数 5件 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 29件
潟東村		乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、1歳6か月児、3歳児健診では、心理相談員による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 130件→17年度 85件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 5人/46人中(1人/24人中) 1歳6か月児(3歳児)健診での心理相談数 1件(2件) 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 41件(22件)
月潟村		乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、1歳6か月児、3歳児健診では、心理相談員・栄養士による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 81件→17年度 44件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 22人/22人中(2人/14人中) (3歳児)健診での心理相談数 (2件) 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 (8件)
中之口村	乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、1歳6か月児、3歳児健診では、心理相談員による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 150件→17年度 74件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 1人/62人中(1人/22人中) 1歳6か月児(3歳児)健診での心理相談数 5件(0件) 1歳6か月児(3歳児)健診での栄養相談数 21件(4件)	
巻町	18年度から乳児一般健診が委託健診となり、受診機関の選択ができるようになった。新たに超音波検査による股関節検診が受けられるようになり、1歳6か月児、3歳児健診では、心理相談員による相談ができるようになった。また、他地区の会場でも受診可能となった。	乳児健診延受診数 16年度 445件→17年度 205件 1歳6か月児(3歳児)健診他地区での受診人数 2人/人中(3人/人中)	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	75	事務事業名等	妊産婦・新生児家庭訪問事業
		所管課名	保健予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	登録助産師による訪問回数は、新生児2回、産婦1～2回(ハイリスク産婦3回)、訪問期間は生後2か月までと拡充された。	16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・産婦各1回(必要に応じて2回)
白根市			16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・妊婦・産婦各1回(必要に応じて2回)
豊栄市			16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・妊婦・産婦各1回
小須戸町			16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・産婦各1回(必要に応じて2回)、妊婦2回
横越町			16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・産婦各1回(必要に応じて2回)
亀田町			16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・産婦各1回(必要に応じて2回)
岩室村			16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・産婦各1回(2,500g以下の新生児2回)
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、妊婦訪問については、合併年度に続く3か年度現行のとおりとする。	登録助産師による訪問回数は、新生児2回、産婦1～2回(ハイリスク産婦3回)、訪問期間は生後2か月までと拡充された。初妊婦訪問は継続実施している。	16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・産婦各2回、初妊婦1回
味方村	新潟市の制度に統一する。	登録助産師による訪問回数は、新生児2回、産婦1～2回(ハイリスク産婦3回)、訪問期間は生後2か月までと拡充された。	16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・産婦各1回
潟東村			16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・産婦各1回(必要に応じて2回)
月潟村			16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・妊婦・産婦各1回(必要に応じて増回)
中之口村			16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・妊婦・産婦各1回
巻町			16年度までの登録助産師による訪問回数は、新生児・産婦各1回(必要に応じて増回)

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	76	事務事業名等	育児等相談事業
		所管課名	保健予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。 ただし、合併年度に続く3か年度、現行のとおりとする。	従来どおり週1回開催している。	定例日育児相談開催回数 16年度 1回/週 → 17年度 1回/週 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 1,796件 → 17年度 3,951件	
白根市		対象月齢の設定をなくし、利用機会の拡大と歯科衛生士による相談ができるようになった。	定例日育児相談開催回数 16年度 6回 → 17年度 12回 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 1,335件 → 17年度 1,757件	
豊栄市		対象月齢の設定をなくし、利用機会が拡大した。	定例日育児相談開催回数 16年度 36回 → 17年度 12回 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 1,562件 → 17年度 1,731件	
小須戸町		開催は、週1回から月1回となったが、栄養士、歯科衛生士による相談ができるようになった。	定例日育児相談開催回数 16年度 1回/週 → 17年度 12回 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 271件 → 17年度 114件	
横越町			定例日育児相談開催回数 16年度 21回 → 17年度 12回 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 929件 → 17年度 1,097件	
亀田町		開催は、月3回から月1回となったが、歯科衛生士による相談もできるようになった。	定例日育児相談開催回数 16年度 3回/月 → 17年度 12回 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 520件 → 17年度 975件	
岩室村		新潟市の制度に統一する。	開催回数は従来どおりだが、栄養士、歯科衛生士による相談ができるようになった。	定例日育児相談開催回数 16年度 12回 → 17年度 12回 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 435件 → 17年度 492件
西川町				定例日育児相談開催回数 16年度 12回 → 17年度 12回 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 405件 → 17年度 470件
味方村		開催は、月2回から月1回となったが、栄養士、歯科衛生士による相談ができるようになった。	定例日育児相談開催回数 16年度 24回 → 17年度 12回 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 119件 → 17年度 74件	
潟東村		開催回数は従来どおりだが、栄養士、歯科衛生士による相談ができるようになった。	定例日育児相談開催回数 16年度 12回 → 17年度 12回 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 117件 → 17年度 103件	
月潟村		年6回開催から月1回開催となり、歯科衛生士による相談ができるようになった。	定例日育児相談開催回数 16年度 6回 → 17年度 12回 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 91件 → 17年度 278件	
中之口村		開催回数は従来どおりだが、栄養士、歯科衛生士による相談ができるようになった。	定例日育児相談開催回数 16年度 12回 → 17年度 12回 保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 110件 → 17年度 207件	
巻町		随時相談から月1回定期開催となり、栄養士、歯科衛生士による相談ができるようになった。	保健指導実施数(各種事業・随時面接など) 16年度 1,070件 → 17年度 195件(合併後)	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	77	事務事業名等	健康診査・がん検診事業
		所管課名	保健予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	40歳以上の市民対象の基本健康診査及び各種がん検診が、期間限定の集団検診(基本健康診査除く)に加え、委託医療機関(施設検診)で通年受診が可能になった。	H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 6,345人 H17年度<施設検診> 5,570人 (H18年5月現在)
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く2か年度は実施する。		H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 3,642人 H17年度<集団検診> 1,583人 H17年度<施設検診> 1,859人 (H18年5月現在)
豊栄市			H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 5,557人 H17年度<集団検診> 3,136人 H17年度<施設検診> 2,367人 (H18年5月現在)
小須戸町			H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 1,246人 H17年度<集団検診> 826人 H17年度<施設検診> 460人 (H18年5月現在)
横越町			H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 1,764人 H17年度<集団検診> 1,315人 H17年度<施設検診> 257人 (H18年5月現在)
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。		H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 4,591人 H17年度<集団検診> 3,849人 H17年度<施設検診> 1,212人 (H18年5月現在)
岩室村			H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 1,701人 H17年度<集団検診> 1,387人 H17年度<施設検診> 206人 (H18年5月現在)
西川町			H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 2,737人 H17年度<集団検診> 2,038人 H17年度<施設検診> 166人 (H18年5月現在)
味方村			H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 1,033人 H17年度<集団検診> 747人 H17年度<施設検診> 123人 (H18年5月現在)
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。また、経過期間が終了するまでに、期間中の実績を踏まえ検診方式について検討する。		H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 1,003人 H17年度<集団検診> 720人 H17年度<施設検診> 69人 (H18年5月現在)
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く3か年度は実施する。	H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 688人 H17年度<集団検診> 441人 H17年度<施設検診> 90人 (H18年5月現在)	
中之口村		H16年度・17年度基本健康診査受診数比較 H16年度<集団検診> 1,151人 H17年度<集団検診> 946人 H17年度<施設検診> 173人 (H18年5月現在)	
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、集団検診については、合併年度とそれに続く2か年度は実施する。	40歳以上の市民対象の基本健康診査及び各種がん検診が、期間限定の集団検診に加え、委託医療機関(施設検診)で通年受診が可能になった。ただし、H18年度より実施。	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	78	事務事業名等	予防接種事業
		所管課名	保健予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	集団予防接種の回数、会場の増加により、各地区住民の接種機会が増加した。	H16年度：1会場 6回 H17年度：28会場 138回 H17年度新津以外の会場で接種した人数：130人 (11.67%)
白根市			H16年度：1会場 6回 H17年度：28会場 138回 H17年度白根以外の会場で接種した人数：103人 (15.40%)
豊栄市			H16年度：1会場 8回 H17年度：28会場 138回 H17年度豊栄以外の会場で接種した人数：107人 (12.66%)
小須戸町			H16年度：2会場 4回 H17年度：28会場 138回 H17年度小須戸以外の会場で接種した人数：8人 (4.91%)
横越町			H16年度：1会場 4回 H17年度：28会場 138回 H17年度横越以外の会場で接種した人数：57人 (20.58%)
亀田町			H16年度：1会場 6回 H17年度：28会場 138回 H17年度亀田以外の会場で接種した人数：149人 (29.27%)
岩室村			H16年度：1会場 2回 H17年度：28会場 138回 H17年度岩室以外の会場で接種した人数：18人 (14.63%)
西川町			H16年度：1会場 2回 H17年度：28会場 138回 H17年度西川以外の会場で接種した人数：47人 (30.52%)
味方村			H16年度：1会場 2回 H17年度：28会場 138回 H17年度味方以外の会場で接種した人数：10人 (16.95%)
潟東村			H16年度：1会場 2回 H17年度：28会場 138回 H17年度潟東以外の会場で接種した人数：20人 (21.51%)
月潟村			H16年度：1会場 2回 H17年度：28会場 138回 H17年度月潟以外の会場で接種した人数：14人 (28.57%)
中之口村			H16年度：1会場 2回 H17年度：28会場 138回 H17年度中之口以外の会場で接種した人数：16人 (16.67%)
巻町	H16年度：1会場 3回 H17年度：28会場 138回 H17年度巻以外の会場で接種した人数：16人(4%)		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	79	事務事業名等	1歳6か月児健康診査案内の個人通知
		所管課名	保健予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	新津地区では、母子保健推進員による全戸訪問案内から郵送による個人案内に変更した。	地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 97.6% → 17年度 99.6%	
白根市		白根地区でも新たに、郵送による個人案内を受け取れるようになった。	地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 93.8% → 17年度 94.8%	
豊栄市		従来どおり、郵送による個人案内を受け取れる。	地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 94.3% → 17年度 91.0%	
小須戸町			地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 95.9% → 17年度 98.3%	
横越町			地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 98.0% → 17年度 100%	
亀田町			地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 98.6% → 17年度 100%	
岩室村			地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 96.8% → 17年度 92.8%	
西川町			地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 87.4% → 17年度 94.7%	
味方村			地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 100% → 17年度 96.9%	
潟東村			地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 100% → 17年度 100%	
月潟村			当該地区でも新たに、郵送による個人案内を受け取れるようになった。	地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 96.2% → 17年度 100%
中之口村			地区住民の1歳6か月児健診受診率 16年度 100% → 17年度 96.9%	
巻町		巻地区でも18年度より新たに、郵送による個人案内を受け取れるようになった。		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	80	事務事業名等	多胎児支援講習会
		所管課名	保健予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに、多胎児支援講習会に参加できるようになった。	平成17年度 参加者 延 1人
白根市			平成17年度 参加者 延 3人
豊栄市			平成17年度 参加者 延 2人
小須戸町			平成17年度 参加者 延 4人
横越町			平成17年度 参加者 延 2人
亀田町			平成17年度 参加者 延 5人
岩室村			平成17年度 参加者 なし
西川町			平成17年度 参加者延 1人
味方村			平成17年度 参加者 なし
潟東村			平成17年度 参加者 延 2人
月潟村			
中之口村			平成17年度 参加者 なし
巻 町			

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	81	事務事業名等	骨粗しょう症予防事業
		所管課名	健康増進課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに骨粗しょう症健診が受けられるようになった。	H16年度：事業なし H17年度：健診 243人 事後指導会 158人
白根市	新潟市の制度に統一する。	対象年齢及び受診数の枠が広がり、希望者が全員受診できるようになった。また、健診の自己負担は1,200円から640円となった。	H16年度：健診 48人 H17年度：健診 221人 事後指導会 71人
豊栄市		対象者、対象年齢が広がり、幅広い年代で受診できるようになった。また、健診の自己負担は、800円から640円となった。	H16年度：健診 70人 H17年度：健診 128人 事後指導会 55人
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	新たに骨粗しょう症健診が受けられるようになった。	H16年度：事業なし H17年度：健診 54人 事後指導会 19人
横越町	新潟市の制度に統一する。	対象者が広がった。(男性も可)また、健診の自己負担が1,000円から640円となった。	H16年度：健診 143人 H17年度：健診 15人 事後指導会 6人
亀田町	新潟市の制度を適用する。	新たに骨粗しょう症健診が受けられるようになった。	H16年度：事業なし H17年度：健診 123人 事後指導会 57人
岩室村	新潟市の制度に統一する。	対象者、対象年齢が広がり、男性の受診があった。	H16年度：健診 73人 H17年度：健診 57人 事後指導会
西川町	新潟市の制度を適用する。	新たに骨粗しょう症健診が受けられるようになった。	H16年度：事業なし H17年度：健診 93人 事後指導会 60人
味方村			H16年度：事業なし H17年度：健診 45人 事後指導会は月湯会場を案内
潟東村	新潟市の制度に統一する。	対象者、対象年齢が広がり、幅広い年代で受診できるようになった。また、健診の自己負担は、500円から640円となった。	H16年度：健診 26人 H17年度：健診 42人 事後指導会 19人
月湯村			H16年度：健診 55人 H17年度：健診 55人 事後指導会 29人
中之口村			H16年度：健診 117人 H17年度：健診 36人 事後指導会は潟東会場を案内
巻町			H17年度：合併前に実施済(健診 474人)

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	82	事務事業名等	健康教育事業
		所管課名	健康増進課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	各種健康教室を再編したが、内容的には大きな変化なし。	個別健康教育 23人 生活習慣病予防教室 8回 174人 長寿ライフセミナー 2回 40人 転倒予防教室 12回 661人 依頼・その他健康教育 116回 3,667人 等 (H17年度実績)	
白根市		各種健康教室を再編、また、「元気アップ塾」「生活習慣病学習会」については白根保健会が実施し、内容的には大きな変化なし。	個別健康教育 15人 糖尿病予防教室 5回 67人 長寿ライフセミナー 2回 44人 転倒予防教室 9回 199人 依頼・その他健康教育 166回 3,817人 等 (H17年度実績)	
豊栄市		各種健康教室を再編したが、内容的には大きな変化なし。	高脂血症予防教室 1回 25人 糖尿病予防教室 1回 11人 長寿ライフセミナー 1回 19人 依頼・その他健康教育 33回 662人 等 (H17年度実績)	
小須戸町		合併前の事業内容と大きな変化なし。	個別健康教育 3人 糖尿病予防教室 3回 35人 長寿ライフセミナー 2回 25人 依頼・その他健康教育 8回 130人 等 (H17年度実績)	
横越町		各種健康教室を再編したが、内容的には大きな変化なし。	高脂血症予防関連教室 10回 111人 糖尿病予防関連教室 19回 232人 長寿ライフセミナー 2回 52人 介護家族健康教室 2回 39人 依頼・その他健康教育 11回 520人 等 (H17年度実績)	
亀田町			長寿ライフセミナー 2回 45人 依頼・その他健康教育 8回 248人 等 (H17年度実績)	
岩室村			個別健康教育 2人 糖尿病予防教室 6回 34人 長寿ライフセミナー 2回 19人 転倒骨折予防教室 6回 88人 依頼・その他健康教育 17回 319人 等 (H17年度実績)	
西川町			生活習慣病予防関連教室 20回 210人 集団検診事後健康教育 1回 61人 長寿ライフセミナー 2回 22人 転倒骨折予防教室 6回 16人 依頼・その他健康教育 14回 339人 等 (H17年度実績)	
味方村			個別健康教育 3人 長寿ライフセミナー 2回 43人 依頼・その他健康教育 1回 30人 等 (H17年度実績)	
潟東村			個別健康教育 3人 長寿ライフセミナー 2回 29人 集団検診事後健康教育 1回 17人 等 (H17年度実績)	
月潟村			個別健康教育 2人 長寿ライフセミナー 2回 45人 依頼・その他健康教育 9回 190人 等 (H17年度実績)	
中之口村			個別健康教育 2人 高脂血症予防教室 2回 19人 糖尿病予防教室 3回 21人 長寿ライフセミナー 2回 32人 依頼・その他健康教育 1回 70人 等 (H17年度実績)	
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。		合併前の事業内容と大きな変化なし。	肥満予防教室 3回 25人 依頼・その他健康教育 18回 381人 等 (H17年度実績)

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	83	事務事業名等	健康相談事業
		所管課名	健康増進課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	集団検診を廃止したため、集団検診事後指導としての糖尿病個別相談会を廃止した。	定例日健康相談 145回 500人 介護家族健康相談 12回 49人 (H17年度実績)
白根市		合併前の事業内容と大きな変化なし。	定例日健康相談 12回 75人 集団検診事後相談 5回 153人 生活習慣病健康相談 12回 78人 高齢者健康相談 40回 425人 健康相談(その他) 17回 523人 (H17年度実績)
豊栄市		豊栄地域保健センターにおいて、通年で定期的に健康相談が開催されるようになったが、利用者はまだ少ない。	定例日健康相談 16回 22人 集団検診事後相談 5回 128人 健康相談(その他) 26回 112人 胃がん検診会場における健康相談も実施 (H17年度実績)
小須戸町		母子相談日(毎週月曜日)にあわせて実施していた健康相談は廃止したが、成人関係の相談者は合併前より少なく(H16年度 9人)、影響はほとんどなし。	定例日健康相談 8回 22人 生活習慣病健康相談 2回 18人 集団検診事後相談 2回 14人 (H17年度実績)
横越町			定例日健康相談 12回 9人 集団検診事後相談 3回 185人 (H17年度実績)
亀田町			定例日健康相談 6回 96人 集団検診事後相談 5回 198人 依頼健康相談 18回 389人 (H17年度実績)
岩室村			定例日健康相談 15回 322人 集団検診事後相談 3回 19人 地区健康相談 37回 451人 依頼・その他健康相談 3回 23人 (H17年度実績)
西川町		合併前の事業内容と大きな変化なし。	定例日健康相談 12回 16人 集団検診事後相談 1回 47人 (H17年度実績)
味方村			定例日健康相談 4回 20人 集団検診事後相談 6回 185人 (健康教育と併わせて) 地区健康相談 7回 90人 (H17年度実績)
潟東村			定例日健康相談 2回 5人 集団検診事後相談 12回 112人 糖尿病健康相談 1回 13人 (H17年度実績)
月潟村			定例日健康相談 12回 68人 集団検診事後相談 4回 42人 地区健康相談 23回 355人 高齢者等健康相談 5回 114人 (H17年度実績)
中之口村		中之口公民館で定例日健康相談(毎月1回)を開始した。	定例日健康相談 12回 14人 集団検診事後相談 9回 302人 (H17年度実績)
巻町		合併前の事業内容と大きな変化なし。	生活習慣病健康相談 1回 16人 地区健康相談 30回 473人 (H17年度実績)

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	84	事務事業名等	療養者訪問指導事業
		所管課名	健康増進課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併前の事業内容と大きな変化なし。	登録看護師による訪問件数 H16年度 延251件 ⇒ H17年度 延68件	
白根市			登録看護師による訪問件数 H16年度 延109件 ⇒ H17年度 延133件	
豊栄市			登録看護師による訪問件数 H16年度 延50件 ⇒ H17年度 延23件	
小須戸町		合併後、登録看護師による訪問ができるようになった。	登録看護師による訪問件数 H16年度 延0件 ⇒ H17年度 延0件	
横越町				
亀田町				
岩室村		合併前の事業内容と大きな変化なし。	登録看護師による訪問件数 H16年度 延0件 ⇒ H17年度 延54件	
西川町				登録看護師による訪問件数 H16年度 延608件 ⇒ H17年度 延173件
味方村				登録看護師による訪問件数 H16年度 延49件 ⇒ H17年度 延23件
潟東村				登録看護師による訪問件数 H16年度 延163件 ⇒ H17年度 延17件
月潟村				登録看護師による訪問件数 H16年度 延14件 ⇒ H17年度 延0件
中之口村				合併後、登録看護師による訪問ができるようになった。
巻町				

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	85	事務事業名等	機能訓練事業
		所管課名	健康増進課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併前の事業内容と大きな変化なし。	H16度実績<A型> H17度実績<A型> 会場：1ヶ所 1ヶ所 回数：24回 24回 実人数：33人 19人 延人数：228人 117人
白根市		事業の目的が明確になり、内容が充実した。(介護保険の対象者は介護保険サービスへ移行)	H16度実績<B型> H17度実績<B型> 会場：3ヶ所 2ヶ所 回数：70回 46回 実人数：49人 25人 延人数：724人 405人
豊栄市		B型を新たに実施し、対象者のレベル・目的に応じた内容での実施が可能となった。理学・作業療法士の従事が増え、内容が充実した。	H16度<A型><B型> H17度<A型><B型> 会場：1ヶ所 未実施 1ヶ所 1ヶ所 回数：24回 24回 12回 実人数：34人 16人 9人 延人数：332人 136人 85人 療法師従事回数：4回 12回 9回
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後3年程度の間で段階的に調整する。	事業の目的が明確になり、内容が充実した。	H16度実績<A型> H17度実績<A型> 会場：1ヶ所 1ヶ所 回数：13回 12回 実人数：13人 15人 延人数：131人 139人
横越町		合併前の事業内容と大きな変化なし。	H16度実績<A型> H17度実績<A型> 会場：1ヶ所 1ヶ所 回数：12回 14回 実人数：14人 10人 延人数：106人 119人
亀田町		事業の目的が明確になり、内容が充実した。(介護保険の対象者は介護保険サービスへ移行)	H16度実績<A型> H17度実績<A型> 会場：1ヶ所 1ヶ所 回数：23回 22回 実人数：29人 8人 延人数：253人 109人
岩室村		H16度<A型><B型> H17度<A型><B型> 会場：1ヶ所 1ヶ所 1ヶ所 1ヶ所 回数：19回 12回 18回 12回 実人数：31人 26人 10人 14人 延人数：328人 190人 94人 117人	
西川町		回数を全市の状況に合わせて週2回から週1回へと調整した。目的が明確になり、対象者のレベルに応じた内容での実施が可能となった。	H16度実績<A型> H17度実績<A型> 会場：1ヶ所1グループ 1ヶ所2グループ 回数：73回 78回 実人数：27人 19人 延人数：1,090人 497人
味方村		事業の目的が明確になり、内容が充実した。(介護保険の対象者は介護保険サービスへ移行)	H16度<A型><B型> H17度<A型><B型> 会場：1ヶ所 3ヶ所 1ヶ所 3ヶ所 回数：41回 36回 41回 36回 実人数：71人 84人 77人 71人 延人数：687人 675人 705人 548人
潟東村		H16度<A型><B型> H17度<A型><B型> 会場：1ヶ所 4ヶ所 1ヶ所 6ヶ所 回数：68回 45回 42回 61回 実人数：45人 125人 25人 160人 延人数：976人 770人 655人 957人	
月潟村		事業の目的が明確になり、内容が充実した。	H16度実績<A型> H17度実績<A型> 会場：1ヶ所 1ヶ所 回数：46回 48回 実人数：36人 26人 延人数：445人 423人
中之口村		H16度<A型><B型> H17度<A型><B型> 会場：1ヶ所 10ヶ所 1ヶ所 9ヶ所 回数：21回 105回 24回 106回 実人数：9人 252人 8人 231人 延人数：120人 2,010人 163人 1,413人	
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後2年程度の間で段階的に調整する。	合併前の事業内容と大きな変化なし。	H17.4.1~10.9実績 H17.10.10~18.3.31実績 <A型><B型> <A型><B型> 会場：1ヶ所 8ヶ所 1ヶ所 8ヶ所 回数：6回 45回 6回 40回 実人数：21人 190人 21人 193人 延人数：108人 703人 104人 726人

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	86	事務事業名等	健康づくり啓発普及事業
		所管課名	健康増進課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	食生活改善推進委員について、研修会が増え、知識や技術を習得する機会が増えた。健康増進普及講習会は、食生活改善推進委員協議会への委託から直営実施とした。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 68人 健康増進普及講習会 34回 770人 食推研修会 11回 341人 (H17年度実績)
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、連合保健会は白根市域に限定して現行どおりとする。	食生活改善推進委員組織の運営方法等が変わったことにより(白根保健会と別組織となり人数も減った)、活動形態が変わり活動が減った。連合保健会の活動は合併前と同様に実施。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 47人 健康増進普及講習会 13回 257人 食推研修会 4回 146人 連合会活動 健康福祉フェア 700人 (H17年度実績)
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	食生活改善推進委員組織の運営方法等が変わったが、研修機会も増え活動が活発化した。また、食生活推進委員を養成する事業を実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 48人 健康増進普及講習会 12回 203人 食推研修会 4回 84人 (H17年度実績)
小須戸町		食生活改善推進委員数が従来の1/3に減り、食生活改善推進委員は活動しにくさを感じている。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 10人 健康増進普及講習会 7回 130人 食推研修会 4回 23人 (H17年度実績)
横越町		食生活改善推進委員組織の運営方法等が変わったことにより、栄養士の従事が少なくなり、組織の支援体制がやや弱体化した。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 13人 健康増進普及講習会 3回 22人 食推研修会 3回 19人 (H17年度実績)
亀田町		健康増進普及講習会が開催され、食生活改善推進委員の活動の幅が広がった。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 41人 健康増進普及講習会 8回 145人 食推研修会 3回 72人 (H17年度実績)
岩室村		食生活改善推進委員養成事業を西蒲地区合同で実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 18人 健康増進普及講習会 9回 143人 食推研修会 2回 29人 (H17年度実績)
西川町			<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 13人 健康増進普及講習会 6回 74人 食推研修会 10回 93人 (H17年度実績)
味方村			<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 20人 健康増進普及講習会 3回 65人 食推研修会 4回 58人 (H17年度実績)
潟東村		他地区との交流等により、食生活改善推進委員の活動が活発化した。また、食生活改善推進委員養成事業を西蒲地区合同で実施した。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 20人 健康増進普及講習会 3回 49人 食推研修会 3回 46人 (H17年度実績)
月潟村			<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 12人 健康増進普及講習会 5回 107人 食推研修会 3回 28人 (H17年度実績)
中之口村			<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 15人 健康増進普及講習会 5回 61人 食推研修会 2回 21人 (H17年度実績)
巻町		合併前の事業内容と大きな変化なし。	<ul style="list-style-type: none"> 食生活改善推進委員数 23人 健康増進普及講習会 11回 158人 食推研修会 5回 79人 (H17年度実績)

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	87	事務事業名等	高齢者健康づくり事業
		所管課名	健康増進課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併後、随時入会方式を固定参加方式に変更したが、ほぼ同じ内容で実施。体力測定やアンケートで評価を行ない「体調が改善した」「尿失禁の改善」「筋力が増強した」などの教室効果が確認された。 新たに、高齢者が高齢者体操の指導や保健師による健康指導を受けられるようになった。	H16年度：12回実施 参加実人数77人 延べ283人 H17年度：10回実施 参加実人数36人 延べ290人	
白根市			H17年度：10回実施 参加実人数33人 延べ222人	
豊栄市			H17年度：10回実施 参加実人数30人 延べ179人	
小須戸町			H17年度：10回実施 参加実人数16人 延べ121人	
横越町			H17年度：10回実施 参加実人数36人 延べ272人	
亀田町			H17年度：10回実施 参加実人数30人 延べ230人	
岩室村			岩室地区でも、高齢者が充実した高齢者体操の指導や保健師による健康指導を受けられるようになった。	H17年度：10回実施 参加実人数21人 延べ120人
西川町			H17年度：10回実施 参加実人数12人 延べ92人	
味方村			H17年度：10回実施 参加実人数29人 延べ238人	
潟東村			新たに、高齢者が高齢者体操の指導や保健師による健康指導を受けられるようになった。	H17年度：10回実施 参加実人数17人 延べ124人
月潟村			H17年度：10回実施 参加実人数31人 延べ240人	
中之口村			新潟市の制度を適用する。	H17年度：10回実施 参加実人数23人 延べ143人
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度に限り、現行のとおりとする。	現行の事業のなかで実施。 *平成18年度より全市統一方式の高齢者健康づくり事業開始	H17年度：6回実施 参加実人数12人 延べ88人	

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	88	事務事業名等	難病対策事業
		所管課名	健康増進課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	在宅難病患者について、看護手当・紙おむつ券の支給、夜間看護サービスが受けられるようになった。	看護手当 22名 紙おむつ券 2名 夜間看護サービス・居宅生活支援事業は実績無 (平成17年度)
白根市	新潟市の制度を適用する。	在宅難病患者に対する看護手当・紙おむつ券の支給及び、夜間看護サービス、難病患者等居宅生活支援事業(日常生活用具給付・訪問介護・短期入所)が受けられるようになった。	看護手当 12名 紙おむつ券 3名 夜間看護サービス・居宅生活支援事業は実績無 (平成17年度)
豊栄市			看護手当 8名 居宅生活支援事業(日常生活用具給付) 1名 紙おむつ券・夜間看護サービス事業は実績無 (平成17年度)
小須戸町			看護手当 3名 紙おむつ券 1名 夜間看護サービス・居宅生活支援事業は実績無 (平成17年度)
横越町			看護手当 1名 紙おむつ券・夜間看護サービス・居宅生活支援事業は実績無 (平成17年度)
亀田町			看護手当 17名 紙おむつ券・夜間看護サービス・居宅生活支援事業は実績無 (平成17年度)
岩室村			新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度を適用する。	在宅難病患者に対する看護手当・紙おむつ券の支給及び、夜間看護サービス、難病患者等居宅生活支援事業(日常生活用具給付・訪問介護・短期入所)が受けられるようになった。	看護手当・紙おむつ券・夜間看護サービス・居宅生活支援事業の実績無 (平成17年度)
味方村			看護手当 2名 紙おむつ券 1名 夜間看護サービス・居宅生活支援事業は実績無 (平成17年度)
潟東村			看護手当 2名 紙おむつ券 1名 夜間看護サービス・居宅生活支援事業は実績無 (平成17年度)
月潟村			看護手当 1名 紙おむつ券・夜間看護サービス・居宅生活支援事業は実績無 (平成17年度)
中之口村			看護手当 3名 紙おむつ券・夜間看護サービス・居宅生活支援事業は実績無 (平成17年度)
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、短期入所事業及び特定疾患患者医療費助成事業については、合併年度に限り現行のとおりとする。	在宅難病患者について、看護手当・紙おむつ券の支給、夜間看護サービスが受けられるようになった。特定疾患医療費助成事業はH17年度で終了した。	看護手当 5名 居宅生活支援事業(日常生活用具給付) 1名 紙おむつ券・夜間看護サービス事業は実績無 医療費助成 31件(36,120円)←終了 (平成17年度)

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	89	事務事業名等	保健師家庭訪問事業
		所管課名	健康増進課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併前の事業内容と大きな変化なし。	訪問件数 H16年度 延428件 ⇒ H17年度 延472件
白根市			訪問件数 H16年度 延697件 ⇒ H17年度 延991件
豊栄市			訪問件数 H16年度 延1,611件 ⇒ H17年度 延1,341件
小須戸町			訪問件数 H16年度 延301件 ⇒ H17年度 延331件
横越町			訪問件数 H16年度 延109件 ⇒ H17年度 延151件
亀田町			訪問件数 H16年度 延292件 ⇒ H17年度 延446件
岩室村			訪問件数 H16年度 延561件 ⇒ H17年度 延572件
西川町			訪問件数 H16年度 延928件 ⇒ H17年度 延375件
味方村			訪問件数 H16年度 延357件 ⇒ H17年度 延268件
潟東村			訪問件数 H16年度 延567件 ⇒ H17年度 延461件
月潟村			訪問件数 H16年度 延152件 ⇒ H17年度 延179件
中之口村			訪問件数 H16年度 延321件 ⇒ H17年度 延103件
巻町	訪問件数 H16年度 延945件 ⇒ H17年度 延882件		

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	90	事務事業名等	国民健康保険料率・納期等の状況
		所管課名	国民健康保険課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き新津市域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	もともと保険料を採用していたので納期に対する混乱はなく、当初は新しい納付書等の様式変更に対して戸惑いがあったものの、まとめて送付されて来た納付書を使用して前納する者も少なからず見受けられた。	○料率 H16: 所得割8.2%均等割21,000円平等割20,000円 H17: 所得割7.2%均等割20,700円平等割30,300円 ○納期 H16:12期 ⇒ H17:12期
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き白根市域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	国保料の料率以上に賦課方式の変更(4方式→3方式)の方が保険料への影響は大きく、合併後の保険料算出は世帯の被保険者数と合計所得でほぼ確定するため、資産割の比重が大きかった世帯にとっては保険料の減額に繋がった。また、納期については10期から12期へと毎月納付に変わり、市民への説明がしやすくなり理解も得られるようになった。	○料率 H16: 所得割7.0%資産割17.0%均等割24,000円 平等割29,000円 H17: 所得割7.2%均等割20,700円平等割30,300円 ○納期 H16:10期 ⇒ H17:12期
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き豊栄市域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度は医療給付費分保険料率のみ旧豊栄市の税率に相当する料率を適用するものとする。	経過措置として医療給付費分保険料率の1年間据え置きを行い、また納期数の変更もないため影響は無かった。	○料率 H16: 所得割6.7%均等割19,800円平等割22,800円 H17: H16と同じ ○納期 H16:12期 ⇒ H17:12期
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き小須戸町域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	保険料率については、新潟市に統一とのことで納得していただいている。納期については2か月に1回から毎月の納期となり1年経過し定着したようであり、納期忘れもあまりないようである。	○料率 H16: 所得割7.2%均等割17,000円平等割34,000円 H17: 所得割7.2%均等割20,700円平等割30,300円 ○納期 H16:6期 ⇒ H17:12期
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き横越町域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	保険料率については、上がる世帯や下がる世帯もあり、効果の判断が難しい。納期については、6期から12期になり、納め忘れが減少したようだ。	○料率 H16: 所得割4.73%資産割15.8%均等割23,650円 平等割24,540円 H17: 所得割7.2%均等割20,700円平等割30,300円 ○納期 H16:6期 ⇒ H17:12期
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き亀田町域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	料率は資産割が無い為所得割だけの応能負担となり、又減免制度が整備され申請可となった。納期は6回から12回に増えた為、各期の納付金額が減少した。	○料率 H16: 所得割7.0%資産割20.0%均等割24,000円 平等割29,000円 H17: 所得割7.2%均等割20,700円平等割30,300円 ○納期 H16:6期 ⇒ H17:12期
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き岩室村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	料率は資産割が無くなり所得割だけとなり、資産の有無に関係なく保険料が算定されることとなったが、効果の判断は付かない。	○料率 H16: 所得割6.5%資産割25.3%均等割22,000円 平等割25,000円 H17: 所得割7.2%均等割20,700円平等割30,300円 ○納期 H16:12期 ⇒ H17:12期
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き西川町域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	資産割がなくなった影響もあり、保険料が上がる世帯と下がる世帯が混在していたため、効果の判断ができない。	○料率 H16: 所得割5.3%資産割10.0%均等割20,800円 平等割20,500円 H17: 所得割7.2%均等割20,700円平等割30,300円 ○納期 H16:12期 ⇒ H17:12期
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き味方村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	世帯によって保険料が増となった世帯、減となった世帯とあることから、効果は特にはない。納期は年6回から12回に増えたため納めやすくなった。	○料率 H16: 所得割3.6%資産割4.0%均等割15,000円 平等割18,000円 H17: 所得割7.2%均等割20,700円平等割30,300円 ○納期 H16:6期 ⇒ H17:12期
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き潟東村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	制度の統一により、賦課方式(医療分)が4方式から3方式に変更になり、一人当たりの保険料は平均で減額となった。また、納期数が6期から12期になったことにより納付書納付の方の口座振替への移行が若干見受けられる。	○料率 H16: 所得割5.24%資産割19.85%均等割26,600円 平等割28,600円 H17: 所得割7.2%均等割20,700円平等割30,300円 ○納期 H16:6期 ⇒ H17:12期
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き月潟村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	納期が毎月になったための負担感の増や、自主納付の方で納入通知書の様式の大規模な変更による戸惑いが見られた。	○料率 H16: 所得割3.45%資産割4.30%均等割10,100円 平等割11,700円 H17: 所得割7.2%均等割20,700円平等割30,300円 ○納期 H16:6期 ⇒ H17:12期
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き中之口村域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	納期が6期から12期になったので、期ごとの納付額が少なくなり、納付しやすい印象ができた。	○料率 H16: 所得割4.38%均等割17,000円平等割10,300円 H17: 所得割7.2%均等割20,700円平等割30,300円 ○納期 H16:6期 ⇒ H17:12期
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、引き続き巻町域で国民健康保険に加入している世帯においては、合併年度は現行のとおりとする。	合併年度は旧巻町の税率・納期で、現行どおり実施しているので影響はなし。	○料率 H17: 所得割6.6%資産割20.0%均等割27,000円 平等割24,000円 H18: (7月～)所得割8.6%均等割24,000円平等割28,800円 ○納期 H17:10期 ⇒ H18:12期

編入市町村への効果・影響

【保健福祉分野】

番号	91	事務事業名等	国民健康保険給付事業
		所管課名	国民健康保険課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	総合健康診断の件数は、基本健診の実施もあり、減少した。これは、受診者が人間ドックか基本健診かを選択できるようになったためと考えられる。出産育児一時金は、旧新津市地区では受領委任払医療機関がないため、大きな影響はなかった。	○総合健康診断受診件数 H16: 669件 H17: 570件 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 未実施 H17: 41ヶ所	
白根市		総合健康診断については、経過措置により合併後も利用できるため大きな変化はなかった。出産育児一時金受領委任払いは、契約医療機関数が増えたため利便性が増した。	○総合健康診断受診件数 H16: 920件 H17: 935件 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 2ヶ所 H17: 41ヶ所	
豊栄市		出産育児一時金の受領委任払いの医療機関が拡大した。総合健康診断は、大きな変化はなかった。	○総合健康診断受診件数 H16: 559件 H17: 429件 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 9ヶ所 H17: 41ヶ所	
小須戸町		人間ドックは経過措置により合併後の影響は特になく、出産育児一時金受領委任払いにより個人負担額が軽減された。	○総合健康診断受診件数 H16: 191件 H17: 204件 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 未実施 H17: 41ヶ所	
横越町		合併後、出産育児一時金の受領委任払が行えるようになったため、医療機関での出産費の負担が軽減された。また、総合健康診断については、経過措置により影響はないが、基本健診等の助成が始まったため、選択肢が増えた。	○総合健康診断受診件数 H16: 324件 H17: 259件 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 未実施 H17: 41ヶ所	
亀田町		総合健康診断は経過措置により合併前後とも変わらないが、新潟市健診制度も利用できるため選択肢が増えた。出産育児一時金受領委任払医療機関数が増えたので利便性が増した。	○総合健康診断受診件数 H16: 471件 H17: 334件 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 2ヶ所 H17: 41ヶ所	
岩室村		総合健康診断の助成については3か年度の経過措置があるので合併後の影響は特になく、出産育児一時金の受領委任払いに関しては、申請の手間が省け、利便が図られた。	○総合健康診断受診件数 H16: 197件 H17: 165件 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 未実施 H17: 41ヶ所	
西川町		人間ドック助成事業については、合併前と変更がないので影響なし。出産育児一時金の受領委任払医療機関が増えた。	○総合健康診断受診件数 H16: 143件 H17: 162件 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 3ヶ所 H17: 41ヶ所	
味方村		新潟市の制度に統一する。	各種検診検査料の負担が半額に軽減された。	○各種検診の自己負担額 胃がん700円⇒350円 大腸がん300円⇒150円 子宮がん500円⇒250円 等 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 未実施 H17: 41ヶ所
潟東村			健診で、新潟市の施設受診制度と、旧村から継続している保健事業での集団検診等と住民の都合で選択受診できる。	○基本健診等の無料対象年齢 H16: 70歳以上 H17: 60歳以上 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 未実施 H17: 41ヶ所
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	総合健康診断の助成については3か年度の経過措置があるので合併後の影響は特になく、また、出産育児一時金受領委任払いについては合併前にはなかった制度で住民サービスの拡大につながった。	○総合健康診断受診件数 H16: 131件 H17: 94件 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 未実施 H17: 41ヶ所	
中之口村		人間ドックの助成事業は合併前と同じである。出産育児一時金は受領委任払いが適用できるようになった。(契約医療機関のみ)	○総合健康診断受診件数 H16: 86件 H17: 49件 ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H16: 未実施 H17: 41ヶ所	
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、総合健康診断の助成については、合併年度とそれに続く2か年度、現行のとおりとする。	保険給付事業については合併前後変更ないので影響なし。総合健康診断の助成については2か年度の経過措置があるので60歳以上は無料の健診と選択受診できる。合併により出産育児一時金の受領委任払契約医療機関が拡大したので、利用しやすくなった。	○総合健康診断受診件数 H17: 300件 H18: 300件(予定) ○出産育児一時金受領委任払医療機関数 H17: 6ヶ所 H18: 41ヶ所	

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	92	事務事業名等	家庭系ごみ収集及び処理事業
		所管課名	廃棄物政策課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	<p>当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。</p>	<p>調整方針に基づき、現行のとおり実施している。ただし、現在、制度統一に向け、清掃審議会において、分別区分や負担のあり方について調整を図っている。</p>	
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	93	事務事業名等	粗大ごみの収集
		所管課名	廃棄物政策課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	<p>当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。</p>	<p>調整方針に基づき、現行のとおり実施している。ただし、現在、制度統一に向け、清掃審議会において、分別区分や負担のあり方について調整を図っている。</p>	
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	94	事務事業名等	集団資源回収運動事業
		所管課名	廃棄物対策課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等		
新津市	新潟市の制度に統一する。	金属類及びガラスビンが奨励金の支給対象外となったことなどから、団体数・回収量とも若干、減少したが、奨励金単価が上がるなどの制度が充実した側面もある。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	4	6
			奨励金支給団体数	28	27
			回収量(t)	348	295
白根市	新潟市の制度を適用する。	新たに、制度の利用が可能となり、奨励金の受給が可能となったことにより、資源化に対する市民団体の自主的な取組みを促進できた。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	—	6
			奨励金支給団体数	—	12
			回収量(t)	—	67
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	奨励金単価が上がるなど制度が充実したため、団体数・回収量とも増加した。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	4	6
			奨励金支給団体数	116	119
			回収量(t)	2,157	2,188
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	新たに、制度の利用が可能となったが、古紙の行政収集等が普及していることなどから、活動実績は無かった。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	—	6
			奨励金支給団体数	—	0
			回収量(t)	—	0
横越町	新潟市の制度に統一する。	アルミ缶・スチール缶及び空きビンが奨励金の支給対象外となったことなどから、団体数は減少したが、奨励金単価が上がるなどの制度が充実した側面もあり、回収量は増加した。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	5	6
			奨励金支給団体数	11	7
			回収量(t)	447	478
亀田町	新潟市の制度に統一する。	奨励金単価が上がるなど制度が充実したため、団体数・回収量とも増加した。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	3	6
			奨励金支給団体数	53	59
			回収量(t)	611	711
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新たに、制度の利用が可能となり、奨励金の受給が可能となったことにより、資源化に対する市民団体の自主的な取組みを促進できた。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	—	6
			奨励金支給団体数	—	1
			回収量(t)	—	10
西川町	新潟市の制度を適用する。	新たに、制度の利用が可能となり、奨励金の受給が可能となったことにより、資源化に対する市民団体の自主的な取組みを促進できた。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	—	6
			奨励金支給団体数	—	1
			回収量(t)	—	14
味方村	新潟市の制度を適用する。	新たに、制度の利用が可能となり、奨励金の受給が可能となったことにより、資源化に対する市民団体の自主的な取組みを促進できた。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	—	6
			奨励金支給団体数	—	1
			回収量(t)	—	22
潟東村	新潟市の制度に統一する。	奨励金単価が下がったことなどにより、回収量は若干、減少したが、新たに回収用具譲与・貸与の制度が利用可能となるなど、制度が充実した側面もある。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	10	6
			奨励金支給団体数	1	1
			回収量(t)	138	130
月潟村	新潟市の制度を適用する。	新たに、制度の利用が可能となり、奨励金の受給が可能となったことにより、資源化に対する市民団体の自主的な取組みを促進できた。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	—	6
			奨励金支給団体数	—	4
			回収量(t)	—	24
中之口村	新潟市の制度を適用する。	新たに、制度の利用が可能となったが、古紙等の行政収集が普及していることなどから、活動実績は無かった。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	—	6
			奨励金支給団体数	—	0
			回収量(t)	—	0
巻町	新潟市の制度に統一する。	アルミ缶が奨励金の支給対象外となったことなどから、団体数・回収量とも若干、減少したが、新たに回収用具譲与・貸与の制度が利用可能となるなどの制度が充実した側面もある。		⑯実績	⑰実績見込
			奨励金(円/kg)	8~10	6
			奨励金支給団体数	11	4
			回収量(t)	441	430

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	95	事務事業名等	生ごみ処理容器普及事業
		所管課名	廃棄物対策課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに制度の利用が可能となった。 A.コンポスト減額販売 1,500～3,300円 B.EMボカシ減額販売 1,500円 C.電動処理機購入補助 補助率1/2上限2万円	A. コンポスト減額販売 H17実績 35件 B. EMボカシ減額販売 H17実績 21件 C. 電動処理機購入補助 H17実績 143件 計 199件
白根市	新潟市の制度に統一する。	コンポスト,EMボカシ容器については購入費補助制度から減額販売制度に変更したことに伴い,容器が宅配されるなど,市民の利便性が向上し,申請件数は増加した。	A. H16実績 8件 → H17実績 24件 B. H16実績 0件 → H17実績 12件 C. H16実績 18件 → H17実績 10件 計 26件 46件
豊栄市		既に普及しているなどの理由から申請件数は減少したが,コンポスト,EMボカシ容器については購入費補助制度から減額販売制度に変更したことに伴い,容器が宅配されるなどの制度が充実した側面もある。	A. H16実績 93件 → H17実績 22件 B. (A・B区別なし) → H17実績 14件 C. H16実績111件 → H17実績 35件 計 204件 71件
小須戸町		コンポスト容器の減額販売制度及び電動生ごみ処理機については新たに制度の利用が可能となり,市民の利便性が向上し,申請件数は増加した。	A. H16実績 なし → H17実績 2件 B. H16実績 0件 → H17実績 2件 C. H16実績 なし → H17実績 7件 計 0件 11件
横越町		既に普及しているなどの理由から申請件数は減少したが,コンポスト,EMボカシ容器については購入費補助制度から減額販売制度に変更したことに伴い,容器が宅配されるなどの制度が充実した側面もある。	A. H16実績 3件 → H17実績 1件 B. (A・B区別なし) → H17実績 3件 C. H16実績 18件 → H17実績 4件 計 21件 8件
亀田町		新たにコンポスト,EMボカシ容器の減額販売制度が利用可能となり,市民の利便性が向上し,申請件数は増加した。	A. H16実績 なし → H17実績 13件 B. H16実績 なし → H17実績 28件 C. H16実績 26件 → H17実績 22件 計 26件 63件
岩室村		既に普及しているなどの理由から申請件数は若干減少したが,新たにEMボカシ容器の減額販売制度が利用可能となるなどの制度が充実した側面もある。	A. H16実績 3件 → H17実績 6件 B. H16実績 なし → H17実績 3件 C. H16実績 10件 → H17実績 3件 計 13件 12件
西川町		コンポスト,EMボカシ容器については購入費補助制度から減額販売制度に変更したことに伴い,容器が宅配されるなど,市民の利便性が向上し,申請件数は増加した。	A. H16実績 1件 → H17実績 5件 B. H16実績 1件 → H17実績 8件 C. H16実績 11件 → H17実績 6件 計 13件 19件
味方村		新たにEMボカシ容器の減額販売制度が利用可能となるなど,市民の利便性が向上し,申請件数は増加した。	A. H16実績 0件 → H17実績 4件 B. H16実績 なし → H17実績 8件 C. H16実績 5件 → H17実績 0件 計 5件 12件
潟東村		コンポスト,EMボカシ容器については購入費補助制度から減額販売制度に変更したことに伴い,容器が宅配されるなど,市民の利便性が向上し,申請件数は増加した。	A. H16実績 0件 → H17実績 2件 B. H16実績 0件 → H17実績 0件 C. H16実績 0件 → H17実績 2件 計 0件 4件
月潟村		新たにEMボカシ容器の減額販売制度が利用可能となるなど,市民の利便性が向上し,申請件数は増加した。	A. H16実績 0件 → H17実績 1件 B. H16実績 なし → H17実績 2件 C. H16実績 0件 → H17実績 1件 計 0件 4件
中之口村	A. H16実績 0件 → H17実績 3件 B. H16実績 なし → H17実績 1件 C. H16実績 0件 → H17実績 1件 計 0件 5件		
巻町	新たにコンポスト容器の種類を3種類に増やし,減額販売制度が充実した側面もあるが,合併した時期がコンポスト容器等の利用時期を過ぎていたため,合併後の申請は無かった。	A. H16実績 31件 → H17実績 13件 B. H16実績 6件 → H17実績 2件 C. H16実績 18件 → H17実績 19件 計 55件 34件	

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	96	事務事業名等	拠点回収事業
		所管課名	廃棄物対策課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等																													
新津市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、各市町村の状況を尊重しながら、新市において制度の統一について調整を図る。	合併前と同様に、拠点回収事業は実施していない。ただし、現在、清掃審議会において、制度統一に向けて調整を図っている。																														
白根市																																
豊栄市		調整方針に基づき、現行のとおり実施している。ただし、現在、清掃審議会において、制度統一に向けて調整を図っている。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">拠点数</th> <th colspan="2">回収量(t)</th> </tr> <tr> <th>⑩末</th> <th>⑰末</th> <th>⑩末</th> <th>⑰末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>41</td> <td>41</td> <td>104</td> <td>107</td> </tr> <tr> <td>トレー・透明パック</td> <td>30</td> <td>31</td> <td>14</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>水銀含有物</td> <td>20</td> <td>20</td> <td>11</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>牛乳パック</td> <td>17</td> <td>15</td> <td>7</td> <td>7</td> </tr> </tbody> </table>	区分	拠点数		回収量(t)		⑩末	⑰末	⑩末	⑰末	ペットボトル	41	41	104	107	トレー・透明パック	30	31	14	13	水銀含有物	20	20	11	16	牛乳パック	17	15	7	7
区分		拠点数			回収量(t)																											
		⑩末	⑰末	⑩末	⑰末																											
ペットボトル		41	41	104	107																											
トレー・透明パック		30	31	14	13																											
水銀含有物		20	20	11	16																											
牛乳パック		17	15	7	7																											
小須戸町		合併前と同様に、拠点回収事業は実施していない。ただし、現在、清掃審議会において、制度統一に向けて調整を図っている。																														
横越町		調整方針に基づき、現行のとおり実施している。ただし、現在、清掃審議会において、制度統一に向けて調整を図っている。	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">拠点数</th> <th colspan="2">回収量(t)</th> </tr> <tr> <th>⑩末</th> <th>⑰末</th> <th>⑩末</th> <th>⑰末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>21</td> <td>29</td> </tr> </tbody> </table>	区分	拠点数		回収量(t)		⑩末	⑰末	⑩末	⑰末	ペットボトル	18	18	21	29															
区分			拠点数		回収量(t)																											
			⑩末	⑰末	⑩末	⑰末																										
ペットボトル		18	18	21	29																											
亀田町	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">拠点数</th> <th colspan="2">回収量(t)</th> </tr> <tr> <th>⑩末</th> <th>⑰末</th> <th>⑩末</th> <th>⑰末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>古紙類</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>87</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>ペットボトル</td> <td>18</td> <td>19</td> <td>52</td> <td>44</td> </tr> </tbody> </table>	区分	拠点数		回収量(t)		⑩末	⑰末	⑩末	⑰末	古紙類	2	2	87	101	ペットボトル	18	19	52	44												
区分	拠点数		回収量(t)																													
	⑩末	⑰末	⑩末	⑰末																												
古紙類	2	2	87	101																												
ペットボトル	18	19	52	44																												
岩室村	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">拠点数</th> <th colspan="2">回収量(t)</th> </tr> <tr> <th>⑩末</th> <th>⑰末</th> <th>⑩末</th> <th>⑰末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新聞・チラシ</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>41</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>段ボール・雑誌</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table>	区分	拠点数		回収量(t)		⑩末	⑰末	⑩末	⑰末	新聞・チラシ	4	4	41	44	段ボール・雑誌	1	1	7	10												
区分	拠点数		回収量(t)																													
	⑩末	⑰末	⑩末	⑰末																												
新聞・チラシ	4	4	41	44																												
段ボール・雑誌	1	1	7	10																												
西川町	合併前と同様に、拠点回収事業は実施していない。ただし、現在、清掃審議会において、制度統一に向けて調整を図っている。																															
味方村																																
潟東村																																
月潟村																																
中之口村																																
巻町																																

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	97	事務事業名等	し尿収集事業
		所管課名	廃棄物対策課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、し尿処理手数料については、合併の翌年度から5か年度にかけて1/5ずつ段階的に調整する。	手数料については新たに定額制を導入した結果、市民の選択肢が広がり、利便性が向上した。	[17年度末定額制人口/汲取人口] 451人/6,600人
白根市			[17年度末定額制人口/汲取人口] 117人/6,124人
豊栄市			[17年度末定額制人口/汲取人口] 1,480人/5,915人
小須戸町			[17年度末定額制人口/汲取人口] 49人/1,220人
横越町			[17年度末定額制人口/汲取人口] 7人/1,046人
亀田町			[17年度末定額制人口/汲取人口] 81人/1,240人
岩室村		手数料については新たに定額制を導入した結果、市民の選択肢が広がり、利便性が向上した。ただし、現在、経過措置中の従量制単価よりも割高感があることなどから、定額制利用者は少ない。	[17年度末定額制人口/汲取人口] 0人/1,796人
西川町		[17年度末定額制人口/汲取人口] 0人/1,958人	
味方村		手数料については新たに定額制を導入した結果、市民の選択肢が広がり、利便性が向上した。	[17年度末定額制人口/汲取人口] 27人/800人
潟東村		[17年度末定額制人口/汲取人口] 0人/1,538人	
月潟村		手数料については新たに定額制を導入した結果、市民の選択肢が広がり、利便性が向上した。ただし、現在、経過措置中の従量制単価よりも割高感があることなどから、定額制利用者は少ない。	[17年度末定額制人口/汲取人口] 0人/1,017人
中之口村		[17年度末定額制人口/汲取人口] 0人/1,114人	
巻町	[17年度末定額制人口/汲取人口] 0人/3,688人		

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	98	事務事業名等	環境美化条例
		所管課名	廃棄物対策課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新津市の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。	<p>「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用している。また、たばこのポイ捨て禁止などの環境美化に係る条例の制定については、今後研究していく。</p>	
白根市	白根市の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		
豊栄市	制度なし。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		
小須戸町	小須戸町の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		
横越町	制度なし。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		
亀田町			
岩室村	岩室村の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		
西川町	西川町の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		
味方村	味方村の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		
潟東村	潟東村の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		
月潟村	月潟村の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		
中之口村	中之口村の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		
巻町	巻町の制度は廃止する。ただし、「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」を適用する。また、新市において宣言等の実施について検討する。		

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	99	事務事業名等	合併処理浄化槽設置補助事業
		所管課名	環境対策課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	統一した補助制度の運用。	補助実績 H17年度 5人槽： 4件 1,500千円 7人槽： 20件 8,760千円 10人槽： 4件 2,220千円
白根市	新潟市の制度を適用する。	新たに、住宅等への浄化槽の設置者が、設置費用の補助を受けられるようになった。	補助実績 H17年度 5人槽： 3件 1,125千円 7人槽： 25件 10,950千円 10人槽： 28件 15,540千円
豊栄市			補助実績 H17年度 5人槽： 1件 375千円 7人槽： 15件 6,570千円 10人槽： 1件 555千円
小須戸町			補助実績なし
横越町	新潟市の制度に統一する。	統一した補助制度の運用。	補助実績なし
亀田町			補助実績 H17年度 7人槽： 1件 438千円
岩室村			補助実績 H17年度 5人槽： 2件 750千円 7人槽： 1件 438千円
西川町			補助実績 H17年度 5人槽： 3件 1,125千円 7人槽： 3件 1,314千円
味方村	新潟市の制度を適用する。	新たに、住宅等への浄化槽の設置者が、設置費用の補助を受けられるようになった。	補助実績 H17年度 7人槽： 1件 438千円
潟東村			補助実績 H17年度 7人槽： 3件 1,314千円
月潟村			補助実績なし
中之口村			
巻町			合併直前に要綱を定め制度化したが、実際の運用に当たっては合併後から、住宅等への浄化槽の設置者が、設置費用の補助を受けられるようになった。

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	100	事務事業名等	環境教育・啓発事業
		所管課名	環境対策課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	環境教育実践協力校制度や環境教育副読本の配布など学校における環境教育への支援制度が充実し、また、環境フェア、「にいがたの環境」(概要版)などにより、市民の新市全体に対する環境理解が進んだ。	H17 環境教育実践協力校の指定 1校 環境教育副読本の配布 17校 1,402冊 こどもエコ調査の支援 10校 地域環境体験学習会参加校 1校 「にいがたの環境」の配布 198冊
白根市			H17 環境教育副読本の配布 13校 1,074冊 こどもエコ調査の支援 7校 「にいがたの環境」の配布 372冊
豊栄市			H17 環境教育副読本の配布 14校 1,243冊 こどもエコ調査の支援 2校 地域環境体験学習会参加校 1校 「にいがたの環境」の配布 257冊
小須戸町			H17 環境教育副読本の配布 3校 256冊 こどもエコ調査の支援 1校 「にいがたの環境」の配布 108冊
横越町			H17 環境教育副読本の配布 2校 254冊 こどもエコ調査の支援 1校 「にいがたの環境」の配布 83冊
亀田町			H17 環境教育副読本の配布 6校 731冊 「にいがたの環境」の配布 122冊
岩室村			H17 環境教育副読本の配布 6校 731冊 こどもエコ調査の支援 2校 「にいがたの環境」の配布 121冊
西川町			H17 環境教育副読本の配布 4校 304冊 こどもエコ調査の支援 3校 「にいがたの環境」の配布 129冊
味方村			H17 環境教育副読本の配布 2校 103冊 「にいがたの環境」の配布 143冊
潟東村			H17 環境教育副読本の配布 4校 178冊 こどもエコ調査の支援 3校 「にいがたの環境」の配布 129冊
月潟村	新潟市の制度を適用する。	H17 環境教育副読本の配布 2校 102冊 こどもエコ調査の支援 2校 「にいがたの環境」の配布 113冊	
中之口村	新潟市の制度に統一する。		H17 環境教育副読本の配布 3校 141冊 「にいがたの環境」の配布 91冊
巻町			H17 「にいがたの環境」の配布 160冊 環境教育副読本の配布は18年度から実施

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	101	事務事業名等	自主防災組織育成事業
		所管課名	危機管理・防災課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	支所管内区長会議等で自主防災組織の説明及び結成のお願いをしている。	自主防災組織結成率世帯数比 16.9% (H18.5.10現在)	
白根市			自主防災組織結成率世帯数比 28.5% (H18.5.10現在)	
豊栄市			自主防災組織結成率世帯数比 27.1% (H18.5.10現在)	
小須戸町	新潟市の制度を適用する。		自主防災組織結成率世帯数比 4.3% (H18.5.10現在)	
横越町			自主防災組織結成率世帯数比 0.0% (H18.5.10現在)	
亀田町	新潟市の制度に統一する。	支所管内区長会議等で自主防災組織の説明及び結成のお願いをしている。	自主防災組織結成率世帯数比 17.7% (H18.5.18現在)	
岩室村	新潟市の制度を適用する。		自主防災組織結成率世帯数比 0.0% (H18.5.10現在)	
西川町				
味方村			自主防災組織結成率100.0%	自主防災組織結成率世帯数比 100.0% (H18.5.10現在)
潟東村			自主防災組織結成率世帯数比 0.0% (H18.5.10現在)	
月潟村			自主防災組織結成率世帯数比 36.1% (H18.5.10現在)	
中之口村			支所管内区長会議等で自主防災組織の説明及び結成のお願いをしている。	自主防災組織結成率世帯数比 0.0% (H18.5.10現在)
巻町				

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	102	事務事業名等	防災気象情報システム整備事業
		所管課名	危機管理・防災課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新津支所及び新津B&G海洋センターに防災気象情報システム測定局を整備し観測網を充実させたことでホームページやテレホンガイドによりリアルタイムで新津地区の気象情報を提供できるようになった。	測定局 2箇所 (H17.10.1現在)
白根市			測定局 1箇所 (H17.10.1現在)
豊栄市			測定局 1箇所 (H17.10.1現在)
小須戸町			測定局 1箇所 (H17.10.1現在)
横越町	新潟市の制度を適用する。	支所に防災気象情報システム測定局を整備し観測網を充実させたことでホームページやテレホンガイドによりリアルタイムで当該地区の気象情報を提供できるようになった。	測定局 1箇所 (H17.10.1現在)
亀田町			測定局 1箇所 (H17.10.1現在)
岩室村	新潟市の制度に統一する。		測定局 1箇所 (H17.10.1現在)
西川町		西川社会福祉センターに防災気象情報システム測定局を整備し観測網を充実させたことでホームページやテレホンガイドによりリアルタイムで西川地区の気象情報を提供できるようになった。	測定局 1箇所 (H17.10.1現在)
味方村		隣接する支所に防災気象情報システム測定局を整備し観測網を充実させたことでホームページやテレホンガイドによりリアルタイムで味方地区の気象情報を提供できるようになった。	測定局 0箇所 (H17.10.1現在)
潟東村			測定局 1箇所 (H17.10.1現在)
月潟村		支所に防災気象情報システム測定局を整備し観測網を充実させたことでホームページやテレホンガイドによりリアルタイムで当該地区の気象情報を提供できるようになった。	測定局 1箇所 (H17.10.1現在)
中之口村		隣接する支所に防災気象情報システム測定局を整備し観測網を充実させたことでホームページやテレホンガイドによりリアルタイムで中ノ口地区の気象情報を提供できるようになった。	測定局 0箇所 (H17.10.1現在)
巻町		新潟市の制度を適用する。	巻支所に防災気象情報システム測定局を整備し観測網を充実させたことでホームページやテレホンガイドによりリアルタイムで巻地区の気象情報を提供できるようになった。

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	103	事務事業名等	防災情報整備事業
		所管課名	危機管理・防災課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	洪水ハザードマップについては合併前に整備済みである。		
白根市				
豊栄市				
小須戸町		平成17年度に洪水ハザードマップを作成。		
横越町		洪水ハザードマップについては合併前に整備済みである。		
亀田町				
岩室村		平成17年度に洪水ハザードマップを作成。		
西川町				
味方村				
潟東村				洪水ハザードマップについては合併前に整備済みである。
月潟村		新潟市の制度を適用する。		平成17年度に洪水ハザードマップを作成。
中之口村				
巻町	新潟市の制度に統一する。			

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	104	事務事業名等	防災行政無線整備事業
		所管課名	危機管理・防災課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、「FMIにいつ」については独自施策で地域に限定して存続する。	新津地区36箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設するとともに、同報系無線局としての「FMIにいつ」の位置づけを継続することで、災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 31 車載局 5 (H18.4.1現在)
白根市	新潟市の制度に統一する。	白根地区30箇所に防災行政無線(デジタル型地域系・アナログ型同報系)を新設することで災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 25 車載局 5 (H18.4.1現在)
豊栄市		豊栄地区30箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設することで災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 25 車載局 5 (H18.4.1現在)
小須戸町		小須戸地区12箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設することで災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 8 車載局 4 (H18.4.1現在)
横越町		横越地区10箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設することで災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 6 車載局 4 (H18.4.1現在)
亀田町		亀田地区16箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設することで災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 12 車載局 4 (H18.4.1現在)
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、同報系無線局は独自施策で地域に限定して存続する。(各世帯貸与個別受信機を含めた現在の施設を継続する)	岩室地区10箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設するとともに、同報系無線局を存続させ、災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 7 車載局 3 (H18.4.1現在)
西川町	新潟市の制度を適用する。	西川地区13箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設することで災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 9 車載局 4 (H18.4.1現在)
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、同報系無線局は独自施策で地域に限定して存続する。(各世帯貸与個別受信機を含めた現在の施設を継続する)	味方地区8箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設するとともに、同報系無線局を存続させ、災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 5 車載局 3 (H18.4.1現在)
潟東村		潟東地区11箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設するとともに、同報系無線局を存続させ、災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 8 車載局 3 (H18.4.1現在)
月潟村		月潟地区9箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設するとともに、同報系無線局を存続させ、災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 6 車載局 3 (H18.4.1現在)
中之口村		中之口地区10箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設するとともに、同報系無線局を存続させ、災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 7 車載局 3 (H18.4.1現在)
巻町	新潟市の制度に統一する。	巻地区21箇所に防災行政無線(デジタル型地域系)を新設することで災害時の通信手段を確保し、防災体制が充実された。	新設 半固定局 17 車載局 4 (H18.4.1現在)

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	105	事務事業名等	災害時情報システム整備事業
		所管課名	危機管理・防災課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	災害時情報システムを使用できるようシステムを整備したことにより、災害時における情報の集約、共有化が迅速化した。	
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	106	事務事業名等	災害時備蓄対策事業
		所管課名	危機管理・防災課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	当該地区の公共施設を地域の拠点備蓄場所とし、想定避難者数の1日分相当量を目標に備蓄を進め、防災体制が充実された。	アルファ米 5,950食 外 (H17.7.1現在)
白根市	新潟市の制度に統一する。		アルファ米 1,830食 外 (H17.7.1現在)
豊栄市			アルファ米 4,450食 外 (H17.7.1現在)
小須戸町	新潟市の制度を適用する。		アルファ米 900食 外 (H17.7.1現在)
横越町			アルファ米 1,050食 外 (H17.7.1現在)
亀田町	新潟市の制度に統一する。		アルファ米 2,900食 外 (H17.7.1現在)
岩室村	新潟市の制度を適用する。		アルファ米 850食 外 (H17.7.1現在)
西川町			アルファ米 1,100食 外 (H17.7.1現在)
味方村	新潟市の制度に統一する。		アルファ米 2,100食 外 (H17.7.1現在)
潟東村			アルファ米 550食 外 (H17.7.1現在)
月潟村	新潟市の制度を適用する。		アルファ米 350食 外 (H17.7.1現在)
中之口村			アルファ米 600食 外 (H17.7.1現在)
巻町			アルファ米 2,600食 外 (H18.3.1現在)

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	107	事務事業名等	災害見舞金支給事業
		所管課名	危機管理・防災課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	1人又は1戸でも被災した場合、支給対象であったが、住宅の滅失により10世帯以上が被災した場合に支給の対象となった。	
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町	新潟市の制度を適用する。	新たに、住宅の滅失により10世帯以上が被災した場合、横越地区の住民も、災害見舞金の支給を受けられるようになった。	
亀田町	新潟市の制度に統一する。	1人又は1戸でも被災した場合、支給対象であったが、住宅の滅失により10世帯以上が被災した場合に支給の対象となった。	
岩室村		人の被災だけが支給対象であったが、住宅の滅失により10世帯以上が被災した場合に住宅の被災も支給の対象となった。	
西川町	新潟市の制度を適用する。	1人又は1戸でも被災した場合、支給対象であったが、住宅の滅失により10世帯以上が被災した場合に支給の対象となった。	
味方村		新たに、住宅の滅失により10世帯以上が被災した場合、味方地区の住民も、災害見舞金の支給を受けられるようになった。	
潟東村	新潟市の制度に統一する。	住宅の被災だけが支給対象であったが、住宅の滅失による10世帯以上が被災した場合に人の被災も支給の対象となった。	
月潟村		人の被災だけが支給対象であったが、住宅の滅失により10世帯以上が被災した場合に住宅の被災も支給の対象となった。	
中之口村	新潟市の制度を適用する。	新たに、住宅の滅失による10世帯以上が被災した場合、災害見舞金の支給を受けられるようになった。	
巻町	新潟市の制度に統一する。		

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	108	事務事業名等	行政懇談会開催事業
		所管課名	市民相談室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	「市長と語る会」を当該地域で開催し、市長と市民が直接対話を行なった。	H17年度 2回開催 参加者239人
白根市			H17年度 2回開催 参加者294人
豊栄市			H17年度 2回開催 参加者412人
小須戸町			H17年度 1回開催 参加者117人
横越町			H17年度 1回開催 参加者93人
亀田町	新潟市の制度を適用する。		H17年度 2回開催 参加者284人
岩室村	新潟市の制度に統一する。		H17年度 1回開催 参加者157人
西川町			H17年度 2回開催 参加者179人
味方村			H17年度 1回開催 参加者136人
潟東村			H17年度 1回開催 参加者95人
月潟村		新潟市の制度を適用する。	H17年度 1回開催 参加者90人
中之口村	新潟市の制度に統一する。	H17年度 2回開催 参加者191人	
巻町		H17年度 1回開催 参加者114人	

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	109	事務事業名等	動く行政教室開催事業
		所管課名	市民相談室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新たに当該地域住民も動く市政教室に参加できるようになった。	参加人数 46人（平成18年3月31日現在）
白根市			参加人数 42人（平成18年3月31日現在）
豊栄市	新潟市の制度を適用する。		参加人数 52人（平成18年3月31日現在）
小須戸町			参加人数 35人（平成18年3月31日現在）
横越町			参加人数 2人（平成18年3月31日現在）
亀田町			参加人数 45人（平成18年3月31日現在）
岩室村			参加人数 36人（平成18年3月31日現在）
西川町			参加人数 56人（平成18年3月31日現在）
味方村			参加人数 1人（平成18年3月31日現在）
潟東村			参加人数 4人（平成18年3月31日現在）
月潟村			参加人数 0人（平成18年3月31日現在）
中之口村			参加人数 2人（平成18年3月31日現在）
巻町	参加人数 2人（平成18年3月31日現在）		

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	110	事務事業名等	市町村長への提言・要望事業
		所管課名	市民相談室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	当該地域住民も市長に対し、提言・要望ができるようになった。	H17年度 市長への手紙 受理件数 55件 (平成18年3月31日現在)
白根市			H17年度市長への手紙 受理件数 36件 (平成18年3月31日現在)
豊栄市			H17年度市長への手紙 受理件数 47件 (平成18年3月31日現在)
小須戸町	新潟市の制度を適用する。		H17年度市長への手紙 受理件数 18件 (平成18年3月31日現在)
横越町	新潟市の制度に統一する。		H17年度市長への手紙 受理件数 8件 (平成18年3月31日現在)
亀田町			H17年度市長への手紙 受理件数 31件 (平成18年3月31日現在)
岩室村			H17年度市長への手紙 受理件数 13件 (平成18年3月31日現在)
西川町	新潟市の制度を適用する。		H17年度市長への手紙 受理件数 24件 (平成18年3月31日現在)
味方村			H17年度市長への手紙 受理件数 2件 (平成18年3月31日現在)
潟東村			H17年度市長への手紙 受理件数 6件 (平成18年3月31日現在)
月潟村	新潟市の制度を適用する。		H17年度市長への手紙 受理件数 5件 (平成18年3月31日現在)
中之口村			H17年度市長への手紙 受理件数 5件 (平成18年3月31日現在)
巻町		H17年度市長への手紙 受理件数 29件 (平成18年3月31日現在)	

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	111	事務事業名等	行政モニター設置事業
		所管課名	市民相談室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに当該地域住民もモニターに応募でき、活動の機会を得ることとなった。	H17年度 応募者数 7人
白根市			H17年度 応募者数 7人
豊栄市			H17年度 応募者数 5人
小須戸町			H17年度 応募者数 0人
横越町			H17年度 応募者数 1人
亀田町			H17年度 応募者数 10人
岩室村			H17年度 応募者数 1人
西川町			H17年度 応募者数 0人
味方村			H17年度 応募者数 2人
潟東村			H17年度 応募者数 0人
月潟村			H17年度 応募者数 2人
中之口村			H17年度 応募者数 0人
巻 町			応募の締切が合併前だったため資格なし。

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	112	事務事業名等	行政世論調査事業
		所管課名	市民相談室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	無作為抽出によりアンケートを依頼されるようになった。	各地域の住民も含め全市で1万人を抽出(H18.1実施)
白根市			
豊栄市	新潟市の制度を適用する。		
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	113	事務事業名等	行政評価委員会設置事業
		所管課名	市民相談室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新たに当該地域住民も行政評価委員会へ申し立てができるようになった。	平成17年度申立て件数 全市で22件 (平成18年3月31日現在)
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	114	事務事業名等	住民相談事業
		所管課名	市民相談室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。		平成17年度 全市において ○ 市政相談 352件 ○ 民事・心配ごと相談 5,266件 (平成18年3月31日現在)
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町	新潟市の制度を適用する。	市政に対する相談や、心配ごと、民事相談ができるようになった。	
味方村	新潟市の制度に統一する。		
潟東村	新潟市の制度を適用する。		
月潟村	新潟市の制度に統一する。		
中之口村			
巻町	新潟市の制度を適用する。		

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	115	事務事業名等	弁護士による無料法律相談
		所管課名	市民相談室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新津会場相談日は合併により月2回→月3回へ拡充。また、当該地域住民が別会場の弁護士による無料法律相談も受けられるようになった。	新津地域住民相談者数 H16 159人 H17 194人(平成18年3月31日現在)
白根市		白根会場相談日は合併により隔月1回→毎月1回へ拡充。また、当該地域住民が別会場の弁護士による無料法律相談も受けられるようになった。	白根地域住民相談者数 H16 40人 H17 89人(平成18年3月31日現在)
豊栄市		当該地区会場相談日は月1回の開催で変更したが、当該地域住民が別会場の弁護士による無料法律相談も受けられるようになった。	豊栄地域住民相談者数 H16 67人 H17 93人(平成18年3月31日現在)
小須戸町			小須戸地域住民相談者数 H16 52人 H17 53人(平成18年3月31日現在)
横越町	新潟市の制度を適用する。	法律上の問題を抱える当該地域住民も弁護士による無料法律相談が受けられるようになった。	横越地域住民相談者数 H17 6人(平成18年3月31日現在)
亀田町			亀田地域住民相談者数 H17 32人(平成18年3月31日現在)
岩室村			岩室地域住民相談者数 H17 4人(平成18年3月31日現在)
西川町			西川地域住民相談者数 H17 11人(平成18年3月31日現在)
味方村			味方地域住民相談者数 H17 0人(平成18年3月31日現在)
潟東村			潟東地域住民相談者数 H17 0人(平成18年3月31日現在)
月潟村			月潟地域住民相談者数 H17 1人(平成18年3月31日現在)
中之口村			中之口地域住民相談者数 H17 3人(平成18年3月31日現在)
巻町			巻地域住民相談者数 H17 11人(平成18年3月31日現在)

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	116	事務事業名等	広報事業
		所管課名	広報課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、地域コミュニティの醸成を図るなどの情報を伝える必要がある場合は、地域事情に合わせた方法で対応する。	「市報にいがた」を新聞折込及び宅配により配布している。また地域コミュニティの醸成を図るため支所で「支所だより」を発行するとともに、コミュニティFMを活用した広報活動を行っている。	・市報発行部数22,750部 ・支所だより発行部数23,000部 (H18年5月)
白根市			・市報発行部数11,300部 ・支所だより発行部数11,900部 (H18年5月)
豊栄市		・市報発行部数13,400部 ・支所だより発行部数17,000部 (H18年5月)	
小須戸町		・市報発行部数2,950部 ・支所だより発行部数3,200部 (H18年5月)	
横越町		・市報発行部数3,100部 ・支所だより発行部数3,760部 (H18年5月)	
亀田町		・市報発行部数10,000部 ・支所だより発行部数12,250部 (H18年5月)	
岩室村		「市報にいがた」を新聞折込により配布している。また地域コミュニティの醸成を図るため支所で「支所だより」を発行している。	・市報発行部数2,900部 ・支所だより発行部数3,300部 (H18年5月)
西川町		・市報発行部数3,200部 ・支所だより発行部数4,100部 (H18年5月)	
味方村		・市報発行部数1,250部 ・支所だより発行部数1,600部 (H18年5月)	
潟東村		・市報発行部数1,650部 ・支所だより発行部数1,800部 (H18年5月)	
月潟村		・市報発行部数1,050部 ・支所だより発行部数1,180部 (H18年5月)	
中之口村		・市報発行部数1,500部 ・支所だより発行部数1,900部 (H18年5月)	
巻町		「市報にいがた」を新聞折込により配布している。また地域コミュニティの醸成を図るため支所で「支所だより」を発行するとともに、コミュニティFMを活用した広報活動を行っている。	・市報発行部数8,250部 ・支所だより発行部数9,600部 (H18年5月)

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	117	事務事業名等	男女共同参画推進事業
		所管課名	男女共同参画課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	今までの事業を継続しながら、地域の市民団体と協働し啓発を進め、各々活動していた市民団体の連携の場をつくり市全体の意識啓発へとつなげる。	・男女共同参画トークディスカッション 15名 (小須戸地区と合同) ・新津地域セミナー 延べ89名 ・新津地域男女共同参画講演会 185名 ・アルザフォーラム 7団体(新津, 豊栄, 白根, 岩室, 横越, 亀田, 巻:7地域)
白根市			・男女共同参画トークディスカッション 21名 (味方, 月潟地区と合同) ・白根地域セミナー 延べ88名 ・アルザフォーラム 7団体(新津, 豊栄, 白根, 岩室, 横越, 亀田, 巻:7地域)
豊栄市			・男女共同参画トークディスカッション 43名 ・豊栄地域セミナー 延べ34名 ・アルザフォーラム 7団体(新津, 豊栄, 白根, 岩室, 横越, 亀田, 巻:7地域)
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	直接, 男女共同参画推進事業を行うことにより, 意識啓発がはかられる。	・男女共同参画トークディスカッション 15名(新津地区と合同)
横越町			・男女共同参画トークディスカッション 22名(亀田地区と合同) ・アルザフォーラム 7団体(新津, 豊栄, 白根, 岩室, 横越, 亀田, 巻:7地域)
亀田町	新潟市の制度に統一する。	今までの事業を継続しながら、地域の市民団体と協働し啓発を進め、各々活動していた市民団体の連携の場をつくり市全体の意識啓発へとつなげる。	・男女共同参画トークディスカッション 22名 (横越地区と合同) ・亀田地域セミナー 延べ97名 ・アルザフォーラム 7団体(新津, 豊栄, 白根, 岩室, 横越, 亀田, 巻:7地域)
岩室村	新潟市の制度を適用する。	直接, 男女共同参画推進事業を行うことにより, 意識啓発がはかられる。	・男女共同参画トークディスカッション 19名(西川, 潟東, 中之口, 巻地区と合同) ・アルザフォーラム 7団体(新津, 豊栄, 白根, 岩室, 横越, 亀田, 巻:7地域)
西川町			・男女共同参画トークディスカッション 19名(岩室, 潟東, 中之口, 巻地区と合同)
味方村			・男女共同参画トークディスカッション 21名(白根, 月潟地区と合同)
潟東村			・男女共同参画トークディスカッション 19名(岩室, 西川, 中之口, 巻地区と合同)
月潟村			・男女共同参画トークディスカッション 21名(白根, 味方地区と合同)
中之口村			・男女共同参画トークディスカッション 19名(岩室, 西川, 潟東, 巻地区と合同)
巻町			新潟市の制度に統一する。

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	118	事務事業名等	廃止路線代替バス運行費補助事業
		所管課名	都市交通政策課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	廃止路線代替バスの1系統廃止 新津支所及び小須戸支所の決定による。	2系統→1系統
白根市		廃止路線代替バス3系統を廃止し、循環バス 試行運行(H19.3まで) 8系統維持	11系統→8系統 3系統は循環バスへ
豊栄市	新潟市の制度を適用する。	なし	
小須戸町		廃止路線代替バスの1系統廃止 新津支所及び小須戸支所の決定による。	1系統→0系統
横越町		なし	
亀田町			
岩室村	新潟市の制度に統一する。	路線維持	3系統
西川町			1系統
味方村	新潟市の制度を適用する。		2系統
潟東村	新潟市の制度に統一する。		2系統
月潟村	新潟市の制度を適用する。		1系統
中之口村	新潟市の制度に統一する。		2系統
巻町			12系統

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	119	事務事業名等	交通遺児等交通災害共済加入金助成事業
		所管課名	自治振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	当該地区でも新たに交通遺児世帯の交通災害共済加入金(1人年額500円)が扶助されるようになった。	新津地区18年度加入分扶助実績 2世帯(4人)2,000円 H18.4.1現在
白根市			白根地区18年度加入分扶助実績 4世帯(10人)5,000円 H18.4.1現在
豊栄市			豊栄地区18年度加入分扶助実績 4世帯(9人)4,500円 H18.4.1現在
小須戸町			小須戸地区18年度加入分扶助実績 1世帯(2人)1,000円 H18.4.1現在
横越町		横越地区でも新たに交通遺児世帯が発生した場合は交通災害共済加入金(1人年額500円)が扶助されるようになった。	横越地区18年度加入分扶助実績:なし (交通遺児人数0人) H18.3.31現在
亀田町		亀田地区でも新たに交通遺児世帯の交通災害共済加入金(1人年額500円)が扶助されるようになった。	亀田地区18年度加入分扶助実績 1世帯(3人)1,500円 H18.4.1現在
岩室村		岩室地区でも新たに交通遺児世帯が発生した場合は交通災害共済加入金(1人年額500円)が扶助されるようになった。	岩室地区18年度加入分扶助実績:なし (交通遺児人数0人) H18.3.31現在
西川町		西川地区でも新たに交通遺児世帯の交通災害共済加入金(1人年額500円)が扶助されるようになった。	西川地区18年度加入分扶助実績 1世帯(2人)1,000円 H18.4.1現在
味方村		当該地区でも新たに交通遺児世帯が発生した場合は交通災害共済加入金(1人年額500円)が扶助されるようになった。	味方地区18年度加入分扶助実績:なし (交通遺児人数0人) H18.3.31現在
潟東村			潟東地区18年度加入分扶助実績:なし (交通遺児人数0人) H18.3.31現在
月潟村			月潟地区18年度加入分扶助実績:なし (交通遺児人数0人) H18.3.31現在
中之口村			中之口地区18年度加入分扶助実績:なし (交通遺児人数0人) H18.3.31現在
巻町	巻地区でも新たに交通遺児世帯の交通災害共済加入金(1人年額500円)が扶助されるようになった。	巻地区18年度加入分扶助実績 3世帯(7人)3,500円 H18.4.1現在	

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	120	事務事業名等	防犯灯設置等助成事業
		所管課名	自治振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	設置…水銀灯補助が増えたが、灯数の制限・専用柱補助額の減・不連たん地区の管理等自治会の負担が増えた。 電気料…補助額が増えたが、支払までの期間が延びた。	平成17年度実績 設置補助金 3,782,000円 蛍光灯280灯、水銀灯47灯、専用柱17本、 不連たん蛍光灯6灯、専用柱3本、 電気料補助金 8,135,300円：蛍光灯5761灯、 水銀灯380灯	
白根市		蛍光灯の現物助成に代って防犯灯器具及び電気料に対し補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績 設置補助金 1,116,000円 蛍光灯78灯、水銀灯14灯、専用柱17本、 電気料補助金 5,414,900円 蛍光灯 3,552灯 水銀灯 469灯	
豊栄市		設置助成は10分の3から、蛍光灯1灯当たり9,000円が交付されるようになった。電気料に対し、補助金が交付されるようになった。不連たん区域は、市の設置から補助金対応となった。	平成17年度実績 設置補助金 1,346,000円 蛍光灯142灯、水銀灯1灯、専用柱5本 電気料補助金 5,930,200円 蛍光灯4,291灯、水銀灯207灯	
小須戸町		現物助成に代って、自治会設置の防犯灯、防犯灯専用柱、防犯灯電気料に対し補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績 設置補助 111,000円 蛍光灯:5灯、水銀灯:2灯、専用柱3本 電気料補助 1,333,300円 蛍光灯:734灯、水銀灯:223灯	
横越町		設置は1基当たり20,000円限度の1/2補助が、蛍光灯9,000円、水銀灯18,000円となり減額となった。電気料は、1/3補助から、蛍光灯1,300円、水銀灯1,700円となり増額となった。	平成17年度実績 設置補助金 73,000円 蛍光灯 7灯 専用柱 1本 電気料補助金 1,241,200円 蛍光灯 943灯 水銀灯 9灯	
亀田町		新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	設置補助については修繕が対象外となり補助額も減額された。電気料補助は同様だが、提出書類が多く時期も出納閉鎖期のため事務的に煩雑になった。	平成17年度実績 設置補助金 209,400円 蛍光灯 23灯 電気料補助金 1,250,268円(全額) 蛍光灯 456灯 水銀灯 15灯
岩室村		新潟市の制度に統一する。	新たに、自治会の防犯灯設置や電気料に対し、補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績 設置補助 37,000円 蛍光灯 3灯、専用柱、1本 電気料補助 1,403,800円 蛍光灯 919灯、水銀灯123灯
西川町		新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	新たに、自治会設置の防犯灯に対し補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績 設置補助 218,000円 蛍光灯16灯、水銀灯3灯、専用柱2本 電気料補助 7,800円 蛍光灯 6灯(全額)
味方村	新潟市の制度に統一する。	村管理から、新たに自治会の防犯灯設置や電気料に対し、補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績 利用なし	
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	自治会の防犯灯設置や電気料に対し、補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績 設置補助金 19,000円 蛍光灯 1灯、専用柱 1本	
月潟村	新潟市の制度に統一する。	新たに、防犯灯設置、支払い電気料に対し補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績 設置補助 104,000円 防犯灯 6灯、専用柱 5本 電気料補助 231,700円 蛍光灯 173灯、水銀灯 4灯	
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、既存分の防犯灯の電気料に限り、合併年度とそれに続く3か年度、現行のとおりとする。	新たに、防犯灯及び専用柱の補助金が受けられるようになった。電気料は経過措置により変化はなかった。	平成17年度実績 設置補助 121,000円 蛍光灯 9灯、専用柱 4本 電気料補助 58,177円(全額) 蛍光灯 26灯	
巻町		新たに、自治会の防犯灯設置や電気料に対し、補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績 電気料補助金 406,532円(全額) 水銀灯7灯 蛍光灯327灯	

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	121	事務事業名等	コミュニティ活動推進事業
		所管課名	自治振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	新潟市および編入市町にあるコミュニティ活動の拠点施設であるコミュニティセンターやコミュニティハウスが利用できるようになった。	旧新津市2施設→合併後35施設	
白根市			旧白根市10施設→合併後35施設	
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。		旧豊栄市4施設→合併後35施設	
小須戸町	新潟市の制度に統一する。		合併後35施設	
横越町			旧横越町2施設→合併後35施設	
亀田町	新潟市の制度を適用する。			合併後35施設
岩室村				
西川町				
味方村				
潟東村				
月潟村				
中之口村				
巻町				

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	122	事務事業名等	集会所建設費補助事業
		所管課名	自治振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	・事業費の1/3から1/2に、限度額も増えた。 また、修繕が補助の対象となり自治会の負担が軽減された。 ・前年度9月までに事前相談が必要となった。	平成17年度実績 修繕 2件 499,000円
白根市	新潟市の制度を適用する。	従来からの修繕費補助に加え、建設、購入に要する経費の一部について、補助されるようになり、自治会の負担が軽減された。	平成17年度実績 修繕 2件 480,000円
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行のとおりとする。	当分の間現行どおりのため問題なく遂行。新規建設の場合は、新潟市の補助額が多いため、区制施行後に2~3件新規建設の要望あり(区制施行後は、新潟市の制度を適用)。	平成16年度実績…10件、6,368,000円 平成17年度実績…6件、7,616,000円 建設 1件 3,500,000円 修繕 5件 4,116,000円
小須戸町	新潟市の制度に統一する。	建設費補助限度額の増、新たに修繕費に対し補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績なし
横越町	新潟市の制度を適用する。	新たに、集会所の建設費に対し補助金が交付されるようになった。	
亀田町	新潟市の制度に統一する。	市から借地している施設でも補助対象となり、修繕においては、30万円以上であれば1/3の補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績 修繕 1件 741,000円
岩室村		新たに、集会所建設に対し、補助金が交付されるようになり自治会の経費負担が軽減された。	平成17年度実績 建設 1棟 5,024,000円
西川町		補助率が30%から1/2に変更になり、また、修繕についても補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績なし
味方村	新潟市の制度を適用する。	新たに補助金が交付されることになり、利用自治会は自己負担の軽減が図られた。	平成17年度実績 修繕 2件 770,000円
潟東村	新潟市の制度に統一する。	建設費補助限度額の増加や新たに修繕費においても補助金が交付されるようになった。	平成17年度実績なし
月潟村	新潟市の制度を適用する。	新たに、集会所建設(修繕)費に対し補助金が交付されるようになった。	
中之口村	新潟市の制度に統一する。	補助金の支給条件が、新潟市の水準に合わせて拡充された。(新築→新築・改築・増築・購入 建設費4分の1以内→2分の1以内 補助対象事業費の上限40戸未満1,000万円40戸以上1,200万円→補助金限度額700万円)また、新たに修繕の場合も対象となった。	
巻町	新潟市の制度を適用する。	合併による新たな制度のため、自治会等には喜ばれている。制度の普及とともに利用の増加が見込まれる。	平成17年度 修繕費 1件 360,000円 平成18年度(予定) ・修繕費 3件

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	123	事務事業名等	集会所用地取得資金利子補給等補助事業
		所管課名	自治振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。		平成17年度実績 集会所用地借上 9件 264,000円
白根市		新たに、集会所用地取得に係る利子補給金、集会所用施設及び用地借上料に対する補助金が交付されるようになり、自治会の負担が軽減された。	平成17年度実績 利子補給 1件 45,000円 集会所用地借上 8件 269,000円
豊栄市			平成17年度実績 集会所施設借上 1件 300,000円
小須戸町		新たに、集会所用地取得に係る利子補給金、集会所用施設及び用地借上料に対する補助金が交付されるようになり、自治会の負担が軽減される。	平成17年度実績なし
横越町			
亀田町		新たに、集会所用地取得に係る利子補給金、集会所用施設及び用地借上料に対する補助金が交付されるようになり、自治会の負担が軽減される。	平成17年度実績なし(相談はあり)
岩室村			平成17年度実績なし
西川町		新たに、集会所用地取得に係る利子補給金、集会所用施設及び用地借上料に対する補助金が交付されるようになり、自治会の負担が軽減された。	平成17年度実績 集会所用地借上 1件 7,000円
味方村		新たに、集会所用地取得に係る利子補給金、集会所用施設及び用地借上料に対する補助金が交付されるようになり、利用自治会は自己負担の軽減が図られた。	平成17年度実績 集会所施設借上 2件 24,000円
潟東村		新たに、集会所用地取得に係る利子補給金、集会所用施設及び用地借上料に対する補助金が交付されるようになり、自治会の負担が軽減される。	平成17年度実績なし
月潟村			
中之口村		新たに、自治会等が集会所の用地取得のため金融機関から借入れた資金の利子や集会所施設又は集会所用地を通年で借り上げた場合の使用料または借地料に対し、補助金の交付を受けられるようになった。	
巻町	合併による新たな制度のため、自治会等には喜ばれている。制度の普及とともに利用の増加が見込まれる。		

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	124	事務事業名等	自治会への事務委託の状況
		所管課名	自治振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新津地区において、新たに自治会組織を編成し、自治会行政連絡等の事務を委託し、自治会へ事務委託料が支払われることとなった。	平成16年度: 制度なし 平成17年度: 113自治会 24,079,048円
白根市	新潟市の制度に統一する。	新潟市の制度に統一した結果、自治会への委託内容は同様であるが、地域活動交付金制度が廃止され、委託料が支払われることとなった。	平成16年度: 212自治会 18,838,120円 平成17年度: 212自治会 13,597,484円
豊栄市		新潟市の制度に統一した結果、自治会への委託内容は同様であるが、委託料が約1%削減された。	平成16年度: 142自治会 19,351,900円 平成17年度: 143自治会 17,858,104円
小須戸町		新潟市の制度に統一した結果、嘱託員制度が廃止され、自治会へ事務を委託することとなった。	平成16年度: 75自治会 5,568,025円 平成17年度: 66自治会 3,605,740円
横越町		新潟市の制度に統一した結果、委託内容は同様であるが、区長報酬制度が廃止され、自治会への委託料のみとなった。	平成16年度: 29自治会 5,509,994円 平成17年度: 15自治会 3,724,524円
亀田町		新潟市の制度に統一した結果、委託内容は同様であるが、組数割が廃止された。	平成16年度: 60自治会 14,426,730円 平成17年度: 60自治会 12,782,540円
岩室村		新潟市の制度に統一した結果、嘱託員制度が廃止され、自治会へ事務を委託することとなった。	平成16年度: 44自治会 2,743,680円 平成17年度: 44自治会 3,341,564円
西川町		新潟市の制度に統一した結果、委託内容は同様であるが、区長文書等配布謝金が廃止され、自治会への委託料となった。	平成16年度: 58自治会 7,530,426円 平成17年度: 58自治会 4,157,536円
味方村		新潟市の制度に統一した結果、嘱託員制度が廃止され、自治会へ事務を委託することとなった。	平成16年度: 20自治会 3,130,000円 平成17年度: 20自治会 1,407,596円
潟東村		新潟市の制度に統一した結果、委託内容は同様であるが、自治会報酬が廃止され、自治会への委託料のみとなった。	平成16年度: 16自治会 3,366,100円 平成17年度: 16自治会 1,668,012円
月潟村		新潟市の制度に統一した結果、委託内容は同様であるが、区長報酬制度・地区組織強化費が廃止され、自治会への委託料となった。	平成16年度: 8自治会 5,996,000円 平成17年度: 8自治会 1,133,440円
中之口村	新潟市の制度に統一した結果、委託内容は同様であるが、区長・総代報酬制度が廃止され、自治会への委託料となった。	平成16年度: 27自治会 4,590,000円 平成17年度: 27自治会 1,888,800円	
巻町	合併年度に限り委託料は合併以前の基準のままとした。委託内容は新潟市の制度に統一後も同様となっている。	平成16年度: 73自治会 14,241,924円 平成17年度: 73自治会 14,279,760円	

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	125	事務事業名等	地域活動等傷害見舞金支給事業
		所管課名	自治振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度を適用する。	新津地区でも新たに、地域活動等に從事する者が活動中傷害を受けた場合に、傷害見舞金が支給されるようになった。		
白根市	新潟市の制度に統一する。	市民に対し、地域活動における事故等に対する見舞金制度は、市民総合賠償補償保険で対応していたが、合併後は、この制度に統一した。		
豊栄市		地域活動等に從事する者が活動中傷害を受けた場合、「豊栄市自治会の業務に從事した者に係る傷害見舞金支給条例」に基づき支給していたが、合併後は、新潟市の制度に統一した。		
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	当該地区でも新たに、地域活動等に從事する者が活動中傷害を受けた場合に、傷害見舞金が支給されるようになった。		
横越町				
亀田町			平成17年度 1件 50,000円の給付	
岩室村				
西川町				
味方村				
潟東村			潟東地区でも自主的な活動により、ケガをしても見舞金が支給されるようになった。	平成17年度 1件 100,000円の給付
月潟村				
中之口村			当該地区でも新たに、地域活動等に從事する者が活動中傷害を受けた場合に、傷害見舞金が支給されるようになった。	
巻町				

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	126	事務事業名等	消費者情報提供事業
		所管課名	自治振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	くらしの1日教室, 子ども消費者学習, 商品テスト教室の対象とした。さわやかトーク宅配便, 出前講座の対象とした。	子ども消費者学習2校実施, 講座参加者については地域ごとに人数の把握はしていない。(以下同じ)
白根市	新潟市の制度を適用する。		子ども消費者学習3校実施
豊栄市	新潟市の制度に統一する。		市政さわやかトーク宅配便2回
小須戸町	新潟市の制度を適用する。		子ども消費者学習2校実施
横越町			市政さわやかトーク宅配便2回
亀田町			市政さわやかトーク宅配便1回
岩室村			新潟市の制度に統一する。
西川町	新潟市の制度を適用する。		子ども消費者学習1校実施
味方村			
潟東村			出前講座1回
月潟村			
中之口村			
巻町	新潟市の制度に統一する。		

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	127	事務事業名等	消費生活相談事業
		所管課名	自治振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	当該地区からも苦情相談を受け付けることができるようになった。	平成17年度 全市において 消費生活相談件数 6,685件
白根市			
豊栄市	新潟市の制度に統一する。		
小須戸町	新潟市の制度を適用する。		
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	128	事務事業名等	消防局の体制
		所管課名	消防局総務課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新潟市新津消防署の管轄となる。	新津消防署は1署1出張所 58名体制 (平成18年4月1日現在)
白根市		新潟市白根消防署の管轄となる。	白根消防署は1署3出張所 90名体制 (平成18年4月1日現在)
豊栄市		新潟市豊栄消防署の管轄となる。	豊栄消防署は1署2出張所 55名体制 (平成18年4月1日現在)
小須戸町		新潟市白根消防署の管轄となる。	白根消防署は1署3出張所 90名体制 (平成18年4月1日現在)
横越町		新潟市亀田消防署の管轄となる。	亀田消防署は1署1出張所 53名体制 (平成18年4月1日現在)
亀田町			
岩室村	岩室村域に限り現行のとおりとする。今後、制度の統一について調整を図る。	平成18年1月1日から新潟市巻消防署の管轄となる。	巻消防署は1署1出張所 57名体制 (平成18年4月1日現在)
西川町	新潟市の制度に統一する。	新潟市西川消防署の管轄となる。	西川消防署は1署1出張所 44名体制 (平成18年4月1日現在)
味方村		新潟市白根消防署の管轄となる。	白根消防署は1署3出張所 90名体制 (平成18年4月1日現在)
潟東村		新潟市西川消防署の管轄となる。	西川消防署は1署1出張所 44名体制 (平成18年4月1日現在)
月潟村		新潟市白根消防署の管轄となる。	白根消防署は1署3出張所 90名体制 (平成18年4月1日現在)
中之口村			
巻町		新潟市巻消防署の管轄となる。 (平成17年3月21日から合併までの間消防事務を旧巻町から受託して新潟市巻消防署を設置し、合併後も引き続き巻消防署の管轄となる)	巻消防署は1署1出張所 57名体制 (平成18年4月1日現在)

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	129	事務事業名等	消防団の体制
		所管課名	消防局警防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	各地域の消防団を統合し、新しい組織とする。	方面体制により指揮命令系統が一元化され、多くの消防団員の動員体制が可能となり、防災力の強化が図られた。水難資機材等の整備充実が図られている。	新潟市消防団条例定数6,443人中433人
白根市			新潟市消防団条例定数6,443人中580人
豊栄市			新潟市消防団条例定数6,443人中410人
小須戸町			新潟市消防団条例定数6,443人中206人
横越町			新潟市消防団条例定数6,443人中210人
亀田町			新潟市消防団条例定数6,443人中200人
岩室村			新潟市消防団条例定数6,443人中186人
西川町			新潟市消防団条例定数6,443人中315人
味方村			新潟市消防団条例定数6,443人中146人
潟東村			新潟市消防団条例定数6,443人中192人
月潟村			新潟市消防団条例定数6,443人中130人
中之口村			新潟市消防団条例定数6,443人中199人
巻町			新潟市消防団条例定数6,443人中550人

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	130	事務事業名等	火災出動の状況
		所管課名	消防局警防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	出動体制(初動及び増隊)の増強が図られた。 中高層火災への出動体制の強化が図られた。 消防水利の充実強化が図られている。 消防車両及び資機材等の充実強化が図られている。	建物火災 : 3台→4台 (第2～第4出動各2台増隊) 中高層火災: 3台→6台
白根市		出動体制(増隊)の増強が図られた。 はしご車の配備及び中高層火災出動体制の強化が図られた。 消防水利の充実強化が図られている。 消防車両及び資機材等の充実強化が図られている。	建物火災 : 4台→4台 (第2～第4出動各2台増隊) 中高層火災: 計画なし→6台
豊栄市		出動体制(初動及び増隊)の増強が図られた。 中高層火災への出動体制の強化が図られた。 消防水利の充実強化が図られている。 消防車両及び資機材等の充実強化が図られている。	建物火災 : 3～4台→4台 (第2～第4出動各2台増隊) 中高層火災: 計画なし→6台
小須戸町		出動体制(増隊)の増強が図られた。 中高層火災への出動体制の強化が図られた。 消防水利の充実強化が図られている。 消防車両及び資機材等の充実強化が図られている。	建物火災 : 4台→4台 (第2～第4出動各2台増隊) 中高層火災: 計画なし→6台
横越町		出動体制(初動及び増隊)の増強が図られた。 中高層火災への出動体制の増強が図られた。 消防水利の充実強化が図られている。 消防車両及び資機材等の充実強化が図られている。	建物火災 : 3台→4台 (第2～第4出動各2台増隊) 中高層火災: 3台→6台
亀田町			
岩室村		建物火災 : 5台→4台 (第2～第4出動各2台増隊) 中高層火災: 計画なし→6台	
西川町		建物火災 : 5台→4台 (第2～第4出動各2台増隊) 中高層火災: 5台→6台	
味方村		建物火災 : 4台→4台 (第2～第4出動各2台増隊) 中高層火災: 計画なし→6台	
潟東村		出動体制(増隊)の増強が図られた。 中高層火災への出動体制の強化が図られた。 消防水利の充実強化が図られている。 消防車両及び資機材等の充実強化が図られている。	建物火災 : 4台→4台 (第2～第4出動各2台増隊) 中高層火災: 4台→6台
月潟村		建物火災 : 4台→4台 中高層火災: 計画なし→6台	
中之口村		建物火災 : 4台→4台 (第2～第4出動各2台増隊) 中高層火災: 計画なし→6台	
巻町	建物火災 : 5台→4台 (第2～第4出動各2台増隊) 中高層火災: 5台→6台		

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	131	事務事業名等	救急出動の状況
		所管課名	消防局救急救助課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一。	合併後は近隣署所からの応援出動が可能となったことから、従前の予備隊の編成の必要が無くなった。	白根消防署管内へ5件応援し、白根消防署管内から54件亀田消防署管内から24件応援を受けた。
白根市		合併後、他署からの応援を受けたものはほとんど無いが、新津管内の応援出動が多くなった。	新津管内への応援出動54件、自管内への応援を受けたものは5件あった。
豊栄市		合併後も他の管内からの応援も自管内からの応援もほとんど発生していない。	東消防署管内へ1件出動
小須戸町		白根市に同じ	白根市に同じ
横越町		合併後は近隣署所からの応援出動が可能となったことから、予備隊の編成の必要が無くなった。	新津管内へ24件応援、東消防署管内から7件の応援を受けた。
亀田町			
岩室村		合併後は自管内以外に出動した事例は発生していない。	327件(H17年中)
西川町		新潟市との合併前は巻・西川・潟東町は事務組合があり、1区域として運用されていた。合併後は分割したが運用は住民サービスの低下しないよう救急車が運行されている。	巻町に同じ
味方村		白根市に同じ	白根市に同じ
潟東村		新潟市との合併前は巻・西川・潟東町は事務組合があり、1区域として運用されていた。合併後は分割したが運用は住民サービスの低下しないよう救急車が運行されている。	巻町に同じ
月潟村		白根市に同じ	白根市に同じ
中之口村		新潟市との合併前は巻・西川・潟東町は事務組合があり、1区域として運用されていた。合併後は分割したが運用は住民サービスの低下しないよう救急車が運行されている。	西川消防署管内からの応援140件、西川消防署管内への応援は11件、西消防署管内への応援は18件となっている。
巻町			

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	132	事務事業名等	救助出動
		所管課名	消防局救急救助課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一。	大規模、特殊災害への出動体制の増強が図られた。	自署で完結したため、応援等はなかった。
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			東消防署から水難事故受援1件
亀田町			自署で完結したため、応援等はなかった。
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			西川町に同じ
月潟村			白根市に同じ
中之口村			西署、白根署から山岳事故受援3件、水難事故受援1件、交通事故受援1件
巻町			

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	133	事務事業名等	応急手当普及啓発事業
		所管課名	消防局救急救助課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一。	応急手当については合併前から各消防本部で取り組んでおり、合併後も引き続き各署で事業を展開している。	937人受講(H17年度)
白根市			934人受講(H17年度)
豊栄市			690人受講(H17年度)
小須戸町			白根市に含む
横越町		応急手当については合併前から各消防本部で取り組んでおり、合併後も引き続き各署で事業を展開している。	亀田町に含む
亀田町			755人受講(H17年度)
岩室村		年度途中に新潟市含まれたが、合併前から取り組んでおり、合併後も引き続き事業展開している。	141人受講(H17年度)
西川町		応急手当については合併前から各消防本部で取り組んでおり、合併後も引き続き各署で事業を展開している。	544人受講(H17年度)
味方村		白根市に同じ	白根市に含む
潟東村		西川町に同じ	西川町に含む
月潟村		白根市に同じ	白根市に含む
中之口村			白根市に含む
巻町		応急手当については合併前から各消防本部で取り組んでおり、合併後も引き続き各署で事業を展開している。	751人受講(H17年度)

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	134	事務事業名等	消防緊急通信指令システムの状況
		所管課名	消防局指令課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	平成18年度に高機能消防指令センターシステムを整備し、新津消防署で行っている119番通報受信、出動指令等を、平成19年度から消防局で一括行い、出動の迅速化を図る。	
白根市		平成18年度に高機能消防指令センターシステムを整備し、白根消防署で行っている119番通報受信、出動指令等を、平成19年度から消防局で一括行い、出動の迅速化を図る。	
豊栄市	新潟市の制度を適用する。	平成18年度に高機能消防指令センターシステムを整備し、豊栄消防署で行っている119番通報受信、出動指令等を、平成19年度から消防局で一括行い、出動の迅速化を図る。	
小須戸町	新潟市の制度に統一する。	平成18年度に高機能消防指令センターシステムを整備し、白根消防署で行っている119番通報受信、出動指令等を、平成19年度から消防局で一括行い、出動の迅速化を図る。	
横越町	新潟市の制度を適用する。	平成18年度に高機能消防指令センターシステムを整備し、亀田消防署で行っている119番通報受信、出動指令等を、平成19年度から消防局で一括行い、出動の迅速化を図る。	
亀田町			
岩室村	岩室村域に限り現行のとおりとする。今後、制度の統一について調整を図る。	H17.12.31新潟県西部広域消防事務組合脱退。平成18年度に高機能消防指令センターシステムを整備し、巻消防署(H18.1.1から)で行っている119番通報受信、出動指令等を、平成19年度から消防局で一括行い、出動の迅速化を図る。	
西川町	新潟市の制度を適用する。	平成18年度に高機能消防指令センターシステムを整備し、西川消防署で行っている119番通報受信、出動指令等を、平成19年度から消防局で一括行い、出動の迅速化を図る。	
味方村	新潟市の制度に統一する。	平成18年度に高機能消防指令センターシステムを整備し、白根消防署で行っている119番通報受信、出動指令等を、平成19年度から消防局で一括行い、出動の迅速化を図る。	
潟東村	新潟市の制度を適用する。	平成18年度に高機能消防指令センターシステムを整備し、西川消防署で行っている119番通報受信、出動指令等を、平成19年度から消防局で一括行い、出動の迅速化を図る。	
月潟村	新潟市の制度に統一する。	平成18年度に高機能消防指令センターシステムを整備し、白根消防署で行っている119番通報受信、出動指令等を、平成19年度から消防局で一括行い、出動の迅速化を図る。	
中之口村			
巻町	新潟市の制度を適用する。	平成18年度に高機能消防指令センターシステムを整備し、巻消防署で行っている119番通報受信、出動指令等を、平成19年度から消防局で一括行い、出動の迅速化を図る。	

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	135	事務事業名等	NTT発信地表示システムの設置
		所管課名	消防局指令課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	平成18年度に高機能消防指令センターシステム整備と併せ、旧新潟市域のみから全市域を対象とする119番通報のNTT発信地表示システムを設置し、出動の迅速化を図る。	
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村	岩室村域に限り現行のとおりとする。今後、制度の適用について調整を図る。	H17.12.31新潟県西部広域消防事務組合脱退。平成18年度に高機能消防指令センターシステム整備と併せ、旧新潟市域のみから全市域を対象とする119番通報のNTT発信地表示システムを設置し、出動の迅速化を図る。	
西川町	新潟市の制度を適用する。	平成18年度に高機能消防指令センターシステム整備と併せ、旧新潟市域のみから全市域を対象とする119番通報のNTT発信地表示システムを設置し、出動の迅速化を図る。	
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	136	事務事業名等	住宅防火診断事業
		所管課名	消防局予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	署管内の実情に応じ、住宅防火診断を実施できるようになり、火災の多くを占める住宅火災の出火防止対策を有効に講じられるようになった。	合併初年度で、新潟市の制度に合わせるべき多数の業務を実施しなければならなかったことから、平成17年度の実施を見送り、次年度以降、計画を立て実施していく。
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町	新潟市の制度を適用する。		
亀田町	新潟市の制度に統一する。		
岩室村	岩室村域に限り現行のとおりとする。今後、制度の統一について調整を図る。		
西川町	新潟市の制度に統一する。		
味方村			
潟東村	新潟市の制度を適用する。		
月潟村	新潟市の制度に統一する。		
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	137	事務事業名等	高齢者家庭等の防火指導事業
		所管課名	消防局予防課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	65歳以上の一人暮らし等の高齢者家庭等を訪問し、防火指導を実施するようになり出火防止が強化され、また、当該地区でも新たに消火器、非常ベルを無償で借りられるようになった。	高齢者防火指導実施数:1,109世帯 消火器等無償貸与:13世帯	
白根市			高齢者防火指導実施数:※1,768世帯 ※白根市, 小須戸町, 味方村, 月潟村, 中之口の合計 消火器等無償貸与:11世帯	
豊栄市			高齢者防火指導実施数:861世帯 消火器等無償貸与:10世帯	
小須戸町			高齢者防火指導実施数:※1,768世帯 ※白根市, 小須戸町, 味方村, 月潟村, 中之口の合計 消火器等無償貸与:2世帯	
横越町	新潟市の制度を適用する。		高齢者防火指導実施数:114世帯 消火器等無償貸与:2世帯	
亀田町	新潟市の制度に統一する。		高齢者防火指導実施数:573世帯 消火器等無償貸与:7世帯	
岩室村	岩室村域に限り現行のとおりとする。今後、制度の統一について調整を図る。			
西川町	新潟市の制度に統一する。		高齢者防火指導実施数:140世帯 消火器等無償貸与:3世帯	
味方村			高齢者防火指導実施数:※1,768世帯 ※白根市, 小須戸町, 味方村, 月潟村, 中之口の合計 消火器等無償貸与:1世帯	
潟東村			高齢者防火指導実施数:27世帯	
月潟村		高齢者防火指導実施数:※1,768世帯 ※白根市, 小須戸町, 味方村, 月潟村, 中之口の合計 消火器等無償貸与:1世帯		
中之口村		高齢者防火指導実施数:※1,768世帯 ※白根市, 小須戸町, 味方村, 月潟村, 中之口の合計 消火器等無償貸与:2世帯		
巻町		高齢者防火指導実施数:505世帯		

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	138	事務事業名等	市税収納窓口等の増加
		所管課名	納税課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	市税の収納窓口等の選択肢が拡大した。	・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 10→40
白根市			・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 10→40
豊栄市			・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 9→40
小須戸町			・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 6→40
横越町			・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 10→40
亀田町			・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 8→40
岩室村			・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 6→40
西川町			・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 5→40
味方村			・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 8→40
潟東村			・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 11→40
月潟村			・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 6→40
中之口村			・行政収納窓口 (H17. 3. 21現在) 1→28 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 3. 21現在) 11→40
巻 町	・行政収納窓口 (H17. 10. 10現在) 1→29 ・口座振替取扱金融機関 (H17. 10. 10現在) 9→40		

編入市町村への効果・影響

【住民生活分野】

番号	139	事務事業名等	水道・下水道料金収納窓口等の増加
		所管課名	水道局業務課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	<p>収納報告等を含め新潟市の取扱方法で調整する。取扱金融機関のうち新潟市と契約していないものについては、新潟市の契約内容で調整して契約する。</p>	<p>収納取扱金融機関の増及びコンビニエンスストアの取り扱い可能による支払い窓口等の拡大。</p>	金融機関9行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)
白根市			金融機関10行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)
豊栄市			金融機関8行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)
小須戸町			金融機関5行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)
横越町			金融機関7行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)
亀田町			金融機関7行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)
岩室村			金融機関8行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)
西川町			金融機関4行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)
味方村			金融機関10行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)
潟東村			<p>収納報告等を含め新潟市の取扱方法で調整する。取扱金融機関のうち新潟市と契約していないものについては、新潟市の契約内容で調整して契約する。郵便局の窓口収納については調整を進める。</p>
月潟村	金融機関6行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)		
中之口村	金融機関9行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)		
巻町	金融機関8行から37行 コンビニエンスストア約4万店舗(全国)		

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	140	事務事業名等	特別支援学級介助員配置事業
		所管課名	教育委員会総務課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に在籍する児童生徒が卒業するまでは現行のとおりとする。	新規に配置する場合は、新潟市の配置基準を適用。介助員の賃金単価など雇用条件については、経過措置を設けており、政令市移行を目的に統一を図る。	新潟市の配置基準適用による配置数の増減は、今のところない。
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	141	事務事業名等	小中学校に図書館司書配置
		所管課名	教育委員会総務課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	制度なし。 合併に伴い配置する。	全小中学校に臨時の司書を配置。 (一部, 一般職員を配置。)	平成18年5月現在 小学校(臨時11名), 中学校(正規1名・臨時5名)
白根市		全小中学校に臨時の司書を配置。(一部, 一般職員を配置。一部, 兼務あり。)	平成18年5月現在 小学校(正規1名・臨時8名), 中学校(臨時3名) ※臨時1名小中兼務
豊栄市			平成18年5月現在 小学校(正規1名・臨時6名), 中学校(臨時5名) ※臨時2名小学校2校兼務
小須戸町		全小中学校に臨時の司書を配置。	平成18年5月現在 小学校(臨時2名), 中学校(臨時1名)
横越町			平成18年5月現在 小学校(臨時1名), 中学校(臨時1名)
亀田町	類似制度あり。 合併に伴い条件等統一する。	全小中学校に臨時の司書を配置。 (一部, 一般職員を配置。)	合併前は臨時2名で小中6校を分担 平成18年5月現在 小学校(正規1名・臨時3名), 中学校(臨時2名)
岩室村	制度なし。 合併に伴い配置する。	全小中学校に臨時の司書を配置。	平成18年5月現在 小学校(臨時2名), 中学校(臨時1名)
西川町		全小中学校に臨時の司書を配置。 (一部, 兼務あり。)	平成18年5月現在 小学校(臨時2名), 中学校(臨時1名) ※臨時1名小学校2校兼務
味方村			平成18年5月現在 小学校(臨時1名)※中学校兼務
潟東村		全小中学校に臨時の司書を配置。	平成18年5月現在 小学校(臨時3名), 中学校(臨時1名)
月潟村		全小中学校に臨時の司書を配置。 (一部, 兼務あり。)	平成18年5月現在 小学校(臨時1名)※中学校兼務
中之口村		全小中学校に臨時の司書を配置。	平成18年5月現在 小学校(臨時2名), 中学校(臨時1名)
巻町		全小中学校に臨時の司書を配置。 (一部, 兼務あり。)	平成18年5月現在 小学校(臨時3名), 中学校(臨時2名) ※臨時2名小学校2校兼務

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	142	事務事業名等	私立幼稚園父母負担軽減補助事業
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	私立幼稚園に通う市内在住の園児1人あたり年間9,000円の補助を保護者に行う。	H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 124人 1,054,000円
白根市	新潟市の制度を適用する。		H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 60人 510,000円
豊栄市			H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 379人 3,221,500円
小須戸町			管内に私立幼稚園なし
横越町			
亀田町			H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 122人 1,037,000円
岩室村			管内に私立幼稚園なし
西川町			H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 59人 501,500円
味方村			
潟東村			管内に私立幼稚園なし
月潟村			
中之口村			
巻町			H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 122人 1,037,000円

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	143	事務事業名等	私立高等学校学費助成事業
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	市民税所得割額41,000円以下の世帯(生保・非課税除く)年額24,000円	H17年度 市全体支出額 18,792千円
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町	新潟市の制度に統一する。		
岩室村	新潟市の制度を適用する。		
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	144	事務事業名等	幼稚園就園奨励事業(私立分)
		所管課名	こども課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。		H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 79人 5,913,300円
白根市			H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 38人 2,711,800円
豊栄市			H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 308人 21,672,510円
小須戸町			管内に私立幼稚園なし
横越町			
亀田町			H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 76人 5,165,900円
岩室村	新潟市の制度を適用する。	私立幼稚園に就園する園児の所得が一定以下の保護者に対し、授業料を減免した幼稚園に補助を行う。	管内に私立幼稚園なし
西川町	新潟市の制度に統一する。		H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 38人 2,512,900円
味方村	新潟市の制度を適用する。		管内に私立幼稚園なし
潟東村			
月潟村			
中之口村	新潟市の制度に統一する。		
巻町			H17実績: 管内所在園通園児に対する補助額 84人 6,252,100円

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	145	事務事業名等	幼稚園就園奨励事業(市立分)
		所管課名	学務課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併前と同様の条件で授業料の減免を行っており、特に変化はない。	H17 申請件数 39件 , 該当者 9人
白根市	新潟市の制度を適用する。	当該地区でも新たに市立幼稚園の就園奨励事業を受けられるようになった。	H17 申請件数 0件
豊栄市			
小須戸町	新潟市の制度に統一する。	合併前と同様の条件で授業料の減免を行っており、特に変化はない。	H17 申請件数 3件 , 該当者 2人
横越町	新潟市の制度を適用する。	当該地区でも新たに市立幼稚園の就園奨励事業を受けられるようになった。	H17 申請件数 0件
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村	新潟市の制度に統一する。	合併前と同様の条件で授業料の減免を行っており、特に変化はない。	H17 申請件数 3件 , 該当者 1人
巻町	新潟市の制度を適用する。	巻地区でも新たに市立幼稚園の就園奨励事業を受けられるようになった。	H17 申請件数 0件

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	146	事務事業名等	就学奨励援助事業
		所管課名	学務課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、特殊諸学校就学奨励制度については、合併時に在校生で現制度受給者に限り、卒業まで適用する。	<p>・就学援助 新潟市の認定基準に合わせた結果、対象者が拡大した。</p>	認定率 H16 11.05% → H17 14.38%
白根市	新潟市の制度に統一する。		認定率 H16 8.71% → H17 13.35%
豊栄市			認定率 H16 16.20% → H17 21.34%
小須戸町			認定率 H16 6.16% → H17 11.37%
横越町			新潟市の制度に統一する。ただし、特殊諸学校就学奨励制度については、合併時に在校生で現制度受給者に限り、卒業まで適用する。
亀田町	新潟市の制度に統一する。		認定率 H16 15.65% → H17 19.72%
岩室村			認定率 H16 2.70% → H17 7.00%
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、特殊諸学校就学奨励制度については、合併時に在校生で現制度受給者に限り、卒業まで適用する。		認定率 H16 3.40% → H17 11.83%
味方村	新潟市の制度に統一する。		認定率 H16 5.97% → H17 10.54%
潟東村			認定率 H16 3.81% → H17 10.17%
月潟村			認定率 H16 0.00% → H17 8.13%
中之口村			認定率 H16 1.94% → H17 5.77%
巻町			H17年度は、旧制度のままで運用。 H18年度から新潟市の制度に統一。

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	147	事務事業名等	通学区域の状況
		所管課名	学務課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新津市域に限定して、現行のとおりとする。	合併前と同様の小・中学校への通学が可能であり、特に変化はない。	影響なし
白根市	新潟市の制度に統一する。		
豊栄市			
小須戸町			
横越町		横越小・中学校の通学区域の一部で、より近い丸山小・大江山中学校への学区外就学が可能になった。	平成17年度 横越小から丸山小へ学区外就学児童数： 対象者 135人中 60人 (1年生 36人中 32人)
亀田町		合併前と同様の小・中学校への通学が可能であり、特に変化はない。	影響なし
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	148	事務事業名等	体育施設の利用状況
		所管課名	体育課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	体育施設使用料は、当分の間、現行どおりとする。	体育施設の利用状況は合併前と同様に大いに利用されている。	体育館 1 野球場 3 テニスコート 3 多目的グラウンド 2 屋内プール 1 屋外プール 1 ゲートボール場 1 武道館 1 H18.4.1箇所数
白根市			総合体育館 1 野球場 1 テニスコート 1 多目的広場 1 多目的コート 1 H18.4.1箇所数
豊栄市			総合体育館 1 野球場 3 テニスコート 1 多目的広場 2 屋内プール 1 武道館 1 H18.4.1箇所数
小須戸町			体育館 1 野球場 1 テニスコート 1 多目的広場 1 ゲートボール場 1 H18.4.1箇所数
横越町			総合体育館 1 体育館 1 H18.4.1箇所数
亀田町			総合体育館 1 野球場 1 テニスコート 1 屋内プール 1 ゲートボール場 1 H18.4.1箇所数
岩室村			体育館 1 野球場 1 テニスコート 1 多目的広場 1 H18.4.1箇所数
西川町			体育館 1 野球場 1 テニスコート 2 多目的広場 1 ゲートボール場 1 H18.4.1箇所数
味方村			体育館 1 野球場 1 テニスコート 1 屋内プール 1 ゲートボール場 1 H18.4.1箇所数
潟東村			体育館 1 H18.4.1箇所数
月潟村			野球場 1 テニスコート 1 ゲートボール場 1 H18.4.1箇所数
中之口村			体育館 1 野球場 1 テニスコート 1 屋内プール 1 H18.4.1箇所数
巻町	体育館 2 野球場 3 テニスコート 1 多目的広場 1 H18.4.1箇所数		

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	149	事務事業名等	自転車通学者ヘルメット支給事業
		所管課名	学校指導課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新潟市の制度を取り入れ、中学校入学時に自転車通学が認められた生徒にヘルメットを支給した。	新津地区支給件数 H17年度 中学生 221件
白根市	新潟市の制度を適用する。 ただし、小学生の自転車通学者に対しても支給する。	新潟市の制度を取り入れ、中学校入学時に自転車通学が認められた生徒及び小学校の自転車通学を初めて許可者された児童にヘルメットを支給した。	白根地区支給件数 H17年度 中学生 333件 小学生 43件
豊栄市	新潟市の制度を適用する。	新潟市の制度を取り入れ、中学校入学時に自転車通学が認められた生徒にヘルメットを支給した。	豊栄地区支給件数 H17年度 中学生 126件
小須戸町			小須戸地区支給件数 H17年度 中学生 52件
横越町			横越地区支給件数 H17年度 中学生 43件
亀田町			亀田地区支給件数 H17年度 中学生 36件
岩室村	新潟市の制度に統一する。	新潟市の制度を取り入れ、中学校入学時に自転車通学が認められた生徒に全額市費負担でヘルメットを支給した。(一部補助から現物給付に変更)	岩室地区支給件数 H17年度 中学生 100件
西川町	新潟市の制度を適用する。	新潟市の制度を取り入れ、中学校入学時に自転車通学が認められた生徒にヘルメットを支給した。	西川地区支給件数 H17年度 中学生 114件
味方村	新潟市の制度に統一する。		味方地区支給件数 H17年度 中学生 44件
潟東村	新潟市の制度に統一する。 ただし、小学生の自転車通学者に対しても支給する。	新潟市の制度を取り入れ、中学校入学時に自転車通学が認められた生徒及び小学校の自転車通学を初めて許可者された児童にヘルメットを支給した。	潟東地区支給件数 H17年度 中学生 76件 小学生 5件
月潟村	新潟市の制度に統一する。	新潟市の制度を取り入れ、中学校入学時に自転車通学が認められた生徒にヘルメットを支給した。	月潟地区支給件数 H17年度 中学生 35件
中之口村	新潟市の制度を適用する。		中之口地区支給件数 H17年度 中学生 126件
巻町	新潟市の制度に統一する。	新潟市の制度を取り入れ、中学校入学時に自転車通学が認められた生徒にヘルメットを支給した。(補助金交付から現物給付に変更)	巻地区支給件数 H17年度 中学生 126件

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	150	事務事業名等	教育相談事業
		所管課名	学校指導課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:月～金, 9:00～17:00	相談件数(来所, 電話) H16年度 152件 H17年度 187件
白根市		他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:月～金, 8:30～17:00	相談件数(来所, 電話) H16年度 150件 H17年度 126件
豊栄市		他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:月～金, 8:30～17:00	相談件数(来所, 電話) H16年度 522件 H17年度 867件
小須戸町		他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:金, 13:00～17:00	相談件数(電話) H16年度 58件 H17年度 0件
横越町		他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:月・水・金, 8:30～12:00	相談件数(来所, 電話) H16年度 0件 H17年度 4件
亀田町		他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:月～金, 9:00～16:00	相談件数(来所, 電話) H16年度 138件 H17年度 61件
岩室村		他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:第2水, 13:00～16:00	相談件数(来所, 電話) H16年度 20件 H17年度 14件
西川町		他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:火・木, 8:30～17:00	相談件数(来所, 電話) H16年度 6件 H17年度 8件
味方村		他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:水, 9:00～17:00	相談件数(来所, 電話) H16年度 19件 H17年度 4件
潟東村		他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:月・水, 9:00～16:00	相談件数(来所, 電話) H16年度 0件 H17年度 26件
月潟村		他地区の相談事業を利用することが可能となった。	相談件数(来所, 電話) H16年度 2件 H17年度 0件
中之口村		他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:月・木, 8:30～12:00	相談件数(来所, 電話) H16年度 8件 H17年度 49件
巻町		他地区の相談事業を利用することが可能となった。 相談日時:木, 10:00～17:00	相談件数(来所, 電話) H16年度 12件 H17年度 4件

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	151	事務事業名等	部活動外部指導者派遣事業
		所管課名	学校指導課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	国や県の補助事業に関わらず、地区内の中学校で専門的・技術的な指導のできる外部指導者の派遣を受けられるようになった。	H17年度派遣実績 6校 11名 延べ375回 1回2時間 (謝金1回4,000円, 傷害保険, 研修会)
白根市			H17年度派遣実績 1校 1名 延べ35回 1回2時間 (謝金1回4,000円, 傷害保険, 研修会)
豊栄市			H17年度派遣実績 3校 6名 ボランティア派遣のため実績不明 (謝金なし, 傷害保険, 研修会)
小須戸町	新潟市の制度を適用する。		H17年度派遣実績 1校 1名 延べ35回 1回2時間 (謝金1回4,000円, 傷害保険, 研修会)
横越町			H17年度派遣実績 なし
亀田町	新潟市の制度に統一する。		H17年度派遣実績 1校 1名 延べ35回 1回2時間 (謝金1回4,000円, 傷害保険, 研修会)
岩室村	新潟市の制度を適用する。		H17年度派遣実績 なし
西川町	新潟市の制度に統一する。		H17年度派遣実績 1校 2名 延べ70回 1回2時間 (謝金1回4,000円, 傷害保険, 研修会)
味方村	新潟市の制度を適用する。		H17年度派遣実績 1校 2名 延べ69回 1回2時間 (謝金1回4,000円, 傷害保険, 研修会)
潟東村			H17年度派遣実績 1校 2名 延べ70回 1回2時間 (謝金1回4,000円, 傷害保険, 研修会)
月潟村	新潟市の制度に統一する。	H17年度派遣実績 1校 2名 延べ70回 1回2時間 (謝金1回4,000円, 傷害保険, 研修会)	
中之口村	新潟市の制度を適用する。	H17年度派遣実績 なし	
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度は現行どおりとする。	国や県の補助事業に関わらず、地区内の中学校で専門的・技術的な指導のできる外部指導者の派遣を受けられるようになった。(適用は、H18年度から)	H17年度派遣実績(合併前) 1校 2名 延べ40回 1回2時間 (謝金1回2,000円, 傷害保険, 研修会)

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	152	事務事業名等	こどもコンサート
		所管課名	学校指導課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新津地区でも、新たに小学校5年生が一流のクラシック音楽の演奏を鑑賞する機会が得られるようになった。(合併後のH17年度から参加)	新津地区鑑賞児童数 H17年度 569人
白根市			白根地区鑑賞児童数 H17年度 416人
豊栄市			豊栄地区鑑賞児童数 H17年度 512人
小須戸町			小須戸地区鑑賞児童数 H17年度 101人
横越町			横越地区鑑賞児童数 H17年度 103人
亀田町			亀田地区鑑賞児童数 H17年度 307人
岩室村			岩室地区鑑賞児童数 H17年度 95人
西川町			西川地区鑑賞児童数 H17年度 122人
味方村			味方地区鑑賞児童数 H17年度 45人
潟東村			潟東地区鑑賞児童数 H17年度 70人
月潟村			月潟地区鑑賞児童数 H17年度 31人
中之口村			中之口地区鑑賞児童数 H17年度 77人
巻町			巻地区でも、新たに小学校5年生が一流のクラシック音楽の演奏を鑑賞する機会が得られるようになった。(合併後のH17年度から参加)

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	153	事務事業名等	学校給食事業
		所管課名	保健給食課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	現行の施設を利用し、各地域の方式により給食を実施する。	調整方針で、合併から3年間(17~19年度)は各地区の方式により給食を実施し、その3年間で4年目からの方式を各地区合同で協議することになっており、各地区の栄養士で協議のための委員会を立ち上げている。(現在は調整方針に従って事業を実施) ※合併建設計画に基づき新設の学校給食センターを建設したことにより、現行の施設以外の施設も利用している。また、調理方式も一部民間委託方式に移行した。	<ul style="list-style-type: none"> ・新津西部学校給食センター(新設) ・旧新津西部学校給食センター(廃止) ・金津学校給食センター(廃止) ・新津第一小学校給食室(廃止) ・新津第二小学校給食室(廃止) ※学校給食センター3施設→2施設(他に東部学校給食センター有) ※自校調理方式2施設→0
白根市		調整方針で、合併から3年間(17~19年度)は各地区の方式により給食を実施し、その3年間で4年目からの方式を各地区合同で協議することになっており、各地区の栄養士で協議のための委員会を立ち上げている。(現在は調整方針に従って事業を実施)	<ul style="list-style-type: none"> ・施設数及び方式: 合併前と同じ
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	154	事務事業名等	精密検査の実施
		所管課名	保健給食課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度(精密検査の実施)を適用する。	17年度から心臓病, 腎臓病及び糖尿病の精密検査を公費で実施。	平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 51人 ・腎臓病精密検査 27人 ・糖尿病精密検査 0人
白根市			平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 47人 ・腎臓病精密検査 8人 ・糖尿病精密検査 3人
豊栄市			平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 35人 ・腎臓病精密検査 13人 ・糖尿病精密検査 1人
小須戸町			平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 4人 ・腎臓病精密検査 2人 ・糖尿病精密検査 0人
横越町			平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 7人 ・腎臓病精密検査 3人 ・糖尿病精密検査 1人
亀田町			平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 13人 ・腎臓病精密検査 5人 ・糖尿病精密検査 1人
岩室村			平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 5人 ・腎臓病精密検査 4人 ・糖尿病精密検査 0人
西川町			平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 7人 ・腎臓病精密検査 4人 ・糖尿病精密検査 0人
味方村			平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 4人 ・腎臓病精密検査 5人 ・糖尿病精密検査 0人
潟東村			平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 3人 ・腎臓病精密検査 2人 ・糖尿病精密検査 0人
月潟村			平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 6人 ・腎臓病精密検査 2人 ・糖尿病精密検査 0人
中之口村			平成17年度受診児童生徒数 ・心臓病精密検査 9人 ・腎臓病精密検査 6人 ・糖尿病精密検査 0人
巻 町	18年度から心臓病, 腎臓病及び糖尿病の精密検査を公費で実施。(合併時の10月では, 17年度の健診が終了していたため)		

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	155	事務事業名等	児童・生徒の生活習慣病予防対策事業
		所管課名	保健給食課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新津市域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。	合併前の制度で実施。	
白根市	白根市域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。	合併前の制度とあわせ、旧新潟市と同じ健診を実施。	旧新潟市と同じ健診の受診者数 28人
豊栄市	豊栄市域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。		旧新潟市と同じ健診の受診者数 50人
小須戸町	小須戸町域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。	合併前の制度で実施。	
横越町	横越町域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。	合併前の制度とあわせ、旧新潟市と同じ健診を実施。	旧新潟市と同じ健診の受診者数 4人
亀田町	亀田町域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。	合併前の制度で実施。	
岩室村	岩室村域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。		
西川町	西川町域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。	合併前の制度とあわせ、旧新潟市と同じ健診を実施。	旧新潟市と同じ健診の受診者数 5人
味方村	味方村域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。	合併前の制度で実施。	
潟東村	潟東村域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。		
月潟村	月潟村域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行のとおりとする。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。		
中之口村	中之口村域に限定して、合併年度とそれに続く2か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。	合併前の制度とあわせ、旧新潟市と同じ健診を実施。	旧新潟市と同じ健診の受診者数 9人
巻町	巻町域に限定して、合併年度とそれに続く1か年度は現行の事業に加え、新潟市と同じ健診を実施する。ただし、限定期間終了までに新市として取り組むべき新たな制度を検討する。	18年度から合併前の制度と併せ、旧新潟市と同じ健診を実施。(合併時の10月では、17年度の健診が終了していたため)	

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	156	事務事業名等	国際交流施設運営事業
		所管課名	国際課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	当該地区に活動拠点を置く国際交流・協力団体が新潟国際友好会館を利用できるようになった。	合併による効果・影響は特にない
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	157	事務事業名等	図書館の状況
		所管課名	沼垂図書館

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新津市立図書館は、新市の図書館とし、分室は同図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。	開館時間、休館日については合併前と変更なし。また事業、選書等についても館単独で実施している。中央図書館開館時より、順次、オンライン化を図り、全市立図書館の一体的な運営を行う予定。	
白根市	白根市立図書館は、新市の図書館とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。		
豊栄市	豊栄市立図書館は、新市の図書館とし、地区公民館図書室は、同図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。		
小須戸町	小須戸町公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。	合併時の調整方針のとおり沼垂図書館分室としての位置付け。 開館時間、休館日については合併前と変更なし。また事業、選書等についても館単独で実施している。中央図書館開館時より、順次、オンライン化を図り、全市立図書館の一体的な運営を行う予定。	
横越町	横越町中央公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。		
亀田町	亀田町公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分館とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。		
岩室村	岩室村立図書館は、新市の図書館とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。	開館時間、休館日については合併前と変更なし。また事業、選書等についても館単独で実施している。中央図書館開館時より、順次、オンライン化を図り、全市立図書館の一体的な運営を行う予定。	
西川町	西川町公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。なお、町立図書館が合併までに完成している場合は、図書館として位置づける。	平成17年7月西川図書館として新築オープン。 開館時間、休館日については合併前と変更なし。また事業、選書等についても館単独で実施している。中央図書館開館時より、順次、オンライン化を図り、全市立図書館の一体的な運営を行う予定。	
味方村	味方村公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。	合併時の調整方針のとおり沼垂図書館分室としての位置付け。 開館時間、休館日については合併前と変更なし。また事業、選書等についても館単独で実施している。中央図書館開館時より、順次、オンライン化を図り、全市立図書館の一体的な運営を行う予定。	
潟東村	潟東村立図書館は、新市の図書館とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。	開館時間、休館日については合併前と変更なし。また事業、選書等についても館単独で実施している。中央図書館開館時より、順次、オンライン化を図り、全市立図書館の一体的な運営を行う予定。	
月潟村	月潟村立図書館は、新市の図書館とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。		
中之口村	中之口村公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。	合併時の調整方針のとおり沼垂図書館分室としての位置付け。 開館時間、休館日については合併前と変更なし。また事業、選書等についても館単独で実施している。中央図書館開館時より、順次、オンライン化を図り、全市立図書館の一体的な運営を行う予定。	
巻町	巻町公民館図書室及び峰岡地区公民館図書室、漆山地区公民館図書室は、当分の間、沼垂図書館の分室とする。また、合併後のサービス等については、当分の間、現行のとおりとし、新市の図書館としての運営方法等について検討していく。		

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	158	事務事業名等	図書館サービスの拡大
		所管課名	沼垂図書館

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	合併後のサービス等については当分の間、現行のとおり実施。	連絡車による図書配送(週1回)により、相互貸借の効率化及び利便性が図られた。	
白根市		相互貸借の利用者負担(県外片道の送料負担)を無料化。連絡車による図書配送(週1回)により、相互貸借の効率化及び利便性が図られた。	
豊栄市		利用者カード紛失時の再交付手数料、図書館内のインターネット手数料を無料化。連絡車による図書配送(週1回)により、相互貸借の効率化及び利便性が図られた。	
小須戸町		連絡車による図書配送(週1回)により、相互貸借の効率化及び利便性が図られた。	
横越町		相互貸借の利用者負担(片道の送料負担)を無料化。連絡車による図書配送(週1回)により、相互貸借の効率化及び利便性が図られた。	
亀田町		相互貸借の利用者負担を無料化。連絡車による図書配送(週1回)により、相互貸借の効率化及び利便性が図られた。	
岩室村		連絡車による図書配送(週1回)により、相互貸借の効率化及び利便性が図られた。	
西川町			
味方村		合併時の調整方針のとおり。	
潟東村		利用者カード紛失時の再交付手数料を無料化。連絡車による図書配送(週1回)により、相互貸借の効率化及び利便性が図られた。	
月潟村		連絡車による図書配送(週1回)により、相互貸借の効率化及び利便性が図られた。	
中之口村		合併時の調整方針のとおり。	
巻町	市立図書館の利用が可能となり、旧市内の図書館からの貸借が無料で行えることとなり、利便性が増した。		

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	159	事務事業名等	学校開放事業
		所管課名	生涯学習課 地域と学校ふれあい推進室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等		
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。				
白根市					
豊栄市					
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、現行のとおりとする。	通常に事業の企画・運営が行われている。	学校開放の開放率100%		
横越町					
亀田町					
岩室村					
西川町					
味方村				通常に事業の企画・運営が行われている。小学校の体育館が仕切りシャッターがないため開放不可、地域住民は中学校の体育館を使用。	学校開放の開放率50%
潟東村				平成18年8月末までに、潟東東小学校に仕切りシャッターを設置予定	9月以降、学校開放の開放率66%から100%を達成予定
月潟村					
中之口村		通常に事業の企画・運営が行われている。	学校開放の開放率100%		
巻町					

※合併後、学校体育施設の整備が図られた。

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	160	事務事業名等	学校週5日制対応事業
		所管課名	生涯学習課 地域と学校ふれあい推進室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等		
新津市	新潟市の制度を適用する。ただし各市町村の事情によっては、当分の間、現行の通りとする。	現行の通り(学校週5日制事業は未実施)	未実施によりデータなし		
白根市					
豊栄市					
小須戸町					
横越町					
亀田町					
岩室村					
西川町					
味方村					
潟東村					
月潟村					
中之口村				現行の通り(毎週土曜日の午前中に学校開放を実施)	H17年度(全39回)の利用人数 計393人(中之口東小学校270人, 中之口西小学校123人)
巻町				現行の通り(第1・第3土曜日の午前中に学校開放を実施)	H17年度の利用人数 計1,053人(全5小学校)

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	161	事務事業名等	青少年育成員設置事業
		所管課名	生涯学習課青少年室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	当該地区に継続して青少年育成員を配置するとともに、新たに、学校と連携した体制をつくり、非行防止のための街頭育成活動を拡充した。	青少年育成員委嘱数 38人 (平成18年4月1日現在)
白根市			青少年育成員委嘱数 22人 (平成18年4月1日現在)
豊栄市			豊栄地区に継続して青少年育成員を配置し、非行防止のための街頭育成活動を実施した。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	新たに、地域と学校が連携して非行防止のための街頭育成活動を行う体制をつくり、青少年育成員を配置した。	青少年育成員委嘱数 6人 (平成18年4月1日現在)
横越町			青少年育成員委嘱数 5人 (平成18年4月1日現在)
亀田町			青少年育成員委嘱数 11人 (平成18年4月1日現在)
岩室村			青少年育成員委嘱数 6人 (平成18年4月1日現在)
西川町			青少年育成員委嘱数 7人 (平成18年4月1日現在)
味方村			青少年育成員委嘱数 5人 (平成18年4月1日現在)
潟東村			青少年育成員委嘱数 7人 (平成18年4月1日現在)
月潟村			青少年育成員委嘱数 5人 (平成18年4月1日現在)
中之口村			青少年育成員委嘱数 6人 (平成18年4月1日現在)
巻町			第8期青少年育成員8名が委嘱された。平成18年7月から、巻地区の非行防止のための街頭育成活動を計画的に推進する。

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	162	事務事業名等	サタデーパスポート
		所管課名	生涯学習課青少年室

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新津地区の小中学校の児童生徒が、サタデーパスポート(学校週5日制で休日となる土曜日の市施設の利用料が減免になる事業)を利用できる施設が増加した。	新津地区配布数 平成17年度 5,661枚
白根市	新潟市の制度を適用する。	当該地区の小中学校の児童生徒も新たに、サタデーパスポート(学校週5日制で休日となる土曜日の市施設の利用料が減免になる事業)の利用が可能になった。	白根地区配布数 平成17年度 3,976枚
豊栄市			豊栄地区配布数 平成17年度 4,816枚
小須戸町			小須戸地区配布数 平成17年度 942枚
横越町			横越地区配布数 平成17年度 1,004枚
亀田町			亀田地区配布数 平成17年度 2,802枚
岩室村			岩室地区配布数 平成17年度 839枚
西川町			西川地区配布数 平成17年度 1,183枚
味方村			味方地区配布数 平成17年度 371枚
潟東村			潟東地区配布数 平成17年度 578枚
月潟村			月潟地区配布数 平成17年度 332枚
中之口村	中之口地区配布数 平成17年度 611枚		
巻町	巻地区配布数 平成17年度 2,576枚		

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	163	事務事業名等	地区スポーツ振興会支援事業
		所管課名	体育課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。ただし、スポーツ振興会の設立には合併後、一定の準備期間をもうける。	スポーツ振興会は順次設立していく。	18年度に11小学校区に設立予定
白根市		1スポーツ振興会を設立した。	18年度に8小学校区に設立予定
豊栄市		2スポーツ振興会を設立した。	19年度に7小学校区に設立予定
小須戸町		スポーツ振興会は順次設立していく。	19年度に2小学校区に設立予定
横越町			19年度1小学校区に設立予定
亀田町			19年度4小学校区に設立予定
岩室村			20年度2小学校区に設立予定
西川町			20年度3小学校区に設立予定
味方村			20年度1小学校区に設立予定
潟東村			19年度3小学校区に設立予定
月潟村			19年度1小学校区に設立予定
中之口村			20年度2小学校区に設立予定
巻町			20年度5小学校区に設立予定

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	164	事務事業名等	各種スポーツ大会の状況
		所管課名	体育課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	当分の間、現行のとおりとする。ただし、合併後に各地域固有の事業(大会)として継続するものと、全市的に展開が可能な事業(大会)とに区別し、その事業方法について検討していく。	合併前の事業は引き続き実施している。	市民ハイキング, 健康ウォーク, 親子スポーツ教室, カヌー体験教室 H17年度実施
白根市			第19回白根マラソン大会, 第34回白根一周駅伝大会, 第3回白根ソフトバレーボール大会, いきいきスマイルウォーキング他 H17年度実施
豊栄市			福島潟駅伝競走大会, 豊栄マラソン大会, 元旦歩こう会, キンボール大会, 長浦めぐりウォーキング, ソフトバレーボール大会, 長浦ニュースポーツ大会他 H17年度実施
小須戸町			小須戸まつり綱引き大会, グラウンドゴルフ大会, 健康ウォーキング, 生き生きフェスティバル, 親子チャレンジ教室ユニホッケー指導 H17年度実施
横越町			ニュースポーツカーニバル, キッズスポーツ教室, 健康体力づくり教室, トレーニング器具操作講習会, 横越ソフトバレーボール教室, レッツスポーツ教室 H17年度実施
亀田町			元旦マラソン大会, なわとびチャンピオン大会, ニュースポーツ大会, 亀田地区駅伝大会, キッズニュースポーツフェスタ, ニュースポーツ教室 H17年度実施
岩室村			岩室歩け歩け大会, 地区小学校親善陸上競技大会, ユニホッケー大会, 地区バドミントン大会, 親子ドッジボール大会, 体指杯4人制ソフトバレーボール大会他 H17年度実施
西川町			親子チャレンジ教室, ザ・チャレンジ教室, 地区体カテスト, 7人制ソフトバレーボール教室, 4人制ソフトバレーボール教室, キッズ倶楽部 H17年度実施
味方村			味方地区綱引き大会, 味方地区体育祭 H17年度実施
潟東村			おまつり広場INどろんこカップ, 潟東地区大運動会, 駅伝大会, ファミリー登山, 3小学校記録会, スキー・スノーボード教室 H17年度実施
月潟村			月潟地区駅伝大会, 月潟地区元旦マラソン大会, 冬季スポレク祭, 月潟地区サイクリング, スポーツチャンバラ教室 H17年度実施
中之口村			中之口地区大運動会, 健康ウォーク, チャレンジスポーツ大会, 元旦マラソン, ハイキング, ニュースポーツ講習会, スキースノーボード教室他 H17年度実施
巻町	少年野球大会, キンボール大会, 4人制ソフトバレーボール大会, ハイキング, スポーツフェスティバル H17年度実施		

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	165	事務事業名等	スポーツの全国大会等出場者激励金支給事業
		所管課名	体育課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併前 全国大会 一人 10,000円	H16 250,000円	
		合併後 北信越大会以上 一人 10,000円	H17 1,550,000円	
白根市		合併前 北信越大会以上 一人 8000~10,000円	H16 3,023,000円	
		合併後 北信越大会以上 一人 10,000円	H17 990,000円	
豊栄市	新潟市の制度を適用する。	合併前 全国大会 一人 10,000円	H16 250,000円	
		合併後 北信越大会以上 一人 10,000円	H17 1,070,000円	
小須戸町		合併前 全国大会 一人 20,000円	H16 420,000円	
		合併後 北信越大会以上 一人 10,000円	H17 350,000円	
横越町	新潟市の制度を適用する。	合併前 制度なし	H16 0円	
		合併後 北信越大会以上 一人 10,000円	H17 280,000円	
亀田町	新潟市の制度に統一する。	合併前 全国大会 一人 10,000円	H16 490,000円	
		合併後 北信越大会以上 一人 10,000円	H17 410,000円	
岩室村		合併前 全国大会 一人 10,000円	H16 0円	
		合併後 北信越大会以上 一人 10,000円	H17 190,000円	
西川町	新潟市の制度を適用する。	合併前 全国大会 一人 5,000円	H16 20,000円	
		合併後 北信越大会以上 一人 10,000円	H17 120,000円	
味方村			H16 0円 H17 20,000円	
潟東村		合併前 制度なし	H16 0円 H17 40,000円	
月潟村	新潟市の制度を適用する。	合併後 北信越大会以上 一人 10,000円	H16 0円 H17 20,000円	
中之口村			H16 0円 H17 230,000円	
巻町		新潟市の制度に統一する。	合併前 全国大会 一人 10,000円	H16 2,050,000円
			合併後 北信越大会以上 一人 10,000円	H17 1,155,000円 (半年分)

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	166	事務事業名等	公民館の状況
		所管課名	中央公民館

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後統一を目指し協議する。	当面は地区の実情を尊重することとしており、合併前と同じ状況だが、予約システムの導入をはじめ制度の統一を目指して現在協議しているところである。	7月18日予約システム稼動(抽選予約受付開始) 1団体につき月8コマまでの利用制限をかけ、市民が市内の公民館をどこでも利用できるようにし、市民、団体サークルなどの利用を促していく。
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	167	事務事業名等	公民館事業の充実
		所管課名	中央公民館

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	それぞれの市町村の状況に鑑み、当面は現在の実情を尊重しつつ、今後一体的かつ地域性を活かした事業展開を目指し協議する。	公民館まつり・合同展等を通じ、利用者同士の交流を図ることができた。また、家庭教育学級の拡充、地域学・青少年の居場所等事業の実施について検討している。	公民館まつり・合同展 686,200円 公民館まつり 1,395人 合同展 入場者数 1,275人
白根市			
豊栄市		公民館まつり・合同展等を通じ、利用者同士の交流を図ることができた。5地区で地域学事業を実施することができた。また、家庭教育学級の拡充、青少年の居場所等事業の実施について検討している。	公民館まつり・合同展 686,200円 公民館まつり 1,395人 合同展 入場者数 1,275人 地域学(5地区で開催) 419,600円 延べ回数 113回 延べ参加者数 2,938人
小須戸町		公民館まつり・合同展等を通じ、利用者同士の交流を図ることができた。また、家庭教育学級の拡充、地域学等事業の実施について検討している。	公民館まつり・合同展 686,200円 公民館まつり 1,395人 合同展 入場者数 1,275人
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村		公民館まつり・合同展等を通じ、利用者同士の交流を図ることができた。また、家庭教育学級・地域学等事業の実施について検討している。	公民館まつり・合同展 686,200円 公民館まつり 1,395人 合同展 入場者数 1,275人
潟東村		公民館まつり・合同展等を通じ、利用者同士の交流を図ることができた。また、家庭教育学級の拡充、地域学等事業の実施について検討している。	
月潟村		公民館まつり・合同展等を通じ、利用者同士の交流を図ることができた。また、家庭教育学級・地域学等事業の実施について検討している。	
中之口村			
巻町	公民館まつり・合同展等を通じ、利用者同士の交流を図ることができた。また、家庭教育学級の拡充、地域学・青少年の居場所等事業の実施について検討している。		

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	168	事務事業名等	美術展覧会開催事業
		所管課名	文化振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、「新津市美術展覧会」については、合併までに公民館等での発表の場としての事業に移行するように調整する。	当該地区住民も新たに、「新潟市美術展」へ応募可能となった。	新津地区住民応募数 H17年度 美術展：22人
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、「白根市美術展覧会」については、合併までに公民館等での発表の場としての事業に移行するように調整する。		白根地区住民応募数 H17年度 美術展：12人
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、「豊栄市美術展覧会」については、合併までに公民館等での発表の場としての事業に移行するように調整する。		豊栄地区住民応募数 H17年度 美術展：25人
小須戸町	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「町民展」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。		小須戸地区住民応募数 H17年度 美術展：1人
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「中央公民館文化祭」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。		横越地区住民応募数 H17年度 美術展：6人
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、「町民文化展」については、合併後も引き続き公民館等での発表の場としての事業として実施する。		亀田地区住民応募数 H17年度 美術展：34人
岩室村	新潟市の制度に統一する。ただし、「芸術を愛する人・人・人展」、「岩室村文化祭」については、合併後も引き続き公民館等での発表の場としての事業として実施する。		岩室地区住民応募数 H17年度 美術展：8人
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、「芸術展覧会」については、合併後も引き続き公民館等での発表の場としての事業として実施する。		西川地区住民応募数 H17年度 美術展：3人
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「味方村文化祭」等については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。		味方地区住民応募数 H17年度 美術展：0人
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「潟東村総合文化祭」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。		潟東地区住民応募数 H17年度 美術展：0人
月潟村	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「月潟村総合文化祭」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。		月潟地区住民応募数 H17年度 美術展：0人
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「中之口村総合文化祭」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。		中之口地区住民応募数 H17年度 美術展：1人
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館等で発表の場として実施している「巻町文化祭」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。	巻地区住民応募数 H17年度 美術展：4人	

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	169	事務事業名等	文芸誌発刊事業
		所管課名	文化振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	当該地区住民も新たに、「にいがた市民文学」へ応募可能となった。	新津地区住民応募数 H17年度 市民文学:32編
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館で発表の場として実施している「文芸しろね」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。		白根地区住民応募数 H17年度 市民文学:24編
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館で発表の場として実施している「文芸とよさか」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。		豊栄地区住民応募数 H17年度 市民文学:6編
小須戸町	新潟市の制度を適用する。		小須戸地区住民応募数 H17年度 市民文学:10編
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館で発表の場として実施している「俳句作品公募集 横雲」及び「短歌発表誌 くさむら」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。		横越地区住民応募数 H17年度 市民文学:5編
亀田町			亀田地区住民応募数 H17年度 市民文学:21編
岩室村	新潟市の制度を適用する。		岩室地区住民応募数 H17年度 市民文学:0編
西川町			西川地区住民応募数 H17年度 市民文学:4編
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、公民館で発表の場として実施している「文集花しょうぶ」については、合併後も引き続き公民館事業として実施する。		味方地区住民応募数 H17年度 市民文学:0編
潟東村	新潟市の制度を適用する。		潟東地区住民応募数 H17年度 市民文学:0編
月潟村			月潟地区住民応募数 H17年度 市民文学:1編
中之口村			中之口地区住民応募数 H17年度 市民文学:58編
巻町		巻地区住民応募数 H17年度 市民文学:5編	

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	170	事務事業名等	水族館の市民割引適用
		所管課名	文化振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	当該地区住民も新たに、水族館入館料の市民割引(2割引)が利用可能となった。	市民割引利用者数(市全体) H16年度: 21, 143人 H17年度: 18, 815人
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	171	事務事業名等	教育活動に伴う施設の入館料減免制度
		所管課名	文化振興課・歴史文化課

旧市町村名	合併時の調整方針	合併後の状況	数値データ等
新津市	新潟市の施設の規定を適用する。旧編入市町村の施設の規定も適用する。	当該地区の保育園、幼稚園、学校も水族館、美術館等へ教育活動としての教職員が引率して入館する場合の入館料が減免となった。	新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:小学校5件, 中学校2件, 幼稚園4件, 保育園13件 計1,211人 ○美術館:中学校1件 計12人 ○歴史博物館:小学校7件, 中学校4件 計636人
白根市			新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:小学校8件, 中学校4件, 幼稚園1件, 保育園14件 計887人 ○美術館:小学校2件, 中学校1件 計99人 ○新津美術館:中学校1件, 幼稚園1件 計9人 ○歴史博物館:小学校1件, 中学校1件 計78人
豊栄市			新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:小学校5件, 中学校2件, 幼稚園3件, 保育園10件, 児童館1件 計1,111人 ○美術館:小学校1件, 中学校1件 計38人 ○會津八一記念館:中学校1件 計5人 ○新津美術館:中学校2件 計22人 ○歴史博物館:小学校4件, 中学校4件 計304人
小須戸町			新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:小学校2件, 保育園1件 計172人 ○會津八一記念館:中学校1件 計11人 ○歴史博物館:小学校1件, 中学校1件 計179人
横越町			新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:小学校1件, 保育園2件 計231人
亀田町			新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:小学校2件, 中学校1件, 幼稚園2件, 保育園11件 計724人 ○歴史博物館:中学校1件 計15人
岩室村			新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:小学校3件, 中学校1件, 保育園1件 計193人 ○美術館:中学校1件 計6人 ○歴史博物館:中学校1件 計6人
西川町			新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:小学校2件, 幼稚園1件, 保育園4件 計204人 ○美術館:小学校1件 計34人 ○新津美術館:保育園1件 計4人 ○歴史博物館:小学校3件 計109人
味方村			新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:保育園1件 計38人
潟東村			新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:小学校1件, 中学校2件, 保育園1件 計156人 ○歴史博物館:小学校1件 計77人
月潟村			新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:小学校1件, 保育園2件 計107人
中之口村			新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:小学校3件, 保育園1件 計56人 ○歴史博物館:中学校1件 計24人
巻町	新たに減免可能となった施設における減免延べ件数(H17) ○水族館:養護学校1件, 保育園1件 計36人		

編入市町村への効果・影響

【教育・文化分野】

番号	172	事務事業名等	学校教育田
		所管課名	食と花の推進課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	実施校なし。	
白根市			
豊栄市		新潟市の補助制度が適用になり、学校教育田実施校がH17年度には2校になった。 (補助額10aあたり210,000円)	豊栄地区実施校 H17年度: 2校 280,980円 H18年度: 2校 280,980円 H19年度: 7校 742,980円(見込み)
小須戸町		実施校なし。	
横越町			
亀田町		新潟市の補助制度が適用になり、学校教育田実施校がH17年度には4校になった。 (補助額10aあたり210,000円)	亀田地区実施校 H17年度: 4校 840,000円 H18年度: 4校 840,000円
岩室村		実施校なし。	
西川町			
味方村		新潟市の補助制度が適用になり、学校教育田実施校がH18年度には1校になった。 (補助額10aあたり210,000円)	味方地区実施校 H18年度: 1校 294,000円
潟東村		新潟市の補助制度が適用になり、学校教育田実施校がH17年度には3校になった。 (補助額10aあたり210,000円)	潟東地区実施校 H17年度: 3校 155,400円 H18年度: 3校 155,400円
月潟村		新潟市の補助制度が適用になり、学校教育田実施校がH18年度には1校になった。 (補助額10aあたり210,000円)	月潟地区実施校 H18年度: 1校 84,000円
中之口村		実施校なし。	
巻町	新潟市の補助制度が適用になり、学校教育田実施校がH18年度には1校になった。 (補助額10aあたり210,000円)	巻地区実施校 H18年度: 1校 228,270円	

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	173	事務事業名等	市民農園等の状況
		所管課名	食と花の推進課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	市民から野菜や花の栽培を通じて、自然に触れ合ってもらうとともに、農業に対する理解を深めてもらうため、市が開設する農園の利用が可能になった。	<ul style="list-style-type: none"> ・黒埼地区市民農園 ・豊栄地区市民農園 ・小須戸地区市民農園 ・巻地区市民農園
白根市			
豊栄市	豊栄市域に限定して、当分の間現行のとおりとする。	豊栄市域に限定することを排除し、市民から野菜や花の栽培を通じて、自然に触れ合ってもらうとともに、農業に対する理解を深めてもらうため、農園の開設をおこなっている。	長浦市民農園 平成9年5月1日開設 区画数25区画
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	市民から野菜や花の栽培を通じて、自然に触れ合ってもらうとともに、農業に対する理解を深めてもらうため、農園の開設をおこなった。	小須戸地区市民農園 平成18年4月1日開設 区画数100区画
横越町	新潟市の制度に統一する。	市民から野菜や花の栽培を通じて、自然に触れ合ってもらうとともに、農業に対する理解を深めてもらうため、市が開設する農園の利用が可能になった。	<ul style="list-style-type: none"> ・黒埼地区市民農園 ・豊栄地区市民農園 ・小須戸地区市民農園 ・巻地区市民農園
亀田町			
岩室村	新潟市の制度を適用する。	市民から野菜や花の栽培を通じて、自然に触れ合ってもらうとともに、農業に対する理解を深めてもらうため、市が開設する農園の利用が可能になった。	<ul style="list-style-type: none"> ・黒埼地区市民農園 ・豊栄地区市民農園 ・小須戸地区市民農園 ・巻地区市民農園
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	174	事務事業名等	認定農業者の育成・確保事業
		所管課名	農業振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併後新市として農業経営基盤強化促進基本構想を定めるまでの間、従前の各市町村の基本構想を適用する。	新市としての農業経営基盤強化促進基本構想が本年度を策定予定。現在は従前の各市町村の基本構想を適用。	
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	175	事務事業名等	農業機械・施設等導入に対する国県補助事業への独自上乗せ補助事業
		所管課名	農業振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	集落認定生産組織、農業生産法人が行う農業機械・施設導入の経費に対する国県補助の市上乗せ補助率は低くなったが、通常の国県補助事業においては、市の上乗せ補助金の交付が受けられるようになった。	H17 実績 4件(H18.3.31現在)
白根市		生産調整、災害防止に係る農業機械・施設導入の経費に対する国県補助の市上乗せ補助率が低くなった。また、新規就農者支援事業においては、上乗せ補助率が上がった。さらに通常の国県補助事業では、市の上乗せ補助金の交付が受けられるようになった。	H17 実績 6件(H18.3.31現在)
豊栄市		新規就農者支援事業における県補助の市上乗せ補助率が上がった。また通常の国県補助事業では、補助率は変わっていない。	H17 実績 7件(H18.3.31現在)
小須戸町		農業機械・施設導入の経費に対する国県補助事業で、市の上乗せ補助金の交付が受けられるようになった。	H17 実績 2件(H18.3.31現在)
横越町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	新規就農者支援事業における県補助の市上乗せ補助率が上がった。また通常の国県補助事業では、補助率は変わっていない。	H17 実績 1件(H18.3.31現在)
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	新規就農者支援事業における県補助の市上乗せ補助率が上がった。また通常の国県補助事業では、補助率が低くなった。	H17 実績 1件(H18.3.31現在)
岩室村			
西川町		農業機械・施設導入の経費に対する県補助事業で、市の上乗せ補助金の算出方法が変更となった。	
味方村		新規就農者支援事業における県補助の市上乗せ補助率が上がった。また通常の国県補助事業では、補助率が低くなった。	H17 実績 1件(H18.3.31現在)
潟東村		農業機械・施設導入の経費に対する国県補助事業で、市の上乗せ補助率が上がった。	H17 実績 3件(H18.3.31現在)
月潟村		農業機械・施設導入の経費に対する国県補助事業で、市の上乗せ補助金の交付が受けられるようになった。	
中之口村		農業機械・施設導入の経費に対する国県補助事業で、市の上乗せ補助金の算出方法が変更となった。	
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から2か年度かけて補助率の差を1/2ずつ段階的に調整する。	農業機械・施設導入の経費に対する国県補助事業で、市の上乗せ補助金の交付が受けられるようになった。	H17 実績 8件(H18.3.31現在)

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	176	事務事業名等	農業機械・施設等導入に対する市町村独自補助事業
		所管課名	農業振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	生産組織が行う機械導入等の経費に対する補助率が上がっている。	H17 実績 1件 受益8名 (H17.7.19現在)
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	農業機械・施設等導入に対する独自補助事業がない。	
岩室村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	生産組織等で共同利用する転作関連機械導入の経費に対する補助率が低くなっており、事業要望が減少している。	H17 実績 8件 受益170名 (H17.12.2現在)
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	農業機械・施設等導入に対する独自補助事業がない。	
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	大豆関連機械の導入経費に対する補助率が低くなっているが、事業実施数は維持されている。	H17 実績 3件 受益17名 (H17.8.1現在)
潟東村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	生産性向上等を図るための園芸用パイプハウス等の施設化に伴う経費に対する補助率が上がっている。	H17 実績 3件 受益3名 (H17.5.24現在)
月潟村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	農業機械・施設等導入に対する独自補助事業がない。	
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	農業機械・施設等導入に対する独自補助事業がない。	
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から2か年度かけて補助率の差を1/2ずつ段階的に調整する。		

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	177	事務事業名等	農業金融対策事業
		所管課名	農業振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて利子補給率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	合併後利子助成承認された農業経営基盤強化資金に対し上乗せ利子助成がなされ、農業者の投資初期の利子負担軽減が図られるようになった。	H17: 1件 合併前: 当初5年間の農家金利負担0.55% 合併後: 当初5年間の農家金利負担0.54%
白根市		合併後利子助成承認された農業経営基盤強化資金に対し上乗せ利子助成率が低くなり、農業者の投資初期に利子負担が求められることになった。	H17: 2件 合併前: 当初5年間の農家金利負担0% 合併後: 当初5年間の農家金利負担0.17・0.28%
豊栄市		合併後利子助成承認された農業経営基盤強化資金に対し上乗せ利子助成がなされ、農業者の投資初期の利子負担軽減が図られるようになった。	H17: 1件 合併前: 当初5年間の農家金利負担0.65・1.5% 合併後: 当初5年間の農家金利負担0.6・1.34%
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村		合併後利子助成承認された農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金に対する上乗せ利子助成率が低くなり、農業者の投資初期に利子負担が求められることになった。	H17: 1件(近代化資金) 合併前: 当初5年間の農家金利負担0.5% 合併後: 当初5年間の農家金利負担0.67%
潟東村		合併後利子助成承認された農業経営基盤強化資金に対する上乗せ利子助成率が低くなり、農業者の投資初期に利子負担が求められることになった。	H17: 1件 合併前: 当初5年間の農家金利負担0% 合併後: 当初5年間の農家金利負担0.17%
月潟村		合併後利子助成承認された農業経営基盤強化資金に対し上乗せ利子助成がなされ、農業者の投資初期の利子負担軽減が図られるようになった。	
中之口村		合併後利子補給承認された農業近代化資金に対し上乗せ利子補給がなされ、農業者の投資初期の利子負担軽減が図られるようになった。	H17: 2件 合併前: 当初5年間の農家金利負担0.6・0.65% 合併後: 当初5年間の農家金利負担0.57・0.6%
巻町		新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から2か年度かけて利子補給率の差を1/2ずつ段階的に調整する。	合併後利子助成承認された農業経営基盤強化資金に対し上乗せ利子助成がなされ、農業者の投資初期の利子負担軽減が図られるようになった。

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	178	事務事業名等	水田農業経営確立対策事業
		所管課名	農業振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	合併時の制度を合併の翌年度から3か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。	合併時の制度が平成20年度まで適用されることになっているが、平成19年度に国の制度が変わる場合は、その制度に対応し調整することになっている。	
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村	合併時の制度を合併の翌年度から2か年度適用する。その後に新市の制度に統一する。		
中之口村			
巻町			

番号	179	事務事業名等	家畜防疫対策事業
		所管課名	農業振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	家畜の疾病予防に伴う予防注射、法定義務検査の経費に対して補助金の交付を受けられるようになったが、農家数の減少に伴い実施頭数は減っている。	H17(H18.3.31現在) 豚補助対象疾病予防注射頭数220頭 牛補助対象伝染病検査頭数317頭
白根市		家畜の疾病予防に伴う予防注射、法定義務検査の経費に対する補助率に増減が生じたが、実施頭数は維持されている。	H17(H18.3.31現在) 豚補助対象疾病予防注射頭数2,441頭 牛補助対象伝染病検査頭数26頭
豊栄市		家畜の疾病予防に伴う予防注射、法定義務検査の経費に対して補助金の交付を受けられるようになったが、事業要望がない。	H17(H18.3.31現在) 牛補助対象伝染病検査頭数0頭
小須戸町		家畜の疾病予防に伴う法定義務検査の経費に対して補助金の交付を受けられるようになった。	H17(H18.3.31現在) 牛補助対象伝染病検査頭数80頭
横越町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。横越町家畜診療所の運営については合併年度とそれに続く5か年度、現行のとおりとする。	家畜の疾病予防に伴う予防注射、法定義務検査の経費に対して補助金の交付を受けられるようになり、農家数が減収したが、実施頭数は維持された。	H17(H18.3.31現在) 豚予防注射料補助28頭 牛補助対象伝染病検査料補助183頭
亀田町		家畜がいなかったため事業の適用外。	助成対象事業なし
岩室村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	家畜の疾病予防に伴う予防注射の経費に対して補助金の交付が受けられるようになったが事業要望がなかった。また法定義務検査の経費に対する補助率は低くなった。	H17(H18.3.31現在) 豚予防注射料補助0頭 牛補助対象伝染病検査料補助263頭
西川町			H17(H18.3.31現在) 豚補助対象疾病予防注射頭数789頭 牛補助対象伝染病検査頭数87頭
味方村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から3か年度かけて補助率の差を1/3ずつ段階的に調整する。	家畜の疾病予防に伴う予防注射、法定義務検査の経費に対する補助率が低くなったが、実施頭数は維持されている。	H17(H18.3.31現在) 豚補助対象疾病予防注射頭数282頭 牛補助対象伝染病検査頭数121頭
潟東村			H17(H18.3.31現在) 豚補助対象疾病予防注射頭数319頭 牛補助対象伝染病検査頭数114頭
月潟村		家畜の疾病予防に伴う予防注射の経費に対する補助率は上がり、法定義務検査の経費に対しては補助金の交付が受けられるようになったが、実施頭数は横ばいである。	H17(H18.3.31現在) 豚補助対象疾病予防注射頭数66頭 牛補助対象伝染病検査頭数1頭
中之口村		家畜の疾病予防に伴う予防注射、法定義務検査の経費に対する補助率は上がったが、検査頭数は横ばいである。	H17(H18.3.31現在) 牛補助対象伝染病検査料補助44頭
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併の翌年度から2か年度かけて補助率の差を1/2ずつ段階的に調整する。	家畜の疾病予防に伴う予防注射の経費に対する補助率は変更がなく、また、法定義務検査の経費に対しては補助金の交付が受けられるようになった。実施頭数は横ばいである。	H17(H18.3.31現在) 豚予防注射料補助4,471頭 牛補助対象伝染病検査料補助67頭

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	180	事務事業名等	市町村営農業土木事業
		所管課名	農地課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	土地改良区等が行った国・県補助対象外の末端用排水路・農道等の工事に対し、工事費の半額を負担。	H17 決算見込み 6,998千円 (負担金) H18 予算 5,170千円 (負担金)
白根市	新潟市の制度を適用する。	地元要望がないため、未実施。	
豊栄市		土地改良区等に対し用排水路・農道等資材を原材料として支給。	H17 決算見込み 20,092千円 (原材料支給) H18 予算 4,300千円 (原材料支給)
小須戸町	新潟市の制度に統一する。	土地改良区等が行った国・県補助対象外の末端用排水路・農道等の工事に対し、工事費の半額を負担。	H17 決算見込み 2,741千円 (負担金) H18 予算 4,720千円 (負担金)
横越町	新潟市の制度を適用する。	国・県補助対象外の末端用排水路・農道等整備を市単独事業として実施。	H17 決算見込み 8,082千円 (工事) H18 予算 7,550千円 (工事,原材料支給)
亀田町		国・県補助対象外の末端用排水路・農道等整備を市単独事業として実施。	H17 決算見込み 1,019千円 (工事) H18 予算 4,300千円 (工事)
岩室村		市に代わり土地改良区が行った、国・県補助対象外の末端用排水路・農道等の工事に対し、工事費の半額を負担。原材料(排水フリューム)を支給。	H17 決算見込み 2,500千円 (負担金) H18 予算 4,000千円 (負担金)
西川町	新潟市の制度に統一する。	国・県補助対象外の末端用排水路・農道等整備を市単独事業として実施。	H17 決算見込み 7,991千円 (工事) H18 予算 760千円 (原材料支給)
味方村	新潟市の制度を適用する。	地元要望がないため、未実施。	
潟東村	新潟市の制度に統一する。	土地改良区等に対し用排水路・農道等資材を原材料として支給。	H17 決算見込み 1,852千円 (原材料支給) H18 予算 2,000千円 (原材料支給)
月潟村		地元要望がないため、未実施。	
中之口村		国・県補助対象外の末端用排水路・農道等整備を市単独事業として実施。	H17 決算見込み 144千円 (原材料支給) H18 予算 4,200千円 (工事, 原材料支給)
巻町			H17 決算見込み 907千円 (工事) H18 予算 2,150千円 (原材料支給)

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	181	事務事業名等	国庫補助団体営土地改良事業
		所管課名	農地課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	該当地区がないため、未実施。	
白根市			
豊栄市		国・県からの交付金を活用し、H18～23にかけて、農業生産基盤と農村環境整備を行う。(むらづくり交付金事業)	H18 予算 60,600千円 (排水路1路線, 集落排水路2路線,)
小須戸町		該当地区がないため、未実施。	
横越町		国・県からの交付金を活用し、H17～21にかけて、農村環境整備を行う。(むらづくり交付金事業)	H17 決算見込み 4,325千円 (集落排水路整備) H18 予算 13,597千円 (排水路工L=460m)
亀田町		国・県からの交付金を活用し、H17～19にかけて、農村環境整備を行う。(むらづくり交付金事業)	H17 決算見込み 18,856千円 (集落道整備) H18 予算 70,094千円 (L=920m)
岩室村		該当地区がないため、未実施。	
西川町			
味方村		国・県からの交付金を活用し、H18～23にかけて、農村環境整備を行う。(むらづくり交付金事業)	H17 決算見込み 18,856千円 (集落道整備) H18 予算 70,094千円 (L=920m)
潟東村			H18 予算 32,421千円 (集落排水路4路線)
月潟村		国・県からの補助金を活用し、H13～17にかけて農業生産基盤と農村環境整備を行った。(農村振興総合整備事業)	H17 決算見込み 176,633千円 (農道1路線, 集落道2路線, 安全施設3路線等)
中之口村		国・県からの補助金を活用し、H14～18にかけて農村環境整備を行う。(農村振興総合整備事業)	H17 決算見込み 1,008千円 (集落道3路線, 集落排水路1路線等) H18 予算 20,200千円 (集落道2路線)
巻町		該当地区がないため、未実施。 平成26年度から実施予定有。	

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	182	事務事業名等	県単団体営土地改良事業
		所管課名	農地課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等		
新津市	新潟市の制度に統一する。	該当地区がないため、未実施。			
白根市					
豊栄市					
小須戸町					
横越町					
亀田町					
岩室村					
西川町					
味方村					
潟東村					
月潟村				県単事業を活用し、市街化調整区域内における生活雑排水や雨水の排水不良地域の解消を図るための排水路等の改良を行う。	H18 予算 6,300千円 (排水路工事)
中之口村				該当地区がないため、未実施。	
巻町					

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	183	事務事業名等	土地改良事業補助金交付要綱
		所管課名	農地課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。 ただし、ほ場整備事業については、次の経過措置を設ける。 ①平成14年度において整備構想のある3地区(満日、両新、満日第2)のほ場整備事業のソフト事業費及び調査費等の地元負担は全額市の負担とする。 ②平成14年度において事業中のほ場整備地区(満日)の幹線道路工事費の地元負担は全額市の負担とする。	農業農村整備を促進するため、土地改良事業等を施行する者に対して、要綱に基づき補助金を交付。	H17決算見込み 10,498千円 (農道整備1路線, 排水路整備2路線) H18予算 643千円 (排水路整備1路線)
白根市	新潟市の制度に統一する。	該当地区がないため、未実施。	
豊栄市	新潟市の制度を適用する。	農業農村整備を促進するため、土地改良事業等を施行する者に対して、要綱に基づき補助金を交付。	H17決算見込み 2,084千円 (用水路改修工事) H18予算 8,872千円 (用水路改修工事)
小須戸町	新潟市の制度を適用する。 ただし、小須戸町で100%負担をしている公共施行が望ましい事業(排水路, 農道)については従前の新潟市の直営事業による実施を検討する。		H17決算見込み 9,123千円 (農道整備1路線)
横越町	新潟市の制度を適用する。	該当地区がないため、未実施。	
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村	新潟市の制度に統一する。 ただし、潟東村で100%負担をしている公共施行が望ましい集落排水整備事業については従前の新潟市の直営事業による実施を検討する。	農業農村整備を促進するため、土地改良事業等を施行する者に対して、要綱に基づき補助金を交付。	H17決算見込み 4,351千円 (集落排水整備) H18予算 10,500千円 (集落排水整備)
月潟村	新潟市の制度に統一する。 ただし、ほ場整備事業については、次の経過措置を設ける。 ①平成14年度において整備構想のある7地区(大別當, 月潟, 西萱場, 曲通, 東長島, 木滑, 釣寄新)の「ほ場整備事業」のソフト事業費の地元負担は全額市が負担する。	該当地区がないため、未実施。	
中之口村	新潟市の制度に統一する。ただし、ほ場整備事業については、次の経過措置を設ける。 ①平成14年度において整備構想のある8地区(河間・三ツ門, 羽黒, 小吉, 次新, 道上第4, 道上第3, 小中川, 福島)の「ほ場整備事業」のソフト事業費の地元負担は全額市が負担する。 ②平成14年度において整備構想のある8地区(河間・三ツ門, 羽黒, 小吉, 次新, 道上第4, 道上第3, 小中川, 福島)の「ほ場整備事業」の県営事業負担金の農家負担は中之口村が積み立てた農業農村振興基金を財源に2.5%の負担軽減措置を講ずる。	農業農村整備を促進するため、土地改良事業等を施行する者に対して、要綱に基づき補助金を交付。	H17決算見込み 3,881千円 (ほ場整備促進活動) H18予算 6,410千円 (ほ場整備促進活動)
巻町	新潟市の制度を適用する。	該当地区がないため、未実施。	

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	184	事務事業名等	市町村営土地改良事業
		所管課名	農地課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	国営により造成された基幹的用排水施設について、国から管理委託を受けて土地改良事業として管理している。管理経費については国(30%)、県(30%)、土改(40%)となっている。	車場揚水機場にかかる管理経費 H17 決算 13,896千円 H18 予算 12,258千円
白根市	新潟市の制度を適用する。	該当事業がないため、未実施。	
豊栄市			
小須戸町	新潟市の制度に統一する。	国営により造成された基幹的用排水施設について、国から管理委託を受けて土地改良事業として管理している。管理経費については国(30%)、県(30%)、土改(40%)となっている。	水田揚水機場にかかる管理経費 H17 決算 26,019千円 H18 予算 23,089千円
横越町	新潟市の制度を適用する。	該当事業がないため、未実施。	
亀田町			
岩室村			
西川町	新潟市の制度に統一する。	国営により造成された基幹的用排水施設について、国から管理委託を受けて土地改良事業として管理している。管理経費については国(30%)、県(30%)、土改(40%)となっている。	鎧潟排水機場、升潟排水機場にかかる管理経費 H17 決算 81,044千円 H18 予算 119,418千円
味方村	新潟市の制度を適用する。	該当事業がないため、未実施。	
潟東村	新潟市の制度に統一する。	国営により造成された基幹的用排水施設について、国から管理委託を受けて土地改良事業として管理している。管理経費については国(30%)、県(30%)、土改(40%)となっている。	旧木山川排水機場 H17 決算 29,674千円 H18 予算 42,953千円
月潟村			曲通排水機場 H17 決算 10,495千円 H18 予算 12,496千円
中之口村			該当事業がないため、未実施。
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	185	事務事業名等	農村排水等整備事業
		所管課名	農地課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	市単事業として、市街化調整区域内における生活雑排水や雨水の排水不良地帯の解消をはかるための排水路等の改良を行う。	H17 決算見込み 13,461千円 (負担金) H18 予算 2,000千円 (負担金)
白根市	新潟市の制度を適用する。	該当地区がないため、未実施。	
豊栄市		市単事業として、市街化調整区域内における生活雑排水や雨水の排水不良地帯の解消をはかるための排水路等の改良を行う。	H17 決算見込み 15,819千円 (工事) H18 予算 4,300千円 (工事)
小須戸町			H17 決算見込み 2,594千円 (負担金)
横越町			H17 決算見込み 3,376千円 (工事) H18 予算 3,250千円 (工事)
亀田町			H18 予算 3,250千円 (工事)
岩室村			H17 決算見込み 6,999千円 (負担金) H18 予算 3,000千円 (負担金)
西川町			H17 決算見込み 7,984千円 (工事) H18 予算 4,300千円 (工事)
味方村			該当地区がないため、未実施。
潟東村		新潟市の制度に統一する。	市単事業として、市街化調整区域内における生活雑排水や雨水の排水不良地帯の解消をはかるための排水路等の改良を行う。
月潟村	新潟市の制度を適用する。	H17 決算見込み 508千円 (工事)	
中之口村		H17 決算見込み 3,983千円 (工事) H18 予算 3,800千円 (工事)	
巻町		H17 決算見込み 2,184千円 (工事) H18 予算 15,600千円 (工事)	

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	186	事務事業名等	新潟市公害防止施設資金貸付事業
		所管課名	環境対策課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	合併前と同様に、貸付金に対する利子への補給が受けられた。	
白根市	新潟市の制度を適用する。	当該地区内で、公害苦情等に係る改善、移転を行う場合、新潟市公害防止施設資金貸付の制度を受けられるようになった。	平成17年度 貸付件数:0件
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	187	事務事業名等	新潟市公害防止施設資金利子補給金交付事業
		所管課名	環境対策課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	貸付限度額が引き上げられたとともに、貸付利率が引き下げられ、利用者の利便性が向上した。	平成17年度 交付件数:0件 貸付限度額300万円→1,500万円 利率2.6%→1.9%(信用保証付) 2.9%→2.4%(保証なし)
白根市	新潟市の制度を適用する。	当該地区内で、公害苦情等に係る改善、移転のため、新潟市公害防止施設資金貸付の制度を利用した場合、利子補給金の交付を受けられるようになった。	平成17年度 交付件数:0件
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	188	事務事業名等	観光イベントの状況
		所管課名	観光物産課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新津市域に限定して、現行どおりとする。	合併によりPRが全市に広がったが、入込客数は昨年とほとんど変わらなかった。	春まつり 10,000人⇒10,000人 夏まつり 28,000人⇒29,000人 (H16→H17)
白根市	白根市域に限定して、現行どおりとする。	・合併効果により観光客数が過去最高を記録した。 ・新潟市HPのトップページに風合戦の情報を載せたところ、かなりの反響がありPR効果がアップしたと思われる。	大風合戦 240,000人⇒260,000人 (過去最高) (H16→H17)
豊栄市	豊栄市域に限定して、現行どおりとする。	合併効果により、本庁から情報を発信してもらったが、入込客数的には、例年どおりの人出であった。	葛塚稲荷神社秋季祭礼(葛塚まつり) 45,000人⇒45,000人 (H16→H17)
小須戸町	小須戸町域に限定して、現行どおりとする。	合併により新潟まつりに参加できたことで、地元の若衆はまとまりが出来たが、来場者などでの効果はあまり見られない。 H17入込客数は大幅に減ったが、合併の影響ではない。	小須戸まつり 15,000人⇒8,000人 (H16→H17)
横越町	横越町域に限定して、現行どおりとする。	市報等で全市的にPRしてもらうことができたが、入込客数は変わらなかった。	チューリップフェア 2,000人 ⇒ 2,000人 竹のこフェア 1,000人 ⇒ 1,000人 (H16→H17)
亀田町	亀田町域に限定して、現行どおりとする。	市報等で全市的にPRしてもらうことができたが、入込客数は、例年どおりの人出数であった。	かめだ祭り 12,000人 ⇒ 11,000人 (H16→H17)
岩室村	岩室村域に限定して、現行どおりとする。	規模が市内で一番大きい温泉地ということで、市HPや市報、また県外にも他地域以上に情報を発信していただいた。そのお陰で岩室温泉まつりでは、8,000人の入込客数があった。	和納十五夜まつり 4,000人⇒4,000人 岩室温泉まつり 6,000人⇒8,000人 間瀬海まつり 2,000人⇒2,000人 アートサイト岩室温泉 実施せず 長岡市「米百俵まつり」協賛 合併効果はなし (H16→H17)
西川町	西川町域に限定して、現行どおりとする。	合併により全市的にPRすることができた。 入込客数は変わらなかった。	西川まつり 5,600人⇒5,000人 越後にしかわ時代激まつり 5,000人⇒5,000人 (H16→H17)
味方村	味方村域に限定して、現行どおりとする。	・合併効果により観光客数が過去を記録した。 ・新潟市HPのトップページに風合戦の情報を載せたところ、かなりの反響がありPR効果がアップしたと思われる。	大風合戦 240,000人⇒260,000人 (過去最高) (H16→H17)
潟東村	潟東村域に限定して、現行どおりとする。	イベントを全市的にPRすることができたが、入込客数は例年通りだった。	おまつり広場 5,000人⇒5,000人 (H16→H17)
月潟村	月潟村域に限定して、現行どおりとする。	・合併により、広範囲にイベントの詳細を周知することができた(市報掲載など)が、集客数の増加にはつながらなかった。 ・経費面については、合併前と変わらない予算の配当を受けることができたので、現行どおりの実施ができた。	月潟まつり 4,000人⇒4,000人 月潟村観光キャンペーン 27,000人⇒24,000人 (H16→H17)
中之口村	中之口村域に限定して、現行どおりとする。	他支所の協力を得て物産市を開催。合併効果も手伝い、例年にない賑わいを見せた。	中之口まつり 3,000人⇒3,500人 (H16→H17)
巻町	巻町域に限定して、現行どおりとする。	市報・HPなどで全市的にPRすることができた。 入込客数は微増。	まき夏まつり 80,000人⇒86,000人 (H17→H18)

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	189	事務事業名等	勤労者等住宅建設資金貸付事業
		所管課名	建築指導課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	当該地区でも新たに、勤労者等住宅建設資金の貸付が受けられるようになった。	H17年度 新規貸付実績なし
白根市			
豊栄市			H17年度 新規貸付実績 1件 5,000千円 (H18.3.31現在)
小須戸町			H17年度 新規貸付実績 1件 5,000千円 (H18.3.31現在)
横越町			H17年度 新規貸付実績なし
亀田町	新潟市の制度に統一する。		H17年度 新規貸付実績 1件 5,000千円 (H18.3.31現在)
岩室村	新潟市の制度を適用する。		
西川町	新潟市の制度に統一する。		
味方村			
潟東村			H17年度 新規貸付実績なし
月潟村	新潟市の制度を適用する。		
中之口村			
巻町	新潟市の制度に統一する。		

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	190	事務事業名等	産業活性化研究開発支援事業
		所管課名	産業企画課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	同地区でも新たに本事業を利用した補助金交付が受けられるようになった。支所、地区の商工会等を通じて広報を行っている。18年度は同地区からの申請なし。	17年度については同地区からの申請なし。
白根市			
豊栄市	新潟市の制度に統一する。		
小須戸町	新潟市の制度を適用する。		
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	191	事務事業名等	人材育成助成事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	当該地区でも新たに、中小企業者が人材育成補助制度を利用することが可能になった。	【平成17年度利用実績 9件】
白根市			【平成17年度利用実績 3件】
豊栄市	新潟市の制度を適用する。		【平成17年度利用実績 1件】
小須戸町	新潟市の制度に統一する。		【平成17年度利用実績 3件】
横越町	新潟市の制度を適用する。		【平成17年度利用実績 1件】
亀田町			【平成17年度利用実績 1件】
岩室村			【平成17年度利用実績 2件】
西川町			
味方村	新潟市の制度に統一する。		
潟東村			【平成17年度利用実績 1件】
月潟村	新潟市の制度を適用する。		【平成17年度利用実績 1件】
中之口村			【平成17年度利用実績 3件】
巻町		【平成17年度利用実績 2件】	

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	192	事務事業名等	商店街環境整備事業費補助事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	旧新津市には無かった制度のため、支所担当課を通して事業の周知に努めた結果、18年度は1件の申請がある予定。	17年度補助申請なし。18年度アーケード改修1件(補助金額561千円)申請予定。
白根市	新潟市の制度に統一する。	補助率が「50%・上限300万円」から「30%・上限2億円」に変更となった。制度変更等について、支所担当課を通して周知に努めている。	17年度補助申請なし。18年度未定。
豊栄市		補助率が「50%・上限500万円」から「30%・上限2億円」に変更となった。制度変更等について、支所担当課を通して周知に努めた結果、18年度は1件申請がある予定。	17年度補助申請なし。18年度案内板改修1件(補助金額480千円)申請予定。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	当該地区には無かった制度のため、支所担当課を通して事業の周知に努めている。	
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町	新潟市の制度に統一する。	旧西川町には無かった制度のため、支所担当課を通して事業の周知に努めている。ただし、西川商工会の商店街駐車場借上料に対する補助は従前通り続ける。	17年度補助申請なし。18年度未定。
味方村	新潟市の制度を適用する。	当該地区には無かった制度のため、支所担当課を通して事業の周知に努めている。	
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	193	事務事業名等	商店街組織化事業費補助事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	当該地区には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めている。	17年度申請なし。18年度からは商店街活性化ステップアップ事業に吸収したが、申請予定はなし。
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	194	事務事業名等	商店街活性化事業費補助事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等		
新津市	新潟市の制度を適用する。	旧新津市には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めた結果、17年度は1件の申請があり、18年度も1件申請がある予定。	17年度補助申請1件(補助額1,000千円)。18年度1件(補助額500千円)申請予定。		
白根市		旧白根市には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めている。			
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	補助率が「30%・上限500千円」から「50%・上限5,000千円」に変更となった。制度変更等について、支所担当課を通して周知に努めている。	17年度補助申請なし。18年度未定。		
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	当該地区には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めている。			
横越町					
亀田町					
岩室村					
西川町				旧西川町には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めた結果、18年度は1件申請予定。	17年度補助申請なし。18年度1件(補助額3,250千円)申請予定。
味方村				当該地区には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めている。	17年度補助申請なし。18年度未定。
潟東村					
月潟村					
中之口村					
巻町		旧巻町には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めた結果、18年度は2件申請予定。	17年度補助申請なし。18年度は2件(補助金額1,050千円)申請予定。		

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	195	事務事業名等	商店街空き店舗等対策事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	旧新津市には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めている。	17年度申請なし。18年度申請予定なし。
白根市		旧白根市には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めている。ただし、旧白根市が直接借り上げた空き店舗については、18年度まで引き続き借上げを行う。	17年度は、旧白根市に引き続き、借上物件家賃(年額600千円)を負担する。18年度も同様。
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	空き店舗賃借料の補助率が「市長が別に定める額」から「50%」に変更となったが、合併直後の17年度より利用申請があった(19年度で補助終了)。	17年度:改装1件(補助額787千円), 賃借1件(補助額720千円)。18年度:賃借1件(補助額720千円)。
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	当該地区には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めている。	17年度申請なし。18年度申請予定なし。
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時における制度の利用者については、期間終了まで現行のとおりとする。	旧西川町には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めている。ただし、旧西川町時に曾根商店街区に店舗等を取得した者に対する5年間の奨励金の交付は、当該期間終了まで続ける(22年度で補助終了)。	17年度は、旧西川町の制度利用者より5件(補助額308千円)申請あり。18年度も同様予定。
味方村	新潟市の制度を適用する。	当該地区には無かった事業のため、支所担当課を通して周知に努めている。	17年度申請なし。18年度申請予定なし。
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	196	事務事業名等	中小企業向け融資事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	当該地区でも新たに、中小企業者が各種融資制度を利用することが可能になった。	【平成17年度利用実績】 一般融資 19件 経営支援特別融資 5件 中小企業資金繰り円滑化借換融資 3件ほか
白根市			【平成17年度利用実績】 一般融資 11件 経営支援特別融資 4件 中小企業資金繰り円滑化借換融資 2件ほか
豊栄市			【平成17年度利用実績】 一般融資 9件 経営支援特別融資 5件 中小企業資金繰り円滑化借換融資 1件ほか
小須戸町	新潟市の制度を適用する。		【平成17年度利用実績】 一般融資 3件 ほか
横越町			【平成17年度利用実績】 一般融資 4件 ほか
亀田町	新潟市の制度に統一する。		【平成17年度利用実績】 一般融資 5件 経営支援特別融資 3件 ほか
岩室村	新潟市の制度を適用する。		【平成17年度利用実績】 一般融資 9件 経営支援特別融資 1件 ほか
西川町			【平成17年度利用実績】 一般融資 2件 経営支援特別融資 1件 ほか
味方村			【平成17年度利用実績】 一般融資 2件 経営支援特別融資 2件 ほか
潟東村	新潟市の制度に統一する。		【平成17年度利用実績】 一般融資 3件 ほか
月潟村	新潟市の制度に統一する。 ただし、利子補給制度は、合併時の利用者について、借入金のある間は返済終了まで現行のとおりとする。	【平成17年度利用実績】 一般融資 4件 ほか	
中之口村		【平成17年度利用実績】 一般融資 3件 ほか	
巻町	新潟市の制度を適用する。	【平成17年度利用実績】 一般融資 12件 中小企業資金繰り円滑化借換融資 1件ほか	

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	197	事務事業名等	工場用地取得助成事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新津地区では新たに、製造業者が特定地域等に工場を建設するための用地取得に対して助成金の交付を受けられるようになった。	助成対象事業なし(H18年5月現在)
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時において、現制度の指定を受けていたものについては、定められた助成期間の残期間のみを対象に必要な奨励措置を行うこととする。	白根地区では、合併前の企業の用地取得費に係る借入れの場合の利子助成に代わり、新たに、製造業者が特定地域等に工場を建設するための用地取得に対して助成金の交付を受けられるようになった。	助成 1件 84,206千円(H18年5月現在) 助成見込 1件 54,000千円(H18年5月現在)
豊栄市	新潟市の制度を適用する。ただし、笹山工場適地を除く。	豊栄地区では新たに、製造業者が笹山工場適地を除く特定地域等に工場を建設するための用地取得に対して助成金の交付を受けられるようになった。	助成見込 1件 12,000千円(H18年5月現在)
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	当該地区では新たに、製造業者が特定地域等に工場を建設するための用地取得に対して助成金の交付を受けられるようになった。	助成対象事業なし(H18年5月現在)
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	198	事務事業名等	工場周辺環境整備促進助成事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	当該地区では新たに、製造業者が特定地域等で工場の建設に伴う公益的施設の整備に要する経費に対して助成金の交付を受けられるようになった。	助成対象事業なし(H18年5月現在)
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村	新潟市の制度に統一する。	潟東地区では、従来の制度に代わり製造業者が特定地域等で工場の建設に伴う公益的施設の整備に要する経費に対して助成金の交付を受けられるようになった。	
月潟村	新潟市の制度を適用する。	当該地区では新たに、製造業者が特定地域等で工場の建設に伴う公益的施設の整備に要する経費に対して助成金の交付を受けられるようになった。	
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	199	事務事業名等	工場建設促進助成事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	当該地区では、従来の制度に代わり製造業者が特定地域等で工場の建設に係る固定資産税・事業所税相当額に対して助成金の交付を受けられるようになった。	助成見込 1件(H18年5月現在)
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時において、現制度の指定を受けていたものについては、定められた助成期間の残期間のみを対象に必要な奨励措置を行うこととする。		助成見込 2件(H18年5月現在)
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、笹山工場適地については、現行のとおりとする。	豊栄地区では、従来の制度に代わり製造業者が笹山工場適地を除く特定地域等で工場の建設に係る固定資産税・事業所税相当額に対して助成金の交付を受けられるようになった。	助成見込 2件(H18年5月現在) 指定見込 1件(H18年5月現在)
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	当該地区では、従来の制度に代わり製造業者が特定地域等で工場の建設に係る固定資産税・事業所税相当額に対して助成金の交付を受けられるようになった。	助成対象事業なし(H18年5月現在)
横越町			
亀田町		亀田地区では新たに、製造業者が特定地域等で工場の建設に係る固定資産税・事業所税相当額に対して助成金の交付を受けられるようになった。	指定見込 1件(H18年5月現在)
岩室村		当該地区では、従来の制度に代わり製造業者が特定地域等で工場の建設に係る固定資産税・事業所税相当額に対して助成金の交付を受けられるようになった。	助成対象事業なし(H18年5月現在)
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	200	事務事業名等	工場集団化等促進助成事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	当該地区では、新たに製造業者が中小企業事業団法に定める高度化に寄与する事業で、工場及び共同施設の建設に係る固定資産税相当額に対して助成金の交付を受けられるようになった。	助成対象事業なし(H18年5月現在)
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	201	事務事業名等	雇用促進助成事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	新津地区では、新たに製造業者が特定地域等で工場の建設に伴う雇用の拡大に係る経費に対して助成金の交付を受けられるようになった。	助成対象事業なし(H18年5月現在)
白根市	新潟市の制度に統一する。	白根地区では、従来の制度に代わり製造業者が特定地域等で工場の建設に伴う雇用の拡大に係る経費に対して助成金の交付を受けられるようになった。	
豊栄市	新潟市の制度を適用する。ただし笹山工場適地を除く。	豊栄地区では、新たに製造業者が笹山工場適地を除く特定地域等で工場の建設に伴う雇用の拡大に係る経費に対して助成金の交付を受けられるようになった。	
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	当該地区では、新たに製造業者が特定地域等で工場の建設に伴う雇用の拡大に係る経費に対して助成金の交付を受けられるようになった。	
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【産業分野】

番号	202	事務事業名等	障害者雇用促進援助事業
		所管課名	商工振興課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	当該地区でも新たに、障害者を雇用する事業主が国等の助成金の交付対象期間終了後も引き続き雇用する場合、助成金交付を受けられるようになった。	新津地区実績 H17年度 5件 17万円
白根市			白根地区実績 H17年度 1件 6万円
豊栄市			豊栄地区実績 H17年度 4件 17万円
小須戸町			小須戸地区実績 H17年度 1件 5万円
横越町			横越地区実績 H17年度 4件 21万円
亀田町			亀田地区実績 H17年度 2件 6万円
岩室村			岩室地区実績 H17年度 1件 6万円
西川町			西川地区実績 H17年度 なし
味方村			味方地区実績 H17年度 なし
潟東村			潟東地区実績 H17年度 なし
月潟村			月潟地区実績 H17年度 2件 9万円
中之口村			中之口地区実績 H17年度 2件 4万円
巻町			巻地区実績 H17年度 1件 4万円

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	203	事務事業名等	土地区画整理助成事業
		所管課名	都市開発課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	土地区画整理組合に対する助成制度について、新潟市の助成基準が適用され、助成額が増額した。	平成17年度は1組合に対し86,017千円を交付
白根市	新潟市の制度を適用する。	白根地区でも新たに土地区画整理組合助成金の交付が受けられるようになった。	平成17年度は該当組合なし
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	土地区画整理組合に対する助成制度について、新潟市の助成基準が適用され、助成額が増額した。	
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	当該地区でも新たに土地区画整理組合助成金の交付が受けられるようになった。	平成17年度は組合施行による土地区画整理事業なし
横越町			
亀田町	新潟市の制度に統一する。	合併前に亀田町が新潟市の助成制度と同じ制度を創設したため、制度内容としては合併前後同じである。	平成17年度は4組合に対し271,737千円を交付
岩室村	新潟市の制度を適用する。	当該地区でも新たに土地区画整理組合助成金の交付が受けられるようになった。	平成17年度は組合施行による土地区画整理事業なし
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	204	事務事業名等	市町村営住宅の状況
		所管課名	住宅課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。	制度調整方針どおりなされている。 ・家賃…合併時に入居していた者において、合併後の家賃が合併前の家賃に比して高くなる者は、平成18年度は、その差額について1/2を控除している。 ・減免…合併時に減免を受けていた者においては、新潟市の制度を適用した場合と従前の基準を適用した場合を比較し、入居者に有利な減免率を採用している。	H18.4.1現在 当該地区入居世帯276件中 家賃減額調整…233件 424,400円(月額) 減免件数…10件
白根市		制度調整方針どおりなされている。 ・家賃…合併時に入居していた者において、合併後の家賃が合併前の家賃に比して高くなる者は、平成18年度は、その差額について1/2を控除している。 ・減免…合併時に減免を受けていた者なしのため、新潟市制度を適用する。	H18.4.1現在 入居者70世帯中 家賃減額調整…68件 93,400円(月額) 減免件数…0件
豊栄市		H18.4.1現在 入居者16世帯中 家賃減額調整…13件 32,100円(月額) 減免件数…0件	
小須戸町		制度調整方針どおりなされている。 ・家賃…合併時に入居していた者において、合併後の家賃が合併前の家賃に比して高くなる者は、平成18年度は、その差額について1/2を控除している。 ・減免…合併時に減免を受けていた者においては、新潟市の制度を適用した場合と従前の基準を適用した場合を比較し、入居者に有利な減免率を採用している。	H18.4.1現在 入居者134世帯中 家賃減額調整…99件 194,900円(月額) 減免件数…9件
横越町	新潟市の制度を適用する。	新潟市の制度を適用する。	
亀田町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。	制度調整方針どおりなされている。 ・家賃…合併時に入居していた者において、合併後の家賃が合併前の家賃に比して高くなる者は、平成18年度は、その差額について1/2を控除している。 ・減免…合併時に減免を受けていた者なしのため、新潟市制度を適用する。	H18.4.1現在 入居者43世帯中 家賃減額調整…36件 88,600円(月額) 減免件数…2件
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新潟市の制度を適用する。	
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併時に入居している者については、合併年度はそれぞれの市町村の家賃を適用し、合併の翌年度から3か年度は合併後の家賃が合併しなかった場合の家賃に比して高くなる者について、その差額について段階的に調整する。また、住宅使用料の減免については、合併時に減免を受けている者で、新潟市の制度を適用した場合に減免を受けられなくなる者及び減免率が下がる者について、合併年度とそれに続く3か年度、従前の基準によって減免を行なうものとする。	制度調整方針どおりなされている。 ・家賃…合併時に入居していた者において、合併後の家賃が合併前の家賃に比して高くなる者は、平成18年度は、その差額について3/4を控除している。 ・減免…合併時に減免を受けていた者なしのため、新潟市制度を適用する。	H18.4.1現在 入居者67世帯中 家賃減額調整…50件 69,500円(月額) 減免件数…1件

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	205	事務事業名等	まちづくり勉強会支援事業
		所管課名	街づくり推進課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	地域より要請がないため支援実績なし。	(支援件数) 0 (H18年4月現在)
白根市			
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻 町			

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	206	事務事業名等	都市景観形成推進事業
		所管課名	街づくり推進課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	(大規模な建築行為等の届出物件内容) 店舗等商業施設、社屋 が主体	(届出件数) 14 (H18年4月現在)
白根市		(大規模な建築行為等の届出物件内容) 国道8号線近傍の社屋、工場、病院 が主体	(届出件数) 9 (H18年4月現在)
豊栄市		(大規模な建築行為等の届出物件内容) 社屋、工場、倉庫、携帯電話アンテナ鉄塔 が主体	(届出件数) 9 (H18年4月現在)
小須戸町		(大規模な建築行為等の届出物件内容) 社屋、携帯電話アンテナ鉄塔	(届出件数) 3 (H18年4月現在)
横越町		(大規模な建築行為等の届出物件内容) 社屋、共同住宅	(届出件数) 3 (H18年4月現在)
亀田町		(大規模な建築行為等の届出物件内容) 新潟亀田内野線沿線の店舗等商業施設、亀 田駅周辺の共同住宅 が主体	(届出件数) 16 (H18年4月現在)
岩室村		(大規模な建築行為等の届出物件内容) 店舗等商業施設、携帯電話アンテナ鉄塔	(届出件数) 3 (H18年4月現在)
西川町		(大規模な建築行為等の届出物件内容) 農協施設	(届出件数) 1 (H18年4月現在)
味方村		(大規模な建築行為等の届出物件内容) 携帯電話アンテナ鉄塔	(届出件数) 1 (H18年4月現在)
潟東村		(大規模な建築行為等の届出物件内容) 社屋、高齢者福祉施設、携帯電話アンテナ 鉄塔	(届出件数) 5 (H18年4月現在)
月潟村		(大規模な建築行為等の届出物件内容) 工場	(届出件数) 1 (H18年4月現在)
中之口村		(大規模な建築行為等の届出物件内容) 工場、携帯電話アンテナ鉄塔	(届出件数) 2 (H18年4月現在)
巻 町	(大規模な建築行為等の届出物件内容) 社屋、工場、携帯電話アンテナ鉄塔	(届出件数) 8 (H18年4月現在)	

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	207	事務事業名等	建築確認申請事務等の状況
		所管課名	建築指導課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。	建築確認申請及び確認済証交付が、県新津土木事務所への経由事務から市の事務に移行し、手続きの簡素化が図られた。 所管区域内の住宅等の申請については、受付・審査・検査等の事務を行っている。	新津支所で処理 H17年度 新津支所 確認申請件数 300件 (H18.3.31現在)	
白根市		建築確認申請及び確認済証交付が、県新潟土木事務所への経由事務から市の事務に移行し、手続きの簡素化が図られた。 所管区域内の住宅等の申請については、受付・審査・検査等の事務を行っている。	白根支所で処理 H17年度 白根支所 確認申請件数 110件 (H18.3.31現在)	
豊栄市		建築確認申請及び確認済証交付が、県新潟土木事務所への経由事務から市の事務に移行し、手続きの簡素化が図られた。 所管区域内の住宅等の申請については、受付・審査・検査等の事務を行っている。	豊栄支所で処理 H17年度 豊栄支所 確認申請件数 100件 (H18.3.31現在)	
小須戸町		建築確認申請及び確認済証交付が、県新津土木事務所への経由事務から市の事務に移行し、手続きの簡素化が図られた。	新津支所で処理	
横越町		建築確認申請及び確認済証交付が、県新潟土木事務所への経由事務から市の事務に移行し、手続きの簡素化が図られた。	建築指導課で処理	
亀田町				
岩室村		建築確認申請及び確認済証交付が、県巻土木事務所への経由事務から市の事務に移行し、手続きの簡素化が図られた。	巻支所で処理	
西川町		建築確認申請及び確認済証交付が、県巻土木事務所への経由事務から市の事務に移行し、手続きの簡素化が図られた。	白根支所で処理	
味方村				
潟東村				巻支所で処理
月潟村				白根支所で処理
中之口村				
巻町		建築確認申請及び確認済証交付が、県巻土木事務所への経由事務から市の事務に移行し、手続きの簡素化が図られた。 所管区域内の住宅等の申請については、受付・審査・検査等の事務を行っている。	巻支所で処理 H17年度 巻支所 確認申請件数 38件 (H18.3.31現在)	

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	208	事務事業名等	市町村道認定事業
		所管課名	土木総務課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新潟市の制度により道路認定作業を実施している。制度変更により幅員などの基準が変更となったため、認定できない路線が増え、認定路線数は減少した。	平成16年度認定数…96路線 平成17年度認定数…25路線
白根市			平成16年度認定数…50路線 平成17年度認定数…3路線
豊栄市		新潟市の制度により道路認定作業を実施している。	平成16年度認定数…36路線 平成17年度認定数…12路線
小須戸町			平成16年度認定数…7路線 平成17年度認定数…0路線
横越町			平成16年度認定数…17路線 平成17年度認定数…0路線
亀田町			平成16年度認定数…49路線 平成17年度認定数…21路線
岩室村			平成16年度認定数…7路線 平成17年度認定数…1路線
西川町			平成16年度認定数…14路線 平成17年度認定数…0路線
味方村			平成16年度認定数…3路線 平成17年度認定数…0路線
潟東村			平成16年度認定数…2路線 平成17年度認定数…1路線
月潟村			平成16年度認定数…6路線 平成17年度認定数…0路線
中之口村			平成16年度認定数…17路線 平成17年度認定数…0路線
巻町		新潟市の制度により道路認定作業を実施している。市道認定基準の基本的要件が明確になり、市民にわかりやすくなった。	平成16年度認定数…7路線 平成17年度認定数(合併前)…13路線 平成17年度認定数(合併後)…1路線

※路線の新規認定数は年度ごとにかわるものであるため、合併前後での比較はできないものであるが、参考として記載した。

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	209	事務事業名等	市町村道除雪事業
		所管課名	土木総務課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	合併時に計画されている除雪路線は、現行の水準を維持する。	合併前の水準を維持し除雪を実施している。	H16 除雪延長=393.66km 除雪回数=5回 H17 除雪延長=397.88km 除雪回数=5回
白根市			H16 除雪延長=332.6km 除雪回数=8回 H17 除雪延長=339km 除雪回数=17回
豊栄市			H16 除雪延長=369.3km 除雪回数=4回 H17 除雪延長=369.3km 除雪回数=4回
小須戸町			H16 除雪延長=79.5km 除雪回数=8回 H17 除雪延長=79.5km 除雪回数=8回
横越町			H16 除雪延長=123.45km 除雪回数=9回 H17 除雪延長=123.45km 除雪回数=16回
亀田町			H16 除雪延長=139.2km 除雪回数=3回 H17 除雪延長=141.5km 除雪回数=8回
岩室村			H16 除雪延長=110.9km 除雪回数=7回 H17 除雪延長=110.9km 除雪回数=8回
西川町			H16 除雪延長=137.6km 除雪回数=3回 H17 除雪延長=138.8km 除雪回数=8回
味方村			H16 除雪延長=74.5km 除雪回数=6回 H17 除雪延長=75.2km 除雪回数=12回
潟東村			H16 除雪延長=85.2km 除雪回数=6回 H17 除雪延長=85.2km 除雪回数=6回
月潟村			H16 除雪延長=43.48km 除雪回数=6回 H17 除雪延長=43.48km 除雪回数=11回
中之口村			H16 除雪延長=94.90km 除雪回数=6回 H17 除雪延長=97.82km 除雪回数=7回
巻町	H16 除雪延長=241.38km 除雪回数=7回 H17 除雪延長=245.17km 除雪回数=6回		

※除雪延長は毎年除雪計画の中で決定するものであり、除雪の回数は降雪量によりかわるものから、合併前後の比較はできないものであるが、参考に記載した。

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	210	事務事業名等	側溝清掃補助事業
		所管課名	土木総務課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりに自治会(町内会)に麻袋を支給する。	合併年度とそれに続く3か年度は、合併前と同様な取扱いをすることから合併前と変化はない。	H16 処理日数 25日 62自治会 H17 処理日数 28日 62自治会	
白根市			H16 処理日数 36日 133自治会 H17 処理日数 45日 127自治会	
豊栄市			(一斉清掃) H16 処理日数 2日 35自治会 H17 処理日数 2日 38自治会 ※一斉清掃以外直営で随時	
小須戸町			H16 処理日数 5日 78自治会 H17 処理日数 5日 66自治会	
横越町	新潟市の制度に統一する。	新潟市の制度により実施している。合併前のように麻袋の支給要望がある。	H16 不明 H17 処理日数 8日 9自治会	
亀田町		新潟市の制度により実施している。合併前は直営収集をしていたが、合併後業者委託回収になったため、毎日回収することが可能となった。	H16 処理日数 28日 60自治会 H17 処理日数 21日 66自治会	
岩室村		新潟市の制度により実施している。	H16 処理日数 20日 13自治会 H17 処理日数 20日 13自治会	
西川町			H16 処理日数 6日 26自治会 H17 処理日数 6日 26自治会	
味方村		新潟市の制度に統一。道路側溝清掃を行う自治会が少ないため、今後清掃の実施及び制度の周知を図っていく。	実績なし	
潟東村		新潟市の制度に統一。合併前は、側溝清掃を行った際は各自治会で泥土を処理してもらっていたが、合併後は市の委託業者が回収する。		
月潟村		新潟市の制度により実施している。合併前は経費の1/2を補助金で交付していたが、作業終了の連絡で市が処理することとなり市民の負担が減った。	H16 処理日数 3.5日 5自治会 H17 処理日数 3.5日 5自治会	
中之口村		新潟市の制度により実施している。合併前は、処理費用の半額助成だったが、合併後は市で処理し市民の負担が減った。	H16 処理日数 3日 3自治会 H17 処理日数 1日 3自治会	
巻町		新潟市の制度に統一する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度は現行のとおりに自治会(町内会)に麻袋を支給する。	合併年度とそれに続く3か年度は、合併前と同様な取扱いをすることから合併前と変化はない。	(一斉清掃) H16 処理日数 5日 31自治会 H17 処理日数 5日 31自治会 H18 処理日数 6日 31自治会(予定)

※泥土処理の日数は委託業者の運搬経路等により増減が変化することから、効果・影響をはっきりと把握はできない。

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	211	事務事業名等	私道整備費助成事業
		所管課名	土木総務課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新潟市の制度を適用することとなり、助成要件が拡充された。	実績なし
白根市		新潟市の制度を適用することとなり助成率が合併前より増となったが、対象基準の変更により助成件数が減となった。	平成16年度助成件数…10件 平成17年度助成件数…1件
豊栄市	新潟市の制度を適用する。	新潟市の制度を適用している。	実績なし
小須戸町		新潟市の制度を適用することで市民から大変喜ばれた。	平成16年度助成件数…0件 平成17年度助成件数…1件
横越町			
亀田町	新潟市の制度に統一する。		
岩室村	新潟市の制度を適用する。	新潟市の制度を適用している。	実績なし
西川町			
味方村			
潟東村			
月潟村			
中之口村			
巻町	新潟市の制度に統一する。	新潟市の制度を適用することとなり、補助額が増となった。	

※合併前後の助成件数についてデータをのせたが、申請者は年度ごとに変化するものであり、制度調整により影響があったかどうかは明確にはならない。

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	212	事務事業名等	放置自転車対策事業
		所管課名	土木企画課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新潟市の制度で放置自転車の撤去、保管、返還を実施。	自転車撤去台数 H16 340台 H17 386台 自転車返還台数 H16 101台 H17 50台 保管料徴収件数 H16 85件 H17 37件
白根市	新潟市の制度に統一する。 ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。		自転車撤去台数 H16 36台 H17 0台 自転車返還台数 H16 23台 H17 0台 保管料徴収件数 H16 0件 H17 0件
豊栄市			自転車撤去台数 H16 137台 H17 201台 自転車返還台数 H16 25台 H17 37台 保管料徴収件数 H16 0件 H17 0件
小須戸町			自転車撤去台数 H16 13台 H17 21台 自転車返還台数 H16 12台 H17 0台 保管料徴収件数 H16 0件 H17 0件
横越町			放置自転車撤去台数 H16 0台 H17 1台 放置自転車返還台数 H16 0台 H17 0台 保管料徴収件数 H16 0件 H17 0件
亀田町			新潟市の制度に統一する。
岩室村	新潟市の制度に統一する。 ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。		自転車撤去台数 H16 0台 H17 0台 自転車返還台数 H16 0台 H17 0台 保管料徴収件数 H16 0件 H17 0件
西川町	新潟市の制度に統一する。		自転車撤去台数 H16 11台 H17 23台 自転車返還台数 H16 0台 H17 3台 保管料徴収件数 H16 0件 H17 0件
味方村	新潟市の制度を適用する。 ただし、自転車等撤去・保管手数料については、6か月間の周知期間を設ける。		自転車撤去台数 H16 0台 H17 0台 自転車返還台数 H16 0台 H17 0台 保管料徴収件数 H16 0件 H17 0件
潟東村			自転車撤去台数 H16 0台 H17 0台 自転車返還台数 H16 0台 H17 0台 保管料徴収件数 H16 0件 H17 0件
月潟村			自転車撤去台数 H16 2台 H17 0台 自転車返還台数 H16 0台 H17 0台 保管料徴収件数 H16 0件 H17 0件
中之口村			自転車撤去台数 H16 0台 H17 0台 自転車返還台数 H16 0台 H17 0台 保管料徴収件数 H16 0件 H17 0件
巻町			自転車撤去台数 H16 110台 H17 44台 自転車返還台数 H16 22台 H17 18台 保管料徴収件数 H16 0件 H17 0件

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	213	事務事業名等	生垣設置等助成事業
		所管課名	公園水辺課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	新潟市の制度に統一し、新潟市生垣設置奨励助成金交付要綱を適用した。	件数 6件 交付確定額 375(千円) 延長 125m
白根市	新潟市の制度を適用する。	新潟市生垣設置奨励助成金交付要綱を適用。	件数 1件 交付確定額 84(千円) 延長 30m
豊栄市			件数 3件 交付確定額 138(千円) 延長 46m
小須戸町			件数 1件 交付確定額 12(千円) 延長 4m
横越町			件数 0件 交付確定額 0(千円) 延長 0m
亀田町			件数 5件 交付確定額 188(千円) 延長 63m
岩室村			件数 0件 交付確定額 0(千円) 延長 0m
西川町			新潟市の制度に統一する。
味方村	新潟市の制度を適用する。	新潟市生垣設置奨励助成金交付要綱を適用。	件数 1件 交付確定額 66(千円) 延長 22m
潟東村			件数 1件 交付確定額 36(千円) 延長 12m
月潟村			件数 1件 交付確定額 90(千円) 延長 30m
中之口村			件数 3件 交付確定額 324(千円) 延長 108m
巻町			件数 0件 交付確定額 0(千円) 延長 0m

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	214	事務事業名等	広場等整備事業
		所管課名	公園水辺課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等	
新津市	新潟市の制度を適用する。	新潟市子供の遊び場設置要綱を適用。 有償の借地契約による公園は、合併施行期日をもって契約を解除し、要綱に基づいた借地公園に移行した。	借地公園: 2	
白根市		新潟市子供の遊び場設置要綱を適用。	借地公園: 3	
豊栄市	新潟市の制度に統一する。	新潟市子供の遊び場設置要綱を適用。 有償の借地契約による公園は、合併施行期日をもって契約を解除し、要綱に基づいた借地公園に移行した。遊具補助金制度は廃止。	借地公園: 1	
小須戸町	新潟市の制度を適用する。	新潟市子供の遊び場設置要綱を適用。		
横越町				
亀田町				
岩室村	新潟市の制度に統一する。	新潟市子供の遊び場設置要綱を適用。 遊具補助金制度は廃止。		
西川町				
味方村	新潟市の制度を適用する。	新潟市子供の遊び場設置要綱を適用。		
潟東村				
月潟村				
中之口村				新潟市子供の遊び場設置要綱を適用。 有償の借地契約による公園は、合併までに土地を買収した。
巻町				新潟市子供の遊び場設置要綱を適用。

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	215	事務事業名等	入札制度の状況
		所管課名	契約課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、当分の間、運用については弾力的に対応する。	新潟市の制度に統一して、選択肢が増加した。(特に専門業者)また、弾力的な運用により、業者側の混乱を軽減させることができた。	
白根市		新潟市の制度に統一したが、指名範囲については弾力的運用により、特に変化はない。(18年10月より新潟市制度に統一予定)18年4月から舗装の指名基準を統一した結果、支所管内の指名可能業者数が減少した。	
豊栄市		新潟市の指名基準等を基本とし、一部工種で弾力的運用を行っている。支所管内の業者で指名業者数を確保できない場合は、北地区業者も指名している。制度調整による大きな問題はないが、当初、電子入札にとまどった業者があったようである。	
小須戸町		新潟市の制度に統一することで、入札における指名業者数が増えたことと、広範囲からの選定が可能となった。	
横越町		新潟市の制度に統一した。ただし、激変緩和措置として、格付けされた級別の「建設工事の発注基準」による工事ランクごとに指名できる業者の範囲について要件を緩和している。	
亀田町		新潟市の制度に統一している。ただし、工事に関する指名業者数及びランクについては、激変緩和措置として、旧亀田町の制度も取り入れている。	
岩室村		原則新潟市の制度に統一しているが、業者指名は地元業者育成を考慮し、旧基準で運用をしている。設計図書の販売等市制度により、契約担当職員の事務が軽減された。また、予定価格事前公表・指名業者数増加により、平均落札率が低下した。	
西川町		工事ランクごとの指名業者の範囲について、基準見直しが行われたが、市町村合併による激変緩和措置として、旧町の従前の例により、弾力的に運用している。	
味方村		新潟市の制度に統一しているが、発注標準及び工事の級については、旧村の基準を弾力的に使用している。	
潟東村		新潟市の制度に統一しているが、17年度は弾力的運用により指名等を行ったため支障はなかった。18年度より市基準の指名等を行っている。	
月潟村		工事発注までの時間がかかるようになった。また、支所発注工事について、指名業者数が多くなり、落札率が下がってきた。	
中之口村		予定価格の事前公表及び土木一式工事における指名業者数の増加により、落札率が低下した。	
巻町	指名業者の選定については、基本的に新潟市の制度に統一しているが、指名委員会の案件等では旧巻町の基準で指名するなど、弾力的な運用を行っている。		

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	216	事務事業名等	水道工事検査手数料・加入金の状況
		所管課名	水道局給水装置課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	工事検査手数料：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。 加入金：合併前制度料金より口径13mm～25mmは高くなったが、その他の口径は安くなった。	17年度の新潟地区内における徴収額と合併前制度に基づき徴収した場合における試算額とを比較。(金額は税込) 工事検査手数料(683件)：合併前：831,000円→現行：4,019,400円 差額：+3,188,400円 加入金(565件)：合併前：30,242,100円→現行：29,956,500円 差額：-285,600円
白根市		工事検査手数料：合併前は制度がなく、新たに追加になった。 加入金：合併前制度料金より口径13mmは高くなったが、その他の口径は安くなった。	17年度の白根地区と味方地区内における徴収額と合併前制度に基づき徴収した場合における試算額とを比較。(金額は税込) 工事検査手数料(414件)：合併前：0円→現行：2,453,400円 差額：+2,453,400円 加入金(281件)：合併前：14,857,500円→現行：14,899,500円 差額：+42,000円
豊栄市		工事検査手数料：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。 加入金：合併前制度料金より口径13mmは高くなったが、その他の口径は安くなった。	17年度の豊栄地区内における徴収額と合併前制度に基づき徴収した場合における試算額とを比較。(金額は税込) 工事検査手数料(467件)：合併前：2,375,000円→現行：2,760,800円 差額：+385,800円 加入金(320件)：合併前：17,221,050円→現行：16,976,400円 差額：-244,650円
小須戸町		工事検査手数料：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。 加入金：合併前制度料金より口径13mmは安くなったが、その他の口径は高くなった。	17年度の小須戸地区内における徴収額と合併前制度に基づき徴収した場合における試算額とを比較。(金額は税込) 工事検査手数料(83件)：合併前：282,000円→現行：493,000円 差額：+211,000円 加入金(57件)：合併前：3,627,750円→現行：3,722,250円 差額：+94,500円
横越町		工事検査手数料：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。 加入金：合併前制度料金と変わらない。	17年度の横越地区内における徴収額と合併前制度に基づき徴収した場合における試算額とを比較。(金額は税込) 工事検査手数料(129件)：合併前：262,500円→現行：759,800円 差額：+497,300円 加入金(101件)：合併前と現行は同額(6,415,500円) 差額：±0円
亀田町		工事検査手数料：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。 加入金：合併前制度料金より口径13mm～25mmは高くなったが、その他の口径は安くなった。	17年度の亀田地区内における徴収額と合併前制度に基づき徴収した場合における試算額とを比較。(金額は税込) 工事検査手数料(548件)：合併前：852,500円→現行：3,207,400円 差額：+2,354,900円 加入金(469件)：合併前：25,929,750円→現行：26,381,250円 差額：+451,500円
岩室村		工事検査手数料：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。 加入金：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。	17年度の岩室地区内における徴収額と合併前制度に基づき徴収した場合における試算額とを比較。(金額は税込) 工事検査手数料(71件)：合併前：99,000円→現行：417,600円 差額：+318,600円 加入金(31件)：合併前：1,811,250円→現行：1,984,500円 差額：+173,250円
西川町		工事検査手数料：合併前制度料金より口径25mmまでは安くなったが、口径40mm以上は高くなった。 加入金：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。	17年度の西川地区内における徴収額と合併前制度に基づき徴収した場合における試算額とを比較。(金額は税込) 工事検査手数料(59件)：合併前：354,000円→現行：348,000円 差額：-6,000円 加入金(38件)：合併前：1,874,250円→現行：2,121,000円 差額：+246,750円
味方村		工事検査手数料：合併前は制度がなく、新たに追加になった。 加入金：合併前制度料金より口径13mmは高くなったが、その他の口径は安くなった。	合併前は白根市水道局が白根市と味方村を給水区域として水道事業を運営しており、味方村のデータについては、白根市欄の記載データに含まれる。
潟東村		工事検査手数料：合併前制度料金より口径25mmまでは安くなったが、口径40mm以上は高くなった。 加入金：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。	17年度の潟東地区と中之口地区内における徴収額と合併前制度に基づき徴収した場合における試算額とを比較。(金額は税込) 工事検査手数料(49件)：合併前：318,500円→現行：295,800円 差額：-22,700円 加入金(20件)：合併前：2,000,250円→現行：2,168,250円 差額：+168,000円
月潟村		工事検査手数料：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。 加入金：合併前制度料金より口径20mmと40mmは高くなったが、その他の口径は安くなった。	17年度の月潟地区内における徴収額と合併前制度に基づき徴収した場合における試算額とを比較。(金額は税込) 工事検査手数料(32件)：合併前：64,000円→現行：197,200円 差額：+133,200円 加入金(10件)：合併前：693,000円→現行：645,750円 差額：-47,250円
中之口村		工事検査手数料：合併前制度料金より口径25mmまでは安くなったが、口径40mm以上は高くなった。 加入金：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。	合併前は中之口村・潟東村水道企業が中之口村と潟東村を給水区域として水道事業を運営しており、中之口村のデータについては、潟東村欄の記載データに含まれる。
巻町	工事検査手数料：合併前制度料金より全ての口径で高くなった。 加入金：合併前制度料金より口径13mmは安くなったが、その他の口径は高くなった。	17年度の巻地区内における徴収額と合併前制度に基づき徴収した場合における試算額とを比較。(金額は税込) 工事検査手数料(81件)：合併前：31,500円→現行：487,200円 差額：+455,700円 加入金(53件)：合併前：2,564,625円→現行：2,478,000円 差額：-86,625円	

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	217	事務事業名等	水道料金の状況
		所管課名	水道局業務課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)	合併時の制度調整のとおり、合併前の料金と比較して高くなる場合は、当該年度に応じた調整を行っている。 【減免率は17年度60%、18年度40%、19年度20%】(官公署除く)	1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 3,139円(2,990円) 合併後: 2,383円(2,270円) 差 額: -756円(-720円)
白根市			1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 2,289円(2,180円) 合併後: 2,326円(2,216円)減免率60%適用 差 額: +37円(+36円)
豊栄市			1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 3,675円(3,500円) 合併後: 2,383円(2,270円) 差 額: -1,292円(-1,230円)
小須戸町			1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 3,675円(3,500円) 合併後: 2,383円(2,270円) 差 額: -1,292円(-1,230円)
横越町			1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 2,194円(2,090円) 合併後: 2,270円(2,162円)減免率60%適用 差 額: +76円(+72円)
亀田町			1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 2,016円(1,920円) 合併後: 2,163円(2,060円)減免率60%適用 差 額: +147円(+140円)
岩室村			1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 3,832円(3,650円) 合併後: 2,383円(2,270円) 差 額: -1,449円(-1,380円)
西川町			1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 3,832円(3,650円) 合併後: 2,383円(2,270円) 差 額: -1,449円(-1,380円)
味方村			1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 2,289円(2,180円) 合併後: 2,326円(2,216円)減免率60%適用 差 額: +37円(+36円)
潟東村			1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 3,307円(3,150円) 合併後: 2,383円(2,270円) 差 額: -924円(-880円)
月潟村			1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 2,257円(2,150円) 合併後: 2,307円(2,198円)減免率60%適用 差 額: +50円(+48円)
中之口村			1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 3,307円(3,150円) 合併後: 2,383円(2,270円) 差 額: -924円(-880円)
巻 町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の料金と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く2か年度は段階的に調整する。(官公署除く)	1か月20m ³ 使用した際の水道料金 口径13mm(税抜) 合併前: 4,529円(4,314円) 合併後: 2,383円(2,270円) 差 額: -2,146円(-2,044円)	

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	218	事務事業名等	下水道事業受益者負担金の状況
		所管課名	下水道業務課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとする。	H17賦課分より新潟市の制度(H17.3条例改正)を適用。旧新津市賦課分は変更なし。	負担金額 合併前: 690円/㎡ 合併後: 300円/㎡
白根市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、当分の間地区の実情を尊重した負担金額とする。	H17賦課分より新潟市の制度(H17.3条例改正)を適用。ただし、受益者が個人でありかつ居住の用に供している土地については限度額(H17は17万円)を設定。旧白根市賦課分は変更なし。	負担金額 合併前: 165,000円/戸(水道管口径20mm以下) 合併後: 300円/㎡
豊栄市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとする。	H17賦課分より新潟市の制度(H17.3条例改正)を適用。旧豊栄市賦課分は変更なし。	負担金額 合併前: 622円/㎡ 合併後: 300円/㎡
小須戸町		H17賦課分より新潟市の制度(H17.3条例制定)を適用。旧小須戸町賦課分は変更なし。	分担金額 合併前: 350円/㎡ 合併後: 300円/㎡
横越町		H17賦課分より新潟市の制度(H17.3条例改正)を適用。旧横越町賦課分は変更なし。	負担金額 合併前: 234円/㎡ 合併後: 300円/㎡
亀田町		H17賦課分より新潟市の制度(H17.3条例改正)を適用。旧亀田町賦課分は変更なし。	負担金額 合併前: 300円/㎡ 合併後: 300円/㎡
岩室村		H17賦課分より新潟市の制度(H17.3条例制定)を適用。ただし、受益者が個人でありかつ居住の用に供している土地については限度額(H17は17万円)を設定。旧岩室村賦課分は変更なし。	分担金額 合併前: 300円/㎡ 合併後: 300円/㎡
西川町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、当分の間地区の実情を尊重した負担金額とする。	H17賦課分より新潟市の制度(H17.3条例改正)を適用。ただし、受益者が個人でありかつ居住の用に供している土地については限度額(H17は17万円)を設定。旧西川町賦課分は変更なし。	負担金額 合併前: 300円/㎡ 合併後: 300円/㎡
味方村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。	H17賦課分より新潟市の制度(H17.3条例制定)を適用。ただし、受益者が個人でありかつ居住の用に供している土地については限度額(H17は17万円)を設定。旧味方村賦課分は変更なし。	分担金額 合併前: 300円/㎡ 合併後: 300円/㎡
潟東村	新潟市の制度を適用する。ただし、合併年度とそれに続く3か年度を限度として、地区の実情を尊重した分担金額とする。	公共下水道未供用のため賦課していない。	—
月潟村			
中之口村			
巻町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前に賦課したものについては現行のとおりとし、合併後については、当分の間地区の実情を尊重した負担金額とする。	H17賦課分より新潟市の制度(H17.3条例制定)を適用。ただし、受益者が個人でありかつ居住の用に供している土地については限度額(H17は17万円)を設定。旧巻町賦課分は変更なし。	負担金額 合併前: 150,000円/戸 合併後: 300円/㎡

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	219	事務事業名等	下水道使用料金の状況
		所管課名	下水道業務課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)	合併時の制度調整のとおり、合併前の料金と比較して高くなる場合は、当該年度に応じた調整を行っている。【減免率は17年度60%、18年度40%、19年度20%】(官公署除く)	1か月20㎡使用した際の下水道使用料(税抜) 合併前： 2,205円(2,100円) 合併後： 2,331円(2,220円)減免率60%適用 差 額： +126円(+120円)
白根市			1か月20㎡使用した際の下水道使用料(税抜) 合併前： 3,255円(3,100円) 合併後： 2,520円(2,400円) 差 額： -735円(-700円)
豊栄市			1か月20㎡使用した際の下水道使用料(税抜) 合併前： 3,386円(3,225円) 合併後： 2,520円(2,400円) 差 額： -866円(-825円)
小須戸町			1か月20㎡使用した際の下水道使用料(税抜) 合併前： 2,625円(2,500円) 合併後： 2,520円(2,400円) 差 額： -105円(-100円)
横越町			1か月20㎡使用した際の下水道使用料(税抜) 合併前： 2,415円(2,300円) 合併後： 2,457円(2,340円)減免率60%適用 差 額： +42円(+40円)
亀田町			1か月20㎡使用した際の下水道使用料(税抜) 合併前： 1,995円(1,900円) 合併後： 2,205円(2,100円)減免率60%適用 差 額： +210円(+200円)
岩室村			1か月20㎡使用した際の下水道使用料(税抜) 合併前： 3,150円(3,000円) 合併後： 2,520円(2,400円) 差 額： -630円(-600円)
西川町			1か月20㎡使用した際の下水道使用料(税抜) 合併前： 3,150円(3,000円) 合併後： 2,520円(2,400円) 差 額： -630円(-600円)
味方村	新潟市の制度を適用する。	新潟市の制度を適用するため、経過措置なし。	-
潟東村	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く3か年度は段階的に調整する。(官公署除く)	公共下水道未供用。	
月潟村	新潟市の制度を適用する。		
中之口村			
巻 町	新潟市の制度に統一する。ただし、合併前の使用料と比較して高くなる場合は、合併年度とそれに続く2か年度は段階的に調整する。(官公署除く)	合併時の制度調整のとおり、合併前の料金と比較して高くなる場合は、当該年度に応じた調整を行っている。【減免率は17年度60%、18年度40%、19年度20%】(官公署除く)	

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	220	事務事業名等	私道公共下水道設置事業
		所管課名	下水道業務課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	制度を適用している。	受付件数 10件
白根市	新潟市の制度を適用する。		受付件数 0件
豊栄市	新潟市の制度に統一する。		受付件数 1件
小須戸町			受付件数 0件
横越町			
亀田町			
岩室村	新潟市の制度を適用する。		受付件数 3件
西川町			
味方村	新潟市の制度に統一する。		受付件数 1件
潟東村	新潟市の制度を適用する。		受付件数 0件
月潟村	新潟市の制度に統一する。		受付件数 5件
中之口村			受付件数 0件
巻町	新潟市の制度を適用する。		受付件数 7件

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	221	事務事業名等	排水設備設置資金融資事業
		所管課名	下水道業務課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	制度統一により、新規融資は、 利率：2.45%→1.8%、利子補給：有→無 の融資条件で運用しています。	平成16年度新規融資件数：33件 平成17年度新規融資件数：8件
白根市		合併以前と、ほぼ同様の 利率：1.8%、償還方法：60ヶ月以内 の融資条件で運用しています。	平成16年度新規融資件数：3件 平成17年度新規融資件数：0件
豊栄市		制度統一により、新規融資は、 利率：1.25%→1.8%、 の融資条件で運用しています。	平成16年度新規融資件数：4件 平成17年度新規融資件数：2件
小須戸町		制度統一により、新規融資は、 利率：3.0%→1.8%、利子補給：有→無 の融資条件で運用しています。	平成16年度新規融資件数：1件 平成17年度新規融資件数：0件
横越町		制度統一により、新規融資は、 利率：2.45%→1.8%、利子補給：有→無 の融資条件で運用しています。	平成16年度新規融資件数：0件 平成17年度新規融資件数：0件
亀田町			平成16年度新規融資件数：8件 平成17年度新規融資件数：4件
岩室村	新潟市の制度を適用する。	合併により、新潟市の融資条件 利率：1.8%、償還方法：60ヶ月以内 で運用しています。	平成16年度新規融資件数：1件 平成17年度新規融資件数：1件
西川町	新潟市の制度に統一する。	制度統一により、新規融資は、 利率：各件個別→1.8%、利子補給：有→無 の融資条件で運用している。	平成16年度新規融資件数：1件 平成17年度新規融資件数：0件
味方村		合併以前と、ほぼ同様の 利率：1.8%、償還方法：60ヶ月以内 の融資条件で運用しています。	平成16年度新規融資件数：1件 平成17年度新規融資件数：2件
潟東村	新潟市の制度を適用する。	平成17年度では、当地区は公共下水道の処 理開始公示がされていないため、実績はあり ません。	
月潟村			
中之口村			
巻町			

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	222	事務事業名等	水洗便所改造助成事業
		所管課名	下水道業務課

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度を適用する。	合併により、 処理開始から1年以内の水洗化には3万円 1年を超え3年以内の水洗化には2万円 の助成金を交付しています。	H16確認申請：839件、水洗化率：76.80% H17確認申請：893件、水洗化率：80.28% H17助成申請：356件
白根市	新潟市の制度に統一する。	合併前とほぼ同様に、 処理開始から1年以内の水洗化には3万円 1年を超え3年以内の水洗化には2万円 の助成金を交付しています。	H16確認申請：152件、水洗化率：46.58% H17確認申請：129件、水洗化率：50.64% H17助成申請：89件
豊栄市	新潟市の制度を適用する。	合併により、 処理開始から1年以内の水洗化には3万円 1年を超え3年以内の水洗化には2万円 の助成金を交付しています。	H16確認申請：215件、水洗化率：90.75% H17確認申請：274件、水洗化率：91.19% H17助成申請：86件
小須戸町	新潟市の制度に統一する。	一般の世帯には、合併により、 処理開始から1年以内の水洗化には3万円 1年を超え3年以内の水洗化には2万円 の助成金を交付しています。	H16確認申請：92件、水洗化率：66.88% H17確認申請：76件、水洗化率：71.84% H17助成申請：8件
横越町		合併により、助成金交付制度を運用していま すが、当地域のほとんどが、処理開始から、3 年以上を経過しているため、申請はありません でした。	H16確認申請：169件、水洗化率：87.06% H17確認申請：113件、水洗化率：88.18% H17助成申請：1件
亀田町	新潟市の制度を適用する。	合併により、 処理開始から1年以内の水洗化には3万円 1年を超え3年以内の水洗化には2万円 の助成金を交付しています。	H16確認申請：329件、水洗化率：78.76% H17確認申請：537件、水洗化率：81.78% H17助成申請：134件
岩室村	新潟市の制度に統一する。	合併前とほぼ同様に、 処理開始から1年以内の水洗化には3万円 1年を超え3年以内の水洗化には2万円 の助成金を交付しています。	H16確認申請：22件、水洗化率：50.00% H17確認申請：39件、水洗化率：14.88% H17助成申請：29件
西川町		合併前とほぼ同様に、 処理開始から1年以内の水洗化には3万円 1年を超え3年以内の水洗化には2万円 の助成金を交付しています。	H16確認申請：118件、水洗化率：24.61% H17確認申請：82件、水洗化率：29.77% H17助成申請：57件
味方村		合併前とほぼ同様に、 処理開始から1年以内の水洗化には3万円 1年を超え3年以内の水洗化には2万円 の助成金を交付しています。	H16確認申請：109件、水洗化率：18.00% H17確認申請：122件、水洗化率：49.56% H17助成申請：107件
潟東村	新潟市の制度を適用する。	平成17年度では、当地区は公共下水道の処 理開始公示がされていないため、実績はあり ません。	
月潟村			
中之口村			
巻町		合併により、 処理開始から1年以内の水洗化には3万円 1年を超え3年以内の水洗化には2万円 の助成金を交付しています。	H16確認申請：72件、水洗化率：4.30% H17確認申請：108件、水洗化率：9.68% H17助成申請：18件（合併以降）

編入市町村への効果・影響

【都市整備分野】

番号	223	事務事業名等	雨水流出抑制施設設置助成事業
		所管課名	下水道業務課(申請受付関係), 下水道企画課(技術的事項等)

旧市町村名	合併時の調整方針	現在の状況	数値データ等
新津市	新潟市の制度に統一する。	雨水貯留槽として浄化槽の再利用助成から、合併により雨水浸透柵・貯留タンクの設置助成に変わっていますが、貯留タンクへの助成が主となっています。	H17申請件数:2件
白根市	新潟市の制度を適用する。	当地区における当該施設の設置効果や設置不適地等の調査を終えていないため、また、国の補助事業を活用していることから、現在は、助成対象区域外となっています。	
豊栄市			
小須戸町			
横越町			
亀田町			
岩室村			
西川町			
味方村	新潟市の制度に統一する。	合併以前と同様に、雨水浸透柵・貯留タンクの設置助成を行っていますが、貯留タンクへの助成が主となっています。	H17申請件数:1件
潟東村	新潟市の制度を適用する。	当地区における当該施設の設置効果や設置不適地等の調査を終えていないため、また、国の補助事業を活用していることから、現在は、助成対象区域外となっています。	
月潟村			
中之口村			
巻町			

Ⅲ 経費削減・効率化について

【事務事業一覧表】

番号	事務事業名	担当課名
1	職員人件費の削減	人事課
2	議会議員の削減	議会事務局総務課
3	議会費の削減	議会事務局総務課
4	特別職等の削減	人事課ほか
5	附属機関等の報酬等の削減	各支所総務課
6	介護認定審査会委員の削減	介護保険課
7	新潟地区広域清掃事務組合の廃止	廃棄物政策課
8	巻・新潟衛生組合の廃止	廃棄物政策課
9	白根地域広域事務組合の廃止, 巻・西川・潟東消防事務組合の廃止	消防局総務課
10	中之口村潟東村上水道企業団の廃止, 巻町・西川町上水道原水供給企業団の廃止	水道局総務課
11	電算システムの統合	情報政策課
12	公用車両の効率化	管財課
13	新津地区資源物売却方法の見直し	廃棄物政策課
14	新津地区埋立及び可燃残渣処理方法の見直し	廃棄物政策課
15	温泉源泉施設等の無償貸与による管理費の削減	岩室支所産業観光課

経費削減・効率化について

番号	1	項目名	職員人件費の削減
		所管課名	人事課
		合併における効果	数値データ等
		<p>・主に合併に伴う組織改編による重複する管理部門等の整理統合や、本庁への事務集中化等により、職員を削減した。</p> <p>H16. 4. 1 職員総数 8,338人</p> <p>H18. 4. 1 職員総数 8,077人 (261人の減)</p> <p>※職員数は定員管理調査による(教育長を除く)</p>	<p>7,745千円(H18 当初予算給与費明細書より) × 261人 =2,021,445千円</p> <p>約2,021,445千円/年の削減</p>

番号	2	項目名	議会議員の削減
		所管課名	議会事務局総務課
		合併における効果	数値データ等
		<p>・合併で編入市町村の議員が失職したことにより、議員報酬等の削減が図れた。(合併前291人→合併後80人)</p>	<p>H16当初(14市町村合計) 議員人件費(報酬, 期末手当, 共済費等) 1,629,640千円 …①</p> <p>H18当初 議員人件費(報酬, 期末手当, 共済費等) 903,192千円 …②</p> <p>削減額 ①-②=726,448千円</p>

番号	3	項目名	議会費の削減
		所管課名	議会事務局総務課
		合併における効果	数値データ等
		<p>・合併により議会事務局が統合されたことから、各市町村の議会費についても削減が図れた。</p>	<p>H16当初(14市町村合計) 議会費(議員・職員人件費除く) 344,640千円 …①</p> <p>H18当初 議会費(議員・職員人件費除く) 255,149千円 …②</p> <p>削減額 ①-②=89,491千円</p> <p>※議員人件費は「議会議員の削減」で計上済み ※議会事務局職員人件費は「職員人件費の削減」で計上済み</p>

経費削減・効率化について

番号	4	項目名	特別職等の削減
		所管課名	人事課, 教育委員会総務課, 選挙管理委員会, 農業委員会, 監査委員事務局
		合併における効果	数値データ等
		・合併により, 重複する特別職の削減等が図られた。 《削減が図られた主な特別職》 ・首長, 助役, 収入役, 公平委員会 ・教育長, 教育委員会の委員 ・選挙管理委員会の委員 ・農業委員会の委員 ・常勤・非常勤の監査委員	《H16年4月とH18年4月の比較》※人件費は当初予算の比較。 ・首長, 助役, 収入役, 公平委員会 (48人→7人, 519,951千円の減) ・教育長, 教育委員会の委員 (69人→5人, 160,784千円の減) ・選挙管理委員会の委員 (56人→4人, 6,241千円の減) ・農業委員会の委員 (281人→166人, 29,457千円の減) ・常勤・非常勤の監査委員 (28人→4人, 11,487千円の減)

番号	5	項目名	附属機関等の報酬等の削減
		所管課名	各支所総務課
		合併における効果	数値データ等
		・合併前の旧市町村ごとに設置していた各種附属機関等の廃止に伴う委員報酬等の削減により経費の効率化が図られた。	・旧新津市削減額 : 2,022千円 10機関 ・旧白根市削減額 : 3,175千円 19機関 ・旧豊栄市削減額 : 2,006千円 21機関 ・旧小須戸町削減額 : 1,635千円 10機関 ・旧横越町削減額 : 2,365千円 12機関 ・旧亀田町削減額 : 2,491千円 18機関 ・旧岩室村削減額 : 1,478千円 13機関 ・旧西川町削減額 : 1,706千円 14機関 ・旧味方村削減額 : 901千円 9機関 ・旧湯東村削減額 : 636千円 3機関 ・旧月瀧村削減額 : 731千円 6機関 ・旧中之口村削減額 : 1,403千円 8機関 ・旧巻町削減額 : 1,113千円 17機関 合計 21,662千円の削減 (平成16年度予算ベース)

番号	6	項目名	介護認定審査会委員の削減
		所管課名	介護保険課
		合併における効果	数値データ等
		介護認定審査会は, 合併前は旧新潟市・旧新津市・旧白根市・旧豊栄市・旧西川町・旧湯東村及び旧巻町で開催し, 審査会委員数は411人。合併後, 本庁及び3支所(新津・白根・豊栄)で開催し, 審査員数は350人に減少。 【参考】審査会の共同開催 旧新津市・旧小須戸町・旧横越町・旧亀田町 旧味方村・旧湯東村・旧月瀧村・旧中之口村 旧岩室村・旧分水町・旧弥彦村	介護認定審査会委員報酬比較 平成16年度予算(14市町村計) 113,450千円 平成17年新潟市当初予算 78,624千円 【増減】 △34,826千円

経費削減・効率化について

番号	7	項目名	新潟地区広域清掃事務組合の廃止				
		所管課名	廃棄物政策課				
合併における効果			数値データ等				
新潟地区広域清掃事務組合の廃止による人員、議会費及び監査委員費の削減。 ・議会費 ・監査委員費 ・特別職報酬			(単位:千円) 組合解散による皆減				
			区分	16年度 当初予算額 (a)	17年度 当初予算額 (b)	差引 (b-a)	人員数
			議会費	2,543		△ 2,543	10人⇒0人
			監査委員費	470		△ 470	2人⇒0人
			特別職報酬	302		△ 302	4人⇒0人
			計	3,315		△ 3,315	16人⇒0人

番号	8	項目名	巻・新潟衛生組合の廃止				
		所管課名	廃棄物政策課				
合併における効果			数値データ等				
巻・新潟衛生組合の廃止による人員、議会費及び監査委員費の削減。 ・議会費 ・監査委員費 ・特別職報酬			(単位:千円) 組合解散による皆減				
			区分	17年度 当初予算額 (a)	18年度 当初予算額 (b)	差引 (b-a)	人員数
			議会費	906		△ 906	18人⇒0人
			監査委員費	91		△ 91	2人⇒0人
			特別職報酬	227		△ 227	4人⇒0人
			計	1,224		△ 1,224	24人⇒0人

番号	9	項目名	白根地域広域事務組合の廃止 巻・西川・潟東消防事務組合の廃止			
		所管課名	消防局総務課			
合併における効果			数値データ等			
白根地域広域事務組合及び巻・西川・潟東消防事務組合の議会費、特別職等報酬及び監査委員費は、合併後には不要となったことから、単純に比較した場合、一部事務組合の廃止による経費削減効果はあった。 人員については、旧一部事務組合では一般職員及び消防職員が勤務していたが、合併後は、それぞれの身分や新潟市の組織に合わせて、各部局に異動したため、単純な比較はできないが、人員削減効果はあった。			白根地域広域事務組合(平成16年度決算額) ・議会費 1,671,854円 ・組合管理者等報酬 240,669円 ・監査委員費 67,374円 計 1,979,897円 巻・西川・潟東消防事務組合(平成16年度決算額) ・議会費 1,067,255円 ・特別職報酬 187,250円 ・監査委員費 78,200円 計 1,332,705円			

経費削減・効率化について

番号	10	項目名	中之口村潟東村上水道企業団の廃止 巻町・西川町上水道原水供給企業団の廃止
		所管課名	水道局総務課
		合併における効果	数値データ等
		<p>【中之口村潟東村上水道企業団】 ・企業団の解散に伴い、企業長、副企業長報酬等や議会費、監査委員費が削減できた。</p> <p>【巻町・西川町上水道原水供給企業団(H17.3.21より新潟市が西川町の地位を承継し、巻町・新潟市上水道原水供給企業団)】 ・企業団の解散に伴い、企業長、副企業長報酬等や議会費、監査委員費が削減できた。</p>	<p>中之口村潟東村上水道企業団(16年度予算額ベース) ・企業長及び副企業長報酬等の削減 573千円 ・議会費の削減 2,432千円 ・監査委員費の削減 385千円 計 3,390千円</p> <p>巻町・西川町上水道原水供給企業団(16年度予算額ベース) ・企業長及び副企業長報酬等の削減 244千円 ・議会費の削減 1,181千円 ・監査委員費の削減 91千円 計 1,516千円</p>

番号	11	項目名	電算システムの統合																						
		所管課名	情報政策課																						
		合併における効果	数値データ等																						
		<p>・電算処理を市システムに統合することにより、旧13市町村で運用していたシステム使用料等の経費が削減された。</p> <p>なお、システムを統合したことにより、住民票・印鑑証明などの各種証明交付が市内全域でできるようになったため、市民の利便性の向上も図られた。</p>	<p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th>16年度 当初予算額(a)</th> <th>18年度 当初予算額(b)</th> <th rowspan="2">差引 (b - a)</th> </tr> <tr> <th>13市町村 経常分</th> <th>合併に伴う増分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新潟市システム経費</td> <td>—</td> <td>414,114</td> <td>414,114</td> </tr> <tr> <td>ネットワーク・セキュリティ対策経費</td> <td>31,098</td> <td>89,071</td> <td>57,973</td> </tr> <tr> <td>旧13市町村システム経費</td> <td>718,349</td> <td>64,045</td> <td>△ 654,304</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>749,447</td> <td>567,230</td> <td>△ 182,217</td> </tr> </tbody> </table>	項目	16年度 当初予算額(a)	18年度 当初予算額(b)	差引 (b - a)	13市町村 経常分	合併に伴う増分	新潟市システム経費	—	414,114	414,114	ネットワーク・セキュリティ対策経費	31,098	89,071	57,973	旧13市町村システム経費	718,349	64,045	△ 654,304	計	749,447	567,230	△ 182,217
項目	16年度 当初予算額(a)	18年度 当初予算額(b)	差引 (b - a)																						
	13市町村 経常分	合併に伴う増分																							
新潟市システム経費	—	414,114	414,114																						
ネットワーク・セキュリティ対策経費	31,098	89,071	57,973																						
旧13市町村システム経費	718,349	64,045	△ 654,304																						
計	749,447	567,230	△ 182,217																						

番号	12	項目名	公用車両の効率化
		所管課名	管財課
		合併における効果	数値データ等
		<p>・首長等三役及び特別職専用公用車を廃止することにより、公用車にかかる維持管理経費が節減されることとなった。</p>	<p>内訳</p> <p>(1) 処分台数 処分20, リース廃止2, 管理換1 計23台 (2) 消耗品 60,000 円 (3) 燃料費 3,089,993 円 (4) 整備費 1,524,207 円 (5) 自賠責保険料 255,120 円 (6) 任意保険料 662,856 円 (7) リース料 4,239,978 円 (8) 運転委託 1,128,960 円</p> <p>合計 10,961,114 円</p>

経費削減・効率化について

番号	13	項目名	新津地区資源物売却方法の見直し									
		所管課名	廃棄物政策課									
合併における効果			数値データ等									
<p>これまで、旧新津市内の取扱い業者を対象に入札を実施。</p> <p>合併に伴い、新・新潟市全域の取扱業者全体を含め入札を実施したことにより売却単価が上昇した。</p>			区分	平成16年度実績			平成17年度実績(見込)			差引		
				単価 (円/kg)	売却量 (kg)	売却額 (千円)	単価 (円/kg)	売却量 (kg)	売却額 (千円)	単価 (円/kg)	売却量 (kg)	売却額 (千円)
			アルミ	36.75	93,310	3,429	123.9~ 141.75	97,700	12,865	96.075	4,390	9,436
			鉄	3.15	404,190	1,273	26.775 ~29.19	376,960	10,495	24.833	△ 27,230	9,222
			計		497,500	4,702		474,660	23,360		△ 22,840	18,658

番号	14	項目名	新津地区埋立及び可燃残渣処理方法の見直し				
		所管課名	廃棄物政策課				
合併における効果			数値データ等				
<p>①新津地区埋立ごみの外部委託を取り止め、市内直営処分地にて最終処分することにより経費を削減する。</p> <p>②新潟地区の可燃残渣(現在埋立処理)を焼却処理することで、総埋立量の削減を図る。</p>							(単位:千円)
			項目	17年度 当初予算額 (a)	18年度 執行見込額 (b)	差引 (b-a)	
			新津埋立ごみ外部委託経費	95,970		△ 95,970	
			新津埋立ごみ運搬経費等	1,000	6,915	5,915	
			新潟地区残渣運搬経費	13,039	13,353	314	
計	110,009	20,268	△ 89,741				

番号	15	項目名	温泉源泉施設等の無償貸与による管理費の削減	
		所管課名	岩室支所 産業観光課	
合併における効果			数値データ等	
<p>旧岩室村における、岩室温泉の配湯業務については、温泉特別会計を設置し、村産業観光課の業務として行なってきた。しかし、合併後は、温泉特別会計を廃止するとともに、配湯施設を岩室温泉源泉協同組合(法人格)へ無償貸与し、維持管理業務を移譲した結果、その関連経費を削減することが出来た。</p> <p>また、同じように間瀬田ノ浦温泉についても、田ノ浦温泉旅館組合へ無償貸与した結果、一般会計で対応していた維持管理経費の削減が図られた。</p>			[岩室温泉]	
			<ul style="list-style-type: none"> ・H16予算額: 7,500千円(一般会計から温泉特別会計への繰出金: 5,000千円+一般職員人件費1人分の50%: 2,500千円) ・H18予算額: 0千円 ・削減額: 7,500千円/年 	
			[田ノ浦温泉]	
			<ul style="list-style-type: none"> ・H16予算額: 362千円 ・H18予算額: 0千円 ・削減額: 362千円/年 	

IV 市民アンケート実施結果について

合併の効果・影響に関する検証作業の一環として、現在の新潟市の行政サービスについて市民の皆さんがどのように感じているのか率直な意見をお聴きするため、平成18年4月26日から平成18年5月23日までの間に市民の皆さんを対象とした市民アンケートを行いました。

市役所本庁舎、各支所、各地区事務所等に専用の調査箱を設置し、意見募集した結果、合計で146人の市民の皆さんから貴重なご意見をいただきました。

(参考) 調査票様式

- 1 回答者の構成
- 2 問1の回答結果について
- 3 問2の市民から寄せられた具体的な意見・要望について
 - (1) 合併を評価した意見等について
 - (2) 説明を要する意見等について

合併の効果・影響に関する調査票

この意見募集は、昨年の広域合併によって市民の皆さんの暮らしにどのような効果や影響があったのかを調査するため、合併前と比較して、現在本市の行っている身近な行政サービスについてご意見をいただくものです。

ご記入方法 : 問1は該当箇所に○を付け、問2については具体的にご記入をお願いします。

住 所 地 : 旧新潟市・旧新津市・旧白根市・旧豊栄市・旧小須戸町・旧横越町・旧亀田町・
旧岩室村・旧西川町・旧味方村・旧潟東村・旧月潟村・旧中之口村・旧巻町

性 別 : 男 ・ 女

年 齢 : 20代未満・20代・30代・40代・50代・60代・70代・80代以上

問 1 : 合併前と比べて、現在新潟市の行っている行政サービスについて、全体的にどのよう
に感じていますか。

良くなった	やや 良くなった	変わらない	やや 低下した	低下した	分からない
A	B	C	D	E	F

問 2 : 問1で答えていただいた内容について、なぜそのように感じられるのか具体的な事例
がありましたら「良くなった点」、「悪くなった点」それぞれについてご記入ください。

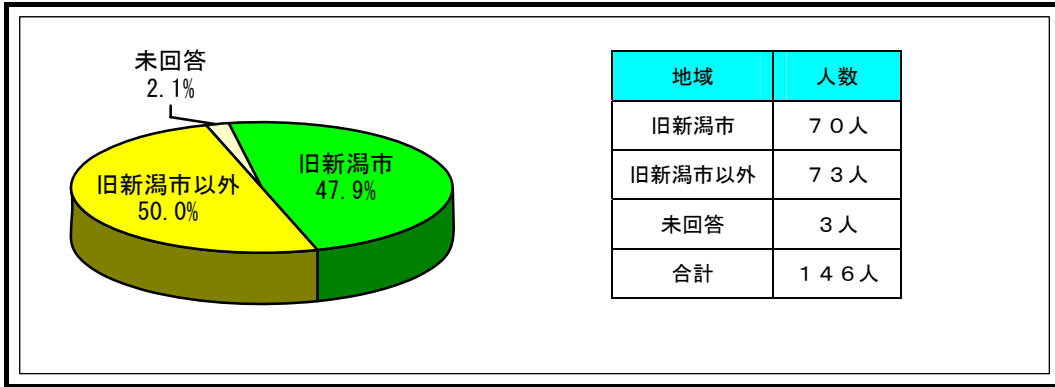
良くなった点 :

悪くなった点 :

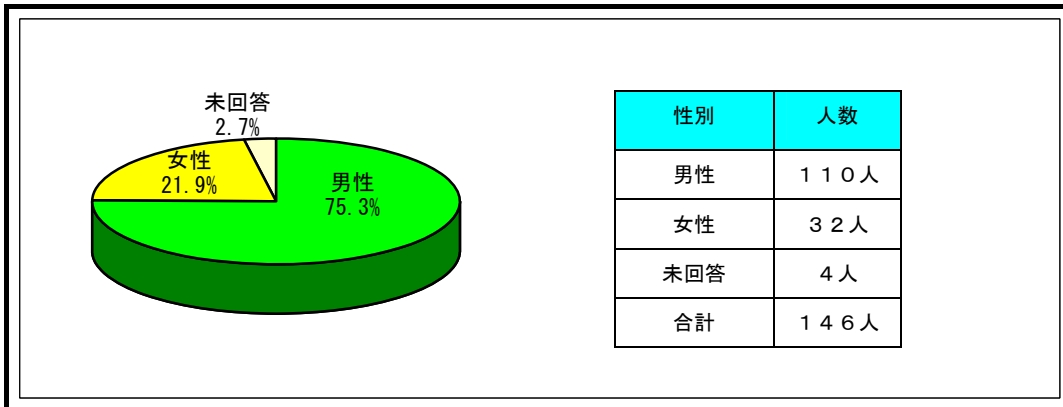
ご協力ありがとうございました

1 回答者の構成について

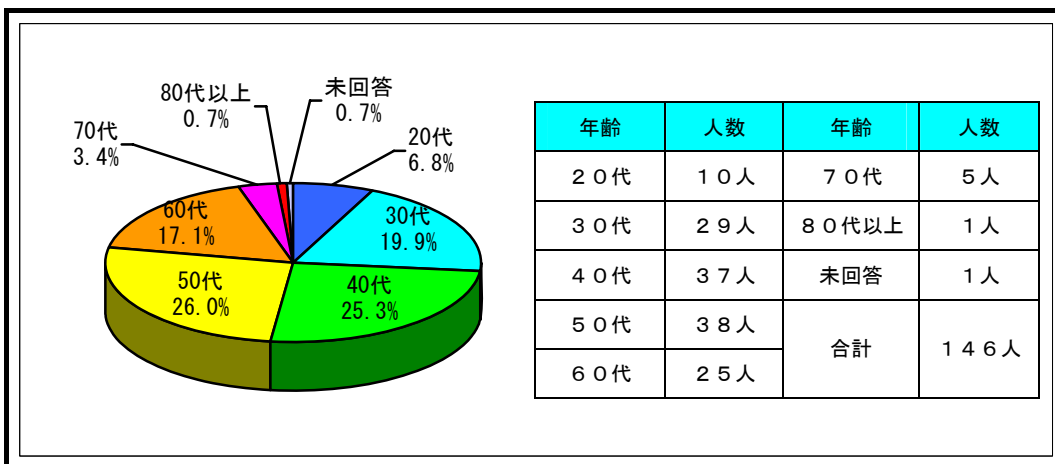
■回答者の地域別構成



■回答者の男女別構成

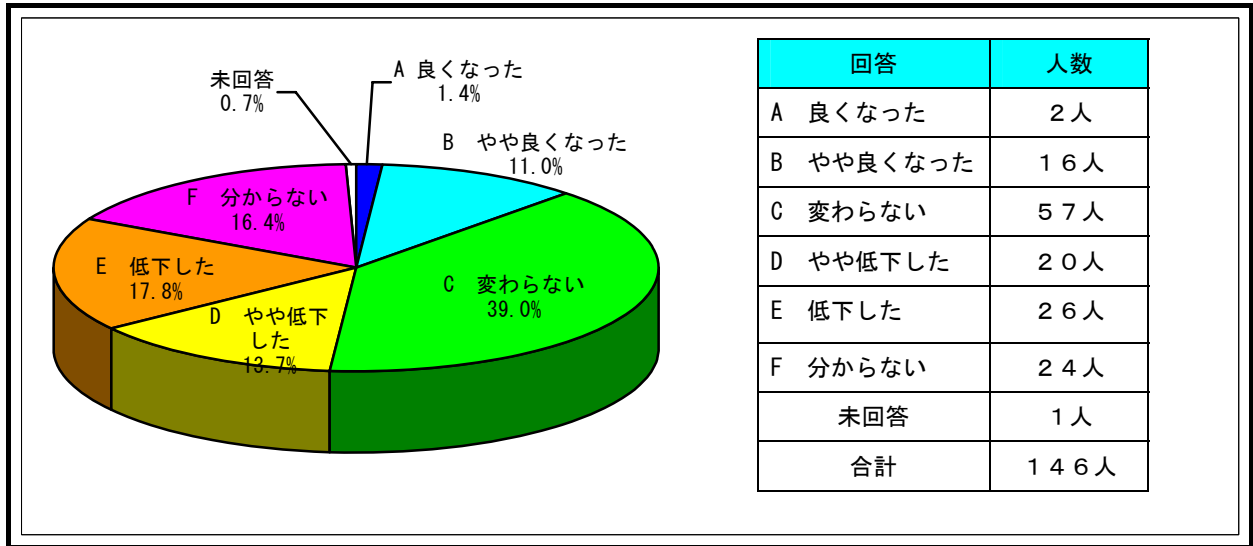


■回答者の年齢別構成

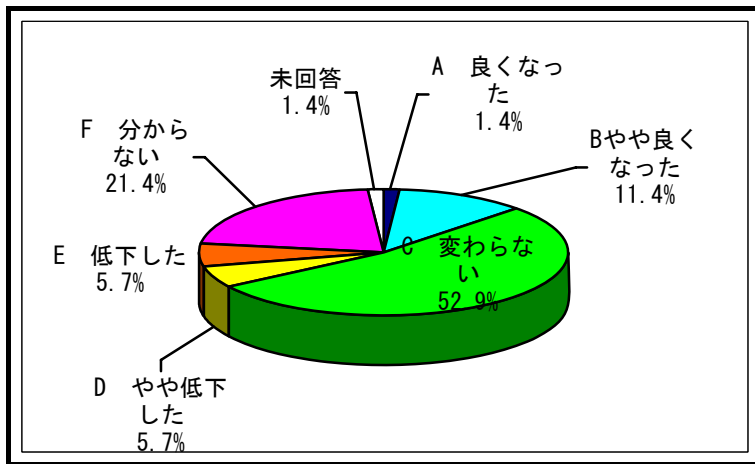


2 問1の回答結果について

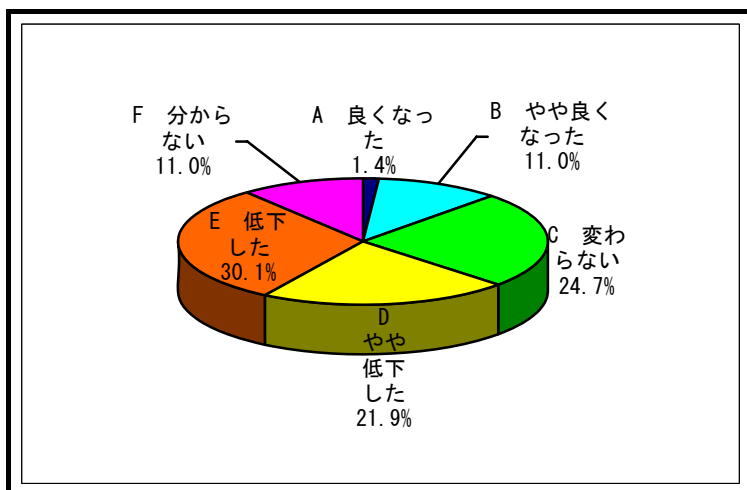
- ・設問「合併前と比べて、現在新潟市の行っている行政サービスについて、全体的にどのように感じていますか。」



■旧新潟市



■旧新潟市以外



3 問2の市民から寄せられた具体的な意見・要望について

(1) 合併を評価した意見等について

(合併とは直接関連の無いものも含んでいます)

番号	カテゴリー	寄せられた主な意見概要
1	窓口対応	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署の用件でなくとも、話しの内容を聞いてすぐに担当者に対応してくれるので良いと思う。 ・直接市民との関わりのある窓口の対応、電話の対応など好感が持てる。
2	施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉センターが無料で利用できるようになった。 ・図書館などの施設が、どこでも利用できるようになった。
3	広報	<ul style="list-style-type: none"> ・市報で新潟市全域の情報が入るようになった。 ・市報や市議会報などが、新聞折込で確実に入るようになった。 ・新潟市のホームページが充実した。
4	広聴	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントが図られるようになった。 ・市長と語る会などを通じて、市長から直接話しが聞けるようになった。
5	イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・観光名所や名産が多くなり、新潟市をアピールするものが増えた。また、観光ポスターや市HP、広報も合併前より面白くなった。
6	福祉関連	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村単位では実施されていなかった事業が、合併により実施できるようになった。
7	税・料金	<ul style="list-style-type: none"> ・水道料金が値下げとなった。
8	安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ・防災対策など良くなった。
9	窓口増加	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市内どこの窓口でも各種申請や手続き等が行えるようになった。 ・いろいろな文化サークル講演会等、社会教育の場が広がった。
10	イメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・新潟市の都市イメージが良くなった。
11	地域交通	<ul style="list-style-type: none"> ・白根で実施している循環バスが黒埼、味方、月潟も通るようになった。

3 問2の市民から寄せられた具体的な意見・要望について

(2)説明を要する意見等について

(合併とは直接関連の無いものも含んでいます)

番号	カテゴリー	寄せられた主な意見概要と対応について	
1	窓口対応	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・巻で行っていた夜間の窓口サービスが廃止された。 ・土曜日の午前中にも窓口を開いて欲しい。
		説明・対応等	<p>窓口業務の時間延長については重要な課題と認識しており、電話予約による発行制度や年度末年度始めの土日の開庁等、サービスの向上に努めてまいりました。土日・祝日・平日の夜間の各種証明書の発行につきましては9月から新潟大和の2階にまちなか行政サービスコーナーを開設し、午前10時から夜7時まで発行できる体制をとることいたしました。</p>
2	窓口対応	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民課の窓口は、混み合っているなかでプライベートな届出や話が多いのでスペースを広くしてほしい。
		説明・対応等	<p>市民課の窓口業務は、個人情報が主体となっておりますので、今までもお客様をお呼びするときでも番号でお呼びするなど、気をつけてまいりましたが、隣の席と距離を置いたり、声の大きさに気をつけるなど一層の気配りをするよう心がけます。</p>
3	窓口対応	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口が混み合っている時には、事務取扱中の職員であっても来訪者に対して早めに声を掛けたい。 ・窓口での親しみ感が無くなった。 ・きめ細かい対応ができていない。
		説明・対応等	<p>平成15年度より、親切・正確・すばやい対応を目指す「さわやか運動」に全職員が取り組み、職員の意識改革を進めておりますが、特に窓口担当課には所属長をはじめ、運動のさらなる周知・徹底を呼びかけていきたいと思っております。</p> <p>また、これまでも各支所を含めた窓口担当職員を対象に「CSマインドさわやか窓口研修」を行っておりますが、18年度も引き続き実施し、市民のみなさまに快く窓口を利用していただけるように努めていきたいと思っております。</p>
4	窓口対応	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・印鑑証明等の待ち時間が長くなった。 ・担当が不慣れなせいか処理が遅い。
		説明・対応等	<p>窓口対応においては、親切、迅速、正確を、目標にかけ、対応改善を行うため「さわやか運動」に取り組んでまいりました。不慣れな職員には研修や、先輩職員からの助言等により親切、迅速、正確に事務が行えるよう指導してまいります。</p>
5	窓口対応	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・市の相談窓口がわかりにくい。 ・合併前より手続きが複雑になった。
		説明・対応等	<p>政令市移行後は、区役所が市政のメインステージとして、市民の皆さんの相談などほとんどの窓口サービスを行っていくこととなりますので、分かりやすい区役所組織となるようにするとともに、区役所業務については、事前にガイドブックなどで十分なお知らせを図ってまいります。</p>

番号	カテゴリー	寄せられた主な意見概要と対応について	
6	窓口対応	意見等	・街灯交換に日数がかかるようになるなど対応が遅くなった。
		説明・対応等	防犯灯の設置につきましては、自治会等が設置管理する防犯灯の新設(灯具一式の取替え含む、蛍光灯等の取替えは補助対象外)に対し、補助金を交付しています。手続きは5月末日までに申請書を提出してもらい、交付決定以降に自治会等が設置(取替え)工事をし、9月末日までに実績報告書を提出してもらい、10月下旬以降に補助金を交付しています。
7	窓口対応	意見等	・これまでは受給者に代わって、担当者に書類等を作成してもらえた。
		説明・対応等	市役所での手続きに限らず各種書類の作成や申請行為等については、申請者が行うことが基本となります。書き方が分からないなど書類の作成に支障がある場合には作成のお手伝いをさせていただいておりますのでご理解をお願いします。
8	施設利用	意見等	・合併後、体育館などの施設利用に利用料金が必要となり、また補助金も削減されたことから、スポーツ少年団などの運営に支障をきたす可能性がある。
		説明・対応等	体育館などの体育施設の利用料金については、地域住民の利用・少年団の活動を含め、従来どおりで移行しています。また、補助金も合併前の水準を維持しています。
9	広報	意見等	・市報にいがたの新聞折込方式にはなじめない。ちらしと間違えてしまう。
		説明・対応等	「市報にいがた」は、市民向けのさまざまな情報を掲載して、毎週日曜日に市内全世帯にお配りしています。配布は、経費等でもっとも有利な方法として、新聞折込みという方法をとっています。他の方法として、デリバリー(民間業者による各戸配達)という方法もありますが、新聞折込みに比べ、費用が割高になります。 また、回覧板や自治会配布など、自治会・町内会にお願いする方法の場合、自治会組織がない地区や、自治会があっても加入されていない世帯もあることから、全世帯配布を確保することが難しくなります。さらに、自治会の配布担当者などの都合で配布日が遅れ、先着順での申し込みに不公平が出る可能性もあるなど、新聞折込み方式に比べ、さまざまな問題が生じます。 以上のことから、経費面および運用面を考慮した場合、現時点では、新聞折込みによる配布方法が最善と考えていますのでご理解をお願いいたします。
10	広報	意見等	・新潟市は電子行政とインターネットをPRしているが、高齢者や年金生活者などのパソコンがない家庭や操作できない者など多いことから、パソコンに頼らない行政周知も図っていくべき。
		説明・対応等	新潟市では、市民の利便性を向上させるため、これまでの広報や窓口における手続きに加えて、ホームページによる情報提供を拡充するとともに、インターネットを通じて原則24時間、自宅や職場から手続きができる公共施設予約システムや電子申請・届出システムの構築を、順次進めているところです。 一方、インターネットを利用できない市民等に対しては、これまでどおりの広報や窓口をご利用いただけるほか、来年度からは、市の各種制度、手続きなどの市政情報や施設、イベントなどに関して、年中無休、夜間でも電話やFAX等による問合せを受け付け、回答、案内を行うコールセンターを開設するなど、パソコンに頼らないサービスについても拡充してまいります。

番号	カテゴリー	寄せられた主な意見概要と対応について	
11	支所広報	意見等	<ul style="list-style-type: none"> 支所広報誌の配布回数が少なくなった。 旧市町村ごとの情報量が減った。 地元の情報がわかりにくくなった。
		説明・対応等	<p>合併にあたり、市の広報紙は「市報にいがた」に統一されましたが、地域コミュニティの醸成を図るため各支所ごとに「支所だより」を発行することとしました。支所だよりは月1回(1支所は隔月)の発行ですので、合併前の市町村で発行していた広報紙に比べ発行回数は減りましたが、可能な限り地域の情報を掲載するように努めています。また「市報にいがた」の中でも、新市の一体感醸成のため支所管内の情報もできるだけ掲載するように工夫しております。</p> <p>また、来年度の政令市移行に向け「(仮称)区役所だより」の発行に向け準備を進めており、政令市移行後も区ごとの情報を市民の皆さまにお届けし、情報量の低下を招かないよう努めてまいります。</p>
12	広聴	意見等	<ul style="list-style-type: none"> 地元の意見が通らなくなった。 議員が身近にいなくなったので、要望を伝えるにくくなった。
		説明・対応等	<p>新潟市では、ご意見にあるような懸念を払拭するため合併協議に基づき、編入された旧市町村ごとに「地域審議会」を設置し、地域の皆様の声を行政に反映することとしました。</p> <p>さらに、政令市移行後は、区ごとに「地域審議会」に代わり、区民や区域内のコミュニティ組織等の代表などからなる「区自治協議会」を設置する予定です。「区自治協議会」は、地域の多様な意見を調整し、区役所と連携しながら地域課題の解決を図る、地域と行政との「協働の要」としての役割を担うものです。</p>
13	イベント	意見等	<ul style="list-style-type: none"> 横越の恒例行事「チューリップフェスティバル」について、実行委員会に話を聞いたところ、合併したばかりに予算がつかず、チューリップの球根を植える事もできなかった、今年はボランティアの皆さんのおかげで何とか形にできたが、来年出来るかどうかとのこと。毎年楽しみにしている方々も多い行事でもあり誠意ある対応を新潟市に期待している。
		説明・対応等	<p>この事業は当初、球根の生産と販売の振興を目的として、球根組合の協力を得て実施してきました。しかし、規制緩和等により輸入球根が市場に入り、値段が暴落してきたことから生産者が減少し、また、生産者の高齢化等により作付けも最盛期の半分以下に減少してきました。また、イベントの時期は、田植え等と重なり繁忙期であることと、生産者数の減少もあり生産者の協力を得ることが難しくなってきました。</p> <p>これらのことから、時代とともにこの事業の意義が薄れてきたと判断し、合併前からイベントの廃止を検討してきました。昨年の秋、長雨で生産者自らの球根の植付けで手一杯であったことから、公園に球根の植付けができなかったこともあり、実行委員会には平成18年度から、イベントを実施しないことを説明し、同意を得たと認識しております。今後の対応として、行政の考えが正しく伝わっていないことを認識し、十分説明し理解を得ていきたいと考えております。</p>
14	イベント	意見等	<ul style="list-style-type: none"> 村民運動会など旧味方地域の行事が減った。
		説明・対応等	<p>村民運動会については、合併前から競技内容や時間を変更し継続してきました。</p> <p>合併後の平成17年度については、協力組織の自治会長等の会議で協議した結果、参加選手を集めることに苦勞するので、余り競うことない、だれでも参加しやすい競技で計画してほしという要望から、レクリエーションゲーム的な競技内容として計画しましたが、残念ながら当日雨天のため中止となったものです。</p>

番号	カテゴリー	寄せられた主な意見概要と対応について	
15	住居表示	意見等	・合併によって旧市町村名が無くなったことにより、町名を聞いても場所をイメージできなくなって困っている。
		説明・対応等	<p>上越市や柏崎市のように、平成16年5月に新しく設けられた「地域自治区」という制度を採用し、編入される各市町村を地域自治区とし、合併後の住所にその名称を冠していたなら、合併後も場所が分かりやすかったという一面もあると思います。</p> <p>新潟市におきましても、合併協議において「地域自治区」の検討は行われましたが、本市は、平成19年4月1日の政令指定都市を目指しており、政令指定都市になりますと、行政区が置かれ、住所に行政区名が付くことになるため、その時点で区名を付けることが適当であるとされました。</p> <p>政令指定都市になりますと、住所も「新潟市〇〇区」が付くことにより、当該町名のある区が限定されますので、イメージしやすくなると思います。</p> <p>それまでの間は、本市のホームページや本庁(自治振興課)を始め、各支所、地区事務所、公民館、図書館に置いてあります新旧・旧新対照表を入手して対応をお願いしたいと思います。もちろん自治振興課に電話で照会していただいても結構です。</p>
16	福祉関連	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診断の検査料値上げなど待遇が悪くなった。 ・人間ドッグの補助金がH19年度から無くなり、全額自己負担となる。
		説明・対応等	<p>基本健康診査及び各種がん検診については、合併により施設検診として医療機関などでも受診することができるようになりました。これまでの集団での日時の決められた検診に比べ、年間を通じて都合のいい時にかかりつけ医に受診でき、継続して検査を受けることで早期に病気を見つけ、すぐに治療や指導を受けられるというメリットがあります。自己負担額については高くなりますが、集団検診に比べてメリットの多い医療機関での受診になります。なお国の基準では70歳以上が無料であるのに対して市では60歳以上の方を無料としています。</p> <p>生活習慣病の予防や治療には、かかりつけ医との二人三脚が基本と言われております。市としましてはかかりつけの医療機関などで行う施設検診を中心に進めており、人間ドッグの補助は行っておりません。</p>
17	福祉関連	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・検診の案内が簡素になった。 ・これまできめ細かかった検診通知が激減した。 ・市報の情報だけを頼りに検診を受けなくてはならなくなった。
		説明・対応等	<p>成人の検診につきましては、市報にいがたでの広報のみでなく、医療機関一覧表や検診会場の案内パンフレットを同封した受診券を個別に郵送しています。また、ホームページへの掲載や、各地区ごとのチラシを作成し自治会回覧をお願いするなどして、対象となる方に周知されるよう努めています。</p> <p>子どもの健診につきましては、早期からかかりつけ医をもっていたため、3か月児と10か月児の乳児健診につきましては、医療機関で受診していただくこととしています。このため、市からの案内は少なくなりますが、日時の固定している集団健診に比べ、都合のいい時にかかりつけ医に診てもらえ、また継続して検査を受けられることなどのメリットがあります。</p>
18	税・料金	意見等	・ごみ袋の有料化が検討されているが、今後の市民負担増加やサービス低下が懸念される。
		説明・対応等	<p>現在、家庭系ごみについては、新潟・横越・亀田地区は無料、その他の地区は有料という不公平な状況であるため、ごみの分別や負担のあり方の統一について、清掃審議会においてご審議いただき、6月12日に「中間とりまとめ」がまとまったところであります。</p> <p>その内容といたしましては、分別数を9種12分別にするとともに、燃やすごみ・燃やさないごみ・粗大ごみを有料化し、その他の資源ごみについては、無料で回収を行い、ごみの減量と資源化を推進するものです。</p> <p>有料化した場合には、市民の皆様には若干の負担をしていただくこととなりますが、手数料収益(手数料収入ー指定袋作成経費等)については、資源循環型社会促進策、地球温暖化対策、地域振興費など、明確な形で市民に還元することとしております。</p> <p>また、ごみの排出面では、剪定枝の拠点回収を行い、資源化を推進するとともに、粗大ごみ回収の利便性向上などにも努めてまいりたいと考えております。</p> <p>今後、この「中間とりまとめ」を基に、各中学校区単位での市民意見交換会を開催してまいりますので、ご意見・ご要望がありましたらお寄せ下さい。</p>

番号	カテゴリー	寄せられた主な意見概要と対応について	
19	税・料金	意見等	・国民健康保険の負担が増えた。
		説明・対応等	保険料率は市町村別に設定されていましたが、旧新潟市の1世帯当たりの保険料が合併市町村中、中位でありましたことから、旧新潟市の料率に統一しました。その結果、保険料が高くなる世帯、或いは低くなる世帯とそれぞれ生じることとなりましたが、1市1保険料率で不公平感を無くし、全市の国民健康保険加入者が一体となることで国民健康保険制度を運営していくこととさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。
20	税・料金	意見等	・介護保険料の負担が増えた。
		説明・対応等	介護保険料は、介護サービス費などの今後の3年間の見込み額に応じて、3年毎に見直しを行っています。今回の第3期事業計画におきましては、高齢化が進むなかで、介護サービス費も増加する傾向にあり、保険料の負担も増えることとなります。また、平成17年度の介護保険料は、合併移行方針により不均一賦課をすることで、旧市町村の介護保険料でしたが、平成18年度からは新潟市統一の保険料とすることで、負担が増えております。ご理解をいただきたいと考えております。
21	税・料金	意見等	・今後、田圃や畑しかない農村部にも都市計画税をかけることには問題がある。
		説明・対応等	都市計画税は、都市計画区域のうち市街化区域内に所在する土地及び家屋に課税されるものです。市街化区域とは、「既に市街地を形成している区域及び10年以内に優先的、計画的に市街化を図るべき区域」となりますので、田圃や畑しかない農村部においては、今後、市街化が進み市街化区域に編入されるまでは課税されません。
22	税・料金	意見等	・納税通知が遅くなった。
		説明・対応等	<p>市税の納税通知書は、賦課を担当する市民税課及び資産税課で郵送業務を行っています。再発行納付書の送付は納税課の所管ですが、依頼があった場合は速やかに対応しています。</p> <p>個人市県民税(普通徴収)及び軽自動車税の納税通知書については、市税条例に納期が定められています。個人市県民税第1期の納期は、6月16日から6月30日まで、軽自動車税の納期は、5月16日から5月31日までとなっています。したがって、それぞれの納期の初日の前日までに納税者に届く必要がありますので、従来から、余裕をみてその2～3日前に発送作業を行っています。これらの発送作業は、合併前の旧新潟市及び13市町村においても、合併後の新潟市においても同様ですので、合併が原因で納税通知書の発送が遅くなったことはありません。なお、給与所得者については、主として個人市県民税を特別徴収の方法により徴収していますが、その場合は、特別徴収税額の通知書を、毎年5月12日に特別徴収義務者である事業所あてに発送しています。平成17年度市県民税の特別徴収税額の通知書につきましては、平成17年3月21日の13市町村合併の事務処理のため、発送が1週間程度遅くなりましたが、平成18年度においては、通常の時期に戻っています。</p> <p>固定資産税については、3年に1回評価替え作業のため当初納税通知書の発送を1ヶ月遅らせていただいています。18年度はこの評価替えの年度に当たり、5月12日付けで発送したところですが、納税通知書の発送にあたっては、第1期納期限の10日前までに届くよう、その月の12日頃発送していますが、早いところで翌日に届くところもあれば、遅れているところもあるといった現状であると認識しています。発送日は、合併前の旧市町村での発送日と特に変わってはいないことから、郵便事情等の関係かと思われそうですが、何らかの原因で遅くなる場合が考えられますので、その際はご連絡いただきたいと思っております。</p>

番号	カテゴリー	寄せられた主な意見概要と対応について	
23	税・料金	意見等	・水道料金, 下水道料金が上がった。また, 料金徴収も2ヶ月分となったことにより家計に響く。
		説明・対応等	合併における制度調整に伴い, 水道料金と下水道料金(下水道使用料)については, 新潟市の料金制度に統一されましたが, このことにより, お客様がご使用されている水道メーターの口径や使用水量によっては, 旧市町村の時に支払っていた料金と比べて, 高くなる場合もあります。そのため, お客様の負担の軽減を図る観点から, 料金が高くなるお客様に対しては, 段階的に新潟市の料金に移行していくための経過措置を設定しておりますが, 水道の提供するサービスのなかで料金水準が大きな要素であることは間違いありません。隔月で料金をいただくことについては, メーター検針や下水道料金(下水道使用料)も含めて徴収にかかるコストを削減するために行っているものですが, お客様にとって2か月分の支払い金額が高額となり, 感覚として負担感が募る, というご指摘も多々あります。このことから, よりきめ細かなサービスを提供していくため, 今後毎月徴収が可能な制度の導入に向け準備を進めていきます。
24	税・料金	意見等	・し尿汲取り料を直接業者に払えず, 全て金融機関で納めなくてはならなくなった。口座振替ができない人もいるので考慮してほしい。
		説明・対応等	旧白根市のし尿汲取りは許可制度でしたが, 合併後は, し尿の収集を自治体の責務とする新潟市の委託制度に変更になりました。市の委託制度では, 法令により, 汲取り業者が, 利用者から直接料金(清掃手数料)を徴収することが禁じられています。口座振替ができないご家庭には, 納付書を送付しておりますので, お手数ですが, 金融機関や白根支所などでお支払い下さるようお願いいたします。
25	補助金	意見等	・老人クラブ等の団体への行政の援助が大きく低下した。
		説明・対応等	老人クラブ及び老人クラブ連合会の運営に係る補助金の額は, 合併市町村ごとに大きく異なっておりましたので, 新潟市の補助基準額に統一をいたしました。しかし, 減額が大きい旧白根, 市と旧亀田町に限り政令市移行までの条件で, 一部激変緩和措置を取りました。また, 旧市町村の大部分の老人クラブ等は, 事務的な業務を社会福祉協議会にお願いしていましたが, 社会福祉協議会からは団体の自立を促されています。市としても団体の自立を望んでいます。
26	補助金	意見等	・市ジュニア合唱団への補助金が無くなったことにより保護者の負担が多くなった。
		説明・対応等	ジュニア合唱団を含め, 新潟市芸術文化振興財団が主催するジュニア育成の事業では, 平成17年度まで参加費を徴収せずに, 主に市の補助金で運営を続けてまいりました。指導内容等の充実を図るにあたり, 保護者から一定の負担をいただくことについて保護者会と話し合いを進めてまいりましたが, 他都市におけるジュニア育成事業の状況も参考にし, 平成18年度から一人あたり月額2~3千円の参加費を負担していただくことにご了承いただいたものです。合併により, 新潟市がジュニア合唱団に対する補助金の交付を取り止めたわけではございませんので, ご理解のほどよろしくお願いいたします。
27	補助金	意見等	・委託費が削減されたにもかかわらず, これまで町の仕事だったものが自治会に回ってきた。
		説明・対応等	市では昭和48年4月から現行の事務委託制度により自治会と事務委託契約を締結し, 市からの文書の配布・回覧等の事務を委託し, 委託料をお支払しています。これまで業者に配布を委託していたところは, 合併後制度を統一したことにより自治会への事務委託に変更になり, また合併前から自治会が配布・回覧していた場合の委託料も制度を統一した結果, 額が変更になりました。

番号	カテゴリー	寄せられた主な意見概要と対応について	
28	土木行政	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・合併前より除雪の回数が減った。 ・降雪時の除雪対応が遅い。
		説明・対応等	<p>除雪については、旧新潟市及び各支所において作成する除雪計画に基づいて実施しており、除雪路線や出動基準等は合併前と変わっていない。</p> <p>車道の除雪出動は、旧新潟市及びほとんどの支所で積雪が10センチメートル以上になったら出動することとしているが、今冬は例年より冷え込みが厳しく(12月～2月の最低気温で約2℃低い)、路線によっては降雪後すぐに凍結してしまい、効率的な除雪作業が実施できないところがあり、結果的には回数が減ったと思われる要因の一つになったと考えられる。</p> <p>降雪時の除雪対応については、道路パトロールの充実や国、県及び関係機関と連携を図りながら、効率的な除雪作業を実施していく。</p>
29	土木行政	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路整備が遅れている。地元が数年に渡り、市に対して要望しているにもかかわらず、年々遅れている。市の中心部ばかりではなく、郊外までも視野に入れた行政運営を行ってほしい。
		説明・対応等	<p>数多くの懸案箇所や要望箇所を限られた財源のなかでの道路整備は、優先度や事業効果の評価を行い、効率的で効果的に行うことが必要であると考えております。</p> <p>このようなことから、中心部、郊外を問わず、市民の方からいただいている多くの要望につきましてはすべて対応できている状況ではありませんのでご理解をお願いいたします。</p>
30	組織	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・確定申告時に、納付証明の再発行をしてもらいに支所に行ったのだが、国民健康保険分の証明は支所で発行してもらえたが、介護保険分の証明は後日本庁から郵送すると説明された。
		説明・対応等	<p>介護保険料の納付証明書の発行については、どの支所でも発行が可能となっております。しかし、支所によっては、国民健康保険料の納付証明書を発行する窓口と介護保険料の納付証明書を発行する窓口が異なる所がございます。行かれた窓口の職員が、そのことについて不知だったものと思われるので、今後、このようなことがないように窓口課への周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。</p>
31	組織	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな区役所、小さな市役所と言っているが、これ以上サービスが低下しないようにしてほしい。業務によって支所に対応できるものと、本庁でしか対応できないものがある。
		説明・対応等	<p>政令市移行後は、市民に身近なサービスのほとんどを区役所で提供できる体制を整えてまいります。また、区役所に予算執行権など必要な権限を委譲し、市民の皆さんに身近な事務・事業を区役所で完結できるようにしていきます。</p>
32	組織	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・市の組織が大きく、旧新潟市への中央集権化が進んでいる。支所のことなど考えていないのではないか。 ・合併前と比べ役所が縦社会になっている。担当者がいないと担当外の職員では対応できていないと思う。 ・合併前よりも住民に身近な問題に対して即応した解決ができなくなっているように思う。
		説明・対応等	<p>政令市移行後は、分権型政令市を目指し、区役所に予算執行権や一定の人事権など必要な権限を委譲することで、市民の皆さんに身近な事務・事業を区役所で迅速に判断し完結できるようにしていきます。また、区役所の課の組織も大括りとするなど、総合的に対応できるよう図ってまいります。</p>
33	組織	意見等	<ul style="list-style-type: none"> ・支所により課の扱う業務が違ってわかりづらい。他地区の支所に行くと税の証明書関係や、国民健康保険料、介護保険料など、それぞれ別の課に行かなくてはならない。
		説明・対応等	<p>現在の支所については、合併前後で各地域の市民の皆様が混乱しないよう、旧市町村の課を原則変えないようにしてきたことから、ご指摘のような問題がありますが、政令市移行後は、ご意見にありました税の証明関係や保険料関係などははじめ、大半の窓口サービスについて、お住まいの区にかかわらず、どこの区役所に行っても手続きできるようにしていくことから、市民の皆様に分かりやすいよう、窓口部門の課が取扱う業務は各区役所とも同一にしていきます。</p>

番号	カテゴリー	寄せられた主な意見概要と対応について	
34	組織	意見等	・国民健康保険の申請を支所で行ったが、合併前と比べ書類を本庁に経由しなければならず不便である。旧町のときは役場と直接のやりとりで済んだ。
		説明・対応等	申請等窓口における手続きにつきましては、合併前と変わらないよう取り扱いすることとさせていただいたところです。どこの窓口でも手続きができ、同一のサービスが提供できるようにと努めておりますが、ご不便をお掛けしているところがあるようでしたら可能な限り事務改善に努めてまいります。よろしくお願ひします。
35	安心・安全	意見等	・小・中学生をターゲットにした事件や、事故が多発しているの、行政が中心となってシルバー世代を活かした防犯体制を構築してほしい。核家族世帯では共働きが増加しており、子ども達を守りたくても時間や余裕がない。 例えば、親が帰宅するまで子ども達を市の施設や近隣住民で預かってもらい、預かってくれる近隣住民には、市や保護者から応分の謝礼をするなどの対応ができないものか。
		説明・対応等	新潟市では、青色回転灯車両による犯罪多発地区を中心とした防犯パトロールや下校時における小中学校通学路での子ども安全活動及び広報装置を使用した防犯広報を実施しております。地域でも子どもの登下校時にパトロールを行う「セーフティスタッフ事業」を実施しており、現在約4千名が登録し各地区において子どもの安全に配慮した活動を行っております。また今年度から新たに地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業としてスクールガード・リーダー(防犯の専門家)が学校や通学路を定期的に巡視・点検し、学校の警備上のポイントや通学路の危険箇所等について学校を指導・助言し、セーフティスタッフに対しても学校の警備や通学路等のパトロールのポイント・注意事項を具体的に指導していくこととしております。学校でも、集団下校や安全マップによる子ども達へ指導や子ども110番の家の確認・啓発を行っており、また地域の方が主体となり子ども達と活動を通じてふれあいを深める「ふれあいスクール事業」も平日の放課後(1～2回)と土曜日の午前中に学校を開放して活動を行っており、また就労等により昼間保護者のいない家庭の小学3年生までを対象に子どもの健全育成と自立を目的とした「ひまわりクラブ事業」や、児童館、児童クラブにおきましても、子どもの受け入れを行うなど子どもの安全に配慮した事業を実施しておりますので、これらを有効にご活用していただければと思います。 シルバー世代を活かした防犯体制を構築してほしいのご意見ですが、自治会・町内会や育成協議会での防犯パトロールやセーフティスタッフには既に多くのシルバー世代の方々からご参加いただいているところでありますが、現在小学校単位で地域コミュニティ協議会が設立されてきておりますので、シルバー世代や地域の方々に広く呼びかけやお願いをしてみたいと思います。子どもの安全を守るには行政だけでは限度もあり、家庭、地域、学校及び警察などと協働しながら進めていかなくてはならないと考えております。
36	事務調整	意見等	・旧市町村で行っていたサービスが、当分の間合併後も経過措置として続けられている事例が多いと聞いているので、今後それらのサービスがどうなるのか心配である。
		説明・対応等	合併における行政サービスについては、原則として新潟市の制度に統一することにより、複数の行政制度の混在を避けながら、全体的な行政サービス水準の引上げを図りました。 一方で、合併時に制度を統一すると市民生活に大きな影響を与えるものなどには、旧市町村の行政サービスを経過措置として一定期間続けることとしたものです。 一定期間を経過したサービスについては、制度の統一を行うこととなりますが、期間の定めのないものについては、社会状況や旧市町村の状況などを考慮しながら新しい新潟市として制度の検討、調整などを行うこととしています。
37	その他	意見等	・市議会の質疑応答がセレモニー化したのではないかと。
		説明・対応等	ご指摘の趣旨が本会議か委員会か不明な点がありますが、合併後の議会における会議運営においては、議員数がふえたこと以外は、運営上の規定やその他申し合わせ等に変更はなく、合併前の議会と同じように運営されているものと思っております。なお、ご指摘のことにつきまして、より具体的なご意見をいただければ、議会内におきまして検討を行っていくこととなります。

番号	カテゴリー	寄せられた主な意見概要と対応について	
38	その他	意見等	・合併前は、これまで校外部活動にスクールバスを使用できたが合併後不可となった。
		説明・対応等	<p>スクールバスは、学校統合等により児童生徒の通学時の安全確保を目的に運行されるもので、合併に際し、各市町村において校外学習等学校行事での利用実態があったことから、当分の間地域限定でこれらの利用についても認めることとしたものです。</p> <p>部活動の送迎については、行政の仕事の範囲をどこまで求めるかの問題に行き着きます。部活動は、学校教育の上で重要な役割を果たしていますが、ある面で学校、保護者、指導者の協力によって成り立つものであり、対外試合への参加に当たっても地域のバックアップや助け合いを児童生徒が実感できるいい機会でもあると思います。現実の問題として、多種多様な部活動に対し、バス所有の有無、運転員の確保、使用の公平を保つことなど難しい問題も出てきます。</p> <p>市教育委員会では、部活動の対外試合や県外への遠征については、できるだけ公共交通機関や貸切バスの利用をお願いしています。</p>
39	その他	意見等	・友人が亀田支所駐車場に梅まつりのため駐車したところガラスを割られた。支所体制になり人手不足になったからではないか。
		説明・対応等	<p>実行委員会では、梅まつりイベントの開催当日は、人出も一番多いことから亀田支所駐車場には、例年どおり警備員を配置し、通行車両の誘導・整理にあたってきましたが、今回、初めて梅まつり期間中も含めて車両のガラスが割られたという話を聞きました。</p> <p>梅まつりは今回で6回目を迎え、駐車場の整理・管理については合併で支所体制となっても、変わることなく従来どおり行っていますが、今後はこの情報を警備員及び実行委員会で周知徹底し、対応に努めていきたいと考えています。</p>
40	その他	意見等	・新潟市と合併したのに税務署、法務局、職安等において新発田まで行かないといけないことがある。
		説明・対応等	<p>国の出先機関の管轄は、国独自の基準で決まるので、合併しても新市の区域に合致するとは限りません。新潟市でも、できるだけ合併後の行政区域に配慮するよう働きかけていきます。</p>